

平成23年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第1号

平成23年9月1日(木曜日)午後14時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君	代表監査委員	久保田喜久男君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

諸般の報告(市長から新盆回りの説明・質疑応答)

日程第3 報告第7号 平成22年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について

日程第4 報告第8号 平成22年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

- 日程第 5 報告第 9号 専決処分の報告について
報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第 6 議案第48号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について
議案第49号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第51号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第52号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第53号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
議案第55号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第56号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第57号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第58号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第59号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第61号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第62号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第65号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第66号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 決算審査特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

諸般の報告（市長から新盆回りの説明・質疑応答）

追加日程第 1 緊急質問

1 5 番 山内庄兵衛議員

1 4 番 栗山千勝議員

日程第 3 報告第 7 号 平成 2 2 年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について

日程第 4 報告第 8 号 平成 2 2 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 5 報告第 9 号 専決処分の報告について

報告第 1 0 号 専決処分の報告について

日程第 6 議案第 4 8 号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について

議案第 4 9 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 0 号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 1 号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 2 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 3 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 4 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 5 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 6 号 平成 2 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 7 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 0 号 平成 2 2 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 6 1 号 平成 2 2 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 6 2 号 平成 2 2 年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

日程第 7 決算審査特別委員会の設置について

開 会 午後2時00分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成23年かすみがうら市市議会第3回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、10番 鈴木良道君、12番 矢口龍人君、13番 藤井裕一君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月1日から9月22日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配布いたしました各月の行事等一覧表のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配布いたしました委員会活動

状況一覧表のとおりであります。ごらんおきます。

次に、閉会中の所管事務調査として、総務委員会・文教厚生委員会・産業建設委員会の調査の経過並びに結果について、委員会の調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等についてご報告いたします。

本委員会は平成23年第2回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました。所管事務の調査項目につきまして、8月10日に委員会を開催しました。協議事項といたしまして、防災についてということで、防災暫定計画及び予算措置について、千代田庁舎の災害復旧について、行政組織の改革について、総務委員会の所管に関する事項についてということで、かすみがうら市消防団再編計画について、公用車の運行についてということで、市長公用車の運行等について、入札制度について、以上、6件の調査を実施いたしました。

調査をするに当たりましては、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

1点目の防災暫定計画及び予算措置についての調査においては、東日本大震災を踏まえ、防災計画の見直しまでの間に運用する暫定計画等について調査を実施いたしました。

2点目の千代田庁舎の災害復旧についての調査において、市が計画している千代田庁舎の復旧については現在の庁舎の耐震強度が不足していること、今後は耐震補強することにより、現在の庁舎を使用していく方針であることを確認いたしました。

3点目の行政組織の改革についての調査においては、職員数の現状や見込み等について説明があり、定員適正化計画における職員数の目標は達成しており、現在の事務事業やその執行方法を維持していくためには、行政組織の規模や職員数について、現状を維持していく必要があるとの説明がありました。

4点目のかすみがうら市消防団再編計画についての調査においては、現在の10分団54部制を10分団21部制に再編する計画の説明があり、それに伴い現有の56台の車両を21台にする計画であること、消防団員の条例定数660名は維持していく考えであるとの説明がありました。

5点目の市長公用車の運行等についての調査においては、前回に引き続き、公用車の運行の状況を調査しました。また、今後の公用車の管理においては、管理規定を定める方向で検討中であるという説明がありました。

6点目の入札制度についての調査においては、制度改正については9月までの入札の状況を集計し、入札制度検討委員会で協議をしていくとの説明がありました。

以上、概要を申し上げましたが、協議の経過、内容については、お手元に配布させていただいている委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、文教厚生委員会委員長からの報告についてであります。文教厚生委員会からは会議

規則第99条の規定による委員派遣承認要求書が7月5日付をもって提出され、文教厚生委員会所管の被災した施設等の現状確認のため、委員派遣をすることを7月5日、議長において承認しておりますので、その結果も含めてご報告願います。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は平成23年第2回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について平成23年7月5日、6日、及び8月25日に委員会を開催いたしました。

7月5日、6日の委員会では、委員会の調査事項として文教厚生委員会の所管に関する事項について調査をいたしました。当事項の調査として、東日本大震災により被災した文教厚生委員会所管に係る施設等の現状確認について現地調査をするため、5日の委員会において委員派遣を議決し、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、議長より承認を得た後、5日に千代田地区の施設等を、また、6日に霞ヶ浦地区の施設等について、2日間で合計28カ所の現地調査を実施いたしました。

現地では、各担当部署から修繕等の対応状況について説明を受けました。両日とも現地調査終了後、会議室において引き続き調査を実施し、執行部より今後の予定も含め報告、説明を受けました。その中におきましても、千代田中学校の体育館においてはつり天井が広範囲に落下したということで、幸いに生徒にけがはなかったとの報告でありましたが、各委員より、今後の修繕については慎重に実施してほしいとの意見が出ました。

次に、8月25日の委員会では、教育施設、文化施設、体育施設、及び福祉保健施設に関する事項として、さくら保育所の民営化についてを議事とし、説明を求めました。さくら保育所の民営化につきましては、一部の委員からは、公益法人であるから営利を目的としてはならないとの意見もあり、さらには、その意見に加え、雇用条件が大変よくないというような意見もあわせて出されました。

今、このさくら保育所の民営化という取り組み、これは先ほど市長の答弁の中にもありましたとおり、日本全国における中で公益法人がどのような財政運営をすべきかということも含めて、先般、2008年には公益法人に関する幾つかの法律が改正されまして、皆さんもご承知のとおり、国において事業仕分け等で行われたような財団が各種会計の基準を見直して、今現在、名称等も変更して運用している状況でございます。

当市におきますさくら保育所の民営化というのは、これは皆様もご推察のとおり、公費の負担をなるべく圧縮したいという考えに基づくものであります。しかしながら、サービスは低下してはならないということもあります。ここで営利を目的としない法人ということをお宮嶋市長における執行部において、これを原則としてとらえることは、私、委員長としては各種公益法人の法律改正には即さないなというふうを感じる次第でございます。

そういった中で社会福祉法人は、先般、2008年の公益財団法人等の法律改正には直接該当はしませんけれども、社会福祉法人の会計基準も例年見直されておる形でございます。これは保育所に限らず、介護関係もあわせての見直しでございます。そういったことから、単に公益法人が営

利を目的としないということから、すなわち、その事業が赤字でなければならない、こういう意見になって、解釈になってしまいますので、こういった事態は今後のこの厳しい財政状況の中ではそぐわないというふうに理解するわけでございます。

そういったことから、このさくら保育所の民営化については、このスポット的な事業の計画発表が若干拙速な形はありますけれども、関係の地権者の意思の合意、さらにはその保育所をご利用される園児の皆さん、保護者の皆さんの合意形成が最低必要でなかろうかというふうに委員会でも申し上げた次第でございます。

それに加えて、改めて執行部におかれましては、この社会福祉法人の、営利を目的としないという、この原則に現状の民営化の形の中でこういったことが本来市民の皆様、国民の皆様のためのものかということ、いま一度精査をいただければというふうに考える次第です。

また、福祉部門（あじさい館）の教育委員会の事務委員についても議題といたしまして説明を求めました。こちらにおきましては、先ほどの総務部長の全員協議会における説明のとおりでございますが、一元化の方向であるということまでの事務的な言及でありましたけれども、ひいては霞ヶ浦庁舎から教育委員会が移転し、その空いた霞ヶ浦庁舎の部分をどのように活用するのか、こういったことに結びつくわけでございます。

そういったことから、議員の皆様におかれましては、本件につきましてはいま一度慎重なご検討をいただければというふうに考える次第でございます。

また、国民健康保険、介護保険、及び国民年金に関する事項として、国保税改正に伴う中間報告と本算定の状況についても議題といたし、説明を求めました。

そして、最後に、小学校教育及び中学校教育に関する事項として、高校への進学率についてを議題として調査いたしました。こちらにつきましては、前年度の県内の各市町村の進学率の統計表がありまして、当市が県内でも44市町村中43番目の高校進学率ということで議題としたわけでございますけれども、率から言えば90後半という数字でありまして、その数字だけをもとに考えれば、特段の問題はないのではないかというような執行部からの意見もありましたが、私は、事務方のトップなら理解できる部分もあるのですが、教育者の代表である菅澤教育長が若干、数名進学できない者があっても特に問題はないと、開口一番おっしゃいました。私は、今後、先ほどのあじさい館も含め、教育委員会が新たな事業にも取り組むという部分、さらには当市の子供たちが将来にわたって、この経済が大変な状況においても才能を将来のために磨かなければならない。そういったところから、私は、非常に疑問視する答弁であったというふうに考える次第でございます。

そして、宮嶋市長にも菅澤教育長を任命、推薦したことをいま一度ご認識をいただいて、当市の教育委員会、ハード面も含めた事業展開をよくお考えいただければというふうに思う次第でございます。

以上4件について調査を実施し、執行部から説明を受けた次第でございます。7月5日、6日の調査の内容、経過につきましては、後ほど調整いたします委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。なお、8月25日の会議録が次期定例会に配布予定でございますので、よろしく願います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の所管事務調査の協議経過についてご報告をいたします。

本委員会は、平成23年第2回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、7月27日に委員会を開催いたしました。委員会の協議事項として1番目に、負担金、補助金及び交付金に関する事項、2番目として、商工業の振興に関する事項の2件を調査いたしました。

1番目の負担金補助及び交付金に関する事項としまして、市の商工会補助金についての経過等の説明を受けました。

2番目として、商工業の振興に関する事項として、板橋区のアンテナショップの概要について説明を受けました。アンテナショップの開店が7月ということもあり、この件に関しましては、その後の経過等も見て、再び調査いたします。なお、委員会の調査経過並びに概要についてはお手元の会議録のとおりであります。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で委員長報告を終わります。

次に、監査委員からの報告、法第235条の2第3項の規定による平成23年5月から7月分までの「例月出納検査報告書」及び法第199条第9項の規定による「平成23年度財政支援団体等監査（指定管理者監査）結果報告書」の抜粋（写）をお手元に配布いたしておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますのでごらんおきいただきたいと思います。

次に、本日までに受理いたしました請願は、お手元に配布いたしました「請願文書表」に記載のとおり、請願第6号「教育予算の拡充を求める請願」及び請願第7号「早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願」の2件であり、所管であります文教厚生委員会に付託したいと思いますので、ご報告いたします。

また、陳情2件を受理し、お手元に写しを配布いたしましたので、ごらんおきいただきたいと思います。

次に、平成23年第2回定例会の会議録を配布しておきましたので、ご活用願いたいと思います。

なお、会議録に誤字等が発見されたため、あわせて正誤表を配布させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

次いで、今回の「新盆回り」の新聞報道等の経緯等について市長から報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

本日は、平成23年第3回市議会定例会の開会日にご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

このたびの私の起こしました新盆回りに関する不祥事につきましては、議員の皆様初め市民の皆様大変なご心配、ご迷惑をおかけいたしました。この場をおかりしまして深くおわびを申し

上げます。申しわけありませんでした。今後はこのようなことを二度と繰り返さないよう努めてまいり所存でございます。

なお、本日、上程いたします議案につきましては、慎重なご審議を賜りますよう、あわせてお願いを申し上げます。

○議長（小座野定信君）

質疑のある方は挙手願います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、不祥事に対して、二度とこのようなことがないようにおわびを申し上げますということだけだったんですけれども、全員協議会でかなり議論がされましたけれども、簡単にそのおわびという中身だけじゃなくて、釈明をきちっとやっていただきたい。内容について全協でお話したとは思いますが、整理をして簡潔にご答弁、もう一度、釈明をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

経過等につきまして、少し詳細にお話をし、おわびを申し上げたいと思います。

まず、この新盆回りにつきましては、例年、数十年にわたり私は続けてきたことでありまして、大変軽率であったわけでありますが、自分で新盆回りをすれば公選法上のことも全然問題ないと、こういうふうな認識でございました。昨年もやっておりましたが、ことしも同じような形で新盆回りを、線香と現金を持って、現金というかお香料を持って、市内の45軒、また、市外は全然問題ないわけでありますが、市外15軒と合わせて60軒ほどの新盆回りを13、14日の2日におわびに行ったものであります。

13、14に回りましたので、その週の金曜日の夜に、どうも警察のほうでこのことを調べているようだというような話をちょっと伺いましたので、何か問題があるのかなという認識をそのとき持ちまして、土日挟んで月曜日の朝一番で土浦署のほうへ出向きまして、警察が捜査に入っているような話も聞くんですが、何か差しさわりがあったのでしょうか、あったとすれば大変申しわけなかったということを申し上げました。

署長と捜査2課長にお話をしたわけでありますが、そのときに、詳細をお話しするつもりでありましたので、13、14日に回った、基礎データになっております名簿をお持ちして、それから配った内容等について詳しく説明を始めましたところ、資料が原文そのままであったので、少し乱雑なところもありまして、改めて資料を出してほしいと、きちんと整理して、市内の分だけ出してもらえばいいよということをおっしゃいました。

署長には、いわゆる自分で回れば問題ないと思っていたことが問題あったのかなということをお聞きしたところ、署長は、そのことについてはノーコメントということで、捜査はしているということのみをおっしゃいました。どうも捜査しているということは、これはまずいんだなと思ったわけでありまして、その後、新聞記者の方のお話等もありまして、どうもいろいろなケースが公費で出したり、私費で出したり、ものを配ったり、お金を配ったりと、いろいろなことがありますが、いわゆる私が思っていた、自分で配れば問題ないというのがどうも誤りであったみた

いだと、そういう認識に至りました。

その勘違いの主な原因は、いわゆるお葬式の際、または通夜の際は自分で回れば問題ないということを確認しておりましたので、そのことを新盆回りにもうかつにも適用してしまった、こういうことでありまして、公選法の寄附行為に当たるらしいという認識を今、持っておりまして、こういったことで初歩的なミスであります。市民の皆様、また、関係者の皆様、また、こういう大変面倒なことでお忙しい警察を煩わせたということをお大変心苦しく思っておりまして、そのことについて、決してもうこういうことのないように、来年からはこういった回り方はしないと、こういうふうを考えておりますので、お許しを賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

全協でも、今の説明でも、公選法違反という認識が全くなかったと。あわせて、旧霞ヶ浦町で当時の町長が新盆回りで私費で生花を送ったということや、公選法違反容疑で書類送検されたということについても失念していたと。あわせて、坪井市長が洋酒を配ったということについても全く忘れてしまっていたというふうな答弁が前に全協でありましたけれども、公職についている者がこういう事態について全く認識をしていないというのは、ちょっと市民の皆さんにとっては非常に不思議だというのが大方の意見なんです。これについてだれかに相談というのはしなかったのか、その点について一つお伺いしたいと思います。

それと、後でお調べになったかどうかわかりませんが、新聞では、選挙管理委員会では公選法違反の疑いが強いということになりますと、何らかの処分が来るものというふうに思います。私は、間違いなくこれは公選法違反だというふうに判断しておりますが、これについて選管のほうとの接触、選管からの答えはなかったのか、その2点、お聞きしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

相談したのかどうかということではありますが、そもそも自分で回れば問題ないという認識でありますし、去年は自分で回った中でも政治家の方々の線香等も見ていたわけでありまして、何年もやっていますから、当然、新盆回りでは何年もこういうことを繰り返してきていたわけでありまして。もともと、全然、お葬式、通夜と同じ認識を持っておりましたので、相談しなかったというわけではないのですが、新盆回りはするよということをお秘書課にも話しておりました。どういうふうな回り方するか、全戸にメッセージでも出したほうがいいのか、従来どおり線香を持って歩いたほうがいいのか、お盆になるまでははっきり決めていなかったわけですが、少なくとも公的な方にはお線香だけは持って回ろうということで、1週間ぐらい前にお線香だけはつくっておったものであります。

メッセージ等をその後、全戸に流したりとか、あるいはメッセージだけ持って歩くという意識は全然なかったわけでありまして、問題になってからですね、警察に行ってから、警察に行ったときも、まあ、警察の署長と課長の話では、問題があるとは言っていないんですね。ただ捜査す

るということをおっしゃったので、捜査するということが問題があるんだろうと私はそのとき初めて認識したわけです。で、帰ってきて、秘書課のほうに、帰ってきてから、どうなんだろうかと、これ、やっぱりまずかったのかなと、こう言いましたところ、今、庁内の選管の担当者に聞いているんだけど、どうもはっきりしないという返事をいただきました。

そのうちに、いずれにしても、何かもしかしたらまずいんだろうと思いましたから、ましてや警察がこの忙しいのにそういったことで迷惑かけているということで謝ったわけですが、少なくともその1点では、それから市民の方も、何だよということに心配しているということに対して大変ご迷惑をかけたということで、謝らなければという考えでおりました。

そうこうしているうちにすぐ新聞社が参りまして、新聞記者の方から、こういうケースはこうだよ、それから何年か前に坪井さんがこうだったよ、それから、郡司町長がこうだったよという話を聞きまして、なるほど、そうなのかなと。そのときの話でも、公費でやれば問題なかったんだという話が、郡司町長の場合は公費でやったから問題なかったんだという話を新聞記者から聞かされましたが、で、そう言われてみれば、ああ、なるほど、公費でやればいいのかなと思ったんです。

ところが、その後ですね、やはり新聞記者の方が言っていたことも必ずしも当たっていないと。公費でやっても私費でやっても全部だめだったという情報もありまして、いずれにしてもこの新盆回りっていうのは、日本人の古来からの習慣でありますから、ただ、公選法が改正になってからいろいろな適用、違法事例が出てきているわけでありまして、非常に判断が分かれるところであるというのは大分私も認識しましたが、しかし、そういったことのかんにかかわらず、あえてそういうリスクを冒してまでやるべきものではないなど。これは自分の認識が間違っていたと。こういうのは一つの、政治家になった以上、悪癖であると。これはもうきちんとけじめをつけて、来年からはお悔やみ申し上げるときも名刺1枚なりメッセージを出しておくなりと、そういった対応にしようということをお、考えているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、選挙管理委員会との接触はなくて、新聞記者のほうに県の選管なりに情報を提供して、こういう場合どうなのかということで公選法違反の疑いがあるというふうな記事を書いたというふうに私は取れたんですけども、直接選管に問い合わせたことはないということで、新聞記者からの情報だということですね。まず一つ。もう一つね。違うようだったら違うって後で言ってください。

それと、ブログで、今後は警察署や選管当局の指示に従い、きちっとした対応に努めますということなんですけれども、前回の、当時の旧霞ヶ浦町長は、書類送検されて起訴猶予というふうになったというふうに聞いておりますが、今、今後は警察署や選管当局の指示に従い、きちっとした対応に努めますというふうに言っていますが、これについてはどういうふうな判断をするのか。今、考えていることがあればお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

警察署に月曜日に報告に行き、帰ってきてすぐ、まあ、記憶によればですよ、秘書課に、やっぱりまずかったみたいかなという趣旨のことを言いました。そうしたら、秘書課長が、今、選管に問い合わせしているっていうのは、そのときの私の感じでは、市の選管に確認している。だけど、どうもはっきりしないみたいなんですということだったんです。で、その選管の見解がはっきりわかったのは、私は新聞報道によって、県の選管が違法性が高いという記事が新聞記事に載ったので、ああ、県の選管はこのケースでそういうふうに判断しているのかなと、こういうふうに思ったわけでありまして。

あと、もう1点、今後の事態の推移にどう対応するかということだと思っておりますが、今はすべて警察の捜査にお任せしておりますので、警察の判断、もしくは、さらに送検になれば検察の判断ということになると思うんですが、いずれにしても司法判断が出てからきちんと対応したいと思っております。

○議長（小座野定信君）

よろしいですね。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで日程の追加についてお諮りいたします。

15番 山内庄兵衛君から「火葬場の建設について」及び「放射能対策について」、14番 栗山千勝君から「公選法違反について」の緊急質問の通告がありました。

緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

この採決は起立により行います。

15番 山内庄兵衛君並びに14番 栗山千勝君の緊急質問に同意の上、ただちにこれを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、発言を許すことに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

しばらくお待ちください。

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、15番 山内庄兵衛君並びに14番 栗山千勝君の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、発言を許すことは許可されました。

追加日程第 1 緊急質問

○議長（小座野定信君）

緊急質問を行います。

なお、緊急質問における、質問の発言時間については先例及び議会運営委員会の決定により、20分間といたします。

順次、発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

○ 1 5 番 (山内庄兵衛君)

緊急の動議を出したところ、皆さんにご賛同いただきありがとうございます。

きょうは3時間にわたり全員協議会で斎場問題が討議されまして、私も手を挙げたら、緊急動議でありますので発言は遠慮しろということでした。したがって、今回、動議を出しましたので、発言を許させていただきたいと思います。

斎場の問題については、延々と3時間にわたりましての協議がありましたけれども、6月6日、宮嶋市長は単独でかすみがうら市では行うという発言をいたしました。それをもちまして7月中旬に全員協議会の中で、いろいろ協議をされました。そして、場所等について、8月18日の斎場組合の定例会においては、今月中に、今回の議会では場所をはっきりすると申しておりました。先ほどの全員協議会の皆さんの質問の中で、宮嶋さんは実に言葉巧みにこれをかわしたなど、すばらしい頭脳の持ち主であると思う反面、市長として、死者を冒瀆するに余りにもひど過ぎるなどという感じもいたしました。

というのは、先般の全員協議会で9カ所の場所を指定してまいりました。霞ヶ浦地区に7カ所、千代田地区に2カ所、1カ所は下志筑の1700番地台、これは1反2畝であります。田んぼにすればですね。あとは西野寺のグラウンドのあります、今、日立製作所に貸しております1町2反歩のところであります。この2つのところが千代田で出ていまして、宮嶋市長は特別委員会の中で委員の質問に答えて、千代田地内ということになると、その2カ所に限られてくるわけでありまして、で、公用地にする。公用地にするということは、下志筑の地内は公用地ではありませんから、当然、西野寺に決まるのではないかということになりますね。

で、宮嶋市長は、大半の人の質問に、先ほどの質問には、場所を決めるということは、今、9月に発注して10月に入札をするということだから、それに反対しているから、この場所を決めることは少し延ばしてほしいということでもありますけれども、質問の内容は、場所を設定すると、私の考えに賛成しているんだなというような感覚を先ほど言われましたけれども、これは言葉じりですよ。揚げ足取りということなんですよ、宮嶋市長。これは幾ら言葉巧みであっても、今回は示すというところだが、私はここを予定していますぐらいはちゃんと行って、ちゃんともう、6月6日にもやって、8月の18日にも、9月にはちゃんと決めますよと、私の一般質問に答えているんですよ。斎場の。

ですから、そういうものを作って、それからどうするのか、これはきちんと。みんな市民が言っているのは、場所はどこになるんだろう、本当につくるのかなということ。言葉巧みにかわして、本当の腹の中はやらないではないかなと思うんです。石岡市に賛成、今、斎場組合にきちんとやるならば、きちんとやるように。先ほど小松崎議員が言ったように、もう斎場の部分、そして窯の部分、私も何回か行っています。そこまでおいて、小座野議長も言いましたように、8000万。全体の5億4000万のうちの8000万は宮嶋市長の考えで石岡斎場を変えたということは宮嶋市長のすばらしい行動であった。さらにそれもだめだ、そして、窯は6つ以外はだめだと、石岡の市会議員さんが、この間、前島さんと高野さんと、2人の議員さんから行って、どうしても久保田市長と、副市長であります、島田穰一副管理者もともに変更はしないということでもありますけれども、これをさらに建設の設計を見直すということになるとたくさんのお金がかかるからでき

ないと。そして平成43年度を見計らえば、そして長期的に見れば、1日2回の焼き方であって窯を長持ちさせるといふことも大切だといふことで、どうしても6つ以下には切れないといふのが管理者の答弁であります。

それをどうしてもまた設計から見直せといふことで、今回も宮嶋市長はそれらについてどうしても譲れない。随分向こうも歩み寄ったならば、私は歩み寄っていくのも、これは妥協性っていふんですよね。もとに戻れば、戦争の話をすれば、茨城の人たちが一番妥協性がなくて、玉砕の島にみんな送られちゃった。ね。立派な人がないから。みんな足元引っ張っちゃうから。やはり妥協性といふものが茨城人にとっては欠けている。その宮嶋さんがそこまで相手が折れたら、自分の考えばかりじゃなくて折れてくれたことについては、どちらの市長さんも、2人の市長さんも、残りの、みんなもう少し妥協性があればいふことを言っております。宮嶋さん、そこらで妥協するのが本当ではないかなと思います。

さらにもう一つ、合併特例債が使えるといふことを宮嶋さんは言っていますけれども、齋場組合を抜けないでさらに単独でやって合併特例債が、齋場組合は3つの市が一緒になっているんですよ。それが解散しないで、齋場が石岡齋場、千代田齋場と2つができるわけがない。この前から言っている。この前の特別委員会でも宮嶋市長は特例債はつくと言っているんですよ。県で言ってる。県のどなたが、何課のどなたが言ったのか答弁をいただきたいと。

答弁、この2つについて、齋場問題はお願いしたい。

放射能の問題に触れます。原発事故、原子力のセシウムの問題、これは広島型原爆の36倍の放射能が出たわけでありまして。そして、長崎にセシウム型が落ち、そして昭和28年には第五福竜丸の事件。私のおじが、政府が動かないものですから、マグロ漁業の会計主任としてアメリカはワシントンに乗り込んで、単独で交渉してきた結果、第五福竜丸の補償をもらってまいりました。名前は日下 久といいます。うちのおやじの弟でありますけれども、それで解決をした。これは夢の島に第五福竜丸がありますから、そこに行くと名前が載っております。

そして、JCO事件が10年前に起きました。私は先頭になって補償の問題しましたがけれども、
-----どこの農協も口合わせて風評公害ない。観光協会は、それでも、私はがんとして引かないで交渉しました結果、予定額の100%をいただきました。

今度は放射能がたくさん出てまいりまして、そして、人体をむしばむ目に見えないものは、幸いにして雪入山から、八溝山系のこの山並みで、筑波山系で上昇気流が4メートルぐらいありますから、そして霞ヶ浦の先まで上昇気流で流されております。したがって、学校の放射能の調査をいたしますと、上佐谷小学校が一番低く、そして龍神山が、山を削ったためにあそこに気流が少し入ってくるから新治小学校が高くなっておりますけれども、放射能の心配はありません。

そして、先般、農作物の被害調査のが家庭にまいりましたけれども、かすみがうら市の放射能については大丈夫でありますけれども、私どもは観光農業、そして園芸作物をつくっている人、みんなそれぞれ、米の農家も、全部出荷をしなければならぬ。私たちは農作物で生計を立てている人が大半であります。私、南共済の副組合長をやっておりますけれども、南共済は3万7000軒あります。その中で今のところ放射能はありませんけれども、銚田町では既に放射能が人体に影響のある数字は出ておりませんが、相当の数量が出たといふことで風評公害といふのが

ひどくて、私どもがやっている観光農業はほとんど観光が閑古鳥が鳴いております。きのうもおとといもわずか観光客は4人であります。人を頼んでも、頼んだ手間賃のほうがお金は支払いが多いわけであります。風評公害というのは本当にひどい。私が計算でやりましたJCO事件には、これらは、千代田の観光の残ったあれはね、9月の30日ですから、10月の1日からずっとなくなつた、その数字を計算して半額を欲しいということで計算をいたしました。1人当たり幾らということで計算をして、税務署ともちゃんとかけ合せてやりました。そして、その結果、JCOと県の立会いで交渉いたしまして、もらいました。そのときの農協の組合長初め、みんな風評公害でおまえが騒ぐからもらえねんだと。茨城県42農協がわずか3億しか請求しない。――

――ですから150億の請求がありました。これは最後まで闘いました。――
――出るところまで出ようじゃないかということで、私は闘いました。そうしたら、とにかく山内さん、何とかするから、一生懸命やるから補償の問題はあなた方の言い分を聞きましょうということで、県の立会いで管財人がのんでいただきました。その結果、要求の98%が出てまいりました。

やっぱり人間は度胸と、そして本当の農家を思う命がけの仕事でなければならない。宮嶋さんも斎場問題は命がけだなんてうそばかりであります。命がけっていうのは、本当に命はしまつたって、日本の国家を守るために本当に死んでいった人は兵隊しかないんだよ。今、原発で、服を着て、きのうも2人、放射能を浴びてしまったけれども、あの人は1日52万円もらってもあの人は本当に命がけだと思うよ。政治、生命だの何だのって軽々しく言わないで、市民のために聞いてほしい。そして、放射能の問題も、これは風評公害、今からの問題であります、果樹は。そして稲作も今からでも問題であります。稲刈りを各地で始めましたけれども、これらの問題は補償の問題は担当課を初め市長が先頭を切ってしっかりとかかっていたきたい。

幸いにして、学校の放射能だけは、まあ、助かっております。ですけれども、ロードフラワーのあそこの花には少し高い放射能がありました。ですから、全部安心とは言えない。十二分に調査をしていかなければならないわけでありますので、ここらについても市長の、先ほどから斎場だけが命がけじゃなくて、農家を、村を。あなたは267票の差で坪井市長に勝ったといつても、勝ったから何をやってもいいんじゃないで、やっぱり命がけで、あなたに期待をかけた市民に報いなければならない。今、そのときが来ているんですよ。そのときが。そのときに本気にならなかつたら、口ごまかしで、言葉じりを取って、くらっくら、くらっくら、先ほどみたいに3時間も変わんじゃなくて、一貫してきちんとした答弁をいただきたいと思います。

緊急質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

山内議員、時間です。

山内議員に、そして議員の皆様に申し上げます。

ただいまの山内議員の質問の中で不穏当発言がございましたので、議長において後日、会議録を調査の上、処置することといたしますのでご了解いただきたいと思います。不穏当な部分につきましては、後日、会議録を確認してから処置いたしますので、ご了解願いたいと思います。

山内議員、残り2分となります。

答弁を願います。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員のまず斎場問題に対するご質問でございますが、場所については以前の全協等から8月18日の石岡斎場議会でも言ったのではないかということでもあります。まさにそのとおりでありまして、私は6月6日、先ほど来、話しておりますが、6月6日に3市でかすみがうら市は単独、2市は2市でやるという方向性で合意したわけでもあります。その中ですぐプロジェクトチームを立ち上げまして、単独施工に向けて準備を進めてまいりまして、9月の議会の冒頭あたりには土地も提示をしなくてはならないという考えで担当部署に検討を急がせていたわけでもあります。

そういう中で、8月18日、その前に7月20日に伏線があったわけでもあります。久保田管理者の記者会見での発言、さらには8月18日に久保田市長が、9月半ばに強硬に事業の発注をすると、建設事業の発注、本体工事の発注をすると。それも10月の12日に日にちまで決めて、その契約、入札結果について契約するべく議会を開くんだと。そういうところまで発言をしたわけでもあります。これも突然というか、かなりこれは強硬にやってくるのかなという思いがあったわけです。

そのときまで私は単独の場所は当然9月に発表するつもりでございましたけど、その発言を受けて、これはもしそのまま行ったら、完全にこれは法律問題になるなど。先ほどもお話ししましたけど、まず契約の相手方の業者が契約してしまうと、多分、石岡も同じだと思うんですが、4割の前渡金の請求がまいります。この前渡金の請求は数億になりますから、この前渡金の請求に耐えられるだけの多分、石岡の斎場組合にはそれだけのお金はないのではないかと。かすみがうら市は支払っていないわけでもありますから、ないのではないかと。そうすると、支払い不能になる。深刻な法律問題に発展します。建設業者側は払ってくれと。払ってくれなければ着工できないという話になると思います。今度、石岡の斎場組合の方は、かすみがうら市が払わないから払えないんだと。じゃあ訴えようかなんていう話にもなりかねないと。そういうことを当然、考えを思い巡らさなくてはならないわけでもあります。

そういう中で、これは単独の準備は着々と進めてまいってはいたのですが、これはちょっとこの場所で、この場ではこちらでもう単独、単独ということを取りあえず足踏みをした方が得策ではないかと。それで実際に石岡がそこまでやるんだろうかと、少し見極めた方がいいのではないかと、そういう判断をするに至りました。これは相手方の出方によって、やはり政治っていうのは変えていかなくてはなりませんから、幾ら決めたからこうだと、例えば何日に解散するからという腹で決めていたって、これはその政治状況によっては解散しない場合もあるし、解散する場合もあるし、国の政治だって同じだと思います。これはその状況、状況で変えていかないと責任は取れないわけでもありますから、そういった考えのもとに先ほど来、場所の発表も含めて、一応、単独整備での今までの成果分については、プロジェクトチームの成果分については、これはでき上がっているものでありますから、これは発表させていただきますが、その先の場所について発表して、さらには今度、場所を発表するという事は、現場のその場所について地元の説明会であるとか、あるいは説得に入るわけでもあります。そういうことをどんどん進めるということになりますと、より具体化してくるわけですから、そっちもこっちも大混乱になるわけです。簡単に地元説明会をやっておいて、訴訟問題を片方で片づけるなんていうことはできませんから、ど

っちみち訴訟になった場合は、大体、合併特例債の単独でやっても二市でやっても、訴訟になっちゃったらどっちみち、どっちの事業も進まないと思います、これは。石岡も進まない。我が方も単独では進まないと思います。ですから、これは法律問題になるのかどうかを見極めてから進んでも遅くはないと。長くても2カ月間だと思っておりますが、石岡市長の言うのをそのままに受ければ長くても2カ月間だと思っておりますので、その間を見極めたいと、こういう判断でございます。

その前に、現在の石岡、小美玉側から示されている案に妥協したらいいんじゃないかというお話であります。これは逆に、ぜひとも石岡、小美玉の市長につてがあれば、そちらにお話をさせていただきたいと思っております。というのは、私はもともと選挙中は、この事業に関しては全体事業23億であるが、市の負担は1億5000か2億であればできるんだよと。みんなでやったら、火葬場を現有の土地でやれば、もう10億以下でできるわけですから、六、七億あればできるわけです。火葬場だけつくるのだったら、で、5基でつくればそれで間に合うわけです。現有でやっているわけですから、4基で。それを、そういう観点から2億ということを上限にしていました。しかし、今は単独でやれば3億と。でも、そう言っても身もふたもないので、4億まではという腹は固めて交渉しておいたわけです。

すなわち、私は、2億から4億まで譲っているわけです。そこまでは妥協するよという線は出しているんです。じゃあ、相手側はどこまでずれてくれたかということ、七、八千万はずれてくれたわけでありましたが、5億4000が4億六、七千になっただけです。だから、私は全然妥協しないとやっているわけじゃなくて、相当の、相手方以上の妥協はしているつもりであります。だから、それを逆に市民側から言わせたら、宮嶋は2億でやるって言って、何だい、でかいこと言ってたと。私は、市民に対する、選挙を当時の支持してくれた方々に申しわけが立たないと。2億もオーバーして言っているんですから、本来であればそんなことはやりたくはないのでありますが、2億って言ったんだから2億で現在の施設のところに建ててもらって、六、七億の規模でやってもらえば一番いいわけですが、それは妥協の産物でやむを得ないだろうということで判断を今しているわけでございます。そこら辺はご理解をいただきたいと思っております。

また、特例債が使えないではないかと。これはもちろん話し合いがつかないと、どちらも特例債は使えません。これは、単独の方も特例債使えないし、西の方も特例債使えないと思っております。話し合いがつかないと、これは今、県の方は、やはり地方にこういうことは任せていますから、やはり自治体側がきちんと、市の側がきちんと結論を持っていかないと、県だけでいいとか悪いとかっていわゆる、県が裁判官になるようなことは絶対、今はしません。そういうことから、相手方が2市で単独施工で特例債が使えるということは私らも特例債が使えるということの前提になります。そういうことでご了解いただきたいと思っております。

それから、放射能関係であります。確かに農業関係につきましては、我が市で言えば農業関係につきましては、農業関係の損害賠償請求対策協議会が発足して、これは県一本にして、農協関係と農協以外の部分を市の方で受けるということで今、対応しているわけでありまして、損害賠償もやっているわけでありまして。

しかし、観光業に関しましては、特に我が市においては果樹観光は観光業の部類に属するわけでありまして、農協でもなかなか取り扱いにくいところがあると。同じナシであっても、農協に出荷する場合は農業の損害賠償請求の対象になる。しかし、いわゆるツアー客を迎え入れる観光

業としてとらえれば、これは今の対策協議会では、農業の損害賠償の対策協議会には乗らないと。こういうところがあるわけでありまして。そういったことから、観光業に対しては、大変、東電の損害賠償がおくれていたわけでありまして。

しかしながら、ようやくここへ来まして、かなり東電も前向きになってまいりました。新聞報道によれば、昨日、観光業関係の方で連絡があつて、県が説明会を開いたと。200社近くが集まったということではありますが、当市において観光業の方が行ったかどうかというのはまだ確認はしていませんが、今朝の新聞報道であります。きのう、私、県庁へ行ってきましたが、多分、その方だと思うのですが、大勢の方が見えておられました。これは今後、たまたま200人近い方が説明を受けたということではありますが、市役所の方でも請求書類を各観光業者に配るという報道でありますから、問い合わせをして、いわゆる観光農業においても請求漏れのないように、市としても連絡を密にしてきちんとした請求をしていくと、こういう必要があるかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

山内議員、残り2分です。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今、市長は、場所は発表しない方がいいと。そして、向こうの2つの市の出方を見るという形でありますね。そういう形で本当の腹づもりは、石岡斎場を抜けたくない。そして、自分の意見をどうしても聞かせたいというのが本音だなと私は思うんですけれども、向こうがある程度歩み寄ってきた。そこも絶対に自分の考え以外は通さないという考えだと思うんですけれども、そこらのところ、もう少し歩み寄ったらどうかなと思うんですけれども、むしろ小美玉と石岡に聞けと、言ってもらいたいということなんですけれども、そこらのところ、随分寄ってきたんですから、この歩み寄って、平成4年から始まった、千代田で言えば金子政美村長のときからなんですよ。

○議長（小座野定信君）

時間です。

○15番（山内庄兵衛君）

平成14年からこの計画が入ったんですよ。それらを見ると、もう最終段階。最終段階です。

○議長（小座野定信君）

山内議員、時間です。

○15番（山内庄兵衛君）

その点で本当の腹づもりは抜けないという腹づもりなのか聞かせてください。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさしく今、私がお話ししたように、9月の半ばに発注、入札をやって、10月に契約してしま

いますと、深刻な法律問題になっていくと。ですから、今の状態よりさらに悪くなるわけであり
ます。法律問題になって裁判ざたになりますと、単独もできないけど、2市での施工もできなく
なると。そういうことに石岡市長が突っ込むのかどうかというのは、これはちょっと私が答弁す
ることじゃなくて、それを逆に、私はそんなことはやってもらっちゃ困りますが、言ったって聞
かないわけですから、まあ、事態を見るしかない。私以上に頑固なようでありまして、これは、
その数字を見たってわかると思います。私は倍譲っているんですから。向こうは倍じゃなくて
30%ぐらいしか譲ってもらっていないわけでありますから、そこら辺は同じ矛先を、ぜひとも齋
場組合で石岡市長の方に向けていただけたらありがたいと思います。

○議長（小座野定信君）

以上で、15番 山内庄兵衛君の緊急質問を終わります。

次いで発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

公選法違反について。1つ目に市長の公選法の認識等について、全く認識なかったというよう
な、今まで一貫して答弁しているわけですが、線香を配ったと。政治家は先行投資して
はいけないという観点から見ても、物を配るといはいけないのかなというふうに私は思っ
ているわけですが、そういう観点から、市長のブログをね、見ているとおもしろいものが
いろいろ出てくるんですよ。

まず、市長は曲がったことが大嫌いだ。これは市長のブログにあるんです。で、市長が当選
してすぐに当選御礼のブログを出しています。今もまだ消していません。これはね、明らかに公
選法の違反に、抵触しているんじゃないのかなと、私、そう思います。

さらには、3月の3日ですか、私の質問の中で、市長の選挙の収支報告書、間違っているんじ
ゃないですかと、補正した方がよろしいですよと、私、忠告しております。いまだに直してない。

さらにはね、元気にする会、この収支報告書。収支報告書についてはね、これ、年1回、市民
の集いの総会をもって発表するということになっております。その収支報告について、これ、お
かしいんじゃないのかなというふうに私、指摘しております。ということは、これ、収入の部で
22万2820円ということで、支出総額は21万9560円と。この元気にする会の発足というのが22年の
4月27日に届け出しております。ところが、この日に繰越金が3万3480円。で、支出総額は21万
9560円です。この繰越金というのは、実態のない政治団体の繰越金なんですよ。これすらまた
おかしい。で、市長の答弁は、20万、30万とかというレベルではないと。間違いありませんので。
じゃあ、あの元気にする会のね、漫画本とかメール便で送ったものは、だれが金出したのか。そ
れも公選法に引っかかるんじゃないのかなと、私、思います。

さらには、宮嶋光昭後援会規約。この後援会、届け出したのは、私が出してきました。私がつ
くったんじゃないですよ。たまたまきょうは後援会長もいらっしゃいますが、このときの決算に
ついては、会計報告は年1回、研究会、講演会で行うというようなことになっております。当選
して以来、宮嶋光昭後援会の研究会、講演会やったっていう話は一つも聞いてないです。後援会
員が何人いるか、私、全然知らないです。名簿とったの知りません。ただ、役員がいるのは知っ

ています。そういうのもね、やはり引っかかるんじゃないのかなというふうに私、思います。

さらには、先ほどの質問でも申し上げましたけど、去年の段階で、お盆回りは公選法に引っかかるからというようなことを秘書課に話しておりました。秘書課は、こういうものを坪井さんの時代からつくって回したそうです。こういう中でね、先ほどの山内さんの質問で、市長は秘書課に相談したというようなことを言っておりますが、実際に秘書課に相談したのかどうかね。その結果が何という結果が出たのかお伺いしたいと思います。

この問題については、やはり、公室、秘書課でもってきちんとしておれば、こんな問題ね、回避できたんですよ。じゃあ何のために秘書課があるのか。全く機能を果たしていない。これはね、公室長に聞きます。公用車で私的利用はいかがと。先ほど総務委員長の方から公用車についての会議録、総務委員会での委員長報告ありました。いろいろ委員会の中で議論したように聞いております。この公用車の件でいろいろな話を聞いております。土浦の市議会の選挙の当選祝い、あるいは美浦村の村長選の当選祝いにも公用車使ったと。埼玉県の方のお葬式にも使ったという話も聞いております。今度の新盆回りにも公用車使ったということを聞いているわけですよ。こういうことは公室長は全部知っているわけで、この問題についての公室長の見解をお伺いします。

以上、第一回目です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、当選御礼ブログがいまだにそのままということなのですが、ちょっと私も、多分、当選のご報告ということでブログは出したのは覚えておりますが、いわゆるそのブログが違反行為に当たるかどうかについては、ちょっとこれも認識がありませんで、もしまずいということであれば、早速消去させていただきたいと思っております。これはちょっと調べてみます。

それから、選挙収支報告書が何か不適切であるというお話なのですが、これは総務部長が担当だと思うんですが、そういう報告を、いわゆる収支報告書を出し直せというようなことはちょっと言われた覚えが、記憶がありませんので、もし出したものが適切でないのであれば、あるかどうかについては総務部長からの答弁とさせていただきます。

また、元気にする会とか後援会の収支報告とか会の規約についてのお話であります。これは私も自分で直接やっているわけではありませんので、これはちょっと答弁は差し控えさせていただきます。

あと、秘書課に相談したのかどうかと。いわゆる坪井さんの時代に、坪井さんも自分の洋酒配りで反省したんだと思うんですが、メッセージを配っていたという話を今されましたけど、そういったことも、私も実は、全市では400軒ありますから、昔は、霞ヶ浦の時代には、出島時代には200軒あれば200円軒回っていたわけですが、最近はそんな馬力もなくなってきたので、関係者しか回りませんが、回りきれない分をどうするかという考慮の中で、メッセージで省略するようなことも考えなかったわけではありませんので、そういった相談はしましたけど、何せもともと、これを自分で持って歩くことについての、新盆回りの金品を自分で持って歩くことについての違法性の認識は全くなかったもので、問題意識がないわけでありますから、問題意識を持っ

て聞いていれば、もう少し適切な対応がとれたと思うのですが、問題意識がない中でのことでありましたので、うかつに追究はしなかったと。それほど追究はしなかったと。深く考えなかったということでありまして、これは本当に申しわけなく思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長、答弁漏れがございます。お答え願います。

○市長（宮嶋光昭君）

秘書課に相談した内容については、今、覚えている範囲で少し詳細にお話をしたいと思います。去年の秘書課時代のことはちょっと忘れたのですが、ことしの秘書課のときは、まず、今、何度も申しますように、自分である程度回れるところは回るという意識がありましたので、それは最初から問題ないという意識なので、それは相談したというよりは、自分で回るよっていうことを言ったと。だから、8月13、14は空けておいてくれよと、そういう意味で相談したということでもあります。

それから、違法性について、これは自分でやればよかったよなど、この程度の受け答えが秘書課長との間にあったのは事実であります。しかし、それが厳密に違法なのか、あるいは自分の金でやればいいのか、物はだめなのか、何か名前を人の名前でやればいいのかとか、悪いのか、そういう細かい相談は全然しておりません。何でしていなかったかという、今言ったように、違法性の認識が足りなかったからであります。

そういった内容の相談でありまして、結果、どうも適切でなかったということは、今になってはもう深く反省をし、認識をしておりますが、このことをもって秘書課長がそのとき大した問題意識を持たなかったからといってとがめるとか、何で言ってくれなかったんだよとか言うつもりは全くありません。全く私の認識がそういうところにあったので、もしかしたら秘書課長が、私がもう丸きり100%、全然問題ないような顔をして話しているところに、秘書課長も、いや、それは市長、絶対だめだよとかっていう、とめるだけの自信もなかったのかなと。そういうふうにもろろ考えた方が妥当ではなからうかと。

そういうところで警察から帰ってきたときに、選管、総務課でもどうも今のところはっきりしないんですというのは明確に覚えています。だから、その程度のことであったのは——相談したということについてですよ、事の重大さがどうこうじゃなくて、相談したという点については、その程度の認識しかなかったと。相談のかけ方が。詳細に申せば、そういうことでありまして、すべて再現することはできませんが、まあ、それでももう少し詳しく言えっていうなら、長々としゃべりますが、幾らでもしゃべるのはできるんですが、そこから先、余りないんですよ。ないから、そんなに聞かないでください。そんなに聞かないでください。だったら。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの栗山議員の質問の中で2点あるかと思えます。

一つは、公室の方できちんとやればこういうことがなかったのじゃないかと。これはおっしゃるとおりでございます。私どもも深く、もうちょっと細かい市長との協議がしていなかったこと

については反省します。

○議長（小座野定信君）

市長公室長、まことに恐縮ですが、はっきりした言葉でお願いいたします。

○市長公室長（島田昌男君）

はい。

深く市長と協議していなかったことについては反省しております。

また、公用車の関係でございますが、公用車すべてを市長の分、わかっているのかというようなことも言われましたが、私どもでも全部、市長の方がどこ行ったとかまでの把握はしていない部分がございます。ただ、今回、新盆の回るときには、公的關係の方を回るといような話は聞いております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

元気にする会、これ、7月2日のブログかな、これ、あるのはね。おれもブログのことはよくわからないけど。このことについてね、はっきり漫画本のこと書いてあるんですよ。ということはね、会計責任者はすべて知っているはずなの。漫画本を印刷した、メール便で送りました。何でここで出てこないのか。これ、公選法、甘く見てるんじゃないのかなと思いますよね。このブログ見ると、非常におもしろいですよ。

で、これは宮嶋光昭後援会と元気にする会の後援会、収支報告書の会計責任者は1人ですからね。すべてがわかってるはず。11月になればね、県の選管へ行けば、情報公開の開示請求すれば、収支報告書もらえます。すべてがわかります。これは楽しみにそれまで待ちましょう。

公室長ね、いかにもあんたわからないような答弁してるけどね、すべてを知ってなくちゃならないんですよ。ね。新盆回りがどうのこうの、今、市長ね、市の選管行ったらば、これも余りはっきりわからない。公室長がね、すべてを出先把握しているわけじゃないんだと。そんなばかな話があっというのかと。プリウスでもって土浦市の市議会議員のところへ行ってるの、みんな見てるんですよ。あと、美浦の村長選の当選祝いにプリウスで行ってるの見てるんですよ。で、新盆回りは回った。ね。公用車を私的に利用することがいいのか悪いのか、公室長ね。

市長はもう1回聞くけどね、市長の収支報告書、ね、市長の収支報告書、これ、自分でよく見てみなさい。大きな間違いありますから。私にご忠告申し上げているんですよ。老婆心ながら注意しますと、補正したほうがいいですよと私は言っているんです。人の話聞かないで甘く見てるからそういうことになる。大きな間違いあるんですよ。私、収支報告書つくったわけじゃないですよ。ただ、それを見抜いただけ。これからでもね、その点、よく見て、どこが悪いのか。会計責任者でよく相談して、補正するなら補正しておいたほうが私はいいと思います。これはだれでも見ることができますから。ね。それは答弁要らないですよ。見なけりゃわからないんだから、今から見てくるんだったら見てきても結構ですけど。

[発言する者あり]

○14番（栗山千勝君）

何で、そんなこと。わかってるから言ってるんだよ、おめえ。ふざけたこと言ってるんじゃないよ。あんたの人件費の使い方、違うでしょうがな。

○議長（小座野定信君）

すみません、議会ですから、慎重なる……。

○14番（栗山千勝君）

人件費。よく調べてごらんなさい。ね。そう言えば、はっきり言いますよ、私。あんたの人件費の支払いのあれ、方法、間違ってますから。ね。

あと、公室長、きちんと答弁してください。

○議長（小座野定信君）

それでは、まず、宮嶋市長より。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

後援会と元気にする会の会計報告については、これは会計の責任者が出しているわけでありませんが、私は直接関与しているわけではありませんが、会計責任者はよく知っておりますので、その方がちゃんときちんと報告をしているはずでございますので、11月になれば開示されるということですが、栗山議員は何をどういう根拠で言っているのかわからないのですが、具体的な数字があれば会計責任者に問い合わせもすることができましようが、抽象的な話で言われても、全然答えようがありません。

それから、公用車についてですが、これはいわゆる市長公用車というのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、私の行動範囲、あるいは公用車の使い方というのは、いわゆる公人、市長職というのは公人と私人、どこまでが公人でどこまでが私人であるか、例えば今、具体的に美浦の村長選の当選祝いであるとか、あるいは土浦市議選の当選祝いに使ったとか、あるいは川口でしたか、埼玉の方へお葬式に出たのではないかと。これがどこまで私用で、どこまで必要があって公用車を使ったかということにつきましては、私も極力、私的な使い方はしないようにと心がけております。

しかし、この公用車の意味というものは、いわゆる市長というのは、副市長とか、あるいはいわゆる部長とかと大きく違うところは、自分で言うのもおこがましいのですが、それなりの責任があるわけでありまして。やたらに、携帯電話もどんどんかかってきますし、電話しながら運転することも、例えば埼玉へ行く間、自分で、まあ、あのときはその後、こちらへ戻ってきて公務がありましたので大急ぎで、あと、自分の腰が悪かったということもあまして、現実的には行くとすればタクシーで行って戻ってくるという手しかないわけでありまして、そういう、いわゆる公用を果たすために急いでお葬式に行き帰ってくるとか、そういう必要があるわけでありまして。

あるいは、土浦の市議選に歩いていることがまるっきり私用なのか公用か、これは私はいわゆる野にあるときはそんな歩き方はしておりませんから、今回、市長職ということで回っている部分が、市長職でなかったら全然回るようなことはなかったわけでありまして。これは自分の選挙に票を集めるためにやっているわけでもありませんし、やはり今後の土浦との合併を踏まえ、あるいは日常的な、いわゆる市と市の、あるいは市長と村長のいわゆる交際ということで、出陣式と

か当選祝い等には歩いております。これは私だけじゃなくて、よその市町村長もそうしております。

こういうふう非常にあいまいでありますし、万が一、自分の車で歩いていて携帯電話でもかけていてぶつけちゃったとか、あるいは現に、私、この前、5月ごろですか、病院に行くために自分の車運転して、前の車とまったからとまったんですね。そうしたら、後ろからどかんと来ました。幸いに自分はそのときはちょっと痛かったのですが、大した事故にはならなかったのですが、そういう被害者になる場合だってあるわけです。加害者になっても被害者になっても、とにかく、そのとき私が携帯を電話中に後ろからやられたとか、シートベルトしていないでやられたっていうことになると、こっちにもとががあるわけでありまして、そういったことで市民の方に迷惑をかけるということは、これは本意ではありません。しかし、その日はたまたま整形外科へ朝、行くために行き、ずっとその後も私用でありました。だからもちろん自分の車で行ったわけです。しかし、そういうリスクを負っているということは絶えず意識して、自分の車であっても、何か事故やったら、巻き込まれたら市民に迷惑かけるという意識でやっております。

そういう中で、いわゆる一般職員が使う公用車の使い方とは基本的に首長、あるいは議長もそうありますが、いわゆる普通の職員の公用車の使い方と同じように考えてもらっては、やはり適切ではないのではないかと、こういうふうに思っております。そういった公用車については、そういう認識をぜひとも議員の皆様にも持っていただいて、決して立派な車を欲しいということではありません。私は、車なんか何でもいいんですが、やはりそういうけがを、あるいは事故に巻き込まれる、いろいろかかってくる携帯電話等を気にしながら自分で歩いてけがでもしたら、あるいは相手にさせたら、結局は迷惑かかるのは市民の方でありますから、そういったところにもやはり議員の皆様のご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの質問でございますけど、公室長はすべてを把握していなければということでございますけれども、行き先等についてはすべては把握しておりません。前にも総務委員会の方でもお話がありましたけど、例えば、いろいろな総会の、市の方に通知文、市長の出席とか、そういった分については、どこへ行ったとか、県庁に行ったとか、そういったことは把握しておりますが、そのほか、市長の政治的な行動等もあるかと思っております。そういった中の部分においては、私どもも把握していない部分でございます。

ただ、連絡については、会議中とかそういった部分はともかくとしても、携帯等で連絡がつけるような形、方法をとっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

根拠のないものを言われても困ると言ってるけどね、これ、一番大事なこと。私も痛感してます。するんであれば、あんたの斎場問題でね、これだけ議論してて、何できちんとした根拠を提

示してできないのか。ね。何の根拠も示してないでしょうがな。

そこでね、これ、資料、あげます。これ見て判断してください。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、質疑はよろしいですか。

○14番（栗山千勝君）

それ見てよく判断して、答弁願います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時46分

再 開 午後 3時59分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

元気にする会の収支報告書を今、多分、市民集会か何かでの報告書を見せていただいたのですが、この内容につきましては、私が直接答えることではなくて、会計責任者に答えてもらわなくてはならないと思いますので、ここで答弁することではないと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

当然かもしれない。しかし、これ、市民団体だからね。市長はね、20万、30万じゃないよと。これ、3月定例会で答弁してるんですよ。ね。これは後でわかることだから、またきちんと質問したいと思うんですが。

あと、公用車の使用の問題はね、別に公用車使ったからって、そんな細かいところまでどうのこうのじゃなくて、市長がそう言いたくなれば私も言いたくなる。桜川市の市長の場合にはね、監査請求来て、裁判になって、返還してるんですよ。そういう事例もあるの。だから、使うときにはもう少し真剣になって使ってもらいたい。

市長公室長だってね、ね、あんたがきちんとしてればね、新盆回りやったのわかってるんだから、公用車で。一番、あんた、大事な人ですよ。市長の一番そばにいる方ですよ。ね。もう少し本音で言いたいこともあるけど、これは控えさせてもらいますけど。ね。そんな、いいあんばいやって、議会でいいあんばい、答弁すればいいなんていう問題じゃないし。ね、みんな一生懸命やって、こうやって出てきて質問してるんですから。それをあんた、きちんとわきまえて答弁すべき。

また、自分の仕事もね、きちんと、部下にも指導して、そうしろ、ああしろって指導するのがあんたの仕事。ね。あんたがしっかりしてればね、こういう問題回避できたんですよ。ね。市の公室で新盆回りがどうのこうの、線香持っていくのがどうのこうの、わからないようじゃ、おまえ、公室長なんか務まんないよ。基本的な基本でしょうがな。ね。

[発言する者あり]

○14番（栗山千勝君）

何を聞いてる、市長、何言ってんの。議長、忠告してください。

○議長（小座野定信君）

市長、私語は慎んでください。本会議中です。

○14番（栗山千勝君）

何を聞いてって、ないでしょうがな。な、公室長、あんたがしっかりしなければ、あとあとまだどンドン、どンドン問題が出てくるんですよ。ね。市長公用車使ってるんだから。ね。新盆回りやってんのもあんた、わかってるんでしょうがな。ね。そこらの認識、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

本会議中です。私語はお慎しください。

市長公室長 島田昌男君。

[発言する者あり]

○市長公室長（島田昌男君）

ただいま栗山議員が言われましたように、私の方ももうちょっと詳細についても把握する部分もあったかと思えます。ただ、今回の場合についても、新盆に行くというようなことだけの話だったので、内容の把握がしていなかったということでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、元気にする会のお話であります。今、数十万程度の収支報告書ということで持ってきたのでありますが、私が会計責任者に聞いている話では、そんなもんじゃなくて数百万、当然、漫画本も入っていますから数百万の収支報告書が行っているというふうに私は聞いております。これは詳細については会計責任者に聞いていただきたいと思えます。

あと、桜川市長の例を持ち出してきましたが、私は、あの事例で言えば、ああいった事例には私は使うべきではないと思えます。あれは私的な結婚式に行って、そのままうちへ帰ったというふうに聞いていますから、こういった場合は私は十分その点は、そういったところはわきまえています。私的なものであれば、行きも帰りも自分の家から出て、自分の家へ戻ってくるというような場合は、当然、自分の車で行くべきではないかと思えます。しかし、あの点についても、上級審まで行ったわけではないので、あれが必ずしもいいのかどうかというのはわかりませんが、私は、私だったらああいう使い方はしないということです。

新盆回りについても、そういった区分けで、2日目は主に自分の……。まあ、2日目も公的な方もおりました。旧出島地区を回ったわけでありまして、五、六人は、あるいはもっといたかもしれません。公的な方も回っております。13日、初日の日は主に外回りと市内を、千代田地区を回ったわけでありまして、市外についてもほとんど公的なんですが、中に私的な人も、これはいたことは事実であります。しかし、この限られた日数の中で寄り道っていうか、ほとんど寄り道なしに通るようなところでもありますから、そういうところも1軒寄らせていただいたのは事実で

ありますが、そこら辺は応用で、その1軒だけを車乗りかえて、わざわざ自分のうちまで来て車乗りかえてまた行くというような、そういうことまで仕分けするつもりはありませんので、そこら辺は柔軟に考えていただいた方がいいのではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

無駄をなくすというようなことを訴えてきたわけでございます。そういう中で、ブログにも曲がったことが嫌いということ、そういう観点に立ってね、市長らしく、ね、議員をおちよくるような言葉を使わないで行政運営をやってもらいたい。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で14番 栗山千勝君の緊急質問を終わります。

日程第 3 報告第 7号 平成22年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について

○議長（小座野定信君）

日程第3、報告第7号 平成22年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

報告第7号について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第7号 平成22年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告につきましては、霞ヶ浦庁舎建設事業及び志筑小学校移転整備事業について、継続費の設定年度が平成22年度で終了しましたので、地方自治法施行令第145号第2項の規定に基づき報告するものがあります。

○議長（小座野定信君）

以上で報告第7号の報告を終了いたします。

日程第 4 報告第 8号 平成22年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（小座野定信君）

日程第4、報告第8号 平成22年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告第8号について、市長より報告を求めます。

なお、報告第8号については、監査委員から監査意見書が添付されておりますので、あわせて説明を求めます。

最初に、市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第8号 平成22年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、平成22年度の決算において算定した実質赤字比率及び連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率からなる健全化判断比率と特別会計の資金不足比率を報告するものであります。

○議長（小座野定信君）

次に、代表監査委員 久保田喜久男君、ご登壇願います。

[代表監査委員 久保田喜久男君登壇]

○代表監査委員（久保田喜久男君）

平成22年度財政健全化審査及び経営健全化審査報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成22年度財政健全化審査及び経営健全化審査を8月9日に実施いたしました。

審査の対象は、平成22年度かすみがうら市健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

なお、詳細につきましては、皆さん方のお手元にあります別紙審査意見書を添付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上でご報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で、報告第8号の報告を終了いたします。

日程第 5 報告第 9号 専決処分の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

○議長（小座野定信君）

日程第5、報告第9号 専決処分の報告について及び報告第10号 専決処分の報告についての2件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

ただいま議題となっております2件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第9号及び報告第10号の専決処分の報告につきましては、志筑小学校屋内運動場新築工事及び志筑小学校屋外付帯工事について請負契約を変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づきまして報告するものであります。

○議長（小座野定信君）

以上で報告第9号及び報告第10号の報告を終了いたします。

日程第 6 議案第 48号ないし議案第 67号

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第48号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について、ないし議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの20件を、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

なお、議案第60号ないし議案第67号までの8件の決算認定については、監査委員からの審査意見書が添付されておりますので、あわせて説明を求めます。

最初に、市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました各議案につきまして提案理由を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第48号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定につきましては、農業振興地域整備計画の策定や変更等に関し審議する組織として、有識者で構成する協議会を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第49号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、スポーツ基本法の施行に伴い「体育指導委員」という名称を「スポーツ推進委員」に改めるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第50号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正に伴い、寄附金全額控除の対象に特定非営利活動法人を追加し、寄附金税額控除の適用下限額を地方税法で定める「5,000円」から「2,000円」とし、さらに個人住民税等の過料の上限を「3万円」から「10万円」に引き上げ、罰則を強化するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第51号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びあじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法第180条の2の規定に基づきまして、あじさい館の管理、運営を本年10月1日から教育委員会へ事務委任するため条例を改正するものであります。

次に、議案第52号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て支援の充実を図るため、現在では小学校3年生までが対象となっております医療費の無料化について、平成24年4月1日から対象者を中学3年生まで拡大して支給するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第53号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の減免対象に所得要件による規定を加えるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第54号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億5533万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を155億2688万

6000円とするものであります。

内容といたしましては、人事異動による人件費の組みかえを初め、東日本大震災に伴う災害がれき処分に係る費用及び災害救助法の適用を受けての応急仮設住宅の借り上げ等に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第55号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1082万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億9582万2000円とするものであります。

内容といたしましては、人事異動による人件費の不足分のほかに、決算に伴う一般会計予算への繰出金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第56号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に671万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億71万4000円とするものであります。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合会への精算金及び決算に伴う一般会計予算への繰出金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第57号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2763万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4433万7000円とするものであります。

内容といたしましては、人事異動による人件費の組みかえを初め、東日本大震災に伴う災害復旧事業としての下水道管渠布設替工事及び一定の基準値を超えた放射能汚泥の仮置き業務委託に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第58号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1715万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9510万円とするものであります。

内容といたしましては、東日本大震災に伴う災害復旧事業としての農業集落排水管渠布設替工事及び一定の基準値を超えた放射能汚泥の仮置き業務委託に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第59号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2582万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億4462万4000円とするものであります。

内容といたしましては、決算に伴う国・県支出金等の返還金及び一般会計への繰出金、住民の移動に伴う保険料の還付金などに要する経費を計上するものであります。

次に、議案第60号から議案第67号までの8案件につきましては、平成22年度の各会計の歳入歳出決算の認定案件であります。

それでは、議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が166億3906万5000円、歳出総額が157億4339万9000円で、差引額は8億9566万6000円となり、このうち翌年度に繰り越すべき財源2億1181万5000円を差し引いた実質収支額は、6億8385万1000円となったものであります。

次に、議案第61号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

きまして、概要を申し上げますと、歳入総額が46億6353万7000円、歳出総額が45億5247万4000円で、実質収支額は1億1106万3000円となったものであります。

次に、議案第62号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額、歳出総額いずれも931万5000円となったものであります。

なお、老人保健特別会計につきましては、平成22年度をもって廃止となっております。

次に、議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が5億7323万円、歳出総額が5億6651万5000円で、実質収支額は671万5000円となったものであります。

次に、議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が12億44万8000円、歳出総額が11億6550万5000円で、差引額は3494万3000円となり、このうち翌年度に繰り越すべき財源327万4000円を差し引いた実質収支額は3166万9000円となったものであります。

次に、議案第65号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が3億8667万6000円、歳出総額が3億7720万7000円となり、実質収支額は946万9000円となったものであります。

次に、議案第66号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が26億299万7000円、歳出総額が25億7737万5000円となり、実質収支額は2562万2000円となったものであります。

次に、議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益が10億5935万7000円、水道事業費用が9億9478万6000円となったものであります。

この結果、平成22年度は6457万1000円の黒字決算となったわけであります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が9480万に対し、資本的支出が5億172万8000円であり、支出に対する収入の不足する額につきましては、留保資金等により補てんをしております。

以上、提案理由をご説明申し上げますが、詳細につきましては、各常任委員会でそれぞれ担当部・課長から説明させますので、ご審議のうえ、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小座野定信君）

次いで代表監査委員 久保田喜久男君。ご登壇願います。

[代表監査委員 久保田喜久男君登壇]

○代表監査委員（久保田喜久男君）

平成22年度決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成22年度決算審査を7月26日から8月12日まで実施いたしました。

審査の対象は、平成22年度かすみがうら市一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別

会計及び水道事業会計の各会計であります。

審査の結果であります。審査に付された各会計決算書並びに諸帳簿、諸書類は地方自治法及び地方公営企業法の関係法令に準拠して調整されており、計数的な誤りはなく、正確であると認めました。

また、予算の執行状況につきましても、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されていると認めます。

そのほか、資金の運用状況では、その計数は正確であり、目的に従って運用並びに管理されていると認めます。なお、詳細につきましてはお手元の審査意見書が添付されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明及び監査委員からの説明が終了いたしました。

上程議案に対する質疑は、会期第7日目の9月7日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

本日の会議時間は予定しております日程が終了しておりませんので、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

日程第 7 決算審査特別委員会の設置について

○議長（小座野定信君）

日程第7、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会に上程されております、議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

今期定例会に上程されております、議案第61号ないし議案第67号までの7件については、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する特別会計・水道事業

会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました両決算審査特別委員会委員の選任については、これより各常任委員会で委員会を開き、委員の選出を行ってください。

総務委員会は、防災センター2階小研修室、文教厚生委員会は、増築棟2階第6会議室、産業建設委員会は増築棟2階第5会議室でそれぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時28分

再 開 午後 4時41分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして再開いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員の選任並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、一般会計決算審査特別委員会委員に、14番 栗山千勝君、12番 矢口龍人君、10番 鈴木良道君、8番 佐藤文雄君、6番 小松崎 誠君、5番 古橋智樹君、3番 山本文雄君、以上7名を、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員に、16番 廣瀬義彰君、13番 藤井裕一君、9番 中根光男君、7番 加固豊治君、4番 田谷文子君、2番 岡崎 勉君、1番 川村成二君、以上7名を指名いたします。

それでは、ただちに一般会計決算審査特別委員会は、防災センター2階小研修室にて、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会は、増築棟2階第5会議室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時43分

再 開 午後 4時57分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。再開いたします。

休憩中に一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長に古橋智樹君、副委員長に矢口龍人君。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長に加固豊治君、副委員長に川村成二君。

以上のとおり選出されましたので、ご報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散 会 午後 4 時 5 9 分

平成23年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第2号

平成23年9月2日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 山本文雄 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 山本文雄 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	小松崎誠	1. 放射能汚染問題に関し、農産物等、食品の安全証明に係る対策について
		2. 東日本大震災を教訓にした当市の防災計画の見直しについて
		3. 行政組織と定員適正化について
(2)	山本文雄	1. 公有財産等の管理運営について
		2. 公共工事の入札について
		3. 校内暴力といじめの根絶について
		4. 五輪堂橋改修工事の経過について
		5. 斎場建設問題について
(3)	佐藤文雄	1. 東日本大震災による被災者支援、震災復旧、原発・放射能から市民の暮らしを守ることにについて
		2. 下土田の残土問題について
		3. 茨城県の官製談合事件と談合入札を防止する対策について
		4. 国保加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げについて
		5. 向原土地地区画整理組合への税金投入問題について
		6. 基本水量の見直しで水道料金の引き下げを

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場であります。

したがいまして、発言する議員みずからが、法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者の方々に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされま
すようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

執行部に申し上げます。

昨日の全員協議会において、プロジェクトチームからの市単独の火葬場建設計画の計画書が提
出されたとのことあります。このため、栗山千勝議員より資料提出が求められておりますので、
議員全員に本日一般質問終了までに資料配布願いますよう要求いたします。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

皆さん、おはようございます。小松崎でございます。

それでは、平成23年第3回定例会において、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、放射能汚染問題に関連し、農産物等、食品の安全証明に係る対策について伺います。

まず、当市の放射線量の状況と測定はどのように実施しているのかを伺います。また、これま
での風評被害者への支援の実態はどうなっているのか現状をご答弁願います。

次に、農産物がこれから収穫、出荷の最盛期を迎えますが、特に米は基準値を超えると、その
地域のものはすべて出荷停止となってしまいます。我が市として事前に放射性物質の測定を行い、
安全証明を市独自に講じる考えはあるのか伺います。これは、放射線量ではなく、さきに述べた
放射性物質そのものを測定するものでありますが、現在は厚生労働省の指導のもと、県が測定し
ていると認識しております。市内の農産物の生産者を守るためにも測定器を購入し、きめ細やか
な検査で、安心・安全をアピールしていくことが大切と考えますが、いかがでしょうか。

次に、農産物に関連し、板橋の直売所の実態、さらにアンテナショップの現状と今後の見通し
について伺います。市は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金で676万9000円を予算額として、か
すみがうら市の地場産品及び観光PRなどを業者に業務委託し、市内生産者の活性化につなげて
いこうという考えと思いますが、その生産者は市内全域にわたっているのか、茨城県産というこ
とで、消費者が放射線量を警戒して買い控えていないかなどもあわせて伺います。

次に、東日本大震災を教訓にした当市の防災計画の見直しについて伺います。

現在、市が進めている計画見直しの検討内容についての取り組みを伺います。また、災害で被
害を受けた方々への国や市の支援制度はどのようなものがあるか伺います。それから、被災地、
または自治体に義援金が支給されたと聞いておりますが、当市ではもらっているのか、もしもら
っているならば被災者に支給されないのはなぜか伺います。

最後に、行政組織と定員適正化について伺います。

市長は、職員採用を2カ年にわたり中止しており、現在、27歳以下の職員が極端に少なくなっております。将来を見据えて計画的な人員補充が不可欠と強く感じます。

そこで伺います。行政職及び職員数の現状について、どのようになっているのか。また、現在の職員配置の傾向についても伺います。そして、今の課題と今後の対応についてもあわせてご答弁願います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

1点目、小松崎議員のご質問にお答えいたします。

放射能汚染問題に関し、農産物等、食品の安全証明に係る対策につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目1番、計画見直しの検討内容について、防災計画見直しについての検討内容についてありますが、詳細な取り組みにつきましてお答えいたします。

市におきましては、平成19年4月に、かすみがうら市地域防災計画を策定し、さまざまな災害に対応すべく各種の対策を講じてまいりましたが、今回の東日本大震災での経験から多くの課題が発見されたため、防災計画の早急な見直しが必要となっております。

現在、茨城県におきましては、有識者や実務者で構成する地域防災計画改定委員会の設置や県民アンケート等を実施しながら防災計画の見直しを進めており、市におきましても、県の見直し結果を踏まえ、計画の見直しをしていきたいと考えております。

したがって、市の防災計画見直しまで一定の期間を要することから、暫定的な対応マニュアルを策定し、災害対策本部のあり方や連絡体制、各部署の役割等を明確にすることにより、その間に発生する災害等に適切に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目2番につきましては保健福祉部長、3番につきましては総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、行政組織と定員適正化につきまして、お答えいたします。

市長就任時より行財政改革の一環として、職員数の削減に取り組んでまいりましたが、行政組織についても、むだのない、市民の皆さんにわかりやすく、多様化する住民ニーズに対応できる組織づくりが重要であると考えております。改めて行政組織の見直しに取り組むたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

小松崎議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1点目1番、本市の放射線量の状況と測定はどのように実施しているのかの質問でございますが、お答え申し上げます。

放射線量の測定につきましては、県が行う調査と市独自の調査を現在行っております。

県の調査は、千代田庁舎駐車場において毎月第2・第4水曜日に測定を行い、結果を市のホームページや広報誌等で住民の皆様にお知らせしております。測定値につきましては、測定当初の5月が0.163マイクロシーベルト、直近の8月では0.124マイクロシーベルトとなっております。

市で実施している測定状況につきましては、各小中学校、保育所を毎週水曜日に、都市公園及び運動公園については毎週金曜日に測定し、ホームページ等にて測定結果をお知らせしております。測定値の結果は、最低値が0.13マイクロシーベルト、最高値が0.49マイクロシーベルトとなっており、文部科学省の福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断基準であります3.8マイクロシーベルトを全施設で下回っております。

また、文部科学省は8月26日、福島県内の子どもが夏休み明けから学校で受ける放射線量を原則1ミリシーベルト以下にし、校庭や園庭の線量は毎時1マイクロシーベルト未満を目安とすると発表しております。実際に除染を行う必要があるかどうかの判断基準は、毎時1マイクロシーベルト以上が目安になるかなと思われまます。

また、土壌の調査につきましては、県において8月16日に第2常陸野公園内の土の採取を行っており、県内の土壌放射能濃度マップの作成をもって、9月上旬に公表される予定となっております。

1点目2番、風評被害者への支援の実態につきまして、お答えいたします。

風評被害における価格が下落したり、出荷制限された農畜産物については、農協出荷分は農協が窓口になり、農協以外の個人出荷者に対しては、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策かすみがうら市協議会において、農林水産課職員がその対応をしているところでございます。

これまでに総額7061万6750円について東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会を通じて東京電力に請求しております。8月に入ってから、請求額の半額程度が仮払いとして直接生産者に支払われておりますが、全額補償にはなっていないのが現状であります。

また、損害賠償以外では、低利のつなぎ資金といたしまして、500万円を限度に0.5%の利子で資金をあっせんし、県と市で利子補給を行い、無利子での借入れができるように対応しております。

また、観光面に関しましては、JCOの臨界時にも多大な風評被害を受けましたが、今回はそれ以上の広がりが見受けられます。震災時は、時期的に観光いちご園が最盛期であり、来場数は大きく落ち込み、かなりの影響を受けましたが、風評被害払拭キャンペーンを行ったり、本格的な観光シーズンを迎えるに当たり、つくばエクスプレス駅前で梨の無料配布を実施してまいっております。

原子力損害賠償紛争審査会では、これまで観光に関する補償がありませんでしたが、相当因果関係が認められる地域として、茨城県の観光業の損害も認められるようになりました。これを受けまして、東京電力株式会社においては、中間指針で示された各損害項目に対する算定基準、必要書類、請求様式の作成等の諸準備を進め、8月下旬には具体的内容が示され、9月中の請求受付、10月中の支払い開始を目指すこととなっております。

1点目3番、農産物がこれから収穫、出荷の最盛期を迎え、特に米は基準値を超えると、その地域のものすべてが出荷停止となるが、我が市としては事前に放射能の測定を行い、対策を講じる考えはあるのかにつきまして、お答え申し上げます。

暫定値検査については、霞ヶ浦地区では6カ所、千代田地区では3カ所の合計9カ所の米放射性物質検査を実施して、検査基準である200ベクレルを下回る検出せずとの結果を受け、8月23日付けで出荷を開始しております。

次に、1点目4番、板橋における直売所の実態と今後の見通しにつきまして、お答えいたします。

板橋区における直売所につきましては、昨年11月からハッピーロード大山商店街振興組合が運営する全国の特産品を集めたアンテナショップとれたて村へ出品を行い、都心における市の知名度アップにつなげておりますが、月平均30万円程度を売り上げており、アンテナショップとしての役割を果たしていると考えております。

また、板橋区内における市単独のアンテナショップについては、昨年度中に同区宮本町にあるイナリ通り商店街内の賃貸借物件を候補地として選定しまして、公募により一般社団法人アグリかすみがうらを運営事業者として決定し、去る7月15日に仮オープン運びとなりました。

また、同時に、事業者の直営で直売所も運営しているところでございます。

農産物につきましては、当初は霞ヶ浦地区だけでございましたが、現在は、4Hクラブ、あるいは千代田地区の生産農家からの野菜の供給、さらに現在風評被害を受けております果樹観光協会からの果樹の提供等々を行っており、市全体からの野菜の販売というようなことに考えられるのかなと考えております。

市としましては、一般財源からの拠出が難しい中で、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、市の委託事業といたしまして実施してございます。都市部において、このアンテナショップを拠点に特産品や観光スポットの紹介、観光客の誘致、都市農村交流等の推進を図っていく所存でありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

小松崎議員の質問にお答えいたします。

2点目の2番、災害で損害を受けた方への支援制度についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災によりまして、災害に遭われた方々への支援制度についてのご質問でございますが、支援制度は、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊という被災状況に区分され、その内容によって異なっております。その概要についてお答えいたしたいと思っております。

今回の震災によりまして、全壊が7件、大規模半壊及び半壊が合わせて16件ありました。この世帯に対しましては、市の災害見舞金、県の義援金が支給され、また被災者生活再建支援制度などの支援制度がございます。

一部損壊につきましては991件ありました。見舞金等はございませんが、市独自の住宅等災害

復旧資金の利子を補給する支援制度がございます。これは住宅等の復旧資金の融資を受けた場合、3%を限度に7年間利子を補給する制度でございます。この制度を活用していただきたいと考えております。

なお、現在この制度を活用された方で5件受付をしております、3件ほど金融機関と協議中という状況でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それではお答えを申し上げます。

2点目3番、被災地、または自治体に義援金が支給されたと聞いているが、当市はもらっているのか、その使途につきましてお答えいたします。ただいま保健福祉部長からございました点と重なる部分もあると思いますが、ご理解をいただきたいと思っております。

市で受領する義援金は、日本赤十字社・中央共同募金会からの義援金、そして茨城県災害対策本部からの義援金、市に直接寄附をいただいた個人・団体等からの義援金がございます。

日本赤十字社・中央共同募金会からの義援金につきましては、国の義援金配分割合決定委員会により配分決定がされ、県、市を經由して該当する被災者の皆様に配分をしております。

また、市に直接いただいた個人・団体からの義援金につきましては、公平性、効果を勘案しながら有効に活用をしていきたいと考えてございます。

次に、3点目1番、行政組織及び職員数の現状についてお答えをいたします。

行政組織につきましては、職員数の減少やさきの組織改編が見送られたことなどから、課長、課長補佐や係長職での兼務が多くなっております。

職員数につきまして、平成22年3月に、25年度末を期間とする第1次の、いわゆる後期ですが、定員適正化計画を策定いたしまして、職員数の削減に取り組んでおりますが、ことしの4月の段階で計画の目標とする平成26年度当初の予定を前倒しいたしまして満たしている状況となっております。

次に、3点目2番、現在の職員配置の傾向につきましてお答えをいたします。

他市との比較ということで、類似団体と比較をしますと、行政サービスの体制の特徴による傾向が認められます。本市の特徴といたしましては、民生部門、消防部門、あるいは窓口部門の職員が多くなっておりますが、民生部門ではこれまで保育体制の充実を図ってきていることや、消防部門では2カ所の消防署を配置していることなどによるもので、業務が充実した部門に職員を配置する必要性が生じていることと思っております。

3点目3番、今の課題と今後の対応につきましてお答えいたします。

計画的に職員数が減少している中、現在の事務事業やその執行方法を維持していくためには、一定の行政組織や職員数を維持していく必要があると考えられますので、今後の行政サービスの規模、あるいはあり方をよく精査しながら行政組織の見直しについて検討をしていきたいと考えております。

また、将来的な組織体制を考えた場合、役職や職員の年齢構成がある程度均衡のとれた構成となるよう考慮する必要もあるものかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ありがとうございました。2回目の質問に入らせていただきます。

先に1番目の風評被害者への支援ということで、7000万ちょっと、もう支払われているということですが、これ、全額支給には至っていないというお話でしたよね。あと残りはどのくらい、パーセント、金額、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

先ほど申し上げました7000万余につきましては、かすみがうら市内で取りまとめた損害賠償の請求額でございます。この2分の1程度が請求された方に直接東電のほうから振り込まれているということですが、その後の2分の1につきましては、新聞等によりますと、10月末のところまでには東電のほうでは何とかしたいというような情報が伝わってございます。

さらに、農林水産課が取りまとめた金額が7000万でございますが、かすみがうら市全体で申し上げますと約3億5000万程度となっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

前後してしまいましたけれども、放射線量の測定ということで、市の庁舎の前で2週間おきにはかっているとか答弁がございましたけれども、市内にホットスポット的なところがないのかどうか、そういうところは把握しているかどうかを伺います。

実は1週間ほど前、きょう傍聴に来ていただいている鈴木社長さんの機械をお借りしまして、開拓道路というんですか、あそこのフラワーロードのところのマリーゴールド付近と一緒に計測させていただきましたが、0.7マイクロシーベルトという非常に高い数値が出たんですね。あの花自体は放射線を集める性質がひまわりと同じようにあるということなんです、そのほかにも雨樋のところとかそういうところでも高くなっているんじゃないかということなんです、その辺を把握しているかどうかをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

お答え申し上げます。

ホットスポットということですが、確かに議員さんおっしゃるように雨樋の下とか、あるいは汚泥等がたまっているようなところでございますが、排水路につきましては、雨等が降

りましてそこに水がたまってくるということもございます。それと一緒に放射能が寄せ集まってくるというような報道もされておりますが、確かにそのとおりだということは認識してございます。実際にU字溝等の測定をしますと、それなりに道路上よりは高い値が測定されてございます。

それとフラワーロードでございますが、新生の開拓道路にマリーゴールドを植えまして、そこが高いということも話がございましたので、かすみがうら市の測定器、2台ございますが、その測定器によりまして、8月8日と8月26日の2回に分けて測定をしてございます。道路上よりは確かに値は高いということでございます。申し上げますと、一番手前の西成井側が、地表すれすれのところですが、0.48マイクロシーベルトでございます。それから花壇が0.45マイクロシーベルト、それから歩道に行きますと若干下がりますと0.35マイクロシーベルトでございます。

また、さらに宍倉出張所前でございますが、地表ぎりぎりのところで見ますと0.55マイクロシーベルト、それから花壇の上の、30センチ上なんです、0.41マイクロシーベルト、それから花壇上1メートルで0.36マイクロシーベルト、さらに歩道へ行きますと、やはり西成井側と同様に0.32マイクロシーベルトと、若干歩道のほうによりますと下がってございます。

それから、神立側でございますが、同じように測定しまして、地表からは0.5マイクロシーベルト、それから地上30センチのところ、花壇上なんです、0.40マイクロシーベルト、花壇上1メートルのところ、0.37マイクロシーベルト、それから歩道のところに行きますと1メートルの高さで0.31マイクロシーベルトと、やはり宍倉出張所、西成井等も歩道のほうによりますと下がってございます。

これを見ますと、やはりなめらかな舗装道路よりも、土、あるいは植物、あるいは植物の下、そういったところに放射線がたまりやすいのかなというところがあるのかなと思います。

また、さらにフラワーロード、通常、新生道路と言っているんですが、そのところが非常に高いということも危惧されましたので、それでは違う場所でも測定してみました。ご報告申し上げます。国道354号線で……。

○議長（小座野定信君）

部長、ここで数字を述べられても、だれも理解できません。だから、平均値より高いか低い、そういった回答でお願いいたします。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ですから、一般の校庭や、あるいは平らな地よりは高いというようなことがこれでわかると思います。

それと、マリーゴールドの花壇がちょっと高いということで、マリーゴールドが放射線を吸収するのかもしれないとも考えましたので、マリーゴールドを抜いてきて、霞ヶ浦庁舎の車庫のところなんです、そこでビニール袋に入れまして測定しました。その結果をご報告申し上げますと、0.15マイクロシーベルトでございました。1メートルぐらいの高さで大気中が0.15マイクロシーベルトでございましたので、特にマリーゴールドが放射線を吸収しているのではないというような判定がつくかなと思いますのでご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

花自体には放射性物質はついてないというお話でしたけれども、あの近辺で数値が高くなっているということは事実なわけでございます。そういう意味では、あそこはいろんな市民の方がマリーゴールドに携わっている方がいっぱいいらっしゃるわけですね。ですから、危険な箇所に大勢の市民が携わるということですから、今後の対策を講じていただきたいなと思います。そのまま花を触ると、普通の数値より高いところにいるわけですから、危険性は増すわけですから、市として、市の職員というか、業者さんでもいいんですけども、市民が直接手の触れないような形で処分できるような方法を講じていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、参考にちょっと市長にお聞きしますけれども、阿見町で、これは新聞報道でもされていましてけれども、牛糞の堆肥で4,900ベクレルという数値が出たところがあるわけですね。市長のところも牛糞の堆肥を製造販売しているかと思うんですけども、市長のところは大丈夫なんでしょうか。その辺ちょっとお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今のご質問の前に、変な話になっちゃうとまずいので、誤解のないように申し上げておきますが、山口部長の答弁は、新生の道路が特に高い値を示しているということはないということと言いたかったんです。354号線も同じです。同じ数字であると。ただ、小学校とか保育所のグラウンドに比べるとやや高いと。それは、土とか何かを、歩道がはねますよね。だから、要するに原因は雨樋の下と同じ原理になるということで、どこの道路も同じであるということです。新生の道路が特に高いということはないし、マリーゴールドが高いということもないと、そういうことです。

[小松崎議員「でも、そこへ市民が携わるわけですよ。放射能が高いところに。実際に0.7あったわけですよ。」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、0.7ないということも数字で申しました。何かそこを高くしたいというようなことは感じられるんですが、別に特別高くない、どこの道路も同じです。特に新生が危険だといううわさになるとしようがないので、そういうことはないということです。354も新生もこちら辺も同じだということですから、そういうことです。

それと、堆肥であります、阿見町では多少高いという数字が出ております。私のうちの堆肥は土と同じということで前にはかって出荷してございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、ありがとうございます。そうですね。市民に不安を与えてはいけないことなので、特別高いというわけじゃないけれども、そういう傾向があるということで、市のほうも目を光らせていただきたいと、そういう意味合いで受け取っていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、先ほど運動場とか教育機関でのそういう数値もはかっておられたということなんですけれども、それで、教育委員会のほうに取り組み方について伺いたいと思います。

放射線による健康被害は被曝から数年を経てあらわれると言われていています。セシウム137の半減期は約30年と長期にわたっているということも言われています。子どもたちが安心して学び、体を鍛えられるよう、国の定めた数値にとられないで、市独自の安全対策を講じる必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

具体的には、小中学校、幼稚園、保育所の運動場や通学路、公園などの安全を確認することが大事と考えます。これらの場所を直ちに調査し、汚染が確認された場合は、汚染マップの作成や砂場などの入れかえなども行っていただきたいと思っております。

また、運動場の表土の削り取りや洗浄するなどの除染対策を講じまして、さらに除染後の土、汚泥などの処理方法も検討し、国や県に対してこれらを要望していくことも望んでおります。この辺を含めて答弁をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

小松崎議員のご質問にお答えをいたします。

子どもの健康を放射能から守ること、これは非常に大事だということで認識は一致しております。さらに、先ほど環境経済部長答弁の中でありましたが、文部科学省が新たに9月1日からの適用ということで、放射能毎時1マイクロシーベルト以下に目標を定めると、年間1ミリシーベルト以下にするということで、それを受けまして、県のほうも1日、土壌などの放射線量を低減する除染活動についての手順や注意点をまとめました手引き書が作成されたわけでございます。基本はそれに基づきまして除染の基準といたしますか、その範囲の中で基本は対応したいというふうには考えているところでございますが、現在最新の各小中学校の測定結果、31日現在なんですけれども、一番高いところでは0.45マイクロシーベルト、一番低いところでは0.26マイクロシーベルトでございます。

現在そのような値でございまして、文科省並びに県のほうの基準に照らし合わせますと、現在における放射線量の基準を超えてないというところではございますが、今回の補正予算で各小中学校に1台ずつ放射線量の測定器の購入の予算要求をしております。それが通りまして購入できますと、小松崎議員おっしゃいましたようにホットスポット的なところもあわせて測定可能になるであろうと。要するに、水たまり、側溝、雨樋の下等々ですね。その結果に基づきまして、1マイクロシーベルト前後に達すれば対応策を検討していきたいと考えております。

現状における状況につきましては、文科省、県が示しました1マイクロシーベルトの半分以下の値であるというところを考慮しますと、今後の測定の結果次第によっては、皆様方にご協力いただくというふうになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市民の多くの方は放射線、放射能ということに対して敏感になっております。ですから、市のホームページで数値を発表しているから大丈夫だということじゃなくて、正しく恐れるというんですかね、本当に今の状況では大丈夫なんですよというのもある程度市民の皆様にお知らせ願いたいなと思っております。

さらに、学校なんかで今給食を提供していると思うんですが、内部被曝が心配されるわけです。そういった意味で、チェックを強化していただきたいというのも皆様から声が上がっております。そういう子どもたちの命を守る取り組みをこれから実施していくのかどうか、あと、やっていればそれもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えをいたします。

給食用の食材についてでございますが、基本的に県内、米については市内ということなんですが、これにつきましても放射能の検査と申しますか、現在県におきましても、要するに出荷制限等行われている農畜産物等ございませんので、その中での食材の購入というところで現在は安全性がはかられているというふうに感じております。今後、新たな、悪いほうへの進展が見られた場合には、それなりの対応をしていくという方向で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今の件ですけれども、これは保護者の皆様にはそういう安全なものを提供しているということを知らしめていただいているかどうか、その辺をもう一度確認します。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

現在のところ、これは安全だということを保護者に直接知らせてはおりませんが、議員ご指摘のように大丈夫だと、先ほど部長から説明がありましたように大丈夫であるということをお知らせし、また定期的に検査もしていくよということをお知らせして不安を払拭したいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今、教育長が答弁していただいたので、ついでにちょっとお伺いしますけれども、教育長は長年、教育の現場で大切な子どもさんたちを教育指導なされてきたということで、今回の原発事故で大切な子どもたちの命が危険にさらされているということが現実としてあるわけですけれども、

この原発事故に対する所見をお聞かせ願えればと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

地震、津波につきましては、これは自然災害であると思いますが、原発事故につきましては人災であると思っております、それによって未来を担う子どもたち、そしてその保護者、地域の人々、国民すべてが不安に陥れているということは間違いありませんで、ふんまんやる方ないといったところが私の気持ちでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

非常に正義感のあるお答えだったと思いますが、教育長、ちょっと話はそれるかもしれませんが、教育長は市の三役の1人でございます。きのうも全員協議会などでいろいろ市長の新盆回りのことなんかでありましたけれども、自分の利益のために悪いことをしたと、それを謝れば済むと、こういう態度がきのう市長のほうにあったわけですね。市の三役として、教育長の立場で市長にどういうふうに助言とか、教育と言ったら語弊があると思いますが、そういうお話をしているのか、またこういう現場を子どもたちが見たときにどのような説明を教育長はするのか、その辺も含めて今後の姿勢を伺いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私の立場として教育をあずかるというその職責を私は全うしたいと、そう考えております。以上です。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

深い意味があると思いますので、今後の活躍を期待しております。

それから、最初の質問の中で山口部長にまた再度質問したいんですが、一番今回の課題である安全証明というのを回答いただいてないんですね。確かに県のほうで測定とかして200ベクレル以下に、基準値を大きく下回っているので問題ないんだと、そういうことがありますが、お米を出荷すればいろんな産地米とブレンドされる可能性もあるわけですよ。その中には、放射性物質が200ベクレル以上検出される場合もあるわけですよ。そうしますと、かすみがうら市から出したお米は絶対に安全なんだと、梨でもブドウでも栗でも同じですよ。こんなふうに自信を持ってこのまちの生産物は安心なんだと、こういう安全証明というんですかね、これをやるために機械などを購入してそういうものを促進していくことは考えていないのかどうかをお伺いしたいんです。

また、民間なんかに頼むと1検体大体2万ぐらいかかると私は認識しているんですけども、この測定機を買えば大体安いものでも50万円ぐらいで買えるんですね。市内くまなくはかって、

250カ所はかれば2万円ですから、500万円、もともとれちゃうんですね。それで、市内の生産者を守ることにつながるわけですから、500万ぐらいの投資は安いもんだと思うんですね。その辺の認識をお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

安心・安全な農産物、食べる、口から入れるというようなことでございますので、非常に大切なことだと思います。現在、茨城県におきましては、お茶っ葉以外は暫定基準値未満の農産物ばかりでございますので、安心・安全だということになるのかなと思います。

そうはいつでも、風評被害というような形で買い控え等が出ていることでございます。さらに農産物の、先ほど質問にもございまして、答弁漏れしましたが、福島原発の一時期におきましては買い控えがございまして、非常に困った時期がございました。現在におきましては、そういった買い控え等につきましてはありませんが、単価が安くなっているということもございます。

そういったところで、今後、安心・安全の証明をつけてかすみがうら市だけが市場に出荷するというのも、一つの有利販売とはなると思いますが、これにつきましてはお金もかかるということもございまして、さらに県の動向、近隣市町村の動向等を、状況を見ながら検討してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これは新聞報道なんかでも、河内町もいち早く米なんかの放射性物質を測定しているわけです。近隣といいます、牛久市、龍ヶ崎市、最近ではつくば市も決定したそうです。こういうふうにとんどん行政が指導して生産者を守る、こういうことをやっているんですね。ですから、周りの動向を見る前に我が市は我が市で、わがしといってもお菓子じゃないですよ。当市ですね。当市が率先して、ほかの市町村はどうでも当市の生産者を守っていくと、そういう姿勢がないと、これは幾らまちの活性化といってもなかなかつながらないんじゃないかと思えます。

それについて、最終的な判断は市長でしょうから、市長にお伺いします。前向きな回答をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、小松崎議員がおっしゃった牛久市、河内町等の調査は県がやっているわけです。かすみがうら市もやって、先般、順次実施しております。利根町あたりからやって順次実施して、かすみがうら市もその一環で、何カ所、14かな……。

[小松崎議員「河内町で独自に」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、それは県のほうでやったやつだと思えます。県の機械は200万とか300万する機械であ

りますから、完全なものであります。かすみがうら市としては、60万程度の機械ですから、今持っている機械をいち早く買ひまして、予備的に生産者の要請によってどんどんやっております。予備的なものですから、精度は悪いんですが、今のところ数値は全然基準以下の値しか出ていませんので、これがちょっと高いというような場合はすぐ本格的な研究機関、もしくは県のほうに依頼をすると、そういう二段構えの体制でやっておりますので、生産者の方にも、あるいは消費者の方にも安心していただける体制は、今、県と協力体制の中で確保できているのではないかと、このように考えておりますので、今の段階では現状を続けていきたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、私が言ったのは県の話じゃないですよ。これは各市町村の議員さんに聞いて、やっぱり町独自で、市独自で購入して、安全対策をとっていると。こういうのを伺っているから言っているわけですよ。今、テレビ、ニュースなんかで見ても、県のほうの依頼はもう間に合わない。検体が多くて、本当に大変な思いをして検査していると。そういうことを聞いているわけですよ。市長がいつも言っている安心・安全のまちづくりとかいろいろ言っていますよね、市民を守るんだと。そういうことを言えば、そんなに高い買い物じゃないと思うんですよ。くまなく250カ所はかれば、もともとれちゃうんですから、それは何とか前向きに考えていただけませんか。もう一回お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議員ご指摘でありますから、今後は十分検討してまいりたいとは思っております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

多いに期待しておりますので、市長、よろしくお願いします。

それから、今度、板橋のアンテナショップについて伺いますけれども、最初の質問の中で、市内全域に生産者がいるのかということ伺ったんですが、この辺、答弁していただけなかったんですね。というのは、委託業者に頼んで、霞ヶ浦地区の業者さんだと思わすけれども、いろいろ農産物の一覧表とか出してもらっているのを私の手元にもあるんですけれども、これは市全体で取り組んでいるのかどうか、そこを伺います。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

お答え申し上げます。

先ほどのアンテナショップにつきましては、直売所部門がございます。直売所部門はアグリかすみがうらさん直営で農産物の販売に努力されていると、しなければならぬというような部門でございまして、食材というか農産物が、品ぞろえが悪ければ、それだけ収入がないというよう

な、直接アグリかすみがうらさんにかかわってくることでございます。私どものほうがアンテナショップとして依頼したのは、観光のPR、かすみがうら市のPR、あるいは観光客を誘致するためのPRとか、あるいは農産物の売れ筋の品物の状況報告とか、そういった内容のことをお願いしているわけでございます。当然、直売所が、品ぞろえが悪ければ売り上げが減少し、やがては撤退というような形になるかなと思います。

先ほど申し上げましたように、当初は霞ヶ浦地域だけの農家からの農産物の供給でございましたが、現在におきましては、かすみがうら市全体の4Hクラブの農家の方から農産物の提供、さらには千代田地区で薬物野菜をつくっている方々の提供を受けるとともに、またさらに風評被害を受けて大変困っている果樹観光協会の方々からの梨とかブドウとか柿、現在は梨だけなんです、そういったものが提供されて販売されるというような、面的にはちょっとあれなんです、霞ヶ浦地区と千代田地区両方から農作物をまとめているというような状況でございますので、ご報告申し上げます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

私の情報によりますと、7月15日にアンテナショップがオープンして、これは、場所はイナリ通りというんですか、商店街、そこから50メートルほど入ったところで、非常に買い物客が少なく、こういうことを伺っています。それで、1日10万円程度の売り上げしかなくて、本当に大変な状況だと伺っています。アンテナショップというのは、わざと人がいないところに出して、売れるか売れないかを確かめるんですか。普通アンテナショップというのは、新宿とか渋谷とか銀座とか、結構人が大勢通るところに出店して、やっぱり茨城の食材はおいしいものいっぱいあると、こういうふうにするのがアンテナショップなわけですね。聞くところによると、イナリ商店街の周りは高齢者ばかりで、買い物難民の場所だと聞いているんですね。そういうところで茨城のものをPRしようとしても、仕方がないからそこに買いにいこうと、こういう状況で、積極的に茨城の特産物を購入しようとしている客じゃないわけですよ。そういった意味では、何でこういうところに出店したのか、それを伺います。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

小松崎議員さんおっしゃるように大山商店街のように人通りがあるようなところではないところでございます。ただ、実際にはその場所、その店舗以外のところに当初出す計画があったわけでございますが、いかんせん家主さんからの条件がなかなかこちらからの希望と合わないという点がございます、現在の地に、当初の計画の地から50メートルぐらい離れたところに移動して、そこで仮オープンというような形でさせていただいているところでございます。

小松崎議員さんが言われるように非常に厳しい経営状態であるとは思いますが、せつかく霞ヶ浦のほうから直売所を出したということもありますので、できるだけ努力をさせていただきまして成功に導いていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それで、またちょっと再度聞くんですが、アンテナショップで何で1週間のうちに3日しか開店してないんでしょうか。これ、非常に疑問を感じますよね。本当にPRとそういう利益を度外視してやっているんだったら、雇用促進のお金まで使って最近は投入しているわけですから、毎日開けてもいいじゃないですか。こういうことは考えていないんですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

議員さんおっしゃられますように週3日では非常に少ないわけでございます。しかしながら、直売所を受けているアグリかすみがうらさんが、当面、3カ月なんです、売れる状況、経営の状況を判断したいというような形で、仮オープンという形で、週3日というような形で決めたということでございます。それによってアンテナショップを委託しているわけでございます。

さらに予算的には676万ありますが、精算払い主義でございますので、かかった費用の人件費、あるいはPR費、あるいは家賃ですね。家賃については2分の1ですが、あとはマネージャーが、人件費が1人分というような形で精算主義になっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

もうちょっと聞きます。今度、市長に聞きたいんですが、市長は市長に就任されてから、もう鳴り物入りで、これ、力入れていましたよね。大山ハッピーロードの売店もそうですが、公用車を使って週3回、多いときは行っていたわけですね。そこまでやって、かすみがうら市民の生産者のために努力されていたわけですが、どうもこの結果を見ると、市長が思い入れたほど効果が上がってないんじゃないかと思うんですが、これは途中で市長が手を抜いたからこんなふうになったんですか。それとも職員が全然やらないからこんなふうになっちゃったんですか。ちょっとその辺伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ご案内のように放射能被害というのはかなり大きい要因だと思います。大山のアンテナショップのほうは、なかなか受けてもらえない中でJA土浦にやってもらったと。JA千代田にももちろん話はしたんですが、JA土浦に受けてもらって、先ほどの話だと月30万円程度ということで、これは去年11月にオープンして恒常的になっているわけですね。そのほか、大山商店街の中でイベント会場がありまして、このイベント会場も月に1回程度ですか、2日間にわたって結構頻度を多くやっています。イベントについては板橋の各いろんな商店街があります。ほとんど毎週のようにイベントに行って市の観光PR等をやっております。農産物を持って行ってですね。その

担い手は、いろいろ話はしたんです。かすみがうらカンパニーとかJA千代田、JA土浦いろいろ話はして、引き受けてくれないかということで話をしました。しかし、なかなか皆さん、いわゆる農産物の確保というのが難しいわけですね。生産者が、いわゆる売る側が必要なときに必要な生産物が、売りたい生産物が集まらないと。そういうところで、なかなか拡大に積極的になれない面があるようであります。

そういう中で、アグリかすみがうらがやってみようということで今やっているわけですが、ですから週に1回やるようなイベントはほとんどアグリかすみがうらのほうにお願いしています。アグリかすみがうらは、さっき申したように木金土と週3日営業しておりますが、アグリかすみがうらも主要メンバー3人です。それから、あと雇い入れた3人でやっているんですが、あした私もその関係でちょっと行ってきますけど、別に手を抜いているわけではありません。市のPRは最重点にやっております。

県の黄門マルシェがオープンしていますけど、これは半年間の契約で、銀座のいいところで、通常だと1年間の家賃が4500万ぐらいかかるらしいんですが、幾分安くしてもらって借りていると。しかし、なかなか売り上げが、実際銀座のいいところだからうんと売れるかなというのと、やっぱり1日に売れる農産物というのは10万ぐらいらしいです。ただ、この前、県の担当者に聞いたら、黄門マルシェの店を出したことによって、テレビの取材が来ると。テレビの取材が来て、そのテレビの取材を広告宣伝費に換算すると1億2000万だと。だから、4500万はもととれるんだと。そういう考えなんですね。

今、アグリかすみがうらを借りているところは月4万5000円です。100倍の4500万ですが、10倍程度のところはあるのはあるんですね。ただ、足が早いのですぐ出ちゃうんですが、やはり月の家賃が30万、40万という家賃の中で、アグリかすみがうらは今4万5000円で借りているんですが、まともなところ、大山商店街のベンチあたりで、大山商店街よりちょっと劣るところなんです。30万、40万。そうすると、敷金がやっぱり300万、400万ぐらいかかるんですね。そうすると、そこまでのリスクは負えないと。リスクを負ってくれるところがやっぱりないと。そういうことで、なかなか広告宣伝に苦慮をしているところですが、始まったものだから、あと半年ぐらいやってみようということで今進めています。

明日もそういう関係で板橋からバス1台来て市内観光やっていただきますが、しかし、長年、何十年やっていたいいわゆる果樹観光でさえも、今バスツアーもない状況ですね。新たに半年前に始まったからといって、そう早急に成果が出るというものではないと思います。しかし、市のほうとしては、そんなにお金はかけられません、県みたいにお金はかけられませんが極力、今度のお金は国のお金でやるわけですが、国のお金を使えるということで500万でも600万でも使えると。しかし、なかなか市じゃあ500万も1000万円も出せるかといったら簡単には出せないですね。リスクがありますから。

今、戸塚農園でやってもらっている地ビールづくりというのもやっています。ビール瓶をつかって地ビールつくると。これ、戸塚農園、かすみがうらカンパニーがやっていますが、これなんかもリスクが多いのでなかなか受けてくれるところがないんです。でも、戸塚農園さんに同じような雇用対策の関係でやってもらっていると。そういういわゆるもうかるかもうからないかわからない仕事にはなかなかお金を出してくれるところはないです。それを幾らかでも行政のお金を使

って弾みをつけようと、そういう努力は買っていただきたいと思います。これがもう見通しがな
いということであれば、市の単独の予算を使ってどうこうということまでは私も考えておりませ
ん。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長の考えを伺えてよかったと思うんですが、昨年9月に私は市長のほうに本会議で、一般
質問で、市の農産物の販売所をつくる計画は、考えはないのかと、それから観光PRの場所を設
けることはしないのかということでお伺いしました。そのときに市長は、橋を渡れば行方に道の
駅があるからそんなの要らないんだと言ったんですよ。手前にはJAの直売所があるから要らな
いと言ったんですよ。そう言っておきながら何で板橋にばかりご執心なのかなと私は疑問でな
らないんですよ。向こうまで農産物を持っていく、そういうタイムラグもありますし、大変なん
ですね。

ですから、そんなにお金かけないでできるということでは、市内の霞ヶ浦庁舎の庭を借りて、
テントでも張って、定期的に観光客が通る土日を利用してそういうところでやったらいかがです
か。それから、この千代田庁舎だって、国道に面していますよ。ちょっと入りますけどね。そう
いうところに看板を掲げてやったらどうですか。ほかにも観光果樹園とかあって、市が、行政が
邪魔するのかというあれが来るかもしれませんけれども、皆さんに持ち寄ってもらえれば十分効
果が上がるじゃないですか。呼び込みなんか、その雇用促進のお金で人を雇えるでしょうよ。
670万も金使うんだったら、東京は東京で、キャンペーンで定期的に、おいしいイチゴができた
らいえばそのときにみんなでわーっと行けばいい、梨、栗、柿、ブドウ、そういう時期になっ
たらみんなで行く。板橋区役所の駐車場はまだ行ったことないからわからないけど、そういうと
ころをお借りしてテントを張ってやったっていいじゃないですか。もっと効率のいいかすみぐら
のPRというのもできるんじゃないですか。

そういう意味では、市長、半年ぐらいで見込みがなければ撤退するということですから、その
先はそういうことも視野に入れて計画を立てていただきたいと思うんですけども、いかがで
すか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この354線とか市内に直売所が要らないという話は、私、した覚えはないです。むしろそれは、
いろんなところで、私、発言していますから、積極的にやっていきたいと思っています。現に霞
ヶ浦庁舎の空きスペースがゆくゆく出る予定もあります。そういったことから、あるいは庁舎の
イベント会場がありますよね。あそこが今、空いていますね。ああいうところで、実は農業者の
後継者の団体にも申したんですね。あるいは、かすみぐらカンパニーにも言ってあります。ぜ
ひ何か計画してくれと。これは役場の職員が仕入れてきて売るということは、やったってどうせ
しようがないんで、人件費高いんで、とてつり合わないんで、やっぱり民間でやってもらわな
くちゃならないです。小松崎さんもぜひ加わっていただければいいと思うんですが、雇うんじ

なくて自分のリスクでやってもらいたいんですね。自分のリスクでやる人がいるかどうかなんです。だから、そういう可能性のある人たちには、私、話しかけています。現にかすみがうらカンパニーさんにも話しかけておりますし、それから、そういう提案を受けた農業後継者団体とか商工会の関係者にも、じゃあぜひあなたがやってくださいと、そういう提案を受けたんですね。だから、ぜひあなたがやってくださいと、そういうふうに言っています。しかし、だれもなかなか、自分のお金を出して、リスクとってやってくれる人はいないんですよ。だから、そういうリスクをとれる、議員の皆さんも自分でリスクとって申し出ていただければ、なかなか本当に商売というのはそんな簡単なものではないと思います。もしそういう方がいたらぜひご紹介ください。どんどんやります。市内はどんどんやります。ただ、今の段階ではJAさんや何かもいるし、そういうことなのでよろしくお願いします。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

要らないなんて言ったことないというのは、うそですからね。市長、ちゃんと会議録見てください。私はそれであきれて、質問やめちゃったんですから。今度の市長は期待持てたなと思ったんですけど、あの回答で私はがっかりきたんですから。それは後でよく検証してみてください。

[発言する者あり]

○6番（小松崎 誠君）

まあ、市長、そうやって投げやりな言い方しないでくださいよ。

じゃあ、次行きます。

東日本大震災で義援金の問題ですが、まず、先ほど竹村部長のほうから、全壊、大規模半壊、これ合わせて23件ですか。その方々に見舞金と義援金を支給されたと。で、罹災証明出ている991件に関しては、やってないけれども、5件ほど融資のお話があって今3件進行中だと。こういうお話がございましたよね。それで、幾らぐらい、これ、見舞金と義援金で支給されたんでしょうか、1つ。

もう一つは、国を通じて赤十字社からの義援金 came ということですが、それはそういう方に支給されたんでしょうけれども、個人とか団体で来た義援金というのは幾らぐらいあるのか、これをお伺いします。それをまた有効に使っていきたいというお話がありましたけれども、この有効にというのは、ちゃんとそういう罹災した人たちに支給されるのか、配っていただけるのか。罹災証明を出したのは991件ですが、またブロック塀とかそういうところが壊れた方もいるわけです。確かに固定資産税のかかるところにしか罹災証明出ないわけですけども、ブロック塀が壊れた方とか長屋が壊れたとか生活をしてないところの壊れた部分ってあるわけですよ。そういうところにも支援の手を差し伸べることができないのかどうかをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

ただいま見舞金の内容についてのご質問でございますけれども、見舞金、これ、市の単独の災害見舞金がございます。これにつきましては全壊で8万円、大規模半壊につきましては5万円。

これはあくまでも住家ということで、現に住んでいる住宅がそういう被害を受けられた方に対しての見舞金でございます。

さらに赤十字等からの見舞金でございますけれども、これは全壊の方が第1回配分として、県、義援金を合わせまして50万円、それから半壊が25万円であつたけれども、その後、追加配分等がございます、これ、現在で、全壊の場合ですと赤十字等から98万5808円、県から15万円で、合計で113万5808円という内容になってございます。同様に大規模の場合ですと合計で56万7904円という内容になってございます。さらに半壊につきましては、住家の場合、赤十字等から合計で56万7000円、見舞金という形で来てございます。そのような見舞金の内容でございます。

さらに今の市への見舞金の質問もあつたかと思ひます。市からの見舞金等につきましては、個人、団体から市へ送られた見舞金という内容がございます。その内容につきまして、すべて社協のほうを通じて集計してございます。社協のほうから県のほうに送られております。金額的には法人で100万円程度出された方、あと個人的には数万円出された方等がございます。

あとブロック塀等につきましてはの支援ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、その辺については借入資金のほうで支援していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

そもそも義援金というのはどういう趣旨なんでしょうか。私は義援金というと個人がいただけるものと思つているんですよ。困つている人がいただけるものだと思つているんですよ。それを市は本当に国で定めた全壊家屋、大規模半壊、あと半壊ですか。その辺までのもともと恵まれたというか、対象になつている全壊だと国は100万、建て直すときは200万ですね。大規模半壊のときは国から50万で、それを直そうとすれば100万ですか、追加でいただけると。この辺はいいんですよ。

だけど、義援金というのは、被災した人、罹災した人、そういう人に個人的に配られるのが義援金じゃないのかなと思ふんですね。これは聞くところによると最初は1000万円ぐらいあつたと。また、追加で3000万円ぐらい出してる。合計で4000万円ぐらいあると伺つたんですけども、これをどんなふうに使つているのかというのを聞きたいんですよ。義援金の趣旨から言えば、本当に今回被害に遭われた方に等しく分配するのが義援金の趣旨じゃないのかなと私思つて聞いているんですよ。その辺はどうなんですか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時33分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

大変失礼しました。先ほど私が申し上げましたのは大規模半壊で被害に遭われた方へ赤十字等から支給される見舞金の内容でございます。

さらに市民の方が被災地への見舞金ということで受け付けております。それは社協で窓口にして集めてございまして、最近のデータで440万ほどありますけれども、それは県の赤十字のほうに送ってございます。

それからかすみがうら市への義援金、見舞金という内容につきましては、総務部長のほうで答えてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、ただいま保健福祉部長から申し上げました内容とあわせてお話し申し上げます。

現在高、いただいているお金でございますが、22年度は26万円、23年度が3496万8000円となっております。そういうことで、これらについては市へ納付されて寄附金として会計上処理しまして歳計の中に入れていっているものでございます。

なお、これについては個人に配るといふ性格のものではなくて、市としては、復旧・復興の財源として使う考え方で整理しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市の復旧・復興というインフラの整備のほうに回されるんでしょうけれども、本来ならば義援金というのは本当に被災された方へのお見舞金という形で分配するのが一番理想的なんじゃないのかなと私は思ひます。市の方針がそういうことでしたらしようがないですけども、今後また義援金の分配とかあった場合には、それらを被災者の方に、被害者の方に回せるように努力していただければと思ひます。

最後のほうの質問になりますけれども、定員の適正化ということで私も総務委員会なんかで伺っている内容なんですけど、消防職、これは西と東の消防署を2つ運用しているんで、人員が多く行っているということですが、今、職員の採用がずっと滞っております、これは西の消防署に統合するようなお話も伺っております。そういう中で東消防署、これは救急車と消防自動車を置くというようなお話ですが、1台しか稼働しないと、こういうお話も伺っています。ですから、救急車が1台出動すると、2台目の出動は西消防署から行くと、こういうことも伺っています、旧霞ヶ浦の住民の方の生命の安全に危機を及ぼすんじゃないかと。この辺をどのように考えているかお答へ願ひたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、消防全体としての状況をまず申し上げまして、具体的なハード面といひますか、運

用面についてはまた別の形でお話を申し上げます。

消防職員の場合、類似団体というようなものがございませけれども、その比較からすると全体としては8名ほど超過になっているというのが実態でございませ。

なお、消防署を我が市は2署配置をしているため、これは超過しているんだというふうな考えなわけでございませが、平成20年4月1日現在では消防職員84、類似団体では76で8人多いということになります。一方で、非常に大事な部分でございませけれども、充足率からすると当市は62%、県平均が70%ですからかなり下回っている。そういう意味では施設に対する職員数が少ないという状況が伺えるところだございませ。

今後、こういう意味からすると、類似団体との比較、あるいは充足率の関係をどのように整理していくかということが非常に大きな課題だと思っております。現場の実態としては、非常に厳しい状況に工夫をしながらというところはあると思っております。

以上になります。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

状況はよくわかりましたけれども、6月の定例会で、これは岡崎議員が質問した内容で、市長が答弁なされた内容で、土浦の神立消防署か何かのお話を事例を挙げて、人数は少ない人員で回しているから、旧霞ヶ浦でも問題ないんだよと、こういう回答があったかと思うんですが、市長、どうでしょうか。旧霞ヶ浦の東消防署、そういう出動体制が十分ではない状況に陥ってしまうということがあるんですけれども、市長はその辺どのようにお考えになっていませか、お答えください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

総務部長からの答弁にもありませとおりでありますが、全体的にかすみがうら市の一般会計に占める総人件費というのは、茨城県一はご案内のとおりであります。そういう中で、消防署が2つあるというのは非常に不効率。これは細長いからどうしようもないわけですね。そういう中で、私は前から、就任早々から中川市長にもお願いしたんですが、とにかく早く消防署だけでも先に一緒になれないかというような話をしたんですが、統合のシステムですね。通信システムに問題があると。メーカーが違うもんですから、システムに問題があるということで、統合がなかなかできないわけですね。

そういう中で、今、県のほうで統合計画が進んでおりませして、統合というか、通信システムの統合計画が進んでおりませ。それとあわせながら人員計画は立てていきたいと。我が市の、質問にありませませんが、何でその職員人件費がそんなに高いかというのと、頭でっかちになっちゃっているんですね。要するに若い人と年配の人の比率が、若い人は少ないんです。特にここ少なくなっちゃっていますね。で、上のほうがごっそりいるんです。頭でっかちの職員構成になっているので、さらには人員も多いわけですね、全体人員がね。市の規模に対して全体人員が大きいと。だから、とにかく不効率になっちゃっている。

例えば、消防だけでとってみると、消防職員1人当たりの人口数、かすみがうら市は524人、常陸太田市が、あれもだっ広いですが680人、東海村が680人、東海村は小さいですね。阿見町は746人。これ見てもわかりますけど、人口当たりでいくと、職員1人当たりの持っている人口ではかすみがうら市は少ないんですよ。だから、これだけでも不効率だというのがわかりますよね。とにかく効率化と、何とか人員の確保をしながら、一般職のほうが本当は年配の人を、職員を消防のほうに回せばいいんですが、50過ぎて消防のほうへ行って1、2、3やってもなかなか容易じゃないわけですから、どうしてもということになればそういうことも考えなくちゃならないでしょうけど、そういう状況をご認識いただきまして、ご理解賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、いつもそういう答弁なんですよね。最後にちょっと、もうこれはまた個人的にお話したいと思うんですが、最後に市長にお願いして終わりたいと思います。

私、市長、これは誤解なさらないで聞いていただきたいんですが、市長とお話すると、姿を見ると、いろんな言葉が思い浮かぶんですね。銀流しとか、カエルの面にしょんべんとか、それから、のれんに腕おし、ぬかに釘。で、馬飼ってるせいかしらないけど、馬耳東風に、馬の耳に念仏という。こういう言葉がいつも出てきちゃうんですよ、市長とお話するとね。いつも話をはぐらかされて。

そういうふうにならないようにもうちょっと話し合いを持って、総合的に行政運営をやっているだけで、近隣の市町村とも仲よく、市の中の行政改革もわかりますよ。だけど、市長はこの前の職員採用の件で、ブログで書きましたよね。総務委員会の小松崎が反対したから行政改革がうまく進まないって、そう言ってましたよね。でも、あれ決めたのは、最終的には議会の本会議で皆さんの採決を、表決をもって採択したものなんです。私が個人で反対したわけでも何でもありません。そういうふうには市長は何でも人のせいにする。これじゃあ何やったって行政運営できませんよ。だから、特に馬耳東風、馬の耳に念仏、この辺、思い浮かばせないようにやっていただきたい。答弁は結構でございます。

以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

これより昼食休憩といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

それでは、これより昼食休憩に入ります。再開は午後1時30分といたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前 1 1 時 4 6 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

会議の前に、発言訂正の勧告について申し上げます。

小松崎誠君から発言の訂正を求める申し出があったため、議長において平成22年11月25日の会議録を調査したところ、小松崎誠議員から「観光案内所を設けるべきと思うが、その考えを伺います」との質問に対し、市長は第1回目「施設の設置は現在考えておりません」と答弁しております。また、その後、小松崎誠議員から2回目の質問において「先ほどの回答では、まず直売所は設けないというようなお話でしたけれども、これは何とか今の庁舎の周辺にできないものかと望むものでございます」との質問に対しても、市長は「今のところ、あそこに市が主導で直売所をつくるという考えは持っておりません」と答弁しております。

以上のことを踏まえ、市長に対し、発言訂正をすることを勧告いたします。

1番 河村成二君。

○1番（河村成二君）

訂正する箇所はどこなのか、お聞かせください。

○議長（小座野定信君）

はい。先ほどの一般質問の中で、小松崎議員のアンテナショップの一般質問において、小松崎議員より「霞ヶ浦庁舎付近もしくは道路沿いに直売所の設置を、以前も質問したが、設置しないと発言があった」と指摘があり、これに対し、市長は「そんなことは言っていない」と発言し、また「自分で調べてみる」とも発言があった、この内容でございます。

先ほどの私の発言の訂正勧告については、最初に申し上げましたように、22年11月25日の会議録の抜粋であります。この抜粋に対して、先ほどの一般質問の中で、小松崎議員は「私は22年の11月の議会でも言いましたよね」と市長に再度質問したわけですね。

[宮嶋市長「さっき質問したのは、354号線の全体みたいなことを言ったんじゃないの。霞ヶ浦庁舎……」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

いやいや、違います。それは市長の認識違いだと思います。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今の発言訂正の話ですが、よく私の弁明も聞かないで、そういう発言訂正されるというのは、ちょっと遺憾であります。大変遺憾であります。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時34分

再 開 午後 1時39分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、以前の答弁書、調べさせてもらいました。小松崎君が言っているのは、私が言っているのは市の主導で直売所はつukらないよということを答弁しています。市の主導で、要するに市で直売所をあそこら辺にやらないのかと。もちろん、直売所をつukらないんですかと言っているわけだよね。だから、市の主導ではつukらないということを言っています。だから、私が言ったのは、市で直接、直売所をつukるということは今でもやってないわけですから。民間の方に運営してもらおうということはあくまで考えていますから、民間の直売所はつukらないとは言っていないわけです。民間主導でつukるということは推奨しているわけです。ですから、その前後にも、民間の方には、かすみがうらカンパニー、あるいは小松崎鉄工所さんの商工会での話とか、あるいは農業後継者の話とか、そういう節には、ぜひ主導、要するに民間サイドでやってくれる人があつたらやってくださいよということは言っていますから。だから、そこをはき違えないでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

続いて、発言を許します。

3番 山本文雄君。

[3番 山本文雄君登壇]

○3番（山本文雄君）

平成23年かすみがうら市議会第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、公有財産等の管理運営についてお伺いいたします。

かすみがうらの誕生と行財政の改革、合理化などによって、これまで活用されてきた公有財産のうち、現在、その行政活用がなされていない土地の現況についてお伺いしたいと思います。

まず、民間委託により廃止された保育所跡地の管理状況についてであります。霞ヶ浦地区の保育所につきましては、統廃合や民間委託によって、従来6カ所あつた保育所が1カ所になっていると思いますが、この廃止された保育所跡地は市有財産であつたのか、また借地であつたのか、その辺の経過も含めて、現在の管理状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、旧千代田町第五保育所の現況と管理状況についてであります。この第五保育所は、統廃合によって既に保育所の建物として活用が停止されております。一時、その建物の一部は行政事務所が置かれていたという経緯もありましたが、その事務所も移転し、現在では完全にその行政施設としての活用が停止したままになっていると思います。また、この第五保育所用地は、市の財産ではなく借地になっているのではないかと思います。借地であれば、当然に借地料が発生するわけですので、公共施設として活用されていない借地に、依然として借地料が支払われているとしたら極めて問題であります。現在、この第五保育所跡地の現況と、その管理状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、公共工事の入札についてお伺いいたします。

公共工事の入札問題については、県内においても、従来から多くの不正行為が発覚し、その都度、厳しい指摘がなされてまいりました。特に、2003年1月には官製談合防止法が施行されたと

ころであります。そうした中で、過日発覚した県発注の土木工事をめぐる官製談合のニュースは、県民にとって驚くべき実態でありました。公共工事の入札を県職員が主導し、建設業界の幹部が入札業者を指名、振り分けて、事前に落札業者を決定していたというものであり、結局、関係58社が指名停止処分を受けたという大変な不祥事が、県民の前に明らかになったわけでありませぬ。このような公共工事をめぐる不祥事は、当市においても例外ではなく、それだけに適正な入札制度の施行による公共工事の信頼回復は重要な課題であって、市民の注目も高いものと思ひます。そこで、現行の一般競争入札制度と、その問題点などについて、市長の所見をお伺ひいたします。

公共工事の実施につきましては、地元業者の育成や、地域経済の活性化などの観点から考慮しなければならぬという現実的な側面もあるわけです。しかしながら、特に大きな公共事業の場合には、市外のランクの高い業者に偏ってしまい、JVを組んだりしなければ、中小企業地元業者の参入は難しい実態にあります。一方で、そうした公共事業以外の分野については、指名競争入札によって適正な入札参加の余地も出てくるわけですが、申すまでもなく、指名業者の選考に当たっては、発注事業の内容や業者の経営力、技術力、実績など適正かつ公正な評価がなされなければなりません。また、随意契約につきましても、一定の業者などに偏ることがない公明性が問われなければならぬと思ひます。市長は、今回の県発注工事の官製談合問題などを踏まえ、当市における現行の一般競争入札制度と、その問題点などについてどのようにお考えなのか、市長の所見をお伺ひいたします。

また、2つ目は、一般競争入札以外の指名競争入札と、随意契約の現行制度と業者選定のあり方について、市長の所見をお伺ひいたします。

次に、校内暴力といじめの根絶についてお伺ひいたします。

昨年10月に、群馬県桐生市の小学校6年の児童が、いじめを受けて自殺したという何ともやり切れないニュースがありましたが、国の直近の全国調査の結果によると、いじめの件数は前年度対比で1,000人当たり1.4件であったものが、昨年度は一気に10.8件に急増し、そうした増加傾向は県内においても同様であるという極めて残念な状況が報告されております。

また、これまでいじめという概念は、自分より弱い者に対し一方的に攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じているというような加害者の立場で定義されていたものが、現在では、心理的、物理的な攻撃を受けたということで精神的な苦痛を感じていると、被害者の立場からとらえられております。

このことは、いじめについては学校として積極的に関与し、いじめの発見防止に取り組んでいくという、強い姿勢が不可欠であるということを示したものであると思ひます。ややもすれば、従来は、いじめの実態が表面化しても、そういう話は承知していなかったとか、学校の経営管理上、いじめの実態をそれとなく承知しながら、あえて避けていたというような隠ぺい体質が先走ってしまうというケースが見られます。そういう教育現場の閉鎖的、かつ消極的な姿勢が、かえっていじめの実態把握や善後策の対応において、後手後手に回ってしまう要因であったともいえるのではないのでしょうか。

そこで、このような校内暴力や、いじめがさらに増加しているという全国的な傾向を踏まえて、市内の小中学校の現状についてお伺ひいたします。今、市内の小学校、中学校など教育現場にお

いても、校内暴力やいじめは起こっているという父兄からの情報もあるのですが、実際にその実態件数はどうなっているのでしょうか。そして、教育委員会としては、これまで校内暴力やいじめを根絶し、健全な学校教育環境を確保するためにどのような対応を進めてきたのでしょうか、教育長にお伺いいたします。

次に、五輪道橋改修工事の経過についてお伺いいたします。

五輪堂橋改修工事の経過と問題点につきましては、私が所属する産業建設委員会において事務検査を行い、詳細な報告書も提出されておりますので、この間の問題点については改めて具体的な指摘を申し上げるまでもないと思います。

その中で、特に産業建設委員会としては、事務検査の結果、6月の議会において、五輪堂橋改修工事の三者協定の締結のため再協議を求める決議を行いましたので、その決議文については市長のもとに届いているものと思います。つまり、事務検査において、石岡市長の負担できないという見解や書面は存在せず、提出された資料では、かすみがうら市長、宮嶋光昭氏の申し出により二者締結に至ったものと判断せざるを得ない。よって、議会としては、五輪堂橋改修事業は、隣接する地方公共団体が相互に負担し合い、整備、促進することがより適切であり、さらには、かすみがうら市民の負担軽減を図るべく、茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者協定の協議を改めて速やかに行うよう、ここに決議するものであるというものであります。

そこで、市長にお伺いいたします。このような経過を踏まえて、産業建設委員会の決議文が市長に届いてから既に2カ月が経過しております。この間、市長はこの決議文をどのように受けとめて、三者協定の協議をどのように進めたのか、その経過をお伺いいたします。

次に、石岡地方斎場建設問題についてお伺いいたします。

石岡地方斎場建設問題については、今日、唐突に出てきた課題ではなく、いわゆる市民の要望を踏まえて、関係三市の執行部と議会が数年にわたって検討、協議を重ね、隣接自治体としての信頼と協力関係を確認して決定した重要な事業であると、私は認識しております。しかしながら、市長の単独整備という一連の考え方を伺いますと、広域行政による信頼関係や政策の合理化などの大切な部分を一方的に破壊し、しかも議会の尊厳性までも無視するような政治姿勢は、市長という権力者による独善的かつ横暴な民主主義政治のありさまを見るような気がしてなりません。

また、市長のいわゆる単独整備の予算と建築図面を拝見しますと、市長は、かすみがうら市にいわゆる家族葬的な、また一時の間に合わせ的な斎場を建設するとしか理解できず、それは多くの市民の要望とはかけ離れた計画ではないでしょうか。仮に市長が進めようとしている斎場の予定地が具体的に示された途端、周辺市民の建設反対運動が起こることは必定であり、市長の単独整備の構想も、その入り口で早々ととんざしてしまうような気がしてなりません。斎場などの建設は、短期間で市民や議会のコンセンサスを得られるような問題ではなく、それは幾多の自治体の例からも明らかなことであると思います。

そこで、今回はそうした経過はさておいて、最初に市長にお聞きしたいことは、市長が独自のお考えで斎場の単独整備を進めていくとした場合、果たして石岡地方の一部事務組合の離脱が可能であるのかという問題であります。具体的な諸点は省略しますが、言うまでもなく一部事務組合は、関係自治体の行政需要と信頼関係に基づき、法的手続にのっとりて成立した特別地方公共団体であり、その運営に当たっては、何よりも組合成立の事情と経過、そして関係自治体の信頼

関係が重んじられなくてはならないと考えます。そうした点を踏まえて、市長は一部事務組合の離脱という問題について、関係自治体間の信頼関係や組合離脱の法的手続などについては、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

2つ目は、いわゆる組合負担金の支払いの問題であります。一部事務組合は、先ほども申し上げましたように、関係自治体の行政需要と信頼関係に基づき、法的ルールにのっとって成立しているわけですが、その組合予算につきましても、申すまでもなく、関係自治体の議会と組合議会の議決に基づいて成立しているところであります。このように法的手続に従って成立した組合予算は、具体的には組合の分担金条例によって、関係自治体が納付すべき時期と金額が定まっているものと思います。したがって、関係自治体が納付すべき分担金は、こうした法的ルールに従って誠実に処理しなければならず、一方的に一自治体が、そのとき、そのときの政治判断のみで、都合よく組合分担金の支払い義務を果たさないということは、許されるべきものではないと考えます。

そこで、市長にお伺いしますが、既に平成23年度の組合分担金の第1期分、あるいは第2期分の請求書が届いていると思います。この分担金の支払い義務は、法的ルールに従って誠実に履行しているものと思いますが、その請求額と納入額など、組合分担金の処理状況についてご説明をお願いいたします。

また、これだけ大きな問題になっているので、会計処理に問題はないと思いますが、組合から請求された当市分の負担金の支払いについて、会計管理者にお伺いします。本年度、組合から請求され、当然に当市が納入すべき負担金が全額ではなく、当市の都合と独善的な判断によって、その一部の負担金しか支払われてないという事務処理があったとしたら、その関係法令や関係例規に照らし合わせた場合、適正であるのかどうか、ご説明願います。

以上、5項目について、市長、教育長等に所見をお伺いし、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山本議員のご質問にお答えいたします。

1点目、公有財産等の管理運営につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、1番、現行の一般競争入札制度と、その問題点につきましてお答えいたします。

本市における一般競争入札は、市の一般競争入札実施要綱に基づき実施しておりますが、入札参加者につきましては、入札参加資格者名簿に登載されていることを条件とし、発注金額、総合評価値、地域条件等で参加条件を付しております。また、市内業者が単独で参加できる発注金額は建設工事5000万円未満としており、地元業者の育成を視野に入れ、公正性、公明性、競争性の確保に努めて実施しております。

2点目、2番、指名競争入札と随意契約の状況につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、校内暴力といじめの根絶につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

4点目、五輪堂橋改修工事の経緯につきましてお答えいたします。

一級河川恋瀬川改修事業に伴う五輪堂橋架替工事につきましては、平成18年1月に、河川管理者の茨城県から、道路法第22条第2項の規定に基づく協議があり、茨城県並びに関係市であります石岡市と三者で事業負担等の協議を進め、石岡久保田市長が就任した直後の21年11月、石岡市は負担金支出をする協定には応じない旨を表明しましたが、その後、翌年6月までに、一たんは協議がまとまっています。そこで、平成22年7月に三者協定を結ぶ予定でしたが、石岡市が同年7月22日になって、私の就任の前日ではありますが、再度、協定を保留するとの意向を示したため、三者協定が結べない状況になりました。この間の経過につきましては、議会の決議文の中には考慮した形跡がないようであります。

9月に入り、石岡市からの回答が長引くようであれば、長年の高倉・栗田地区の念願であった事業進捗に影響があることから、土浦土木事務所との協議を行い、さらには土木事務所、石岡市との協議を行う中で、石岡市から工事負担協定からおりるとの回答があり、その後、土浦土木事務所と協議を進めた結果、平成22年12月に、河川管理者茨城県知事と道路管理者かすみがうら市において、一級河川恋瀬川河川改修事業に伴う五輪堂橋改修工事について、かすみがうら市が負担すべき負担金の額等に関し、石岡市も加わって協定を締結し、事業が遂行されております。

ご質問いただきました、三者協定の再協議についてのその後の経過についてでございますが、事業を所管しております土浦土木事務所との協議では、県としては、かすみがうら市と交わした協定書は破棄できないとの回答であります。

石岡市とのその後の交渉であります。隣接市として協力していく方向は変わらないと伺っておりますが、今後、費用負担等につきまして、石岡市長との面会を含めて申し入れをしておりますが、今のところ、先方が会いたくないということをおっしゃっておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

5点目、1番、斎場の単独整備と一部事務組合の離脱につきましてお答えいたします。

石岡地方斎場組合離脱の法的手続などについて、どのように考えているかとのことでありますが、現有施設は、解体、撤去を行うまでの期間は施設の利用を行っておりますことから、今すぐ組合を離脱するということはありません。今後は、3市による話し合いになりますが、その施設が供用廃止になる時期までには話し合いの中で決定されるものと考えております。

2番、組合負担金の支払い方法につきましてお答えいたします。

組合負担金の支払いにつきましては、石岡地方斎場組規約第14条において、経費の支弁方法が定められております。最終的には、本市財務規則67条6号の規定により、平成23年度斎場組合負担金のうち、第1四半期分管理運営費217万4000円を7月19日に、第2四半期分管理運営費217万1000円を8月31日に、石岡地方斎場組合に納入したものでございます。詳細につきましては、会計管理者からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

答弁の前に、2つほど御礼を申し上げます。

1つは、8月2日から7日まで、岩手県の陸前高田市の気仙中学校の野球部の生徒が本市に参

りました。5泊6日の合宿をやっていたわけですが、20人中17人の子供が自宅を流されてしまって、避難所生活をしているというかわいそうな子供たちで、私もどういふ子供たちか心配をしておりましたが、素直で、元氣も回復して、そして礼儀正しくて、こちらがかえって元氣をもらったような、そういう子供たちで、何か心洗われたような気持ちになりました。

それから、志筑小学校につきましては、長い間、皆様のお骨折りによりまして竣工の運びとなりました。ありがとうございました。また、8月25日の竣工式典にご出席をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、山本議員の3点目、校内暴力といじめの根絶についてお答えをいたします。

件数をお尋ねでございますので、初めに市内小中学校のいじめ等の現状について、小学校、中学校別に申し上げたいと思います。

平成22年度は、対教師暴力、小学校11件、中学校4件、合わせて15件。児童・生徒間の暴力、小学校14件、中学校19件、合わせて33件。いじめ、小学校6件、中学校8件、合わせて14件でございます。また、今年度1学期末で集計したところでございますが、対教師暴力、小学校ではありません。中学校は2件ございました。合わせて2件。児童・生徒間の暴力、小学校2件、中学校6件、合わせて8件。いじめ、小学校4件、中学校3件、合わせて7件でございます。

各学校で、先生方は子供たち一人一人に寄り添いながら、指導を展開してくれておりますが、残念なことに、ただいま申し上げましたように、児童・生徒間の暴力や、対教師暴力、いじめなどがありまして、肉体的、精神的苦痛を感じている児童・生徒が確認されております。大変残念なことだと思っております。

これまでの対応としましては、暴力行為やいじめは、いかなる理由があっても絶対に許されるものではないという認識のもとに、道徳の時間や学級活動の時間を中心に、すべての教育活動を通して未然防止に取り組んでいるところです。早期発見策としましては、アンケート調査、個別面談、教職員と児童・生徒の間で日常的に行われている日記指導、家庭訪問などを行っております。

教育委員会としましては、校内暴力やいじめを根絶して、健全な学校教育環境を確保するために、各小中学校に対して、さきに述べましたような未然防止策、起きてしまったときの対応策などを指導するほか、教職員の人的配置や生徒指導、研修会の開催などを行っております。また、日ごろから学校訪問や調査を実施したり、学校からの連絡体制を整えたりしまして、各学校との情報の共有に努めておりますが、保護者から直接、委員会にいじめの訴えがあった場合には、学校、場合によっては関係機関と連携をして、特にいじめられた児童・生徒の支援と保護者への対応に努めておるところでございます。そのほか、市の教育支援センター、教育相談室の相談員が電話相談、来室相談などで対応しておるところでもございます。

今後も引き続きまして、生命の尊重、人権尊重の精神を基盤として、思いやりの心や規範意識をはぐくんで、いじめや暴力がなくて、子供たち一人一人が明るく、楽しく、充実した学校生活を送れるよう一生懸命取り組んでまいりますので、ご理解を願います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、お答えをいたします。

1点目1番、民間委託により廃止された保育所跡地の管理状況につきまして、お答えいたします。

民間委託により、5つの保育所が平成21年3月31日付をもって廃所となりましたが、その敷地のすべてが市の所有地でございます。その後、保育所跡地の活用方法について庁議で検討を加え、旧佐賀保育所については、平成21年度において建物の改修工事を実施し、歩崎公園ビジターセンターとして、また、旧第二、第三保育所については、平成22年度において同様に建物の改修工事を実施した上、安飾、牛渡の各地区公民館として整備され、現在、それぞれ行政財産として各所管課によって管理運営されております。

旧志土庫及び旧下大津保育所については、普通財産として検査管財課で管理しておりますが、旧志土庫保育所は既存建物つきで売却ということで公売を実施をした経過がございます。ただ、その時点では不調となっているところでございます。また、旧下大津保育所は、既存建物解体が完了し、更地となっておりますので、今後の活用方法については検討が必要であると考えてございます。また、旧志土庫、旧下大津2カ所については、雑草の繁茂期に合わせ、年に3回程度の除草作業を職員により実施をしている状況でございます。

1点目2番、旧千代田町第五保育所の現況と管理状況につきまして、お答えをいたします。

旧千代田町立第五保育所については、千代田町時代の平成9年3月31日付で保育所の統廃合により廃所とされました。その敷地については、市有地3,156.98平方メートルであり、そのほかに西側の進入路の一部を上土田行政区より借用しております。

当該施設につきましては、その建物の一部を、平成17年4月1日より同22年の9月30日までの期間、社団法人茨城県看護協会に貸し付け、訪問看護事務所として市の備品倉庫として併用しておりましたが、現在においては市の備品倉庫並びに埋蔵文化財の保管場所としての利用となっております。また、当旧千代田町立第五保育所敷地についても、旧志土庫、旧下大津と同じように、保育所の敷地と同様、雑草の繁茂期に合わせ、年に3回程度の除草作業を職員によって行っているものでございます。

次に、2点目2番の指名競争入札と随意契約の状況につきまして、お答えをいたします。

発注金額は、指名競争入札につきましては建設工事で500万円未満、随意契約につきましては建設工事で130万円未満としてございます。業者選定につきましては、市の入札参加資格者名簿に登載されている業者で、指名競争入札においては、工種ごと原則総合評点値550点未満の市内本店業者としております。随意契約につきましては、総合評定値には関係なく、工種ごとに現場に近い業者の方5社以上を選定をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

会計管理者 大塚 隆君。

[会計管理者 大塚 隆君登壇]

○会計管理者（大塚 隆君）

山本議員の5点目、斎場建設問題についての2番、組合負担金の支払い方法についてにお答えします。

石岡地方斎場組合負担金につきましては、第1四半期の管理運営費217万4000円及び第2四半期の管理運営費217万1000円について、平成23年7月19日及び8月31日に、石岡地方斎場組合会計管理者の預金口座へ口座振替の支払い方法により支払っております。この一部負担金しか支払われていないことについての適正か否かとの質問でございますが、公金の支出において会計管理者は、地方自治法第232条の4の規定で、地方公共団体の長による命令がなければ支出することができないこととなっており、また支出命令を受けた場合において、当該支出負担行為が法令または予算に違反していないこと、及び当該債権が確定していることを確認した上で支出することとなっております。

今回の石岡地方斎場組合の第1四半期の負担金につきましては、管理運営費217万4000円について、予算執行者から平成23年7月5日付で、また第2四半期につきましては、管理運営費217万1000円について8月25日付で、それぞれ支出命令を受けておりますが、斎場建設費に係る支出命令はございませんでした。

会計課におきましては、この支出命令があった管理運営費に係る支出負担行為及び支出命令について、さきに述べました条文に規定されている内容を確認し、事務処理を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

今、管理者のほうから5点目のお話がありましたけれども、請求書はどういうふうになっていたんですか。支出負担行為については、今、お話しされた金額であったと思うんですが、石岡斎場組合の添付資料として請求書がなかったのかどうか、その辺、もう一度確認したいと思っておりますので、お願いします。

○議長（小座野定信君）

会計管理者 大塚 隆君。

○会計管理者（大塚 隆君）

今回の支出に当たりましては、支出負担行為及び支出命令につきましては請求書が添付されておりました。しかし、先ほど市長からの答弁もございましたように、市財務規則第67条に規定されている請求書の提出を待たないで支出ができる経費として、同条の第2項に規定されている当該経費の計算の基礎を明らかにした内訳書が添付されて、支出命令がされてございました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

この石岡地方斎場建設の負担金につきましては、恐らく、このままこじれておりますと裁判になる可能性がありますので、私は心配して、そういうことを考えた末、今回、このように質問を

させていただきました。間違いのないというようなことでございますので、安心をいたしました。

それでは、公有財産の管理運営につきましては、今、総務部長のほうから答弁をいただきましたけれども、市有財産につきましてはいろいろと、いろんな活用だの何かしていると思うんですが、ただ借地については、最終的にそのほかにも相当あると思うんですよね。だから、壊すのか、壊さないのかをはっきり決定したならば、できるだけ早く処分できるように、年次的計画を立てて、速やかに行っていただきたいと思います。

それから、2点の公共工事の入札についてでございますけれども、本市におかれましては官製談合というような汚点があったわけでございますけれども、かすみがうら市では絶対に官製談合を起こさないように、いろいろと対策を講じ、また市長においても十分認識されて、信頼と透明性の高い公共工事の実施をお願いしたいと思います。今、経済の低迷や公共事業の見直し、縮減などによって、建築・土木業者の絶対的な仕事量が大幅に減少し、民間業者は大変な状況に置かれております。特に、市発注の公共事業において、指名競争入札につきましてはできる限り市内の関係業者を指名優先するなど、地域経済の活性化にもつながるような措置が必要ではないかと思っておりますので、特段のご配慮をお願いいたします。

それから、道路境界等の測量についてお伺いいたします。通常、このような測量は担当課の職員が行っているのか、あるいは測量会社に随意契約を行っているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

ただいまの質問につきまして、境界確認等については随意契約により測量会社に委託をして実施をしてございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

聞くとところによりますと、以前から千代田地区においては、土浦市にある測量会社に委託しているという話ですが、それは事実なんですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

手元に詳細な測量会社がありません。後日、ご報告を申し上げます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

かすみがうら市内に事務所を構えている測量会社は、千代田地区は3業者あります。霞ヶ浦地区には1業者、4業者あるんですよね。だから、地元業者優先という立場から考えますと、なぜこれまで地元の測量会社に委託してこなかったのか、その経過も本当は聞きたかったんですが、まだわからないというようなことで、ひとつ調査をよろしくお願いします。

それから、石岡市では、公共嘱託登記組合があり、市内の境界確認等についてはその組合に全部お願いして委託しているというようなお話がありました。また、土浦市においても、同様な組合があり、市の仕事は全部その業者をお願いしているというようなことでありますので、かすみがうら市におきましても同じような、市の業者を随意契約するような方向でお願いをしたいと思えます。

それから、石岡市では、建築基準法に基づく、いわゆる道路のセットバックについては、地権者に20万円の助成をしているとお聞きしたんですが、本市はこのような補助金、助成金を出しているのかどうかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時31分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

大変失礼いたしました。

まず最初に、セットバックの件ですけれども、当市ではそういう補助はありません。

2点目の、道路管理課で行っています境界関係の測量ですけれども、2社実施しております。共同測量さん、石塚測量さんでございます。山本議員からお話がありました、市内で本店を置く、営業を行っている届け出のある業者は1社でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

続きまして、3点目の校内暴力といじめの根絶について、再度お伺いいたします。

菅澤教育長は、校長の職を何年か残して早期退職されたとお伺っております。それだけ市長からの信頼と人望も厚く、学校教育にかける情熱があったからこそ、早期退職をしてまで教育長の道を選んだものと思えます。また、若い教育長ということで、実力とともに実行力もありますから、何かと教育界に新風が起きるのではないかと、PTA関係者や市民の皆さんから期待が大きいことは、ご自身もよくおわかりのことと思えます。ぜひともこのあたりで、学校教育とはこうなんだという菅澤カラーを打ち立てて、邁進していただきたいと思えます。菅澤教育長のもとで、各学校が一丸となって生徒指導に当たり、校内暴力やいじめなど絶対に起こらないような健全な教育環境を確保し、子供たちが伸び伸びと明るく学校生活を送れるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

以前は、下中の生徒は相当荒れている、しかも東小にはその予備群までいるというようなお話があちこちで聞かされました。それは一部の傾向であると思えますが、現在はどうなっているの

か、その実情をお伺いいたします。先ほどは全体的な数字なんです、下中と東小の関係についてお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

先ほどの数字の内訳でございますが、学校名は控えようと思っておったんですが、山本議員さんから学校名がありましたので、また3月か6月の議会にも下稲吉東小という名前が挙がって、説明申し上げたというような経緯もございますので、ここで数字を申し上げます。

先ほどの対教師暴力、22年度、小学校11件、これはすべて下稲吉東小学校でありまして、そのほかはございません。ですが、今年度は今のところないということです。

[山本議員「対教師暴力というのは生徒が」と呼ぶ]

○教育長（菅澤庄治君）

生徒が先生ということです。

[山本議員「生徒、児童同士は」と呼ぶ]

○教育長（菅澤庄治君）

児童同士は、昨年、全部で14件中、小学校では14件がやっぱり下稲吉東小でございます。

いじめについては、学校がばらけていて、昨年度、下稲吉東小にはいじめとしての報告はありません。ですから、これは児童間の暴力ということだったんだと思います。今年度は、今のところ、下稲吉東小学校は生徒間の暴力が1件あったというだけで、落ちつきを取り戻しつつあるのかなと思っております。

下稲吉中学校につきましては、対教師暴力は、昨年、4件であります。生徒間暴力は18件、いじめが4件であります。今年度、1学期間では、対教師は残念ながら2件ございました。生徒間の暴力は6件、いじめは2件ということで、下稲吉東小学校につきましては、昨年度、子供が卒業したということもあるでしょうし、学級担任が一生懸命やっているということもございまして、今のところ落ちつきを少し取り戻しつつある。中学校については、まだまだ予断を許さない、子供たちが授業に入らないで駆け回っているというような状況は、今でもございます。

山本議員さんから励ましをいただきましたが、なかなかご期待にこたえられるような力は持ち合わせておりませんが、精いっぱい頑張りたいと思いますので、ご支援のほど、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

千代田中学校の通学路で、6号国道の歩道に藤つる、クズという正式名称なんです、自転車通学の困難な場所が何カ所かあります。これは、学校やPTA、区長などの協力によって解決できる問題であろうと思いますので、生徒が安全に通学できるように、適正な対応をよろしくお願いいたします。

かすみがうら市になって6年が経過しましたが、教育現場も、従来とは違って大きく変化した

点もあろうかと思えます。かすみがうら市の未来を担う立派な子供たちを育成するためには、特に青少年相談員など各種団体とも積極的に連携し、その総合力を活用しながら、健全な教育環境を確保していくことも大事であるのではないかと思いますので、教育長に特段のご配慮をお願いいたします。

続きまして、五輪堂橋改修工事の経過について、もう一度お尋ねをいたします。

五輪堂橋改修工事の話し合いについては、斎場問題もありますので、なかなか石岡市長との話し合いの場を持つことは難しいだろうということは重々承知しております。しかし、このまま二者締結で終わってしまうと、本来、石岡市が負担すべき4400万円を全額、かすみがうら市の一般会計から支出することになってしまいます。その点を市長は市民に対してどのように説明するのか、お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの答弁でも申し上げましたが、まず認識を議員の皆さんに改めていただきたいと思うんですが、先般の決議文の中で、久保田石岡市長はもともと就任のときから、この負担金の支出、負担金といってもこれは一方的な話でありまして、土浦土木事務所がはじいた負担金です。あくまでもこれは相談の上で、かすみがうら市と石岡市と土木事務所でこういうふうに出そうよという試案を持ってきたわけですね。これは平成18年から交渉をやっていると、土浦土木事務所の資料によれば。

で、話が進んできたんでありますが、21年の10月に久保田市長が就任して1カ月後に、このお金は出したいくないよと。石岡市は、確かに一番の道路の基点は石岡市、柿岡から志筑に向かう道路です。ですから、あそこは石岡市になるんですが、主に使うのが高倉、栗田へ向かう橋なわけです。だから石岡市としては、久保田市長は元不動産さん屋ですから、やっぱりそういうところはさといと思うんですよ。で、これはどう考えたって石岡が金を出すべきものじゃないと考えたんだと思うんですね。だから、1カ月たって、この話を聞いて、その話は乗れないよと、こういうことを最初から言っていたわけです。21年の11月から。そういう中で、同級生の坪井市長だったものですから、4200万円、何とか出してよ。そういう話をしたんでしょうよ。で、土木事務所も間に入って、間に入ってというか土木事務所が交渉はしていたわけですが、かすみがうら市側が坪井市長ということで、何とか、何とか6月30日までの時点に出すかという話になったんだと思います、想像するに。

ところが、私と坪井市長は選挙の真っ最中ですから、これはちょっと様子見たほうがいいと。大体、宮嶋は負けっぺとは思っていたでしょうか、そういう中で7月1日の協定を保留してきたわけです。ちょっと待てよと。そうしたら、7月11日が坪井さんが負けちゃったわけですね。で、これは、今までの話はもうひっくり返そうということで、7月22日に、私が就任の1日前ですが、お金は出さない、要するに協定を保留するという形なんです、その協定というのはお金を出すということなんです、それを保留するというようになってきたわけです。

その話を、私は全然そんなこと知らないですから、8月になって話を聞いて、もう8月の末には発注しなくちゃならないんだよと。これはもう三者協定しないと発注できないよと。今、発注

しなかったら、これは流しちゃうしかないよと。県で、そんながたがたしているところへ金なんか出さないよと。もともと出したくないわけですから、県はあちこちから頼まれているわけですから。それは、長年の高倉、粟田の人たちが歴代の町市長に頼んでやったものなんですよ、議会でも同意して。

そういう経過の中で、8月過ぎちゃって、私が土木の部長にどうなんだ、どうなんだと言っても、土木事務所へどうなんですかと、土木の部長には宮嶋が直接交渉してもいいよと、こう言われたんですが、直接交渉はしなくていいよと、土木事務所がやるからと、こういう話だったんです。

そこらの部分は、どうも証言が抹殺された経緯がありますが、議会での証言で太田課長とかが証言したものはどうも抹殺されちゃっているみたいですが、抹殺というか、太田課長の証言は違っているようです。私の認識している事実とは違うようであります。

しかし、それが9月15日に、土木事務所へ行くから、行くからと私は言っていましたから、ようやくその段ができて、土木事務所へ9月15日に、私と、まずは部長と、太田課長とで行ったわけです。で、事情を聞いて、8月末にもうアウトになっちゃうよという話なんですけど、今度は9月いっぱいに出さないとアウトだよと、土木事務所はそうです。

そういう中で、土木に任せたんですが、任せるとするのは、土木が任せくれと言うわけですから、これは県の仕事だから土木に任せとくれと。で、任せていて、その後は土木事務所が石岡市長に期限つきで文書を出したりなんかしているんですが、結局、返事もなかったと。最終的には、暮れになってから三者協定ができたよと。二者じゃなくて三者協定なんですよ。で、石岡市は、土地は貸すよと、お金は出しませんよと。かすみがうら市は、じゃあ石岡市の分はかすみがうら市で出しますよと、ぜひ五輪堂橋をつくってくださいよと。じゃあ、それなら県も、今まで県が出すと言っていた金を出すよと、そういうことで三者協定になったわけです。

その後、議会の決議案が出て、宮嶋はろくな交渉もやってないんじゃないかということになったんで、そうおっしゃるんならということで、7月になって、担当部長に石岡に行ってこようという話をしました。それで、担当部長同士で話をした。私は、石岡市長にいつでも頼みに行くよと、こう伝えるというふうに話してあります。だけど、いまだに向こうが、この件では今は会っても仕方ないでしょうと。当然、斎場問題がありますから、そういう経過になっています。

でも、もともとの石岡市の態度というのはそういうことだったわけですから、その経緯を考えれば、今さら言ってもまずなかなか難しいというのはご理解いただけると思います。そういう経過であります。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

私は、石岡市長は、市長が行けば、話が話し合いになれば、負担金についてはうまくいくんじゃないかなと、そういうふうな感じをとっていたわけでございますけれども、きのうから同じような答弁で、わかりました。この問題につきましては、議会としては4400万円というような不当な形での予算は支出してはならないというような立場から、再協議を決議したところであります。当面は結構ですが、市長においてはその辺の事情をいま一度冷静に判断されて、再協議のテーブ

ルにつくようにお願いをいたします。

それから、5点目の石岡地方斎場の問題については、基本的には市長の考え方は変わらないということなので、非常に残念でなりません。市長は、市民の支持を得て当選されたわけですが、従来から、その生活圏域にある石岡市と密接な関係にある、特に志筑地区や新治地区の市民の声にもっと耳を傾けていただきたい。それからでも、最終判断は遅くなかったのではないかと思います。

これまでに妥協案として提示された火葬炉は8基から6基に、セレモニーの部分については石岡市と小美玉市の両市だけで負担するという計画縮小の見直しがあったのですから、それだけでも市長の選挙公約と整合性は十分に達成できたのではないかと、私は考えております。市長の政策をかたくなに守って、独善的に進めることばかりが民主的な市政や改革の政治ではないと思います。ときには、より少数の意見を配慮することを示すことも民主政治の原点であるとも言われております。またこのあたりで一度立ちどまって、耳目をよく開き、多くの市民が市長に期待した政治姿勢の初心に戻っていただきたいと思っております。

地方自治は、執行権者の市長と議会がその役割と責任を自覚し、協調して、市政発展と市民福祉の向上のために尽力しなければならないことは申すまでもありません。市長と議会が相互に尊重し合い、よりよい緊張関係を持って市政の統治機構を担っていくことこそ、民主的政治運営の基本であろうと思っております。そのことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 3時00分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

3月11日に発生した東日本大震災は、5カ月が過ぎた今も、先の見えない不安を全国に与えております。いまだに多くの被災者が不自由な暮らしを強いられ、心身ともに深い苦しみと疲れを抱えています。

加えて、東電福島原発の爆発事故では、いまだに9万人近い人たちが避難を続け、放射性物質による農畜産、水産物などへの汚染も広がっております。原発で働く人たちだけではなく、子供たちなどへの影響も懸念されております。いまだに収束の見通しさえ立たず、被害を拡大し続けております。

地震と津波は自然災害であります。原発事故は違います。安全神話にどっぷりとつかり、日

本共産党や市民団体、専門家の警告を無視して、何の対策もとらなかった歴代政府と東電が引き起こした人災であります。この事故をはっきりと人災と認め、そのことへの深い反省に立って、まずあらゆる力を総結集して、速やかな原発事故の収束を図ることが求められています。決して東電任せでは解決できません。そして、避難されている方々を一日でも早く故郷に戻すこと、放射能被害から住民の方々の健康を守るためにあらゆる対策を講じること、原発事故によるすべての被害に対して速やかな全面賠償を行わせることであります。そして、もう一つ、根拠のない安全宣言に基づく無責任な原発再稼働要請は撤回せよということ、私は求めたいと思います。

被災住民の速やかな復旧、復興の願いとは逆に、国会では政争に明け暮れた末に、8月30日、菅内閣が総辞職、新たに野田佳彦氏が95代目の総理大臣に任命されました。我が党の志位和夫委員長は、今回の民主党代表選の結果は、民主党が自民、公明両党とも事実上の大連立と、消費税の大増税という道を選んだという結果であり、その道は国民多数の政治を変えてほしいという願いと真っ向から矛盾する。みずからが2年前の総選挙で掲げた公約とも矛盾してくると批判し、こういう道は、早晩、破綻に直面せざるを得ないと指摘し、日本共産党は野田新体制に対して正面から対決し、大いにその問題点を明らかにするとともに、国民の要望に即して、政治を前に進めるために頑張りたいと決意を述べました。

当市でも、宮嶋市長は、昨年7月、市民にわかりやすい公約を掲げて市長選を制しました。私は、市長とは財源面では考え方は異にしますが、国保税大幅引き下げや、石岡地方斎場移転建設計画の見直し、及び中学生以下の医療費無料化など、私が常に目指している公約と一致することもありまして、支持をいたしました。

斎場建設の問題で、宮嶋市長は、ある程度の譲歩はいたしました。基本的には無駄遣いを許さないという立場を堅持していることは評価されます。しかし、大きな公約の一つである国保税の引き下げについては、収入が少なく、固定資産を持たない低所得者層にとって引き上げとなる条例改正を行ったことは問題であります。

加えて問題なのが、市立さくら保育所の民営化を、8月25日、文教厚生委員会に突然提案したことであります。スケジュールでは、来年4月から実施するというのですから、余りに拙速であります。

市長は、政治手法には根回し重視型と情報発信型があると述べ、今、かすみがうら市に適しているのは情報発信型だと語ってきたではありませんか。私は、絶対に認めるわけにはいきません。今後とも、市民の要求に根ざした議員活動を基本に頑張る決意を表明して、一般質問をいたします。

1、東日本大震災による被災者支援、震災復興、原発・放射能から市民の暮らしを守ることに
ついて。

1つ、放射能汚染対策について、総合的な対応のため、放射線対策本部の設置が必要と考えますが、市長の答弁を求めます。

2つ目、福島県からの避難者についての市の対応についてお伺いをいたします。避難者である東北3県から茨城県への避難者は2,000人を超えています。当市で受け入れている避難者は何人おられますか。特に、福島県からの避難者は何人でしょうか。災害救助法では、県内外の人が民間アパートなどに避難している場合、応急仮設住宅として扱うことができるとしておりますが、当

市の対応はどうなっているのでしょうか、答弁を求めます。

3点、原発からの速やかな撤退と東海第二原発について、市長の見解をお伺いをいたします。原発事故は、ほかの事故には見られない異質の危険があります。放射性物質が外部に放出されると、抑える手段は存在せず、被害は空間的にどこまでも広がり、時間的にも将来にわたって危害を及ぼし、地域社会の存在さえも危うくします。こうした危険性を持つ原発を、世界有数の地震国であり、世界一、二の津波国である日本に集中立地することは、危険きわまりないことであります。

また、東海村にある東海第二発電所は、3月11日の東北地方太平洋沖地震により、原子炉が自動停止をいたしました。その後、2日間、外部からの電源を失い、非常用ディーゼル発電機3台のうち、1台は津波の影響で動きませんでした。6.1メートルの防護壁に、5.4メートルの津波が押し寄せたのです。もし、津波があと少し高かったら、電源をすべて失い、福島第一原発と同じような深刻な事態になるところでありました。東海第二原発から20キロ圏内には、福島の10倍の71万人が暮らしており、国内一の人口密集地であります。茨城県庁もこの中に含まれます。東海第二原発は、運転開始から32年が経過し、老朽化によるトラブルも頻繁に起きております。私は、東海第二原発を廃炉にすべきと考えますが、市長の答弁を求めます。

4つ目、損壊した個人住宅の改修、再建のため、一部損壊と判定された家屋の再調査と修繕費助成などの支援策について、災害見舞金を含む件についてお伺いをいたします。また、住宅の損壊、液状化により、民間アパートなどに避難している市内避難者はいたのか、お伺いをいたします。今回の地震は、未曾有の事態であります。避難者にとっては、突然の出費に困惑しております。近隣市町村では修繕費助成などを実施していますが、一部損壊家屋にも何らかの支援ができないか、改めて答弁を求めます。

5つ目、防災無線（個別受信機）、防災ラジオ等の普及促進の具体策についてお伺いをいたします。さきの第2定例会では、市長は全市民への的確な情報伝達を確保する観点から、千代田地区への同報系防災行政無線設置は多額の財源を必要とすることから、防災ラジオやミニFMを視野に入れながら、より少ない財源で、より効果的な事業を選択していきたいと答弁をいたしました。具体的な進捗状況について説明を求めます。

6つ目、耐震防火水槽の設置、消防力の強化、井戸の確保についてお伺いをいたします。当市には耐震防火水槽が3カ所ありますが、1日で水が底をついたと聞きます。増設は考えていないのか、また国が定めた消防力整備指針の人員充足率について、当市は62%とのこと。これでは市民の安全は守れません。増員計画はないのか、お伺いをいたします。また、地域消防団の統廃合についても不安の声が出されております。井戸の確保については、土浦市は避難所となっている公共施設には、順次、井戸を掘っていきたいとしております。以上、3点について答弁を求めます。

大きな2番目の点に移ります。下土田の残土問題について。

私は、幕ノ内区長さんらの相談を受け、一昨年来、下土田地内への残土搬入問題をただしてきましたが、茨城県も市当局も、施工業者による強引な手段と手法に何らの対抗措置もとらず、結果的には計画量である1万7500立方もの残土が搬入されてしまいました。しかし、次に残土搬入の計画地とされていた場所については、事実上、できなくなりました。そのような意味では、幕

ノ内区長さんらの必死の闘いが実を結んだものといえます。しかしながら、汚染の疑いのある残土は、そのままの状態、うずたかく盛られたままであります。農業と地域の安全、安心を担保する立場から、市と農業委員会から以下の3点について答弁を求めます。

1つ、裁判における原告幕ノ内区長の戸田實氏との和解内容について、説明をお願いします。

2つ、施工業者から完了届がまだに出されておられません。その後の刑事告発はどうなったのか、お伺いをいたします。

3点目、とても良質な土砂とはいえない残土が持ち込まれ、放置された状態になっております。このことについて、市農業委員会の現状認識をお伺いをいたします。

大きな3番目ではありますが、茨城県の官製談合事件と、談合入札を防止する対策についてであります。

茨城県発注工事の入札をめぐり、公正取引委員会は8月4日、県境土地改良事務所と県境工事事務所の歴代所長や担当課長、計12人が談合にかかわったと認定し、官製談合防止法に基づき、県に改善措置を求めました。また、公正取引委員会は、独禁法違反で古河市内など63業者に排除措置命令、うち50業者に計2億9227万円の課徴金の納付を命じました。

そこで質問です。県境土地改良事務所と境工事事務所発注工事において、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法の規定に基づく改善措置要求を受けたことについて、市長の見解をお伺いをいたします。

2つ目、官製談合事件にかかわる防止策と入札制度の具体的改革の内容について、お伺いをいたします。

4つ目の大きな課題ではありますが、国民健康保険加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げについてであります。

3月議会の国民健康保険税改正で、国保税が引き上げとなる世帯が3,255世帯、全世帯の44.75%で、その1世帯当たりの値上げの平均額が年間6,745円となることが、6月議会の市長の答弁で明らかになりました。今回の税額改正の問題点は、人頭税ともいえる均等割の分を大幅に引き上げ、応能割と応益割の比率を5対5に近づけたことにあります。その結果、所得や収入が少ない世帯では、前年度と比べて国保税は高くなってしまったのであります。

そこで質問であります。1つに、今回の国保税改正について、市長は、税の負担の公平性を理由に均等割の引き上げをいたしました。加入者の負担能力に応じたものと考えているのですか。近隣市町村並みと言いますが、均等割額が県内14番目、これは平成20年度です、から23年度の改正で6番目に高くなった、これについての認識についてもお伺いをいたします。

2番目、国保には法定軽減のほか申請減免があります。申請減免は、国保法第77条、保険者は条例または規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対して、保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができる、これに基づき自治体が独自に条例で定めております。国保加入者が著しく生活が困窮していると思われる場合についても、国保税の減免取扱要項、基準をつくるべきだと思いますが、答弁を求めます。また、病院にかかりたいが、窓口負担が多くて払えない、こう訴える方も少なくありません。あわせて、医療費の一部負担金の減免基準を設けることについても答弁を求めます。

大きな5番目です。向原土地地区画整理組合への税金投入問題について。

私は、向原土地区画整理組合事業は、公共性が担保されない一民間の宅地開発事業であり、地権者14人の個人資産形成が実態だと指摘し、これ以上の税金投入は許されないと主張し続けてまいりました。しかし、市長は、組合施行であっても公共性や公益性が高いと認識し、市からの損失補償の可能性もあると、この考えは変わっていないようであります。

そこで質問であります、平成23年度に販売できた保留地は何区画ですか、その平均坪単価は幾らでしょうか。

2番目、一方、仮換地の販売も進んでおります。その結果、販売済みの仮換地と保留地面積の合計はどのようになったのですか。

3番目、区画整理事業の資金計画についてお伺いをいたします。当初の収入の部で、国費及び町費と、それから町助成金は、それぞれ幾らでしたか。また、保留地処分金予定額は幾らだったのか。その際、販売価格は、単価は坪幾らであったのか。支出の部で、工事費と借入金利子及び損失補償費額は幾らで、事務費等は幾らとなっていたのか、答弁を求めます。

大きな6番目であります。基本水量の見直しによる水道料金の引き下げについて、お伺いをいたします。

水道料金が高くで困っている、せめて使っていない水まで負担させないでほしいという、この市民の声は切実であります。水道料金の従量制への移行は必至であります。

そこで質問であります、まず1つ、市当局はようやく基本水量の見直しによる水道料金の引き下げに動き出しました。水道事業運営審議会及び特別委員会の検討結果について報告を求めます。

2つ目に、飲料水の水源地となる霞ヶ浦には56本の河川が流入しております。放射能汚染が広がる中、地下水の必要性が高まっております。地下水利用を高めるため、霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダム建設など、水開発事業はやめるよう要請すべきだと思いますが、改めて市長の見解を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

1点目1番、放射能汚染対策について、総合的な対応のため、放射線対策本部の設置を求めるところにお答えいたします。

放射能の対策につきましては、農林水産物などの対応に限らず、多岐にわたるものであり、その対応につきましては、より具体的、専門的な対応が必要であると思われまます。現在は、放射線量を測定し、ホームページ、広報紙等に掲載して市民に周知していますが、放射線量は測定当初から比べると減少しておりますが、被害は予測できないのが現状であります。議員ご提案の放射線対策本部の設置につきましては、放射能対策を余り前面に出して行うことは、かえって世論を騒がせるようなことにもなりかねませんので、県近隣の市町村等の状況を見ながら、対策をしてまいりたいと思っております。現時点では、担当課及び災害警戒本部等による対応で進めていきたいと

思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

1点目2番、福島県からの避難者についての市の対応につきましては、保健福祉部長、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番、原発からの速やかな撤退と東海第二原発について、市長の見解につきましてお答えいたします。

東海村の村上村長は、福島第一原発の事故で住民が放射線にさらされ続けたことを受け、現在、定期検査に入っている東海第二原発の再稼働については、今の段階では再稼働は完全に白紙、また政府自体の原発に対しての政策も固まっていないと、厳しい見解を示しました。これは、東海村が脱原発宣言を発表したようなものであり、この宣言に対しまして、私は評価をするとともに、東海第二原発は速やかに燃料棒を引き上げ、完全廃止する必要があると考えております。

1点目4番、一部損壊とされた家屋の再調査と支援策について、お答えいたします。

8月18日現在における一部損壊の罹災証明発行件数は991件であります。現在の確認方法は、申請時に添付された写真により調査を行っておりますが、これにより問題があるとは聞き及んでいないことと、震災後、期間が経過し、修復がなされた家屋もあることから、ご質問の再調査については現在のところ考えておりません。また、修繕費助成などの支援策につきましては、住宅等災害復旧資金の利子補給制度で対応していきたいと考えております。詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

また、1点目5番は総務部長、1点目6番の消防力は消防長、井戸の確保につきましては総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目1番、2番、下土田の残土問題につきましては環境経済部長、2点目3番、市農業委員会の現状認識につきましては農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番、県境土地改良事務所と境工事事務所発注工事において、公正取引委員会から、入札談合等関与行為防止法の規定に基づく改善措置要求を受けたことにつきまして、お答えいたします。

8月4日に、境土地改良事務所と境工事事務所が発注する工事に関し、茨城県の職員が入札談合に関与していたとして、公正取引委員会から、官製談合防止法に基づく改善措置要求を茨城県が受けております。そして、改善措置要求は、国の省庁や新潟市、青森市などで8例がありますが、都道府県が対象となるのは初めてであります。入札談合等の不正行為は、とりわけ官製談合は決してあってはならないものでありますので、大変遺憾であります。

3点目2番、官製談合事件にかかわる防止策と入札制度の改革につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、国保加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げにつきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、向原土地区画整理組合への税金投入問題につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

6点目1番、水道事業運営審議会及び特別委員会の検討結果につきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

6点目2番、水開発事業はとめるよう要請すべきと思うにつきまして、お答えいたします。

霞ヶ浦導水事業及び八ツ場ダム建設事業につきましては、以前にも申し上げたかとは思いますが、国において検証作業が進められている事業であります。茨城県においては、推進の立場であることから、国、県の動向を注視しているところであります。また、放射能汚染につきましても、国、県の動向を注視し、対応していきたいと考えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問にお答えします。

初めに、1点目の東日本大震災による被災者支援に関する質問の2番目、福島県からの避難者の市の対応についてのご質問にお答えします。

今回の大震災によります茨城県内の避難者は、8月11日現在、2,480名おります。そのうち、水戸市や美浦村などの施設、また、つくば市などのホテル、旅館等の避難所がありますけれども、そこに164名避難されております。かすみがうら市内に避難されている方は、福島県の方が10世帯26名おります。また、今回の震災によりまして被災され、避難されている方については、応急仮設住宅として、民間賃貸住宅の借り上げ及び契約の置きかえにより対応することになっております。住家が全壊、全焼または流出等をした者、または原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な方で、みずからの資力では自宅の確保ができない方が対象になります。今回の補正予算におきまして、所要額を計上させていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

次に、4番目の質問のうち、住居の損壊、液状化等により、民間アパートなどに避難している市内避難者はいたのかというご質問にお答えいたします。

現在、住家の全壊、大規模半壊、半壊等の件数は22世帯ございまして、避難されている方は5世帯あります。避難先といたしましては、民間アパートが2世帯、県営アパートが1世帯、さらに民間企業の社宅にお世話になっている方が2世帯ございます。また、住家が一部損壊された方への支援につきましては、先ほど市長がご答弁申し上げましたように、利子補給制度などにより支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、お答えをいたします。

初めに、1点目の2番、福島県からの避難者の対応につきまして、お答えをいたしたいと思います。

東日本大震災によりまして、被災されました方々が全国各地に避難されており、避難される前の住所地の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が課題となっていることから、総務部では全国避難者情報システムへの登録を受け付けているところでございます。このシステムは、避難された方から避難先の市町村へ避難先に関する情報を任意にご提供いただき、その

情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づきまして、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うことを目的として実施しているものでございます。

次に、1点目5番、防災無線、つまり個別受信機、そして防災ラジオ等の普及促進の具体的策につきまして、お答えをいたします。

さきの東日本大震災の際に、防災無線の設置されていない千代田地区においては、情報伝達手段が課題として残りました。その課題解消に向け、現在、手法の検討を進めているところでございます。

まず、防災無線の個別受信機設置につきましては、今年度、避難所等に、J-ALERTに対応した個別受信機30基の設置を予定しておりますが、情報伝達の効果、整備費、維持費等を十分検証しながら、手法を検討していきたいと考えております。

次に、防災ラジオにつきましては、臨時災害放送局を開設するには、自治体の長が総務省に申請をいたしますが、開局に当たりましては、既存のコミュニティFMを利用する方法と自治体みずから開局する方法がございます。本市にはコミュニティFM放送局がございませんので、現時点で既存コミュニティFMを利用する場合は、つくば市でございます「ラヂオつくば」、これを利用させていただくことになります。この場合、放送局開設申請はつくば市が行いますので、つくば市との連携が必要となってまいります。また、災害発生時のみ使用させていただくことは困難なため、平常時から、つくばコミュニティ放送株式会社への例年経費が生じることが想定されております。自治体みずから開設する場合は、災害発生時には自治体が放送機材を調達し、放送を開始するものでございます。この場合、申請後、新たに周波数が割り当てられますので、空き周波数の有無、電波の周波数が事前に周知できないなどのデメリットが考えられます。防災ラジオにつきましては、いずれの方法も事前に試験を行うことができませんので、十分に精査することが必要となります。このように、いずれの手法につきましても、メリット、デメリットが考えられますので、十分に研究し、よりよい手法を取り入れていきたいと考えております。

次に、1点目6番、断水の際の生活用水源として井戸を確保することにつきまして、お答えをいたします。

今回の震災におきましては、井戸の設置割合が低い千代田地区において、県西用水経路の分断から長期間の断水が発生をいたしました。市では、井戸水の提供者を募り、それを公開するとともに、千代田地区内9カ所で給水作業を行い、対応したところでございます。ご質問の井戸の確保につきましては、新たに井戸を設置するものではなく、提供者の募集、情報の公開を積極的に実施するなど、既存の井戸を活用しながら対応していきたいと考えております。なお、この項目の中で消防職員の増員のお話でしたが、今の段階では増員の関係は定まってございませんので、ご答弁申し上げます。

次に、3点目2番の官製談合事件にかかわる防止策と入札制度改革につきまして、お答えをいたします。

入札談合等不正行為、官製談合は、あってはならないものであると考えております。本市におきましては、入札制度検討委員会におきまして、入札の競争性、透明性を確保するための制度改革、改正を行ってまいりまして、現在も続けているところでございます。また、この入札が適正に行われているかどうかをチェックするために、入札監視委員会も設置をしている状況でござ

います。ご理解をいただきたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

1点目6番の耐震防火水槽の設置、消防力の強化について、お答えいたします。

現在、市内の消防水利につきましては、防火水槽、消火栓、河川やプールなどのその他の水利を合わせますと1,667基あります。内訳は、20立方以上の防火水槽が589基、消火栓が1,031基となっております。その中で、耐震型の防火水槽は243基です。また、現在は、多年度計画により、年間、耐震防火水槽2基と消火栓4基を整備しております。ご質問の飲料水兼用の耐震性防火水槽は3基設置してあります。震災時の飲料水配布に60立方2基を使用しましたが、どちらも3分の1程度は残っておりました。ほかに1カ所の100立方防火水槽は、火災発生時の対応として使用しないで確保しておきました。なお、今後、飲料水兼用防火水槽の増設はどの質問ですが、経費の関係から、現時点では考えておりません。

次に、消防力の強化につきまして、お答えいたします。

本市の消防力は、市町村合併による一部事務組合の再編に伴い、2カ所の消防署を有しております。これは、本市が東西に長い地理的な不便な地区であることから、消火活動や救急活動を速やかに行うために2カ所は必要であり、そのために消防力も必要であります。このため、電波法改正に伴う消防救急無線デジタル化、共同化を推進し、広域化を目指し、消防力の強化に対応したいと考えております。

消防団の統合、廃合につきましては、市民の方が不安を抱かないよう、現在の担当分団のみの出場ではなく、隣接分団も出場するように出場エリアを変更して対応していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

2点目1番、裁判における原告幕ノ内区長の戸田實氏との和解内容について、お答え申し上げます。

下土田の残土問題の裁判につきましては、弁護士を通し原告側と和解する方向で、現在、事務を進めており、和解内容につきましては、1つ目が残土現場井戸水の水質検査、2つ目は原告宅の浅井戸、深井戸の水質検査、3つ目は近隣井戸の水質検査、4つ目は中根川、飯田川の合流地点の水質検査、5つ目は現場近くの水質検査でございます。

2点目2番、施工業者からの完了届がいまだに出されていない、その後の刑事告発はどうなったのかというようなことにお答えいたします。

下土田残土の施工業者の刑事告発につきましては、土浦警察署生活安全課の指導、協議により、

排水路施設の設置、のり面の芝張り、土量、土壌報告書の提出の内容の催告状を4月26日に施工業者会長へ手渡してございます。その後、施工業者からの連絡を待っていたところ、残土現場の地権者から、隣接の地権者に迷惑をかけたくないとのことで、みずから費用を負担して排水路の整備をするという協議が道路主管課にございました。このことを土浦警察署生活安全課へ報告いたし、排水路施設の設置が最大の告発要件となっているため、その他の要件では不起訴となる見込みが強いとの回答がございました。これらのことから、今後の起訴の方向につきましては、地権者が排水路を整備した後、再度、土浦警察署生活安全課と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

[農業委員会事務局長 塚本 茂君登壇]

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

佐藤議員の2点目3番、市農業委員会の現状認識についての質問につきまして、お答えします。市農業委員会としましては、下土田の残土問題につきまして、再三にわたり、代理人を通して口頭により指導をしております。また、県知事名にて、早期に現場に対して実施するよう行政指導をしている内容でございます。今後の対策としましては、県と協議しながら、早期に解決するよう指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

4点目の国保税の引き下げについて、1番目、今回の国保税改正について、加入者の負担能力に応じたものと考えているのかにつきましては、国保税の引き下げについては、すべての納税義務者に対し、一定率をもって引き下げることは大変難しいことでもあります。

今回の税率改正で、1世帯当たり、1人当たり平均課税調定額を近隣市並みの課税とするとともに、応能割、応益割を5対5に近づけることにより税負担の公平性を求めたもので、均等割、平等割を引き上げたことにより、平成22年度に比べ引き上がった世帯があることも事実であります。

低所得者層については、従来、全納税義務者数の約24%に当たる方が対象となる均等割、世帯平等割を、課税所得に応じて4割、6割を軽減する運用が改められ、平成22年度からは2割、5割、7割と軽減割合が引き上げとなり、その対象世帯数は全体の40%に達しており、例を申し上げますと、課税所得が33万円未満の場合で、医療給付費分と後期高齢者支援金分の均等割、平等割の合計額が、平成20年度は2万5200円となり、その軽減割合が6割ですから、1万80円となります。23年度は、合計額が3万円となり、その軽減額が7割ですから9,000円となり、平成20年

度に比べ1,080円、結果として引き下がる状況となっておりますので、個々の納税義務者が負担し得るものであると考えております。

次に、均等割についてであります。ご指摘のとおり、医療給付費部分と後期高齢者支援金分を合わせた税額が、平成20年度においては2万5200円であったものが、このたびの税率改正により、平成23年度には3万円となり、4,800円引き上がるものとなりました。

県内の状況を申し上げますと、高額順に、那珂市3万7200円、つくば市3万3600円、行方市3万3000円、笠間市3万800円、次いで鉾田市と、かすみがうら市が3万円で6番目となっております。近隣市の状況は、小美玉市が2万8400円で8位、石岡市は2万7000円で14位、土浦市は2万3500円で24位となっております。

次に、2点目の、生活が困窮していると認められる場合の国保税減免取扱要項の制定について、お答えします。

国保税減免要項の制定につきましては、国民健康保険税条例第30条の規定により、天災事変等により納付の資力がないものと認める者、生活困窮のため公私の扶助を受ける者、及び被保険者の資格取得日等の状況などにおいて、減額または免除することができるとされております。ご質問の、所得の減少による生活困窮者についての減免等は要件がありませんでしたので、今定例会にご提案しました議案第53号国保税条例の一部改正条例において、減免要件に所得状況を追加して、課税年度において所得減少となった者に対し、国保税の減免を実施してまいりたいと考えております。

次に、医療機関の窓口における医療費一部負担金の減額、減免基準についてであります。このたびの震災による被災者については、一部負担金の減免を実施しているところでありますが、一時的ではあれ、著しく生活が困難な方に対しても、一部負担金の減免を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

[水道事務所長 川尻芳弘君登壇]

○水道事務所長（川尻芳弘君）

佐藤議員のご質問の6点目1番、水道事業運営審議会及び特別委員会の検討結果につきまして、お答えいたします。

一般用水道料金の改正案を、8月9日に開催された水道事業運営審議会に諮問いたしましたが、諮問した改定案は、現在までに蓄積された現金を活用し、使用料10立米以下の世帯の負担を軽減するため、隣接する土浦市と湖北水道企業団での料金体系を参考としまして、ゼロ立米を基本料金とし、使用水量に応じて水道料金を徴収するものでございます。10立米未満では料金値下げとなりますが、収益の減となりますので、合わせて10立米以上の料金単価の見直しも行いました。

審議会におきましては、10立米未満の使用量の少ない人へ配慮したことにつきましては賛成のご意見をいただきましたが、今後、受水費の増加が見込まれ、これに伴い水道料金の値上がり懸念されること、土浦市との経営内容に違いがあること、同じ県からの受水であっても、受水を

始めた年度により受水先が違うため契約単価に違いがあること、水道料金が値上がりとなる利用者がいること等により、原案での承認は得られませんでした。

続きまして、議会に設置されました、災害に強い水道の構築と経営改善についての特別調査委員会で審議された結果について、報告いたします。

特別調査委員会は、6月28日と8月10日の2回開催されております。現在、特別調査委員会は審議継続中でございます。終了後、委員長より報告があると思っておりますので、特別委員会で出された意見を報告いたします。水道料金改定案につきましては、地震などの自然災害に備えて多額の費用が必要とされることや、配水管の布設がえ、機械及び装置の更新、今後、県からの受水量が増え受水費用が増加するなど、一層の経営改善を行うことが迫られているところであり、懸念する意見が多く出されております。現在は、水道事業運営審議会及び特別委員会の意見を参考に、また現金の推移計画を見直し、資料を作成し、水道事業運営審議会の開催及び特別委員会への説明を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

○土木部長（大川 博君）

5点目の、向原土地区画整理組合の税金投入問題についてのご質問にお答えをいたします。

1番、23年度中の保留地販売区画数と販売平均坪単価につきましては、保留地販売区画は2区画、坪単価は9万713円であります。

2番、販売済みの仮換地と保留地面積の合計につきましては、まず仮換地については、全体面積3万611平方メートルのうち、販売面積は6,485平方メートルです。残面積につきましては、2万4226平方メートルの状況となっております。保留地につきましては、全体面積1万3562.57平方メートルのうち、販売面積は8070.39平方メートルでございます。この結果、保留地の残区画は21区画、面積では5,492.1平方メートルの状況となっております。これは、きょう現在の数字でございます。

3番、資金計画につきましては、平成15年3月の向原土地区画整理組合の資金計画を申し上げます。国庫補助金が1億1300万円、町補助金が2億2600万円、町助成金が1億4000万円でございます。

次に、保留地処分金額と販売単価でございますが、資金計画上の保留地処分金は6億3611万1000円でございます。平均坪単価は約15万6000円でございます。

以上が収入関係でございます。

支出の部の内訳について申し上げます。工事費が8億6931万5000円、借入金利子は1億2474万2000円、事務費が8182万6000円、立竹物にかかわる損失補償額が3967万8000円でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、被災者支援、災害復旧の問題についてですけれども、日本共産党は8月11日に、

「福島原発による放射能汚染から、子どもと国民の健康を守る対策を」と題して、徹底した調査、迅速な除染、万全な健康管理を求める声明を発表いたしました。この中で、原発事故によって大量かつ広範囲に放射性物質が放出され、国民の不安が広がっております。とりわけ放射線感受性の強い子供の健康を守ること、これは日本社会の緊急の、重大な課題であると指摘しております。

放射能による健康被害は、急性障害だけではなくて、晩発性障害、遅くなって出るということです。放射線被曝は、少量であっても、将来、がんなどの健康被害が起きる危険性がある。ここで、これをしっかりと確認していただきたいのは、放射線量の被曝の健康への影響というのは、これ以下なら安全という閾値はありません。少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則だと、このことをしっかりと確認してもらいたい。

午前中の小松崎議員の質問に対して、そういう点での認識が非常に低いんじゃないかなというふうに思いました。現在の科学技術では、原発から外部に放出された放射能を消去することも、減らすこともできない。しかし、汚染された土壌を取り除くなど、放射性物質をできる限り生活環境から切り離す、こういう処置をとることで、人間が浴びる放射線量を下げることができるわけです。放射能の実態を正確かつ系統的に調査し、最大限の除染を行って、被災者の健康調査と管理を行うことが求められております。

今回の事故で放出された放射性物質というのは、ウラン換算で、広島型原爆20個分ということです。これは、児玉龍彦東京大学のアイソトープ総合センター長が国会で証言をしているわけなんですが、放射能の被害から国民と子供の命と健康を守るには迅速さが重要だと、それも長期間継続すべき一大事業だと、本腰を入れてやらなきゃいけないということを強烈に訴えておりました。私は、インターネットでその中継を見ましたが、本当に真剣な発言でありました。

先日、私の事務所に、子供を小学校に通わせるお母さんから電話がありまして、校庭の除染は必要ではないかと、他市町村では実施していると、そういう心配をなさるお母さんがいまして、市側の対応に非常に不満という切実な訴えがありました。ほかにも、さまざまな自衛手段を講じているお母さんの話も聞いております。

今回の市長の答弁は、極めて認識が薄いという感じがいたしました。私は、本当にかっかりいたしましたね。放射線量は、今はだんだん減少している、このことを余り大きくすると世論を騒がせることになる。これは逆ですよ。徹底した調査をして、そのことでもって市民に安全と健康を守るという立場を内外に知らせると、これが大事なんです。ですから、龍ヶ崎市では、災害対策本部を今度は放射能対策本部にして、さまざまな取り組みをやっているわけですよ。そういうところで、まず龍ヶ崎市のようにきちんとした対策本部を設ける、もしくは、そういう特別な班を編成する、こういうことは、市長、考えないですか。やはりこれをばーんと打ち出すということが必要なんです。放射能、放射能って騒ぐと、逆に大きな世論になって、世論を騒がせることになるというのは、これは逆じゃないかと思いますが、市長答弁、お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、国の基準で、今度また新しく出された国の基準が、時間当たりであります。1マイクロシーベルトを基準として、除染作業等を行うという基準になっておると思います。当面は、かす

みがうら市でも、4月ごろに比べると、確かに今、校庭なんかの線量は上がっているやに見えなくもないんですが、担当課を中心に、今後、十分見守って、注意していく必要はあると思いますが、今時点では、対策本部をつくるということが、市内の農産物とか、市の水産物も含めて、かえって不安をあおることになると、そういう考えも成り立つかなと、私は思うわけでありまして。そういった考え方から、いまのところいわゆる注視はする、注意をしていかななくてはならない、それはもう最新の注意を払って見ていく必要がありますが、今時点ではそういった対応でいいのではないかと、こういうふうを考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

将来の子供をどう守るかということが、今、求められているんですよ。これは非常に長期間の問題ですよ。セシウムは半減期が30年でしょう。ですから、長期間にわたるんですよ。今、様子を見るんじゃないですよ。今、すぐやらなきゃいけないんですよ。この観点がないと、今の若いお母さんたち、「えっ、宮嶋市長、そんな話ししているの」とがっかりしますよ。今、私もそういう答弁では、がっかりしていますよ。

やはり閾値はないと、このことなんです。これは放射線防護の大原則なんです。ところが、やっぱり皆さんが、福島のお母さんたち、また取手市や守谷市やつくば市や、いろんなところのお母さんたちが、やはり真剣になって学んで、そして動き出す。そのことによって、あの年間20ミリシーベルトを1ミリシーベルトにする、こういうふうになってきているじゃないですか。それは何よりも子供の命を守るという、こういう切実な声から出発しているんですよ。このことの認識がないというのは、極めて問題だというふうには言わざるを得ません。

小学校の校庭の除染だとか、そういうことについても、今、言われているんですよ。野田市では、独自の放射線量を0.19マイクロシーベルト/hに設定をして、父母の皆さんの不安を払拭する努力をしているんです。独自につくって、そして安全を守る、命を守る、将来を守る、こういう立場なんですけども、どうですか、教育長。今度は教育長のほうの見解を。宮嶋市長にはがっかりしました。教育長。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

2学期がきのう始まりまして、その前に一番悩んでいたことはそのことでもございました。どうすべきかと。先ほど、教育部長のほうからも答弁がありましたように、1マイクロシーベルトという一応の基準が示されました。これは、こういう積算があるんですね。1マイクロシーベルトの校庭で2時間活動した、それから0.2マイクロシーベルト、当然、室内は下がるわけですから、その中で4.5時間、それが200日ということになると580ミリシーベルトになって、もちろん24時間の中の6.5時間ですから、また200日ですから、当然、これよりは多くなるわけですが、それでも年間1ミリシーベルト以下になるであろうというようなことでありますので、校庭の大規模な除染まではやらなくてもいいんじゃないかという判断に立ち至りました。ただ、雨どいとか、子供たちがよく遊ぶ場所、木の下、あるいは砂場、砂場はそんなに放射線量は変わってないんです

が、周りの、とにかく子供たちが、結構小学生というのは周りで遊ぶものですから、そういうところは入念に先生方で自主的に除染をしたり、それから余り近づかないようにしたり、それから日ごろの指導として、砂に手をついたらよく洗うとか、うがいをするとか、そういうことを継続的に指導していくことで防ぎたいと、そう考えているところですので、ご理解願います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、先生がおっしゃったように、やっぱり校庭とか、そういうところも、場所、場所によっては非常に高い線量がある。側溝なんかは底にたまっていると、そういうこともあります。雨どいなんかは、下なんか見ますと、私の事務所の下、借りてやりましたら、2マイクロシーベルトだったんですね。0コンマじゃないですよ、2ですよ。そういう状況になっているわけですよ。ですから、これはやはり徹底して調べていくというふうにしないとだめなんですよ。このことが、今、求められているというふうには私は思います。時間がございませんので、やはりそういう点で、もっともっと認識を高めてもらいたいというふうに思います。

それから、放射能の風評被害の件なんですけど、前、私が質問したときに、環境経済部長、山口さんが、ワカサギが7月に解禁となるんで検体の調査を行うというふうに言いましたが、どうですか。結果はどうだったですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

お答え申し上げます。先般、ワカサギの解禁が7月21日に行われるというようなことで、その前にワカサギの放射性の検査をするというようなことを申し上げまして、検査をした結果、不検出というようなことで操業を開始し、現在、市場に出回っているというようなことでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう点では、非常に安心いたしました。そういうところで、やはりもっとみんなにPRをして、ワカサギをどんどん食べてもらおうということが必要かなというふうに思います。

それと、今、原発の問題で、市長はこの点については非常に積極的な発言をなさって、基本的に東海原発は廃炉の方向に行ったほうがいいんじゃないかというふうなことをおっしゃいました。実は私、アンケートを、私、議会報告をやって、アンケートをとりましたが、そのアンケートの結果でありますけども、原発については、実際、164人からの回答だったんですけども、期限を決めてゼロにするというのが88人で54.3%、安全を確認して稼働というのが37人で22.8%、直ちに停止が27%、あと、わからないんですよ。それから、これまでどおり稼働ということで、期限を決めて原発ゼロにするのと、直ちに停止を合わせると、115人で71%、こういうことになっております。

やはりこういう点では、原発ゼロの方向に向かうという気持ちですが、今、物すごく市民の中にあるということを裏づけていると思いますが、エネルギーは大丈夫かと、こういう心配をする方もいらっしゃると思います。そういう点では、独自に市のほうで代替エネルギーというか、自然エネルギーの促進について取り組みなんかを考えているか、そのことをお尋ねしたいと思います。太陽光発電、これは茨城新聞の8月18日にありましたけれども、住宅向けの補助が好調だというふうに言っていますが、これに対する対応、考えておりますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどのことにちょっと戻りますが、今、全般的に市内は1マイクロシーベルト以下だということで、個別に十分情報等を市民の皆さんには集めていただいて、また市のほうも講演会等も予定しています。そういったところで、十分情報を得ていただきまして、放射線は警戒するにこしたことはないんでありまして、一人一人の方には十分警戒していただきたいと思います。医学者の方の講演会なんかを聞きますと、また多少ニュアンスは違いますが、今の状態は医学者に言わせると大丈夫なんだということではありますが、何せ実験したことがないわけでありまして、今、ヨーロッパやアメリカ人にとっては、日本が壮大な人体実験場だということを言われているわけでありまして、そういったことで外国から見られているということは、当然、自分らは一生懸命注意しなくちゃならないのはもとよりであります。

今、お話の代替エネルギーに関しましては、私もこの点については来年度予算では検討していかなくてはならないかなと思います。結局、裏表の関係で、原発、浜岡、東海なんかは一番危ないわけでありまして、これをとめろということと、代替エネルギーを普及させるということは裏腹、一緒にやらなくちゃならないことでもあります。ですから、そういう意味では、何か一部の報道によれば、国は太陽光発電の補助金は少し減じたような話も聞きますが、これは逆行でありまして、太陽光発電の促進を図っていくための補助金等は市単独でも考えていかなくてはならないかなと、こういうふうに思っておりますので、それは今後、予算措置の中でやっていきたいと思っておりますので、議会の皆さんのご協力もお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、小松崎議員もおっしゃったように、一部損壊が、前回、私、質問したのは、一部損壊が800からずうっと動いていなかったんですね。そしたら、よく調査していなかったというから、そしたら今度は997でしたっけ、こういうふうにふえているわけですね。そういうところで、突然の出費になっているわけですよ。そういう立場も考えれば、やはり何らかの支援策が必要なんじゃないかなというふうにして、私、またそのアンケートを言いますけども、このアンケートでは、せめて見舞金をとというのが50%近くいるんですよ。修繕費助成が23%ですよ。必要がなしというのは22%。ですから、1と2だけでも70%を超えているんですね。ですから、そういう意味では、見舞金ぐらいは何とかしてもらいたい。義援金に来ていて、それを復旧、復興という公共事業に使うんじゃないかと、やはりそういうところにお金を投資すると。それは、市民

にとって、ああ、温かい、あったかい市政だなど、こんなのがあったかいと思われる。しゃれたんですけども、わからなかったらしようがないですね。そういう意味で、やはりそういうことを、市長、どうですか、再検討できませんか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

被災された方には、もちろんお見舞いを申し上げるわけでありますが、市としても大変な出費をしているわけでありまして、利子補給とか、そういうことで支援をしまいたい、こういう考えで今はおります。むしろ、先ほども言ったように代替エネルギーの普及に、そういったほうにお金を回していく、あるいは公共的な部分の災害復旧を一刻も早くやっていく、こういうことに重点をしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それと、防災無線、防災ラジオの件なんですけど、私が新聞を出しました。そしたら、すぐ、一度、佐藤さんに言いたくて、言いたくてという方がいらっしゃいました。霞ヶ浦地区の方なんですけども、オフトークがなくなって不便になっていると。寒いときは防災無線が聞こえない、閉めていますから、「しまった、聞き損ねた」なんていうことになっちゃうわけですよ。そういう点では、これ、何か横瀬部長の答弁が、もう何かいつやるのか全然わからないじゃないですか。災害は、いつやってくるかわからないですよ。そういう意味では、迅速さが要求されているんじゃないですか。そういう点では、全然迅速と、切迫感がない答弁だと思いますが、どうですか、これについて。

それと、もう一つ、水、井戸の確保なんですけども、これ、土浦では9月議会に、当面、5つの中学校に100メートルの井戸を設置するんだそうです。それで、補正予算を1500万計上した。近隣の井戸を借りる、そういう情報公開してやってもらおうという、何かせこいんじゃないですか。公共施設にきちっと設けて、いざというときにその井戸が使えるようにしたほういいと思うんですけど、どうですか。そっちはだれでもいいです。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

まず、防災無線関係で、非常にスピード感がないということだと思いますが。

[佐藤議員「はい。いつやるの」と呼ぶ]

○総務部長（横瀬典生君）

まだいつやるという決定はできていない状況でございます。よりよい方法を模索しておりますので、それを待っていただきたいというふうに思います。

それから、井戸の問題であります。井戸の問題につきましては民間の方からお世話になった経過もあって、非常に効果を上げたという経過もございます。したがって、現時点では、今、これを利活用する、それから情報提供をしていくというのが主流になると思います。お尋ねは、避

難所に井戸を掘りなさいというお話でございますが、土浦市もやっているということですが、その実行化については定まっていないところでございますが、当面は先ほど答弁したとおりにしていきたいというふうに考えているものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、何分ですか。

[事務局「22分」と呼ぶ]

○8番（佐藤文雄君）

22分の中にすべてをおさめられるかどうかかわからないですけれども、いずれにしても放射能の問題については、日本が人体実験だなんて、そんな話をしていますけど、もうチェルノブイリが起きているんですよ。だから、あそこで物すごいいろんな経験を、もうちゃんと丹念に研究している方がいらっしゃるんですよ。だから、ホットスポットの問題だって、ある地域だって、調査すれば調査するほど、どこにどういうふうな傾向があるかというのはわかっているんですよ。そういうことで真剣さがなく、もうとにかくそういう点での危機意識がない。これは、やっぱり問題だというふうに思います。

次、下土田の残土問題でございますが、何か告発については、地権者が今度は水路をつくるから、水路をつくれれば一番ポイントのある告発の要件がなくなるから、刑事告発はなくなりそうな言い方をしていますが、完了届が出されてないんですよ。いつまでも完了してないんですよ。これ、どうなんですか。完了してないじゃないですか。完了していなかったら、次のステップに行けるんですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

当然、先ほど申しあげました3点、土壌の検査、それからのり面の芝張り、それから排水路の整備が終了しないと、完了届を仮に出してきても受理できないというようなことでございます。ただ、告発につきましては、土浦警察署の生活安全課と、現在、協議を重ねているところでございます。その中で、一番告発要件に足り得るものは、排水路の整備だというようなことが言われておりますので、そういったことで地権者のほうから排水路の整備をするというような内容の協議が主管課のほうにございまして、そのことを生活安全課のほうに報告申し上げ、協議をしましたら、告発要件として一番重い要件がなくなってしまうというようなことで、不承となるというような見込みが強いというようなことでございます。またさらに、本来、警察、あるいはかすみがうら市としましても、犯人を告発するというようなことが目的ではなくて、現状の改善が最大の目的であるということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

完了届が出されなかったら、一体どうなるんですかということなんですよ。これは、農業委員会にも同じ内容ですよ。完了届が出されなかったら、いつ完了するんですか。農地改良でしょう、あれ。いつ完了届を出して、サツマイモ畑をつくるんですか。

こういうのがあるんですよ。工事の進捗状況が、事業計画に記載された工事の着手または完了の時期から著しく遅滞しているときや、事業計画どおり工事を行っているときには、文書によって催促し、そうした催促後も改善がないときは、許可にかかわる転用事業を完了させる見込みがなく、かつ第2または第3による事業計画変更承認をすることができないと認められるときには、事務処理要領に定めるところに従い、農地法第83条の2の規定、現行の農地法の第51条だそうですが、これによる許可の取り消し等々の処分を行うものとする、こういう見解があるんですよ。農業委員会ではどうですか、これは。これは、今、言ったように、完了届がいつまでも出されないうまま、このままの状態が続けば一体何のための改良だったのか。これがずうっと残るじゃないですか。いつ地権者は手をつけるんですか、サツマイモ畑にする段取りをするんですか、いつになるんですか。ご答弁願います。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

お答え申し上げます。今の完了届につきましては、今後も県と連携をとりながら指導してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

県と協議してって、まず農業委員会が申請をしたんですよ。それで、県が許可したんですよ。県が最初から申請したんじゃないですよ。農業委員会が申請したんじゃないですか、地権者の要望によって。そうじゃないですか。話は逆ですよ。上から、県と協議する、県と協議するって、じゃあ今の地権者はどういう考え方でいるんですか。このままの状態を、そのままにしておくという考え方でいるんですか。県は、どういうふうな考え方でいるんですか。見解をもう一回言ってください。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時29分

再 開 午後 4時37分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

先ほどのお答えでございますが、農業委員会としましては、申請書を受けまして、それで総会ということで審議をした後、意見をつけて県のほうに申請する内容でございますが、県のほうに

問い合わせ確認したんでございますが、県のほうでも、昨年、2名につきまして勧告を出しているということでございます。また、それに伴いまして、市の農業委員会としまして、再三にわたりまして代理人に口頭により指導しておりますが、代理人じゃなく所有者に直接、今度は、県と同じように指導してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

先ほど佐藤議員さんのほうから、ワカサギの放射線の質問がございました。私、不検出と申し上げましたが、不検出につきましては放射線ヨウ素、これは出てございませんでした。セシウムにつきましては81ベクレル出ておりましたので、おわびして訂正させていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう重大な事実を、今、訂正されるとびっくりしちゃいますよね。いずれにしても、県は勧告している、それから所有者にいろいろ指導していると言っているけども、いつになったら、これ、解決するのかということが一番問題だ。これは時間がないんで、これ以上はやめますけども、やはりこういう実態があるということなんです。それが、今回、幕ノ内区長の戸田さんがいろいろ頑張って、次のところは阻止できたわけですよ。もう1カ所もあったみたいな話ですよ。やはりこういうところでは、きちっとした対応が求められているというふうに終わって、次に行きます。

入札はいつもやっていますから、今回は省いて、時間がありませんので、国保に行きたいと思えます。

まず、国保についてでございますが、これ、私もアンケートをまたやったんですね。そうしましたら、アンケートでは、1番目が45%の世帯が増税は公約違反というのが57.6%ね。平均で引き下げたから違反でない、これは25.2%、あとはわからない。これは公約を見るとやっぱり、しみじみ見ますと、国保税大幅値下げと書いてある。そして、先見性、決断力、リーダーシップ、国保税値下げ、これでわからないじゃないですか。値下げって思っちゃうじゃないですか。それが何で低所得者が上がるようなことを、簡単なんです、この仕組みは。だって、均等割を上げなけりゃいいんだから。あとは、所得割と資産割で調整すればいいだけなんです。ですから、これは問題というのは、ちょっと時間がありませんので、一つ一つ具体的に話を、質問をしたいと思えます。

まず、国のほうでは、今、市民部長が言ったように、収入のない方を含めて低所得者への軽減措置を拡大したんですよ、平成22年にね。そうでしょう、市民部長。今まで、4割と6割だったわけでしょう。それを、やっぱり低所得者が、所得の少ない人が非常に支払い困難だということで、これ、拡大したんですよ。2割という拡大、それから4割を5割に、それで6割を7割にしたんですよ。それで下がったんですよ、そういう人たちが。今度は上がったんですよ。低所得者いじめになっちゃいますよ。市長、どうですか。そう思いませんか。答弁願います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

国保税につきまして、要するに全体で見ると、国保で見ると違って来るとは思うんですが、確かに佐藤議員ご指摘のように、人数が多い方で低所得者は、場合によっては上がったような方もいると。その率が、金額が平均で6,745円と。逆に、平均値下げは、55%の人が値下げになっているわけでありまして、平均値下げは1万7684円ということで、全体としては1万何がし、平均的には下がっているわけです。

これは、いわゆる変更改正のときに、応能、応益が今まで本当にバランスが悪かったわけでありまして、これもあわせて改善したことによって、今まで不合理だった分が直ったわけですね。あくまでも近隣市町村並みに引き下げるということでありますから、先般も資料でお示しいたしましたが、近隣市に比べて、土浦市に比べるとやや高い、小美玉市ではどっこいだと、ほぼどっこいだと、石岡市に比べれば安くなったと、こういうことでありますから、やはり全体的に見れば引き下げたと私は考えておりますので、そういう中で、今、軽減措置も拡充されたということでもありますから、やや上がった方は中に確かにいるのは事実であります、そこら辺のご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

本日の会議時間は、予定しております一般質問3名が終了しておりませんので、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、具体的に数字で、どれだけ低所得者の人たちが多いかというのを数字で示しますよ。今年度、本算定で、所得なしと所得が50万未満の世帯数は合計でどのぐらいか、加入世帯に対する割合はそれぞれ何%なのか、その合計は。まず一つ。それから、課税総額は幾らか、加入世帯に対する割合はそれぞれ何%か、その合計はどうなのか、1軒当たりの単純平均課税は幾らか。それから、職業区分に所得不明という欄があります。この所得不明というのはどういう内容なのか、また何世帯なのか、加入世帯に対する割合は何%なのか、課税額は総額で幾らか、加入世帯に対する割合は何%か、1軒当たりの単純平均課税額は幾らなのか、そして、どのように課税計算をするのか。この3つ、それぞれ教えてください。資料、持っていますよね。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時46分

再 開 午後 4時48分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、ただいまの佐藤議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、職業別で、なおかつ課税所得ごとの世帯数、あるいは1人当たりの課税額等について、抜粋になってしまいますけれども、部分的に申し上げたいと思います。

まず、現在といいますか、平成23年度で、国保税が課税されている中で、所得なしという世帯が476世帯おります。この世帯の中の被保険者数としては692人おります。それで、この476世帯の課税税額が2266万3100円となっております、1世帯当たりになりますと4万7612円という課税になっております。

それがランクを1ランク上げまして、50万円未満ということになりますと、416世帯に対し被保険者数が731名ということで、課税総額が2230万5100円ということで、1世帯当たりが5万3618円というような結果になっております。

一応、この中で一番世帯数の多いランクを取り上げてみますと、100万円以上から200万円未満というのが……

[佐藤議員「聞いてないのはいい」呼ぶ]

○市民部長（川島祐司君）

そうですか。はい。

それでは、その次に、先ほど職業別の中で所得不明という点をお尋ねになられていましたけれども、所得不明につきましては、住民税の申告によって所得額が、すなわち課税所得が基礎となってくるわけですが、未申告者、すなわち住民税の、あるいは所得税の申告期間内に申告等が行われていず、現実的に国保税が課税となる時点までに所得が確定されなかった方に対しては、所得不明ということで所得分についてのみの算出を行っていない中で、資産割があれば資産、あと均等割と平等割を課税している、そういう方が所得不明という形になっております。

その方が、一応、23年度で464世帯、3561万9000円の総額で、1世帯当たり7万6765円というような課税になっております。なお、この所得不明の方につきましては、住民税の再申告の要請分とか、そういう形で申告をされた時点で所得分が上がってくれば課税更正を行うというような形で、日がたつにつれて、年度末に向けて世帯数が、あるいは金額がふえる、減るというような形になってきます。課税額については、申告があればふえる方向が多いわけですが、一方で所得の申告をしていない方については、先ほどから言っています軽減措置を施しておりませんので、申告をすることによって軽減措置が受けられ、なおかつ均等割、平等割が引き下がるというようなこともあり得るわけですので、国保に加入している世帯の方につきましては、なるべく申告をしていただきたいというのが市としての考えになります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

所得なしというのは合計で1,558世帯、そして50万未満が956で、合計で2,514なんです。これは33.4%。それから、所得不明は、今、言った数字です。6.2%ですよ。これ、合計しますと、所得なしと所得が50万未満、所得不明合計が2,978で、全体の40%になっているんですね。これが45%の数字と非常にイアリーイコールになっている。つまり、所得の低い人たちがかなり厳しい環境にいる。それで、私は滞納の問題を聞きたいんです。

で、滞納の問題なんですけども、今年度の決算で滞納額が幾らになったか、そして本年度の本算定の課税調定額が総額で幾らなのか、課税総額の何%になるのか。それから、もう一つ、滞納の実態について、22年度で不納欠損処分しています。この内容について説明をしてください。平成21年度と比べて、数値的にどうなっているか、またその理由は、それから滞納の所得階層別の内訳は、平成22年度の単年度と累計を件数と金額で報告してください。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時54分

再 開 午後 4時55分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

不納欠損の問題だけは、簡単ですから、その点だけ説明してください。あとの数字については、私、グラフ持っていますから、グラフで私が簡単に示します。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、不納欠損の保険税にかかわる平成22年度の状況について、ご説明申し上げます。

まず、平成22年度は、全体で198件、4700万572円を不納欠損しております。その内容としましては、執行停止後3年経過、すなわち当時、3年前に財産、あるいは預金、あるいは所得の状況などを調査した結果、現実的に納められる状況にないという、あるいは差し押さえる財産もないという形で執行停止を行い、その後、3年後に再度同様の調査をした結果、引き続いて同様の状況にあるということで、執行停止後3年経過が109件、税額としまして3314万7576円を不納欠損処分いたしました。

また、納付の納入義務の即時消滅といいまして、納付書を発送し、その状況を見た場合、特に例を申し上げますと、外国人の方々が住民税、あるいは国保税が課税されたものの、自国へお帰りになられて、そのまま滞納額を本市に残していったというような形で、現実的にその方の財産等を調べても預金残高もない、あと財産もない、また帰ってくるような状況も見受けられないということで、即時消滅をした件数が28件、税額で540万8696円。

また、地方税法の18条の関係で時効となったもの、これは税について5年経過というものがありますけれども、現実的に督促、催告等を繰り返し、あるいは相談に応じるようやってみりま

したけれども、現実問題として5年以上の月日が経過してしまったものについては、地方税法の18条で時効という形になってしまいます。その時効になった件数が61件、844万4300円。

これが先ほど申しました合計の198件という結果になっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ようやくグラフが出ました。事前に配ればよかったですけれども、これは22年度の滞納件数なんです。これ、50万未満、青になっていますけど、647で46%です。その次の50万から100万が165の11%、それから346が100万から200万未満の所得の人、圧倒的に50万未満の方が46%だということなんです。今度は、もっと驚くことに、過年度、ずっと積み上がったところの件数です、これ。何と全体の66%ですよ、50万未満、1,572件です。50万未満の人がどれだけ件数的に多いか。それから、じゃあ金額は幾らか。金額は全体の46%です。3億900万円です。これ、累計です。その次に多いのが100万から200万未満、1億4000万円、こういうふうになっているんですね。つまり、件数は50万未満が多いし、また滞納額も半分はこういう50万未満の人なんです。こういう実態があるということ、まず市長の認識を聞きたいと思います。まず一つ。

時間がないからすぐ次は、今度は、今、不納欠損をしたと言いましたよね。不納欠損は、上は滞納の推移なんです。下が、赤になっているのが不納欠損の額なんです。20年度は異常に多いですよ。21年度は少なくなったんですけども、22年度、多いでしょう。どうしてこのばらつきがあるのか。これは、市民部長にお答え願いたいと思います。つまり、滞納額で不納欠損しなければ、これ、7億円を突破しちゃったんですね。不納欠損しなければ。そういう状況があるということを示しているんです。

まず一つは、50万未満がいかに滞納が多くなっているか。それと、今、不納欠損が、こういう状況はどうしてなのか、これについてお答え願います。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[佐藤議員「いやいや、まず市長の見解」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

低所得者が確かに大変だというのはわかります。しかし、一方、医療費というのはだれも、人数が多ければ多いだけ余計かかるんでありまして、その兼ね合いが非常に難しいわけでありまして、今回の改正は、いわゆるかかる率に応じて、だから人数が多ければ多いように、やっぱりある程度負担してもらおうという、いわゆる税の公平性と申しますか、そういったところを改正したと、そういう部分もあるわけでありまして、で、低所得者に対しては軽減措置も強化されたということも踏まえて、そういう税の公平性を確保すると。しかしながら、単に公平性を確保するだけではなしに、一般会計からも支出負担を、国保に対する負担をふやしていこうと。これは、佐藤議員おっしゃるように、どんどん低所得者で家族が多い人が楽なようにしていけば、もっとも

っと一般会計からの支出がふえるわけでありますが、そうしますと、一方で社会保険、ほかの保険組合の人からは、おかしいんじゃないかと、国保のほうだけおかしいんじゃないかと、こういうことになりますから、非常にバランスの問題でありまして、そういったことを総合的に勘案して、私が公約でお話をしました近隣市町村並みに引き下げると、これを実現したと、こういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

[佐藤議員「まだだよ。市民部長」と呼ぶ]

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員のご質問中、不納欠損が年度によって税額、すなわち不納欠損額にばらつきがあるという点について、お答えを申し上げます。確かに、平成19年で合計3200万ちょっと、あるいは平成20年で7890万、あるいは今年度といたしますか、22年度は4700万というようなことで、以前、一般質問でお答えしたと思うんですが、平成20年のときの7800万ちょっとについての不納欠損につきましては、納税推進課が19年度から発足しまして、19年度に納税推進課、直接といたしますか、じかに担当する職員ができたことによって、滞納者の内容チェック、あるいはそういうことが、個別個別の案件について調査を加えた結果、現実的に、ご存じのように時効になっているものが見つかったということで、平成20年度の7800万という、ほとんどの額が時効扱いでしたけども、処理されております。また、ことしの4700万円というのがなぜかということですが、先ほど説明しましたように、執行停止後3年経過ということで、平成19年度に納税推進課ができて、個別個別の事案を調査して、所得などを調査して、この納税義務者については執行停止が妥当ということで執行停止を行っておりますので、その3年が過ぎた平成22年には、再度、調べた結果、執行停止が、引き続いて同様の状況にあるということで、22年度で3300万円執行停止を行ったというような実情でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

滞納すると、短期被保険者証が出されますね。滞納がひどい場合は資格証明書です。平成20年度から今年度発行すると、加入世帯に対する発行数の割合についてお答えください。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

短期被保険者証の発行数ですが、平成23年度、今年度の4月から発行したといたしますか、991件という件数が出ております。なお、この991件につきましては、佐藤議員にはお話ししてあったと思うんですが、データの抽出した991件なものですから、現実的に短期被保険者証が実際に渡っている件数というのが、今、申しわけありませんが、システム上、毎日毎日の数が把握できませんので、一応、4月1日時点で991人の方が短期被保険者証に該当したということ

だけで、お含みおきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

20年度からと言ったんだからね。いいです、これでわかりますから。

それで、今、言ったように、いろいろ理由をつけるでしょう。だったら、おたくらのほうから出した数字で私はつくっているんですよ。いろいろ理由をつけて、数字が変わっちゃうんですよ。それじゃ困っちゃうんです。でも、あなたたちが言っていた数字からいうと、これ、資格証明書が発行されてないのは非常にいいと思います。短期被保険者証がどんどんふえていますよ。20年度は5.9%、全世帯の。それから、21年度は8.3%、22年度は10%、23年度は13.2%ですよ。どんどん、どんどんふえているんです。ですから、短期被保険者証は6カ月と1カ月ありますね。3カ月というのはないですね。その内訳と、所得階層の発行数はわかりますか。どうぞ。これは、私はわかりませんから。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

すいません、手持ちにちょっと資料ございませんので、後で。

[佐藤議員「この間、言っているんだよ、貝塚課長に。貝塚課長に言っているんだよ」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時10分

再 開 午後 5時17分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

大変申しわけありませんでした。

先ほど佐藤議員からご質問のありました、短期被保険者証の1カ月、6カ月の件についてなんですけれども、先ほど申し上げましたように、4月1日時点で991件が短期被保険者証に該当するというので、実際の発行枚数はといいますと、まことに申しわけありませんが、データ上も現在のシステムで抽出がちょっと難しいということ。あとは、現実的に保険証の発行が画面上で、当事者が来た場合に、そのとき、そのときに1カ月、6カ月を発行し、そのデータが記録的に、その画面を開かないと出てこないということで、まことに申しわけありませんが、1カ月、6カ月の枚数等をご報告できませんので、ご容赦いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、短期証をもらっている人は本当に切実なんですよ。1カ月のたびに、もう大変だという声があるんですよ。せめて3カ月はどうですか。市長、3カ月ぐらい、1カ月じゃなくて3カ月ぐらい、少し市長の裁量で。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほど来、近隣並みというお話をしておりますが、近隣を見ながら、劣ることのないようなサービスに努めてまいりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

朝日新聞の8月29日付に、国保滞納者の差し押さえ急増、4年で5倍。37市区、4年で強制徴収が加速というふうに書いているんですね。ですから、今回の、今、不納欠損にしたときの数字も、それが一つの反映なんです。土浦民商で調査しましたら、茨城県では平成21年度の差し押さえ件数は1万6035件で、48億5000万円にも上ったそうです。当市では、どのぐらいですか。件数と額。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

まことに申しわけありません。ただいまのご質問についても、ちょっと数字的につかんでおりませんので、後でご報告させていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

すいません、忘れていました。さっき言えばよかったんですけど、ちょっとすいません。差し押さえが今回の不納欠損に、今回の不納欠損の大きな理由、今までの特徴があらわれています。それで、国民健康保険の中央会によると、所得に占める1人当たりの保険料の負担が、08年度は、大企業の組合保険が、所得に占める割合ですよ、3.1%、中小企業中心の協会けんぽが4%なんです。国保は10.5%なんです。これ、企業が半分、いわゆる折半設置しているからいいんですね。ところが、国保はそうじゃないんです。当市では、所得に占める保険料負担の割合はどうですか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時22分

再 開 午後 5時24分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまのご質問につきましてお答え申し上げます。

課税対象所得総額が88億5271万8000円に対しまして、今年度の課税総額が13億1514万2600円になりますので、14.85%となっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは、国保年金課からいただいた資料でございます。これ、国保世帯の所得と保険税の推移なんです。これ、所得ですからね、収入ではございません。これ、青いほうが1世帯当たりの所得なんです。これ、20年から比べると、ぐうっと下がっているでしょう。それで、保険の調定額、これ、見てください。下がってはいますけども、割合は多くなっていますね。今、私が朝日新聞のことを言いましたけど、10%が国保税と言ったでしょう。これが、平成20年度、我が市では11.07%、21年は11.28%、22年は12.26%、23年はちょっと下がったんですけども、11.81%なんです。つまり、20年度と変わらない。そういう意味では、所得が下がっても、この保険税の負担は多くなっているということが、この数字でわかると思うんです。こういうことについて、最後ですから市長にお尋ねしますけども、これ、やはりなぜこういう問題があるのかということをお答えしていただいて、一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

やはり長引く不況に、さらに今回の震災等も追い打ちをかけて、所得の減少が著しいと。そういう中で、医療費はむしろ増大傾向にあるわけでありますから、それを確保するための国保の難しさがそういった点にクローズアップされているのではないかと、こういうふうな思いをなお強くしております。先ほど来、佐藤議員に指摘されておりますカードの発行等、そういったことについても、近隣市町村とそれほど見劣りしないような対応を今後も考えて、努めていきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

日程第 2 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす9月3日及び9月4日の2日間を休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月5日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後5時27分

平成23年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第3号

平成23年9月5日（月曜日）午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
5番	古橋智樹君	14番	栗山千勝君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

11番 小座野定信君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君	代表監査委員	久保田喜久男君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (4) 田谷文子 議員
- (5) 栗山千勝 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(4) 田谷文子 議員

(5) 栗山千勝 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(4)	田谷文子	1. 防災計画と危機管理体制について
		2. 市の広報機能の充実・強化について
		3. J A茨城千代田・J A土浦への合併統合に伴う市の広域的経済圏の推進について
		4. 今後の本市をめぐる広域的連携と合併について
(5)	栗山千勝	1. 災害対策について
		2. 放射能対策と風評被害対策について
		3. 補助金等の交付申請から決定について
		4. 職員の教育について
		5. 石岡地方斎場建設事業の今後について
		6. 選挙公約と行政運営について
		7. 穴倉出張所解体について
		8. 震災により壊れた千代田庁舎 2、3 階について

開 議 午前 10 時 00 分

○副議長（中根光男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は議長から、所用による欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

会議に入る前に、傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務について質す場であります。

したがいまして、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 一般質問

○副議長（中根光男君）

日程第1、前回に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。田谷文子でございます。

平成23年かすみがうら市議会第3回定例会の一般質問を、通告に従いまして行わせていただきます。

私は、3月の市長の施政方針に対する質問は行いましたけれども、一般質問は初めての経験になります。今、この壇上に立つ榮譽を賜りましたこと、身の引き締まる思いでございます。

また、こういう機会を与えていただきました同僚の議員の皆様方及び市民の皆様方に、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

9月2日、野田内閣が船出をしました。東日本大震災の復旧・復興を第1に考え、後世に負担を残さない行財政改革を旗印として挙げておりました。

この9月11日、9.11ニューヨークの同時多発テロより10年が経過し、日本では3.11東日本大震災が起これ、6カ月になります。この2つの想定外の出来事は、近代社会技術のもろさをいや応なく実感させられることになりました。

それに加えて、長引く日本の経済停滞、それに伴う財政逼迫、さらにリーマンショック以来のドル安・円高の進行。こうした経済の面においても、世界も日本も今までに経験したことのない時代を今、迎えておるわけでございます。

皆様、ご存じでしょうか。日本の「もったいない」という日本語が、世界の流行語になっておることを。自然を畏敬し、今あるものを大切にする。日本を初め、先進国では既に物があふれております。生活パターンを見直すべきですよ。大震災は私たちに、そう伝えているような気がしておりますし、そう思われませんか、皆さん。

既に宮嶋市政も昨年7月の当選以来、丸1年を経過し、この9月の定例会は2年目に入るわけでありまして。宮嶋市長のカラーを明確に打ち出し、市民の期待に存分にこたえるよう、期待してやみません。

それでは、本題に入らせていただきます。

あらかじめ通告しておきました4点について、市長及び関係部長の答弁を求めたく、質問いたします。

第1点は、防災意識の高揚と防災訓練の効果的実施についてであります。

皆様方ご承知のとおり、去る3月11日の震災は14時46分に発生しました。これに先立つ3月4日、市長の施政方針に対する私の質問の中で、私の知るところによると、かすみがうら市民全体

の約3分の1は昼間市外に通勤や通学などでいなくなっています。そして、その半分の人口が市外から本市に来ている。こういう現況かと思われまます。このことから想定できる問題は、昼間のみならず、夜間の防災、防犯、救急医療など、いわゆる危機管理をどのようにするかという大きな課題であることを指摘したところです。

その質問した矢先の1週間後、このような大震災が起きたわけです。私にとってみれば、想定外とは決して思えないことであります。

そこで、災害は昼間起きるとは限らない。夜中だったり、食事中のときも、また食事を準備して火を使っているときも、寝込みを襲われることも覚悟しなければなりません。また、この間の志士庫郵便局の強盗事件も起きております。今さらながら、防犯・防災対策をしっかりと行わねばならないことを痛感している次第でございます。こういう機会に、市民に対する防災意識の徹底を図るべきであると思っております。

第1に、一層の防災意識の高揚を図るために、従来の施策で十分だったか、どうかいま一度反省を込めて、どのようにしてそれを踏まえて、従来の施策に加えて、何か新たに講じることがあるのかどうか伺うものであります。

次に、いついかなるときに、いかなる災厄に見舞われるかもしれないという現実にかんがみした場合に、いろいろな場合に対応できるよう、きめ細かな防災・防犯の訓練を試みることも重要と考えます。例えば、私が指摘しているとおり、昼間と夜で働き手を中心とした約3分の1の人が入れかわるわけです。すなわち、地域を守る人が昼間と夜とでは違ってくるということであります。このようなことを念頭に置いた、効果的な訓練が必要と思っておりますが、市長の所見をお伺いするものです。

次に、災害時におけるバックアップ機能の拡充についてであります。私も文教厚生委員として、関係するいろいろな施設を見てまいりましたが、いろいろ甚大な被災をしておりました。これからは今まで以上に災害に強いまちづくりに力を入れなければならないと思うのですが、このたびの災害のように想定外のことが起こった場合に、1つの備えが破られても次の手段があるという、被害を最小限にとどめる工夫、一言で言いますと、バックアップシステムの強化が必要であると思っております。

例えば、1つの避難場所が使えなくなった場合、次の避難場所はどうするのか。あるいはまた、市役所が使えなくなった場合はどこに災害対策本部を設けるのか。消防自動車や救急車が足りなくなった場合、広域体制、協力体制はどうするのか。全部1つの市で整えると莫大な費用がかかるから、周りのほかの市と役割分担するなど、協力体制をとる必要があると思われまますので、広域的な防災体制、どのように構築したいと考えているのか伺うものでございます。

とりわけ神立周辺は人家も密集し、土浦を初めとした行政界もわかりにくい場所でありまますから、なおさら協力体制をしっかりと構築し、あわせて訓練なども合同で行う必要があるのではないかと考えまます。

こうした災害時のバックアップシステムの強化について、市長の所見をお伺いいたします。

3つ目の問題として、ライフラインの早期復旧についてであります。今回の3.11の震災では、特に停電の影響が大きく、現在の住宅事情や居住環境は台所を初め、冷暖房やおふろなど、何かにつけて電力なしでは機能しないものばかりです。電話もパニックになり使えず、連絡がとりよ

うもなく、鉄道等がとまった首都圏では多くの帰宅難民があふれました。おそらく当市からも都内へ通勤なさっている方の中には、多数このような被害に遭った方がおるとおられます。

そこで、まず停電に対する備えは、市として何ができるのか。住民個人個人は日ごろ何を心がけるべきなのか。次に断水、生活用水に対する市としての備えはどうあるべきなのか。こういう基本的な、いわばライフラインの早期復旧・回復は、行政の根幹を問われる問題であります。このようなとき、迅速に対応できれば、行政に対する市民の信頼は増すわけではありますが、反対に、余りにも対応が遅く緩慢であると、市民の心身にわたる負担が増大し、当たりどころがなく、結果として大きな政治行政に対する不信が募ることは、今回の被災された皆様方の様子を見れば明らかです。

それで、この3月11日から数日間は停電や断水に見舞われたと、ほとんどの市民が、市内のどの地域で何日間停電や断水に困窮したのか、またそれにどのように対処したのかをよく記録し、調査したのか、その実態についてお伺いいたします。できるだけ速やかに被害の全貌がわかる報告書をまとめ、市民に報告すべきと思うが、どのように考えておられるか、市長の見解をお伺いします。

4点目は、交通渋滞解消対策についてであります。本市は南北に常磐自動車道と6号国道が千代田地区の中央部を貫通し、基幹道路として本市のみならず、茨城県の大動脈として働きをしていることは言うまでもありません。しかし、このたびの3.11では、高速道は通行止めとなり、救済のための車両のみの通行ができただけで、ほかの車両はすべて一般道へあふれ、大変な渋滞を招きました。これが救急体制等を阻害することになると、救える命も救えないといった問題が生じることがあってはならないことだと思います。

そのために、一例として、高速道路の側道は計画的にきちんと整備するなど、具体的な対応策が求められると思います。市長の見解をお伺いいたします。

次に、市の広報機能の充実・強化についてでございます。住民の大きな関心事について、毎月発行している市報に加えて、より詳しい特集号の発行について検討されるよう期待し、答弁を求めます。

これからお伺いする一つ一つの事柄について、市長は今までの経緯を市民に明らかにして知らせるべきだと思います。市長の考え方を理解してもらえるよう努めるべきであるし、市民にもいろいろと考え方を持っている方がいるはずで、そのような方たちの建設的な意見を吸い上げるようにしたほうがよいと思われます。それが、市長が進めようとしている住民参加型のガラス張りの政治の具体化の第一歩ではないでしょうか。そのことによって、市長も独断に陥ることなく、また議会も常に住民の皆様の声を背中に意識しながら行動することにより、柔軟で公正な対応ができるようになるはずで、

1つ目として、災害時の風評被害について、その対応策に関する広報についてであります。実りの秋を控えて、主食である米に加えて、とりわけ千代田地区は観光農園も多数あり、福島原発の事故に伴う作物の放射線量の調査は行っていますか。銚田産米に微量のセシウムが検出されたと発表がありました。福島から遠い神奈川県のある学校では、校庭の砂を掘り起こして検査をしているところもあると聞きました。2学期に入り、運動会も多くなり、検査をして周知することにより、安心も増すと思われます。

放射線の問題については、大変難しい問題なので、私初め、多くの方々が詳しく知っているわけではないと思うんですね。知らないがために非常に不安だというのが、一般の方々の受けとめ方であろうかと思えます。専門家から見れば全く心配ないよ、必要性もないよということよりも、安全なものを求めるために、セシウム等が検出されたというだけで、食卓では使われないようにしましょう。これが風評被害の原点だと思われるからです。

だから、こうした台所を預かる私たち主婦の皆様方にとりましても、市内のすべての家庭を対象に、地元、このかすみがうら市でとれたものは全く問題がないのであって、国、県、市の調査に基づいてしっかりとその結果を公開し、市民の皆さんが安心して地元のものを食することができることが、風評被害対策の第一歩であると思えます。したがって、こういうことがわかるように市報、特集号等を発行して、地産地消を促進するよい機会とすべきと思うが、こういう広報を行うことを考えているのかどうか伺います。

次に、五輪堂橋について、市の考え方を伺います。私はもちろんのこと、多くの市民の皆様にとっても理解できない点があるかと思われまので、伺いいたします。

この五輪堂の計画は、総額8億3900万円で、茨城県が事業主体として平成26年度末までに完成させようとして、当初は県が全体の57.5%に当たる4億8240万円、かすみがうら市は37.2%に当たる3億1232万4000円、石岡市は5.3%に当たる4427万6000円の負担割合で進めようとしていたものであると私は理解しております。ところが石岡市からは、負担に応ずる意思について、いつになっても返答がなく、県とかすみがうら市の2者で施行することになったと伺っております。一般的には、1つの川に橋をかける場合、川の両側の自治体は、費用がかかればおよそ折半して負担するのが常識的であろうと思えます。比率で見ればわずか5.3%の負担でさえも、石岡市が負担すると回答できなかったことは、いまだに理解できないところです。

市長はいつ、7月23日登庁して、いつこの五輪堂橋が、石岡市が負担できないとお聞きになったのか、そのメモっていた議事録がありましたので、ちょっと読ませていただきます。産業建設委員会の6月6日の事務検査報告書によると、宮嶋市長がこのように述べております。

「土浦土木事務所と太田課長は協議していました。いつやったかは、細かいところは私はわかりませんが、7月22日からというのはわからないけれど、私もこの話を聞いたのは、とにかくお盆の前後です。いずれにしても、協定書がだめになってしまって、8月いっぱい協定書ができないと、今年度橋ができなくなってしまうと、流れてしまうという話を担当から私は聞いて、8月お盆前後、それはゆゆしきことだ、ゆゆしき事態だと。土浦土木事務所には、万が一石岡が出さないからストップということになってしまったらしようがないので、そういうことは絶対になににしても、そのときはかすみがうら市単独でも出すから、その旨はちゃんと伝えていてよ。こういうことを担当者に指示をしました。じゃないと、8月いっぱい流されてしまったら、予算もつかないからね。五輪堂橋というのは高倉地区の念願の橋だということは聞いているから、これは絶対やらなきゃならない。そういうことです」

そう産業建設委員会で市長は述べられました。待っても待っても石岡市長から返事が来ないので、これはかすみがうら市だけじゃなく、57.5%も負担するという県土木事務所に対しても、返事がなかったということですね。お尋ねします。高倉地区の念願の橋だということですので、この機会を逃しては、この先いつできるかわからないというふうに市長は追い詰められたものと私

は推察いたします。その結果が、やむを得ず今回の2者で行うという事態に至ったものと理解していますが、それで間違いございませんでしょうか。

市長が公式の場で発言したことは、市の特集号で発行し、市民に理解を求めつつ推進すべきと思いますが、その考えはおありですか。常に自分だけが正しいと思うことだけでなく、市民もなるほど理解できるような事業の推進があってほしいと私は思いますよ。

最後に、斎場の整備計画についてであります。

まず1つ目として、今の斎場の問題について。市民は何が問題なのか、十分理解できていると思われませんか。市長の所見を伺います。

次に、現在の斎場は既に耐用年数は何年ぐらいあるのですか。修繕して使用するには、どの程度耐えられるのですか。今、どうして建てかえなければならないのですか。こうした問題について、広域の石岡斎場組合の運営には一般市民の民意はどのように反映していると考えていますか。その民意の反映として当初の計画が提起されてきたかどうか、市長の見解を伺います。

3番目として、現在の斎場は石岡市、小美玉市、かすみがうら市のうちの旧千代田町が組合を構成してきています。旧霞ヶ浦町は加わっていませんね。新しく斎場をつくる場合は、離脱するとかしないとかではなく、かすみがうら市として新しい斎場の建設計画に参画するかしないかですよ。合併後の市町村が改めて意思表示をすべき問題で、計画に賛同し合意をするならば参画もよし、計画に合意できない場合は参画しないということでもあります。新たに参画する場合のみ、議会の議決が必要と思われるが、参画しない場合は市の費用負担が伴わないので、議決は不要と思われませんが、当局の見解を伺います。

4番目として、現段階では市長は、4億円以上の負担を担う新たな石岡斎場計画に参画しないとの意志を固めたということですね。このことを確認したく、改めてお伺いいたします。

5番目として、新聞等の報道では、一般市民にも市長の考え方はある程度は伝わっていると思いますよ。ですが、改めて市単独での建設計画について、十分広報すべきと思いますが、どうですか。そのことを伺います。

6番目として、次に斎場組合等に加わらない、ほかの旧町村等はどのようにしていますか。また、どうしてきていますか。担当部長に伺います。

7番目として、市のプロジェクトチームが提出した9月2日付の配布資料によると、かすみがうら市から土浦斎場を利用したお宅が、過去5年間では多い年には25軒も利用しております。平成22年度は千代田地区から18軒、霞ヶ浦聖苑を利用しております。このように、霞ヶ浦聖苑や土浦斎場を利用した場合、利用者の費用負担はどうしているのですか。担当部長に伺います。

8番目、以上3通りの方法があることがわかってきました。まず1つは、石岡市、小美玉市と一緒に建設費を負担して整備する方法。2つ目は、かすみがうら市単独で建設する方法。3つ目は、建設費は一切負担せず、隣接する市の斎場に委託する方法があるものと理解されますが、その中でも市の財政負担も少なく、市民にとって過重な負担にならない方法で、行方でも石岡でも、あるいは土浦でも、市民が希望する斎場を利用できるという、最も合理的で市民からも歓迎される方法は、私は委託だと思えます。これら3通りの方法について、よく比較できるような整理をして、わかりやすく住民に広報すべきだと思いますが、市長の考え方を伺います。

市長は日ごろ、土浦との合併を推進する意向であるとのことを報道で伺っていますが、もし近

い将来、土浦市と合併できた暁には、土浦市民ということになりますね。土浦市民でありながら、斎場は石岡を利用しなくてはならないという矛盾が生じてくるのではないかと思います。

また、現在でも、同じかすみがうら市民で、霞ヶ浦地区と千代田地区で火葬場の取り扱いが違うというばかりでなく、土浦市と合併した場合には、同じ土浦市民でありながら、従来からの土浦市民と同じように土浦市営斎場を利用することができないという問題が生じてくることは明らかです。

来年2月には、JA茨城千代田とJA土浦に合流し、土浦・かすみがうらの農業が一体化しようとしております。したがって、斎場の問題においても、こういう方向で今の段階から、土浦と一体化しやすいように進めることが基本だと考えます。とりわけ斎場の問題は、葬儀のあり方にかかわる大きな地域の方向性に影響を及ぼす課題であります。旧来から田舎における葬式は、地域コミュニティの原点でありますので、そのような観点からも、亡くなった方を地域で見送られるような、一人一人の尊厳を維持できるよう配慮したものでなければならない。そのように考えます。

こうしたことを含め、質問は細かく多岐にわたりましたが、ぜひ丁寧な答弁をお願いいたしますとともに、この答弁に関する市の考え方をきちんと一般市民にもわかるよう、特別に広報することを求めますので、これについてもきちんとした回答をお願いいたします。

大きな3番に行きまして、JA茨城千代田とJA土浦への合併統合に伴う市の広域的経済圏の推進についてであります。

次に、アンテナショップについてお伺いします。来年2月にはJA茨城千代田がJA土浦に合併することになっております。これによって、いわゆるJAを通じて出荷する農産物は、JA土浦という広域的な産物として市場に出回ることになるかと思われまます。ここで従来の千代田地区の農産物、あるいはまた霞ヶ浦地区の農産物等のブランド化、あるいはかすみがうら市のナシ、栗といった特産はどのようなアイデンティティーを保持して販売促進ができるのか、行政サイドの戦略をお伺いしたいと思っております。

その第1点として、現在市長の肝いりで進めております東京都板橋におけるアンテナショップの現況と今後の方向性について、具体的にお伺いいたします。

外に出て行くアンテナショップ等については、費用の負担や参加者の労力が大変だと思われまますが、そこに見合った成果を上げることが大変難しいと思われまます。第2点として、外に打って出ていく販売促進活動は、それをきっかけにして本市が進めている観光農業、観光漁業にPR効果としてフィードバックしてくるようしむける必要があります。その際、せっかくJAが広域化するのですから、広域的な力を発揮できるよう、本市はもとより、土浦市の行政も一体となって、観光のための戦略を持ってバックアップすべきであります。

そこで、一番着目すべきは、東京方面からのお客様をどうこの地域に受けとめていくかということが、大きな問題意識になるのは当然のことと思っております。今この地域にある常磐自動車道のインターチェンジは、土浦北と千代田石岡の2つであります。しかしながら、東京方面から来て千代田石岡でおいて本市のほうにまた戻るような交通網は、案内として余り効果はないと思うのですが、それならば、今、土浦北インター周辺は土浦市と旧新治村の合併があり、土浦市はかなり力を入れて整備を進めている地域になっております。また、この3月には125号線と354号線が6

号国道を横断して結ばれたこともあり、古河から銚田に至るまでの重要な国道になりました。この条件変化を、かすみがうら市の交流人口の増大、観光農漁業の復興に役立てない法はないと思いますよ。こういう点で、市長に何か構想があればお伺いしたいと思います。

それにつけ加えて、1つご提案申し上げたい。先ほどの質問で、防災上の観点から高速道路の側道をきちんと整備すべきだと申し上げましたが、防災だけでは費用対効果の面で優先度が必ずしも高くないということであれば、観光用の道路として土浦北インターから側道へアクセスできるよう整備すべきであろうかと、そのように思っています。さらにつけ加えてご提案申し上げたいのは、最近常磐道ではE T C専用のスマートインターが水戸北、それから最近小美玉にもできておりますし、つくばみらい市でもこれをつくろうとしておるようです。本市においても、この側道を活用しながら中佐谷付近にスマートインターを設け、千代田パーキング等を利用し、道の駅として大きく整備できたらと思っております。このことによって、J Aが広域的に活動を進めても、かすみがうら市のアイデンティティを強化することにつながると思います。この提案に対する市長のまじめな答弁を期待しております。

次に、今までお伺いした全体の締めくくりとして、広域行政の推進、及びその帰結としての合併について伺うものであります。

今まで申し上げてきた広域的な防災の問題、市民参加の広報に関する方向性の問題、さらには交流人口の一層の拡大によるこの地域の活性化の問題等、1つの行政体ではなかなか解決の難しい課題が山積している中で、今のかすみがうら市、すなわち旧千代田町と旧霞ヶ浦町が合併した地勢条件では、神立駅周辺の問題を見れば明らかなおお、長い将来にわたってこのような枠組みで市民の要請にこたえられるまちづくりは不可能と思っておられる方が、市民の大多数だと考えます。

したがって、大事なことは、今回神立駅及び周辺地区の整備に向けて、一部事務組合ができたことは、当然と言えば当然のことですが、住民に対する広報を強化し、また住民の意見・意向が反映されるよう、そうすべきであります。あくまでも土浦市と協議の上でのことであることは言うまでもありませんが、これを例として、ほかの一部事務組合の施策の推進についてお伺いいたします。

一部事務組合の方式をとる方法のほかに、平成の大合併を踏まえた基本的な方向づけについて、市の行政の一部を土浦市などほかの市に委託してやっている仕事があるかと思うが、具体的にどんなことを、どのように、どの程度行っているか、総務部長にお伺いいたします。今後委託するとすれば、あとどのような仕事が考えられるか、検討しているものがあれば伺いたいと思います。私は、こういうことは積極的に進めるべきだと思います。こういうことが、最小の経費にして最大の住民サービスにつながるかと確信しているからであります。

次に、一部事務組合や他市に対する委託によって培われた信頼を礎に、究極の姿として描かれているものは合併であります。既に申し上げたとおり、これからの方向性は、神立駅と土浦北インターをどのようにかすみがうら市の発展に結びつけていくかということがかぎになると思います。これはどちらも現在、土浦市の区域にあります。ここにかすみがうら市市民の意向を強く反映させるためには、しっかり土浦市と一体になって、土浦市の計画の中に踏み込んでいくことを考えなければなりません。したがって、早期に土浦市とさまざまな意見の交換ができる場を設け

るよう働きかけるべきです。そうした中で信頼感がはぐくまれ、双方の意気が合致した時点で合併協議会を設け、一気に合併へと進めるべきと考えますが、市長の描く合併についての具体的な構想があれば、今現在言える範囲で結構ですのでお聞かせ願いたいと思います。

私は、このようなひょうたん型の不自然な地勢条件のまま、かすみがうら市が大きく発展できるとは思えません。多様化する住民のニーズにもなかなかこたえられないのではないかと思います。ですから、できるだけ早く、宮嶋市長のように捨て身でぶつかる人が市長でいるうちに、合併を推進してほしい。宮嶋市長が早期に合併をなし遂げる確固たる決意を持って市政推進に当たる限り、私もまた議員として宮嶋市政を応援し、支えてまいりたいと考えております。

以上、大きく分けると4点にわたり、小さく各論にわたると10点以上にも及び、恐縮でございました。私は市民が今知りたいと思っていることについてお尋ねしたつもりでありますので、私の背中にいる市民の皆様に向かって、明確かつ誠意を持って答弁をお願い申し上げ、私の質問を終わりとさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

田谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目、防災計画と危機管理体制につきましてということですが、今回の震災での大きな反省点から、水供給体制、あるいは災害時の広報のあり方などを中心に、現在見直しを進めているところであります。詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、市の広報機能の充実・強化につきましてお答えいたします。ご質問のように、市民の皆様に必要な情報をいち早くお伝えすることは大変重要なことでございます。通常は毎月発行する広報誌に集約して関心事などを掲載しておりますが、3月11日に発生しました東日本大震災により被災された皆様への支援の方法や義援金に関する事項などは、特に緊急性が高いものでありましたことから、3月25日に広報の特集号として発行したという経緯がございます。今後におきましても、市民の皆様に必要な関心事については広報誌やホームページにおいて積極的な市政の情報伝達に努めるとともに、災害の発生や緊急の度合いを考慮しながら、広報特集誌としての発行についても検討してまいりたいと思います。

また、個別のものについて、多少広報機能の、どんどん市民に広報していったらいいんじゃないかというご提案であります。特に五輪堂橋についての市の考え方ということですが、五輪堂橋については田谷議員がおっしゃった経緯等で大体網羅されておりますが、石岡久保田市長が21年の10月に就任をしまして、その1カ月後にこの五輪堂橋につきまして、石岡市側の負担はしたくないというような方向性が打ち出されてから、なかなか交渉が難航していたという事実があるようでございます。前任者の坪井市長の時代のことでありますが、その後、坪井市長のご努力もあったということでは、22年の6月30日に茨城県と石岡市とかすみがうら市の3者協

定、石岡市の4200万余の負担金も含んだ3者協定に向けての準備が整っていたわけでありましたが、当日になりまして石岡市側から、再度また保留をするという話がございまして、正式に7月22日、私の就任1日前に正式に保留の文書が石岡市から参ったということを、私は8月になって聞かされたわけでありまして。

その後、高倉、栗田の方々の念願の橋であるということから、石岡市がどうしてもその後の交渉において、県のほうも大分一生懸命交渉していただいた経過はあるようではありますが、とうとう交渉が思うように進まないということで、石岡市は土地を提供して工事に協力するという体制をつくっていただきまして、石岡市を含む、石岡市の負担金分4200万余はかすみがうら市が負担してもということで、そういう趣旨の協定書をその後12月暮れにつくりまして、現在工事が進んでいると。そういう状況でございます。

その後、今年の6月、議会のほうからの申し入れもありまして、石岡市と再度話を進めているところでありますが、今のところ石岡市長のほうからは、再交渉に応じるというような方向性は示されておられません。私はいつでも石岡市長がオーケーであればお伺いして、費用負担をお願いする立場にはございますが、県のほうの考えでは、もう既に協定書ができ上がって工事も進んでいるところでありますから、この工事に対する石岡市の負担金の支出ということはありませんと思うんですが、寄付金とかそういった実質的な石岡市が負担をするという意向が示されれば、受け入れる用意はかすみがうら市としては持っております。また、そういったいきさつについての広報体制についても十分にするようにしてまいりたいと考えております。

また、斎場の整備計画についてであります。これも全協等でも詳しく申し上げましたが、その後のことでもありますので、ちょっとまた再度お話をさせていただきますが、2月15日、私の不同意の中での石岡斎場の23年度予算案が議決されたという経緯から、その後震災になりました。震災の後、何回も申しますが、5月20日に、かすみがうら市としてはもう負担金は出せないよと、そういう文書を出したわけでありまして。斎場組合側にそういう文書を出したわけでありまして。この文書を出した経緯につきましては、どうも石岡市側が、2市側が、どんどん既成事実をつくっていくと、発注行為をどんどん繰り返す中で、従来計画の23億の計画のままの既成事実を積み上げていくというような方向性が見えてきたので、これはかすみがうら市としてはっきり申し入れをしておかないと、どんどん先方主導で進んでしまいますので、合意形成のない中での事業遂行はストップをかけるという意図から、5月20日に、お金は出せないよということを申し入れしたわけでありまして。

で、6月3日に石岡・小美玉側が斎場組合の管理者名で、斎場組合を脱退するのか、それともきちんと事業費の分をお金を出すのかという二者択一を迫る文書が来たわけでございます。で、その3日後の6月6日に3者管理者会議を開きまして、こういう事態になってきては、もう話し合いという合意形成は無理だろうと。ということであれば、2市と、事業遂行は2市で、今後どういう形か2市でやってもらうと。かすみがうら市としては単独で行くしかないであろうと。とても4億とか5億、4億数千万あるいは5億というお金は出せないよということで、単独施行の方向を当市としては打ち出しました。先方も、もう合意形成は無理だという6月6日の話が、そういうことでの合意は6月6日にできたわけでありまして。

なお、その後、石岡市長としては多少そのことについて不満があるようでありましたけれども、

6月6日のその後の議会でも、そういった趣旨の議事録が今きちんと残っているところであります。

その後であります、今度8月の18日になりまして、また3者の管理者会議が開かれました。その中で、再度石岡・小美玉側から3市でできないかという話も多少あったわけですが、結局、話がつくということはありませんでした。で、単独施行のまま行くと。その日に結論が出ないまま、斎場組合の議会になったと。その議会の中で、私は単独施行ということを引ききちんと表明いたしまして、また管理者側は事業がおくれてしまうので9月中にも発注したいと、10月の12日には契約のための議会の議決ももらいたいと、そういう表明をいたしました。

そしてその後、そういったことを受けて、これは万が一にも業者との契約がこのまま進むということになりますと、費用負担をめぐってこの問題が法廷に持ち込まれる可能性が非常に高くなってきたわけがあります。そういう中で、単独整備の作業をどんどん進めるということは適当ではないだろうという判断から、当時8月いっぱい単独施行への基本的な調査は終わっておりますので、プロジェクトチームの報告書は上がっておりますので、その作業も報告書作成をもって一応終了しました。

で、9月1日にかすみがうら市の議会の中で、全員協議会の中でお話しした内容をまた再度繰り返したわけですが、その全員協議会と9月1日の議会が終わりましてから、夜、茨城空港の関連の会議がありまして、小美玉市長と一緒に話をしました。これは茨城空港の関連の会議でありますから、それが主題ではなかったわけですが、しかも石岡市長はいないわけですが、小美玉市長のほうから、このまま行くと小美玉もかすみがうら市の分を2億持つことになる。とてもそれはできないと。そういうことで、先般、8月18日の議会でも久保田市長が9月中の発注を明言したわけですが、これは小美玉としてはとめると。もちろん私は発注に対しては反対でありますから、現在のところ最新の情報では、そういった私と小美玉市長は9月半ばの、石岡久保田市長の言っている、管理者として言っている9月半ばの発注は、主張しているのは久保田市長だけと。小美玉市長と私のほうは、9月の発注は反対でございます。そういった中で、今、県のほうも多少心配しまして、今朝も電話がありましたが、調整に入っていると。そういう状況でございます。

今後どういう方向になっていくか、また単独施行で行くということで、今、当市では準備をしております、単独施行の場合は、何回も申しますが、総事業費3億以下で大体できるという見通しも立っておりますが、そういった単独施行も含めて、もう1つの選択肢があるんだよと、そういうご提案が田谷議員からもございました。そういった話は私も市民の間から伺っております。

かつての火葬場の火葬時代とは今、大分時代状況も変わっております。万が一にも石岡市と小美玉市、2市で6基の火葬場を染谷地区につくるといことになりますと、染谷に6基、土浦に6基、今からの計画であります、玉造に5基と、そういった、あるいはつくばへ行くと6基、火葬機械があるわけです。そういった、むしろ火葬場の過疎地じゃなくて火葬場銀座的な、あるいは火葬場過密の地域にかすみがうら市は置かれるという、そういった事態も踏まえまして、いろいろ市民の方のご意見等もあろうと思っております。単独施行、あるいは今後3市での施行ということも、まだ視野に戻りつつあります。しかし、いずれにしてももう震災後、こういった事態を受けて、23億もの巨大大事業をこのまま進めるということは絶対にあってはならないことでありま

して、どうしてもそのまま進めるということであれば、2市でやってもらうしかないわけでありまして、かすみがうら市が石岡斎場から将来的に離れていくということになれば、市民の方々のいろいろなご意見を市民アンケートなり、あるいは住民投票なりの手法を使って十分確かめて、少しでも市民負担が少ない、そういった火葬場建設を目指していきたい、あるいはいろいろな選択肢から適正な選択をしていくと。こういうことが大事かと思えます。

そういったことに際しましては、今後いろいろな市の広報誌等を使って、今までは管理者会議とか石岡の斎場組合だけの議論でございましたが、この問題が大きく新聞報道等を通じて石岡、小美玉市内に伝えられるようになりました。そのことによって、市民の皆さんも大いに関心が上がったと思います。今まで本当にこの実態が皆さんに知れていない、そういう中で少し事業だけがどんどん進んできてしまったのではないかという思いがありますから、大いに新聞記事になったりなんかするという事は、私としてはいいことではないかと、そういうふうに思っております。そういったことで、広報体制については今後とも十分市民の皆様にお知らせする体制をつくっていききたいと、こういうふうに考えております。

また、3点目のJA茨城千代田・JA土浦への合併統合に伴う市の広域的経済圏の推進につきましてであります。詳細については環境経済部長からの答弁とさせていただきますが、1点だけ、田谷議員からご提案であろうかと思うんですが、千代田のパーキング付近を、パーキングです。あれをスマートインター的なものにして、あそこの後背地に果樹観光の土地があるわけがあります。そういったところを活用していったらどうかというご提案がありました。これは大変興味深いことですので、今後研究検討していく必要があるかなと、こういうふうに考えております。

4点目、今後の本市をめぐる広域的連携と合併につきましてということで、ご質問がございました。この点につきましては、広域的な組合につきましては、日常生活圏の広域化、事務処理体制の効率化の対応を目的に、これまでもさまざまな分野での共同事業が広く活用されて、一定の成果を上げていると考えております。

本市においては、今年設立された「土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合」を含め、8つの一部事務組合に加入しているほか、現在、消防の広域化に向けての検討も進められているところでございます。

一方、国による地方分権改革では、市町村に対して、さらなる事務権限の移譲が期待されており、受け皿となる市町村では効果の発揮できる体制の整備が必要となってきます。

このため、先に改正された地方自治法では、これまで制限されていた行政機関等の共同設置の対象を、広く内部組織等へも拡大できることとしております。

今後、地方行政の運営に当たって、社会情勢の変化による新たな行政ニーズや厳しい財政状況、さらには限られた人員の中で、これまで以上の事務の効率化を進めなければならないということから、広域的共同処理というのは重要な手段の一つだと考えております。

次に、広域的な信頼醸成につきまして、広域行政の枠組みは多様ですが、それぞれに信頼関係を構築していることが大事であります。特に近隣市町村は、市民の生活圏になっておりますので、市民の利益第一ということを基本に、信頼関係の醸成を図っていく必要があると考えております。

今後の広域体制をどう考えているかという、今後についてのご質問であります。例えば1つ、喫緊のものとしては、消防が今、霞ヶ浦消防署と千代田本署の消防署と分かれておりますが、東署と西署に分かれております。大変地形的に不効率な消防体制になっておりまして、これを、特に神立地区に土浦市の神立消防署がありますから、この神立消防署との連携を深めていくことが、事務委託等も含めまして、これは今後、できるだけ早く進めていきたいと、こういうふうを考えております。

ただ、現在の問題として、無線システムの問題がございます。私どものほうはNEC、土浦消防署は日立ということで、機械の整合性がとれていませんので、これが今、県で進めているデジタル化、消防無線のデジタル化が進めば、一気に進む要素が出てまいりました。先般、こういった会議がございまして、また消防長もつい数日前にこの会議に出ていたようでありますが、今後急速にこれが進むと思うので、この体制になれば、土浦の神立消防署との連携がやりやすくなると思っておりますので、ぜひ進めていきたいと考えております。

現在かすみがうら市では、新治地方広域事務組合、これはごみ、老人福祉センター等の事務をやっているところでございます。湖北環境衛生組合、これがし尿処理。石岡地方斎場組合、これが火葬、また斎場でございます。土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合、これが神立駅西口あたりの土地区画整理事業という、4組合が近隣市と共同の事務処理を行っているものであります。さらには、霞ヶ浦地区の火葬については鹿行広域事務組合に事務委託をお願いしている。こういうこともございます。

今のところ、今お話ししました土浦消防署との連携ということはあるんですが、これも具体的な計画ではございまして、今後近隣市において、施設の利用状況の中で委託が可能なものは、必要に応じて検討を進めていくということで考えていきたいと思っております。議員ご指摘のとおり、近隣市が公共施設の相互利用というのは、効率的な方法でありますので、これはどんどん進めていくことに異論はないと思っております。

次に、具体的な合併構想についてであります。市の合併構想についてであります。合併の構想につきましては、私が市長に就任早々から、その必要性を訴えているものであります。市町村の合併のメリットは、その規模が一定以上となり、財政基盤が強くなると。これが第1番のものであります。そのほかいろいろなメリットがございます。デメリットもあるわけですが、そういったメリットを最大限生かして、デメリットを打ち消していくと。

財政の規模が一定以上となり、財政基盤が強くなる。そういう意味で、本市は合併後において、さまざまな要件から財政基盤が弱く、財政状況が非常に厳しい状況にあるわけです。千代田・霞ヶ浦町の合併によっても、なかなかこれが改善されないで、現在も財政状況は非常に厳しい状況にある。現下の社会情勢の中で、今後の市民生活にも、この財政基盤の弱さというのは大きな影響になってくると。こういうふうに変な危機感を持っております。こういった中で、合併は避けて通れない問題として、いち早く市民の生活圏であり財政基盤の強い土浦市の名前を挙げさせていただいたところでございます。

また、将来的な合併は、茨城県が示す枠組みのような土浦市、またつくば市を中心とした近隣での50万都市、これが望ましい形ではないかと、最終的には望ましい形ではないかと考えております。今後、本格的な合併機運の醸成に向けて、具体的な働きかけをしていきたいと考えており

ますが、まずは議員の皆様や市民の皆様のご理解・ご協力が図れますよう努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

そのほか、田谷議員のご質問は大変女性らしい、きめ細やかな、また多岐にわたるご質問、ご提案が多かったわけで、ただいまの答弁ですべて網羅しているとは申せませんが、再質問の中で不足の部分をご指摘いただいて、適宜お答えをしていきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、田谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目、新たに講じた施策及び現実に対応できる防災訓練につきましてお答えをするものでございます。

先日、小松崎議員のご質問にもお答えをしましており、現在茨城県におきましては、防災計画の見直しを進めております。市におきましても、県の見直しの結果を踏まえまして、計画の見直しをしていく予定でございます。それまでの間は、暫定的な対応マニュアルを策定いたしまして、適切な対応ができるように進めてまいります。

また、突然の災害への対応、これを強化するため、非常用の備品の補充、並びに避難所兼避難場所用品の備品を今回の補正予算に計上させていただいてございます。

また、市の総合防災訓練につきましては、平成の20年度から実施をしております。そして防災意識の高揚を図ってまいったところでございますが、今回の災害につきましては、その目指していた訓練の効果、これが現実的には発揮できていないというのが実態となってしまいました。本年度においては、従来の形態では実施をしないで、災害の実態に即した防災訓練への見直しを図ってまいりたいと思っております。

次に、災害時におけるバックアップ機能の拡充ということで、幾つかご提案をいただきました。まず、ご承知のように市内には、数日間避難することができる避難所兼避難場所が19施設ございます。一時的に避難し、災害を回避する避難場所が18施設でございます。このうち避難所兼避難場所につきましては、各小中学校の体育館等を中心とした施設でございますので、今回の震災の際にも、開設できたのは避難所兼避難場所19施設中16施設でございます。このように、災害の程度、内容によりましては、開設できない施設が発生する場合もございますので、開設可能な施設を活用しながら対応をしていくものでございます。

次に、市役所が使用できなくなった場合の災害対策本部の設置場所についてでございますが、当然のことながら現在の計画では、災害対策本部は千代田庁舎防災センター2階に設置するとされておりますが、この防災センターが使用できない場合には、霞ヶ浦庁舎を初めとする使用可能な公共施設に設置することが、より重要であり、対応してまいりたいと考えてございます。

次に、ライフラインの早期復旧につきましてであります。今回の震災の際には、ご指摘ございましたように停電、水道の断水等が発生し、停電は最長2日間、断水については最長9日間続きまして、道路や橋梁の崩落等は見られなかったものの、一部橋台の亀裂が発生したなどの問題

がございました。一時通行どめや通過車両の重量制限を行っているところもございます。これらにつきましては、事業担当課が一日も早い復旧へ向け、対応してきたところでございます。今後とも各課連携を図りながら、対応に努めていきたいと考えております。

次の交通渋滞対策につきましてお答えを申し上げたいと思います。

今回の災害の際には、地震直後の停電による信号の不点灯、あるいは常磐自動車道の不通などが重なりまして、国道6号を中心として、大変な交通渋滞が発生をいたしました。交通渋滞は、災害などさまざまな要因によるものでありますが、渋滞の解消には広域的な対策が必要でございまして、大変困難なところではございますが、渋滞緩和や交通事故防止などについて土浦警察署等との連携を強化していきたいと思っております。

それから、私に質問が求められました広域の連携関係、そして他市への委託事業関係については、先ほど市長からる答弁がございましたので、割愛をさせていただきます。

なお、1点だけ、防災上の広域体制の連携でございますが、これについては冒頭で申し上げているように、県の防災計画の見直し、これを経まして、その結果が示されると思っております。これを本市の防災計画にも反映させていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

ご答弁申し上げたいと思います。

2点目、市の広報機能の充実と強化についての中で、風評被害についてお答え申し上げます。

果樹のナシ、ブドウについては放射線検査を実施してあります。ブドウは放射性ヨウ素、セシウムとも不検出、ナシについてはヨウ素は不検出でございましたが、セシウムにつきましては1キログラム当たり3ベクレル出ておりますが、暫定基準値が500ベクレルでありますので、問題のない値でございます。

また、米につきましては、旧町村単位で、9カ所でございますが、検査を実施しまして、すべて不検出でございました。

なお、広報の関係でございますが、マスメディアの新聞等で記事が載っていたり、あるいは県・市のホームページでの紹介をしてございます。さらに米につきましては、米生産農家でございますが、全農家に対しまして不検出だというような通知文を出してございます。

続きまして、斎場の整備計画について、現斎場の石岡斎場でございますが、耐用年数等についてお答え申し上げたいと思います。

平成19年、斎場移転に関する基本計画が斎場組合のほうでつくられてございます。その計画の中では、現斎場は昭和50年に建設され、耐用年数は過ぎているというような記述がございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、広域組合への民意の反映についてのご質問でございまして、構成市の市長が正副管理者となつてございます。またさらに、構成市から選出されている議会議員により、広域組合議会に

において議案の審議あるいは議決がされていることにより、民意が反映されているものと認識してございます。

続いて、火葬場の単独建設計画の広報についてお答えいたします。

市長が答弁申し上げているとおり、まだ石岡斎場組合正副管理者の合意がないというようなこともございます。単独建設につきましては確定しておりませんので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、斎場組合に加わらない旧町村等はどうしているのかというようなことがございました。また、してきたことについてお答えいたします。

火葬場がない市町村の火葬においては、火葬場を所管する市町村の火葬場において、圏外料金を支払い、火葬することになります。また、そういうことで実施してきてございます。火葬が多くなった現在は、ほとんどの市町村が組合あるいは単独で火葬場を持って、ニーズにこたえられるようになっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目1番、田谷議員のアンテナショップ等の今後の方向性についてお答え申し上げます。

アンテナショップにつきましては、主に都市部で観光をPRしたり、地域特産品を販売することで、消費者動向を把握し、地元へ売れ筋情報を提供するなど、情報の発信機能を持った店舗のことです。その結果として、市産品の知名度アップ、観光客の誘致、都市農村交流事業の推進、さらには農産品の販路拡大に伴う農家所得の安定が期待されているところでございます。

板橋区におけるアンテナショップにつきましては、昨年11月からハッピーロード大山商店街振興組合が運営する全国の特産品を集めたアンテナショップ「とれたて村」へ、主にJA土浦が経営するサンフレ霞ヶ浦店を通じて特産品を出品しているところですが、さらにJA茨城千代田においても、本年5月からキュウリやタケノコなどのしゅんの野菜が、同ショップを通じて区立小中学校の学校給食用食材に利用されてございます。

このように、板橋区では、食育推進事業の中で、地域の特産品やしゅんの野菜を取り入れる取り組みが行われており、今後この取引が定期的に行われるように連携を強化することで、区立の学校と生産者との交流に発展することも大いに期待されるところでございます。

また、先般でございますが、9月の3日には商店街の主催によりまして、とれたて村の利用者を対象とした千代田地区の果樹狩りツアーが実施され、都市と農村の交流事業にもつながっているところでございます。

市単独のアンテナショップについては、都市農村交流事業や観光誘致の推進を図る拠点として活用していくこととしており、ふるさと市民制度や観光パスポートの窓口を開設したところでございます。

また、販売に関しましては、周辺地域のイベントの出店やチラシの配布などの地道な広報活動により、周辺地域の住民の皆様にも認知され、固定客も徐々ではございますが增加しているところでございます。さらに、近隣の飲食店にも利用が広がってございます。

今後の方向性につきましては、来店客に対して地場産品の特徴や調理法を紹介するなどサービスの向上を図るとともに、観光誘致に関しては、旅行業者とのタイアップにより市内観光の受付機能も検討するなど、さらなる利便性の向上を図っていく所存ですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

3点目2番、観光農漁業の推進方策についてお答えいたします。

J A茨城千代田とJ A土浦が来年2月に合併することによりまして、土浦農協としてスタートが予定されております。合併を機会に、経営体としての規模拡大が図られ、市場での出荷量が拡大され、出荷品目も増えること、担い手の交流などが図られるものと大いに期待されております。2市1農協となりますので、土浦農協あるいは土浦市とも協力し、生産者の皆さんの所得等の向上を推進してまいりたいと考えております。

漁業についても、霞ヶ浦沿岸の14漁協が平成22年1月に合併となり、霞ヶ浦漁業組合としての広域化が図られており、広域的な事業の展開が期待されているところでございます。

広域的な観光につきましては、根幹となる市の観光振興をもととしまして、茨城空港周辺資源活用推進連絡会の茨城空港周辺7市町、筑波ブロック広域観光連絡協議会の筑波山周辺5市、水郷筑波国定公園協会の国定公園区域13市町村、霞ヶ浦広域観光ルート促進協議会の霞ヶ浦周辺9市町村、茨城県自然休養村連絡協議会加盟7市町、利根川舟運・地域づくり協議会18市町村などがあり、各市町村が共通の目的を持って広域観光に取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午前11時37分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ご丁寧なる紳士的なご答弁、ありがとうございました。

1番の防災計画と危機管理体制についてでありますけれども、私は非常時におけるそういう場合に、慌てずに対応していただきたいということで注意喚起を促したつもりでございますので、その辺を踏まえまして、もしその都度その都度に合わせた防災体制をお願いしたいと思います。

次、2点目であります。市の広報機能の充実・強化についてであります。これ、先ほど風評被害につきまして、広報が新聞、ホームページ等、それと農家には各個人にお知らせしましたというご答弁でしたけれども、これは特集号の発行の、そういう意欲はお持ちでしょうか。

なぜかと申しますと、ホームページ等、お年寄りとかはそのホームページを開くこともできないという方もおりますので、きちり私が指摘していますとおり、特集号の発行をいかがするか、再度お聞きいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

生産者の方々は関心を持って、この放射線につきましてはいろいろな情報を持っているという

ようなことだと思います。

またさらに、議員さんがおっしゃっているのは、消費者の方々、あるいは食べるものを口にするというような方々に対しての注意喚起をしろというようなことだと思います。これにつきましては、特集号につきましては、広報広聴課のほうでございますが、広報誌に掲載をしまして、それで周知を図ってまいりたいと考えております。そういったことをご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

はい、田谷です。その辺、きちんと特集号を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次、五輪堂橋についてお尋ねいたします。

平成21年11月30日、石岡市からの申し出がありましたが、要は石岡市から負担する意思がないという申し出がありましたけれども、それは、関係部長はその辺、おわかりだったのでしょうか。承知していたのでしょうか。お答え願います。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

私の立場として、6月から土木部長という立場にあります。その中で、議事録をきちんと把握を、読まさせていただきました。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

議事録を読んだだけで、それは承知していたんですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

はい。当時は、私はその籍にはありませんので、その辺のことは答えはできません。ただ、議事録を見るとそういう形で残っていますということです。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

私は責任を問うているわけではございません。ですので、なぜそのようなことを申しますかといいますと、平成21年10月25日に久保田市長が当選しました。その前は横田市長でした。それで五輪堂橋がつけかえようということに話になっていたんだらうと思うんですね。

で、この議事録を読ませていただくと、二転三転四転、そのようなことで、この五輪堂橋がかすみがうら市の負担になってしまっている、その経過は先ほどお話ししましたとおりで

ありまして、もう1つお聞きいたします。

平成22年7月1日、3者協定原案について、県土木、石岡市、かすみがうら市の費用負担協定は、石岡市長久保田氏と前市長坪井透氏との間で内諾されたと、協議書案に決裁をしたと見るのが自然であると思うんですけども、この辺はどうか伺いたいと思います。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

ご指摘のとおりだと思います。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

じゃ、もう1つ伺いますね。そのご指摘のとおりだということでありますと、平成22年7月11日に宮嶋市長は当選しました。それで、平成22年、先ほど来も話しました7月22日、石岡市より、両首長間の協議が終わるまで協定の締結は待つてほしいとの連絡を受けるとありますが、かすみがうら市はこれをご存じでしたか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

議事録のとおりでございます。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それでは、もう1つ伺います。8月いっぱいではこれはタイムリミットであるということですが、それは理解していましたか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

土木部長としての考え方でよろしいでしょうか。

[田谷議員「はい」と呼ぶ]

○土木部長（大川 博君）

そのようなことで考えていると思います。言いわけではないんですけども、その当時は、私はその籍にはおりませんでしたので……

[田谷議員「いつ就任しました」と呼ぶ]

○土木部長（大川 博君）

今年の6月なんです。ね。

[田谷議員「6月」と呼ぶ]

○土木部長（大川 博君）

去年の話なんです。ね。そういうことでよろしくひとつお願いをしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

今年の6月就任ということで、承知いたしました。

それでは、大事なことなんですね、これって。なぜかといいますと、宮嶋市長はかすみがうら市に石岡市の5.3%の分の、その部分をかすみがうら市に損をかけた、そのように誤解されて報道されていることなんです。ですので、これはきっちり特集号を組んで、市長、きっちり特集号を組んで自分の見解を述べられるといいと思いますよ。

私が読んでみますところ、9月3日に石岡市に県の土木から、机に乗ってほしい、連絡をほしいという、もう8月いっぱいタイムリーですよ、そういう電話が入っていました。ですけれども9月の15日になっても、石岡市から何の連絡もない。それを含めて、先ほど朗読しました、宮嶋市長がそのことを知ったのはお盆過ぎである、お盆前後であるということで、宮嶋市長が県土木と面談し、当市で負担する申し出を、それは高倉地区の念願である橋であったからであります。

そのような意味を込めて、これは本当に大事なことです、宮嶋市長の本当に誠心誠意、住民にお知らせする義務があると思いますので、宮嶋市長、いかがですか。その辺の答弁、よろしくをお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私はもう、最初からそういう認識を持っておりました。ただ、市議会の調査委員会ですか、どうも認識に誤りがあると私は思っておりまして、当初から議会の決議文などは全然問題外だと、こういうふうに思っておりました。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

五輪堂の問題はいろいろ問題がありまして、それを引きずっているのかなという感もありますけれども、今度は斎場組合の問題でお話させていただきます。

先ほど来、答弁がありませんでした費用負担の問題ですけれども、新しい参画にした場合のみ、議会の議決が必要と思われます。参画しなければ、議会の議決は不要と思われますが、という私の見解を申し述べましたけれども、当局の見解をまだ聞いておりませんので、その辺の見解をよろしくをお願いします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ご答弁申し上げます。

質問の意図と答えが合わなかったら、再度お願いしたいと思いますが、市町村……。

ご答弁申し上げます。

旧霞ヶ浦町と旧千代田町が合併してかすみがうら市になったわけでございます。かすみがうら市になって、大きくなったわけでございますが、千代田町が石岡斎場組合に継続して加入しているということは、かすみがうら市において、合併した後にも継続していると。石岡斎場組合の構成員だというようなことになるかなと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

はい、田谷です。

それは私の見解とちょっと違いますね。今現在のかすみがうら市、石岡市、小美玉市で形成されています現斎場組合が老朽化して、新しく建てかえるということになった場合は、それはそれで解消するように私は勉強しましたけれども、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

先ほど私が申し上げましたように、霞ヶ浦町と千代田町が合併してかすみがうら市となった。で、かすみがうら市の中で、かすみがうら市が石岡斎場組合の構成員ということで継続されているというようなことでございます。

ただ、現在の斎場建設につきましては、新しい斎場建設につきましては、その構成市と、構成の中の1市ということであります。その中で、石岡斎場組合の中でいろいろな事業を進めているわけでございますが、新しい斎場の建設事業を進めるということになるかなと思います。ちょっと言葉が整いませんが、そういったことをご理解賜りたいと思います。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

はい、田谷です。

私、読み上げましたでしょう、先ほど。新たに計画に合致した場合には、新たに参画する場合にのみ議会の議決が必要です。要は、かすみがうら市市長の宮嶋市長は、その議決が整わないから、議決が合わないから、単独でやろう。そういうふうな意を込めて、6月の6日にお話したということでしょう。そうしたら、今まで古い斎場の問題と、今度新しく斎場組合ができる問題とは、全然別な問題だと思うんですよ、私は。

後ろの議員さんが笑っておるからお話ししますけどね。広域的な問題は、これは広域的で、一緒に仲よくやりましょうと先ほどお話ししました。ですけれども、この新しい斎場は、全部調べました。私、統計とりました。6、7、8、3カ月間の統計をとりました。それも読み上げさせていただきます。

かすみがうら市のお葬式は68件、石岡市が121件、小美玉が79件、土浦が120件、つくば市が157件。そしてこの間来、9月2日にいただきましたこの斎場計画、プロジェクトチームが出し

ました基本方針を見せていただきますと、1日に平均火葬件数が、霞ヶ浦聖苑は平成22年度0.71件。石岡地方斎場は0.64件。それで、どちらを合わせても1.35。そして石岡と小美玉も加えましても、7件も8件もいるような、そういう構想がよくできるなど私は感じますよ。

それでどうして私が、単独の斎場は、議員さんおっしゃっています、尊厳が大事です。確かに尊厳が大事ですよ。大事です。ですけれども、ですから尊厳が大事、ですけど小さいよ、だから、じゃあ大きいところで、きれいなところで、整ったところで死者を送り出したい。そういうふうにおっしゃっていますね。それで、どうして今の石岡斎場のところが、私が疑問に思っているかといいますと、それも述べさせていただきます。

土地が、土浦は1万3000平方メートル。石岡は5万8200平方メートル。現在の敷地は6,436平米で、土浦で今、斎場を建てかえようとしている土地は、石岡市の4.47倍ございます。で、今現在の斎場と比較しますと、今の9倍ございますね。床面積ですね、それはこの土浦が31億1000万円から26億9500万円ぐらいに減らしてまいりました。石岡はといいますと、23億。それで、かすみがうら市が4億以上は出せないよと、かすみがうら市長は言っていますね。それでも5億6000万負担しなければならないということですね。そして、単独でやれば3億ぐらいで済むよというお話ですね。

そしたら、3億でやるということのシミュレーション、見せていただきました。算出ケースが3ケースありまして、石岡斎場と土浦の市営斎場を、負担金を、要は利用者の補助金を出した場合、最悪な場合も1116万6000円ぐらいかかります。少し和らげると、771万5000円ですよ。それから算出ケースの1つは、695万円ですよ。この最悪の算出ケース3をシミュレーションしましたところ、私が計算しまして、3億ですと約27年間、この補助金で賄える計算になります。27年間も3億円の単独でつくる火葬場があったら、補助金を出して、市民が使いやすいところの志筑、高倉、そういう方は石岡の斎場が近ければそちらを使ってもよし。稲吉とか、かすみがうら市、土浦市に近い人は、土浦に生活圏のある人は土浦市を使わせていただこうと。そしてまた、行方の霞ヶ浦聖苑のほうを使いたい。お互いに自分のいいところ、場所のいいところ、自分が使いたいところを使っていく。そういうふうなところがいいんじゃないかなと、私がお話したのはそういうところです。

どうしてかといいますと、先ほどトップで申しましたとおり、若者の雇用も少ない、厳しい。アメリカでも、リスク商品よりも貯蓄のほうに今、お金は動いているんです。そして、3月11日のこの震災以後、定期性の貯金よりは普通貯金に置いておくお客様が増えています。どうしてですか。そういう緊急の事態にすぐおろせるように、何があるかわからないから、緊急のときにすぐ。

すぐ終わります。あと2分で終わりますから。すみません。

何があるかわからないから、そのように住民が生活の方向を変えてきているんですよ。5年も10年も前のシミュレーションをそのまま続行することが、いいことですか。

きのうは土光敏夫さんの行財政改革のテレビを見た方、おられますか。行財政改革、土光さんはNTTもJRも、そして専売公社も、行く行くは私ども、郵政もなりましたけれども、要はそういうお金を使わない、節約していこう。けちけちじゃないんですよ。今、これから右肩上がりの時代はもう終わりましたよ。本当に。ですので、そのあるもので、けちけち、もったいない精神

を持っていったらいいんじゃないですか。市民が届けてくれる、市民が納めてくれる税金ですよ。自分のお金じゃないんです。その辺もよく考えていただきたいなと思います。

大変すみません。それと最後にもう1つ言わせてください。

市長に苦言を呈したいと思います、最後に。申しわけありません。

市長さん、仲間づくりがもう少しお上手になったほうがいいのかなと思うんです。でないと、どんなにいいことをやろうとしても、孤独で、議会制民主主義は多数決ですので、ぜひ議会の私たち議員もみんな仲間に入れるような、そういう懐の深い市長になってほしいと、そのように願って、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

これより昼食休憩に入ります。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時30分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

通告しておりますので、質問したいと思います。

まず、本日は宮嶋市長誕生の原動力となった方が多数傍聴に来ている中での質問で、若干上がっております。全部顔見知りの方々ばかりで、私は浅学非才の身で、安飾中学校だけしか出ておりません。質問も整いません。市長は学習院大学法学部を出ておりますので、法律には本当に詳しい方だと。法律にのっとって答弁しているんじゃないだろうかというように思います。私は客観的に、常識論が基本で質問するというようなことでありまして、それがやはり学歴の差なのかなというように思っている次第でございます。

まず1点目。災害対策について。これはいろいろな方から質問しております。私も何回か質問しておりますが、若干省略してお伺いしたいと思います。

1つには、あの災害があって、これまでに災害計画の見直しがどのくらい進捗しているのか、その進捗状況をまずお伺いしたいと思います。

次に、放射能と風評被害等の対策について。市民に対して情報発信が欠如していると思うが、いかがかと。

この問題も大勢の議員の皆さんが質問しております。そういう中で、非常に放射能というのは目に見えない、厄介なもの。目に見えないのは、人間の手ではどうしようもないと、それだけははっきりわかっておるんです。何年後にこれが終息するのか、それすらはっきりしていない。セシウムは半減期が30年、ゼロになるには200年、300年かかると言われております。

そういう中で、まず1つに、新生道路、フラワーロード、あるいは354号線も、いろいろ市当

局では計測していると思います。結構なレベルが出ております。さらには霞ヶ浦のワカサギ等も4月に測定したところ、不検出というようなデータが出たわけでございます。しかし、ワカサギの池は最近、80から90ベクレルですか。これは500ベクレルの6分の1か7分の1と。シラウオについては70から80。コイが40。特にワカサギの場合には、煮干しにしたときに相当ベクレルが上がるというような話も聞いております。

放射能が出たと出ないのは、非常にこれは違います。そこが風評被害なんです。じゃあ市では、その対応をどうしなくちゃならないか。

このセシウム関係においても、市の専門の部署はないわけです。例えば学校の校庭、子供たちのことについては教育委員会、一般には環境保全課がやっておると。ある議員が、きちんとした対策本部をつくってはどうかというような質問もされましたけれども、対策本部はいつでも、専門の部署は設定して、市民に情報発信するのが一番いいのかなというふうに私は思うわけでございます。

ちなみに私は朝日新聞をとっておりまして、朝日新聞の8月29日の各地で測定された大気中の放射線量というようなことで、いわき市が0.18、白河で0.44、郡山で0.86、福島で1.05というような数字が出ております。この数字は、かすみがうらも出ておるんですよ。守谷市においては、相当レベルが低くても、学校の校庭の土の入れかえ。親御さんにしては本当にこれは心配だという気持ちは、十二分に私も理解できます。新聞報道のこの数字より、かすみがうらが高い。なぜだろうか。機械が違うのだろうか。その辺をどう分析しているのか、お伺いしたいと思います。

次に、補助金等の交付から決定についてというようなことで、市長は補助金等の交付申請について、申請書の内容まで見て決裁しているのかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、市長の肝いりで「板橋アンテナショップ」についてお伺いします。

私ども議会においても、この予算については議決しております。私どもの委員会でも議決しております。議決したからには、何が何でもこれは成功してもらわなくちゃならない。そういう観点から、きょうも関係者が何人か見ておりますが、この申請書類そのものが、どうも当事者がつくったのではなくて、役所がつくったというような話を聞いておるんですよ。それに対応できるのかと。お伺いしたいんですが、市長でも、これは担当部長でも結構です。

次に、職員の教育について。

一向に改善されない職員教育、今後の対応策についてお伺いしたいと思います。

次に、石岡斎場建設事業の今後について。

市長は単独火葬場建設と言っているが、負担増になるのではないのかということなんですが、るる、答弁の中では聞いております。きょうの会議の中でも、県のほうが心配して電話がかかってきたというような話も聞いているわけございまして、県のほうでどういう話をされたのか、お伺いしたいと思います。

次に、選挙公約と行政運営について。

市長の公約と実現性について。当選以来、1年たっているわけでございますが、今後についてもどういうことになっていくのか、お伺いしたいと思います。

次に、宍倉出張所の解体について。

宍倉出張所解体についての話し合いのその後ということなんですが、この点については、市が

地権者に対して内容証明を突きつけたというようなことなのですが、その内容証明をここで読み上げていただきたいと思います。

次に、震災により壊れた千代田庁舎2、3階について。

総務委員会のほうで、いろいろこれは質疑の中で、修復するというような話も聞いているわけでございまして、いつごろまでに直せるのか。さらに、私は今、非常にひざが痛くて困っているんですね。私ごとだけじゃなくて、2階、3階へ来る方がどういう気持ちで市民も来るか、私ごとだけで、まず、質問したいと思います。非常に上り下りが大変だ。今でもひざにサポーターしているんですよ。この前なんかは階段おりて、ブルーシートにつまずいて転げ落ちた。これも自己責任だからしょうがないと思うけれども、くるぶしがいまだに引いていない、はれが。そういう観点から、市民が2階、3階へ階段を上る、そういうのが非常に大変なので、そういう観点からいち早く2階、3階、直していただきたいと思うんですが、その考えについて。

以上、お伺いします。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員のご質問にお答えいたします。

1点目、今回の大震災での反省点と、災害に強いまちづくりにつきましてお答えいたします。

今回の大震災の際には、連絡系統に不具合が生じたことによる初動態勢のおくれ、千代田地区における市民への情報提供が十分にできなかったことなど、さまざまな課題が見出されてまいりました。これらの課題に対応するため、市の防災計画の見直しを予定しておりますが、県の防災計画見直し結果を踏まえて実施することになりますので、それまでの間、今回の震災の経験を踏まえた災害対応マニュアルにより対応していくものでございます。

今回露呈しました課題に対応するためには、設備投資が必要なものもございしますが、使用頻度等も考慮しながら整備に努めてまいりたいと思います。

また、災害協定締結をさらに進め、外部からの協力体制を強化していくとともに、市内のボランティア、各種団体等の協力を募り、災害発生時に迅速に活動できる組織づくりを進めることにより、「人と物」が一体となってさまざまな事態に対応できる協力体制を構築していきたいと考えております。

次、2点目。放射能対策と風評被害対策につきまして、お答えいたします。

放射能については、各種の農畜産物や水産物について、県内の各地区で出荷するものについて、各種のものを検査し、その結果を県のホームページで公表しておりますが、毎日のように目まぐるしく表示されているデータについては、広報誌やチラシ等では追いつかない状況で、インターネットを使用されていない方については、大変ご不便をかけていると思います。

今後、情報の提供については、できるだけ市内の各家庭に情報を提供できるように努力していきたいと思っております。

3点目、補助金等の交付申請から決定につきまして、お答えいたします。

補助金の交付申請、決定については、かすみがうら市補助金等交付規則に基づいて実施しているところであります。

この規則において、目的及び内容、経費の使用法、交付を受けようとする補助金等額及び算出基礎などを記載した申請書に加えて、事業ごとに定められている補助金交付要項に従い、関係書類を提出していただき、審査後に決定しております。

補助事業を行う者に対しては、補助金が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われることに留意し、交付の目的に従って誠実に補助事業を行うよう求めており、補助事業が完了した場合には、当該年度の末日までに収支計算書などを添えた補助事業実績報告書の提出を求めています。

3点目2番、板橋区内における市単独のアンテナショップにつきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、職員の教育につきまして、お答えいたします。

職員の教育につきましては、これまでも指摘をいただいているところでございます。

市民にとって最も身近な公務員である市職員は、常に市民の目線で考えることを基本とし、市民から信頼される存在にならなければなりません。

そのためには、職員一人一人が、自己の能力を高めるよう自己啓発に心がけることが重要であると考えますが、組織全体で住民の皆様のご理解をいただくことが、より大切であると考えております。

このため、市民の皆様の市政に対する満足度や信頼感を高められるように、10月から12月にかけて、接遇マナー向上キャンペーンに取り組むことを予定しております。

期間を設け、取り組みを強化することにより、職員みずからの意識改革を促し、市民の皆様との接し方を改善しながら、職務遂行に対する姿勢を高めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

5点目、石岡地方斎場建設事業の今後につきまして、お答えいたします。

石岡地方斎場組合の進める斎場移転事業と市単独による火葬場整備事業につきましては、議会・かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会の設置をいただき、ご協議、審議をいただいておりますが、7月27日の調査特別委員会の折に、委員さんの質問に答えるという形で私の考え方を説明いたしました。

その中で、総事業費の目標としては、3億円といたしました。

また、火葬炉の委託経費の見積もりを600万円から1400万円とご説明いたしましたが、すべての維持管理経費としても、現在の霞ヶ浦聖苑、石岡地方斎場の負担金と変わらない程度で運営できるものと考えております。

具体的な事業費や管理費の明確化については、場所の決定や火葬炉の決定、建屋の大きさの決定など、ポイントとなる課題が幾つもありますので、これらを明確にしていく中で示してまいりたいと考えております。

建設事業、維持管理においても、ローコストの火葬場を目指してまいりますので、私の見積もりでは負担増にはならない、安く仕上がるものと考えております。

ただし、現時点では、先ほども申し上げましたとおり、議員のご質問の中で申し上げましたと

おり、7月1日の小美玉市長との話し合い、また県当局からの連絡等を踏まえまして、現時点では単独建設計画は一たん足踏みとさせていただくことは、先般お話ししたとおりでございます。

6点目、選挙公約と行政運営につきまして、お答えいたします。

私は、昨年7月の市長選挙において5つの政策を公約として掲げ、行財政改革に取り組むことを訴えて市長に選任されたところでございます。

就任後2年目に入った本日までに、「市長報酬の50%減額」と「国民健康保険税の近隣市町村並みへの引き下げ」の2つの公約を、議員の皆様のご理解をいただきながら実施したところでございます。

また、そのほかの公約である「中学生以下の医療費の無料化、並びに育児保育・学童保育の拡充などの子育て支援」の中の医療費無料化については、関連条例の改正としてこの定例会に議案提出させていただいておりますので、慎重審議により可決を賜りますようお願い申し上げます。

育児保育・学童保育の拡充については、本年4月1日から放課後児童クラブの延長保育時間の拡大を、同じく7月1日からは下稲吉東小に新たなクラブを開設しております。

次に、「常設型住民投票条例の制定」につきましては、地方自治法の関係条例の改正の有無を見守ってきたところでありますが、改正は現在のところ、一部に限られたところでございます。

私としては、市民参加型の市政の実現を目指しておりますので、再度、議員の皆様にご理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

さらに、「石岡地方斎場移転計画の見直し」につきましては、議員の皆さんにも多くの時間を割いていただき、議論を重ねていただいておりますが、私としては行財政改革の一環として、終始一貫して規模縮小を求めているものであります。

最終的な結論がまだ出たわけではありませんが、いずれにしても、市民の負託を受けた身として、公約である行財政改革を今後とも進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

7点目、宍倉出張所解体につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

8点目、千代田庁舎2、3階を今後どのようにするか。2、3階を解体してプレハブで対応する話もあるが市長の考えについて、というご質問にお答えいたします。

被災を受けた庁舎につきましては、9月12日までの工期で耐震診断業務を委託しておりますが、8月18日に判定会議を受け、判定書が交付されております。

今後は、耐震診断結果をもとに、耐震補強を含めた改修設計を委託するようになりますが、いろいろな工法があるかと考えます。耐震補強工法についても、従来の鉄骨ブレース工法、柱部を補強する工法、あるいはそれらを組み合わせた工法等が考えられます。

この工法により工事費や工期等も変わってまいりますので、今後十分な検討が必要であると思っております。

その中の1つとして、プレハブの工法も含め検討している状況でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

栗山議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、放射線の分析についてのご質問でございます。先より分析を週に1回でございますが、小中学校あるいは保育所、あるいは公園等を行ってございます。その公表につきましては、広報誌あるいはホームページ等で公表してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらに、道路の路肩が非常に放射線が高いというようなことでございますが、私どもも新生集落のマリーゴールドが植えられているようなところを注視して測定してございます。その中では、やはり路面よりは路肩のほうがコンマの2からコンマの5マイクロシーベルトあるというようなことで、非常に路面よりは高いというような現況でございます。

またさらに、木の下や、あるいは植物の生い茂るようなところ、あるいは芝生みたいなところでございますが、そういったところは放射線がたまりやすいのか、高いというような実態でございます。

さらに、かすみがうら市には測定器が現在2台ございまして、米国製のルドリューム製でございます。もう1基は堀場製というようなことで、2基ございまして、それで同時間・同場所を同位置で測定してございまして、試験的に測定した結果でございますが、若干であります値に差は出ております。機種によって若干の違いが出るのかなというような認識をしているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、3点目2番、板橋区内における市単独アンテナショップにつきましては、板橋区の宮本町にあるイナリ通り商店街内の賃貸借物件を候補地として選定し、かすみがうら市の広報誌の4月号に運営事業者の募集記事を掲載しましたところ、「一般社団法人アグリかすみがうら」から1事業者のみ応募がありました。

一般社団法人アグリかすみがうらにおいては、平成23年2月21日に成立をし、直売所等の経営実績はないものの、成立以降、板橋区を中心に都内各地で開催されている復興支援・風評被害対策イベント等に積極的に参加し、また、候補地として選定した板橋区宮本町で毎月第2日曜日に開催されてございます朝市にも本年3月から継続して出店していることから、地域事情に精通されているというようなことを勘案し、またさらに周辺住民にも認知されているものと判断し、アンテナショップの運営事業者としての地場産品及び観光PR等の業務を委託することに決定したものでございます。

委託事業の内容につきましては、地場産品と観光PR業務のほか、ふるさと市民や観光パスポートの受付、ニーズの高い商品などを地元産地に情報の提供をすることなどを定めましたが、この内容を踏まえて、委託事業者側で創意工夫により事業を遂行することになっており、具体的には、地場産品の特徴や調理法などの情報を発信したり、旅行業者とのタイアップ、ツアー参加者の取りまとめを行うシステムを構築することなどが計画されてございます。

また、書類等について、市のほうでつくったのではないかなというようなことでございますが、書類等につきましてはアグリかすみがうらさんのほうから考えを、あるいはいろいろな情報をパソコンに入力するお手伝いをしたというようなことがございます。すべてがアグリかすみがうらさんの意思が反映された申請等々の書類だと理解しております。ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時57分

再 開 午後 2時00分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほど、栗山議員のご質問の中で、石岡斎場の件ですか、県の働きかけとかということをも多分お話ししたと思うんですが、その内容についてなんですが、実は、県は早い時期から支援局長のサトウさんがこっちへ時々見えたり電話をくれています。その都度県のほうには、状況はお話しているところでもあります。県のほうも、情報収集を多分やっているんだと思います。で、石岡市、小美玉市にもサトウ支援局長は行ったり電話したりしているようであります。

つい先般、山口副知事に別件でお会いしたときに、今の状況をちょっとお話ししたんですが、多分8月30日前後だったと思うんですが、そのときに、サトウ支援局長にちょっと呼びとめられまして、最新の情報をお話ししてまいりました。で、その後、けさまた支援局長からお話があったわけではありますが、かすみがうら市としてはどうなんだという話を、けさ電話でサトウさんに言われまして、かすみがうら市としては、今はむしろ受け身の状態であると。再三の話になりますが、6月6日に一たん単独施行、また2市での施行ということで、とても合意には至っていない内容でどんどん進められたのではたまらないので、そういうお話も合意としては無理だろうということで3市で話が一致しまして、当方としては単独で施行の方向で、基礎調査を8月いっぱいかけて終わったところでもあります。

そういう中で、中間であります、8月18日に、9月半ばには石岡市長、管理者が建設事業の発注をするという話をして、さらにその発注案件を議会に当然かけるわけでありまして、10月12日に議会を招集する予定であると。私もそのとき初めて管理者の答弁を聞いてわかったわけですが、9月12日に斎場議会を開いて議決して、その後本契約するんだという話をしましたので、これは突然出てきた話でありますから、その後、その状況を踏まえて、これは単独整備で今までどんどん進める方向でいたんであります、先ほどもお話ししましたように、石岡久保田管理者側が強引に業者と契約するということになると、これは法的にやってできないことではないわけでありまして、そういうことになった場合には、結局支払い関係で業者と斎場組合、あるいは斎場組合の内部で構成市同士の法廷でのやりとりに今度は移行せざるを得ないと。そういう中で事業を進めるということは、単独整備にしても、あるいは2市で進めるにしても、いずれにしても事業を進めること自体が、法廷の中で問題になっているものを、事業を進めるわけにいきませんから、これはもう、ちょっと足踏みせざるを得ないというお話をさせていただいておりまして、そういうことでもありますから、サトウ支援局長にお話ししたのは、けさも、当方として

は相手方の出方を待つんだと。

で、島田市長の話もお伝えしまして、島田市長も、かすみがうら市が入っても入らなくてもやるんだという話を石岡市長がしているわけでありますから、小美玉としてはたまったものではないと。2億円も余計に出させられるという話だから、うっかり契約なんかしてもらったらとんでもないということで、発注に反対だということを7月1日に言ったよということも、支援局長に伝えてあります。そういったことで支援局長も、事の深刻さというか、そういうものを大変心配されているのかなと思います。うちのほうは受け身、待つ身だよと。で、それを受けて支援局長も、先方に意思の確認を多分行っているところだろうと思います。それが今の状況であります。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、お答え申し上げます。

2つほどございました災害対策の進捗状況、そして専門部署の設置の処理はどうするかという、2つございましたので、お答えを申し上げます。

まず第1点の災害対策の進捗状況の件でございますが、既にご存じのように、発生と同時に応急処置を施し、そしてさらに仮復旧へと進み、そして本復旧へと進んでいるところでございまして、現状では補助事業の一部を除きまして、ほぼおおむね当初予定の形になってきている状況であると考えております。

続いて専門部署の設置の可否といたしますか、処理といたしますか、そういったことでございますが、昨日の質問にございまして、市長からお答えをしておりますが、佐藤議員からございましたけれども、その中では、現在の中では早期整理ができていないということで、いわばやる、やらないの実施の可否については明言を避けているところでございます。そういう段階でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

栗山議員の質問中、第7番目の宍倉出張所解体について、お答え申し上げます。

ご答弁の前に、本会議場における発言内容の訂正とおわびを申し上げます。

去る第2回定例議会において、栗山議員からの旧宍倉出張所に係る一般質問に対し、ご答弁申し上げた内容中、建設当時に契約された契約がまだ30年を過ぎていないということで、まだ継続状態にあるという発言内容は、法律相談の際、再度確認した結果、平成21年10月に地権者から提出されました土地賃貸借契約期間非延長申出書と、同年12月に市が同申請書に対し回答しました内容は、平成20年4月1日付をもって締結された、かすみがうら市宍倉出張所敷地賃貸借契約書

に規定された賃貸借期間の満了となりました平成22年3月31日をもって更新しない旨の合意がなされ、賃貸借契約は継続状態ではないということでもありますので、訂正し、おわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

なお、翌4月1日からの取り扱いについては、賃貸借契約書第7条の規定に、賃貸借期間が満了した場合、乙の負担、すなわち市の負担で、この物件を甲の、すなわち土地所有者の指定する期日までに、更地にして甲に返還するものとする定められております。したがって、旧穴倉出張所として借地をしておりました土地3筆、延べ地積765平方メートル内の建築物、工作物等を解体及び撤去をして返還することとなりますので、工事等施工期間は賃借料相当額をお支払いすることになると考えます。ご理解を賜りたいと存じます。

質問であります。内容証明朗読ということですが、情報公開条例第9条、公開しないことができる市政情報の規定中、第5号の定め、意思形成過程においての情報で、公開することにより公正な意思形成に支障が生ずるものとして、申しわけありませんが公表できる段階ではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

災害対策について。これは、いつこの前のような大きな地震が来るかもわからない、その他の災害があるかもわからない。そういう中で、市長の答弁で、私はこれまでの進捗状況を、あるいは災害時の応急対策と申しましょうか、どうしなくちゃならないかということは、当然、市長初め関係部署でもって協議していると思います。

市長は県の防災計画の見直しの結果を踏まえた中でというようなことを言っているので、今いつ何とき災害が来るかわからないんだから、そこをきちんと、今どうしなくちゃならないか、すぐ対応できるか。ということは、この前の震災でもって、避難場所を各学校の体育館と決めて設定したらいいんですが、毛布1枚ない、あるいはストーブもない、水もない、食べ物もない。今すぐ起きたときに、何をしなくちゃならないか。それが一番大事なんですよね。

そういうことを踏まえた中で、今どうしなくちゃならないか。それは当然、市部局の中では協議していると思うんですよ。その点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

進捗状況につきましては、ハード面の話ではございますが、お話を申し上げたところでございます。なお具体的な対策としては、先ほどもそうですが、過日も私のほうからもお話を申し上げておりますが、県の防災計画の結果を踏まえて市の計画を立てていくという考え方が第一線にございます。ご指摘のとおりでございます。

その後でございますが、その前でございますが、万一、今発生をした場合の対応といたしましては、暫定プランを一通りつくり上げておりますので、それに沿って、今発生した場合には対応する。

それから、ご指摘のございました避難所の備品等の問題、欠如しているものについては、補充をしていくように、今議会の中で、一定の部分ではございますが、補正予算を要求している関係がでございます。

したがいまして、当面、必ずしもそれが万全ではございませんが、まずはその辺からスタートをして、無理のないところで行こうということで進めているところでございますので、何とぞよろしく願いをいたします。

なお、これについては、まだ全庁的な議員さん各位にお話はしてございますが、総務委員会では一度協議をいただいた経過がございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

総務部長、暫定プランというようなことですが、土浦市においては、各避難場所には備品貯蔵庫というのをもう設置してあるんですよ。そこで全部対応しているんです。かすみがうら市は何もなかった。

これ、災害対策について、何回も私、質問しているんですよ。ただ、この議会を何とと思っているのか執行部は、私はわかりませんが、ただ議会が終わればいいんだと。

私、市民の立場に立って質問しているんです。今回の震災においたって、旧霞ヶ浦においては、水道はほとんど私どものところではとまらないで出ていたんですよ。ところが千代田地区は非常におくれている。

申し上げれば、合併当時、霞ヶ浦は借金をいっぱい抱えてきたと。そういうことを議会でも言われてきたわけですよ。しかしながら、私どもに言わせれば、学校は整備した、下水道もある程度整備した、水道もきちんと整備している。被害は最小限に食い止めている、この3点については。さらには、持参金つきで合併している。

で、今からそんなこと言いたくないんだけど、千代田地区は学校も直さなくちゃならない、水道も直さなくちゃ、水道については特別委員会ができて、どうしなくちゃならないかという、今議論しているところなんですよ。防災放送も、何らかの形でつくらなくちゃならない、どのくらいかかってくるかわからない。それらも、私ども議員らで真剣になって協議しているんですよ。何とかしなくちゃならないって。今、千代田とか霞ヶ浦なんて言っている問題じゃない。私、よく冗談では言いますけれども。

今、各避難所に暫定プランとして、この備品とはどのくらい貯蔵してあるのか。ご提示願います。

○副議長（中根光男君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

ちょっと、暫時休憩してもらっていいですか。今、資料を持ってきますので。

○副議長（中根光男君）

はい、暫時休憩します。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時24分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、傍聴者に申し上げます。携帯電話につきましては、マナーモードにしてください。ご協力よろしく願いいたします。

答弁を求めます。

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

大変失礼をいたしました。資料をうまく整理できていなかったものですから。

避難所1カ所当たりの内容で申し上げますと、今回具体的に計画したのは、ガス・電気、それから投光器、それから暖房機、扇風機、FMラジオ、それからガソリン缶、それからLEDのランタン、などなど多岐にわたっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。特に投光器とか暖房器具、発電機等は重要なものだというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

詳しく聞いてもしようがないけれども、発電機なんかは市で持っている、毎日使っているわけじゃないんだから、そういうものは建設業者に協力してもらおうような、電話だけすればすぐに使えるんですから。壊れる率のほうが高いです。ガソリンが古くなると、エンジンがかからなくなりますから。

次に、放射能関係ですが、風評被害。これは本当に怖いもので、1つに、例えば霞ヶ浦の水産加工業者、それも組合は補償請求しているらしいですよ。ただ、個人の場合がちょっと相手にしてもらえないというようなことで。これは風評被害というのは、個人も組合も何もないんですよ。市でどこら辺までそれをバックアップしてもらえるのか。これはだれも真剣なんですよ。今度は霞ヶ浦の生産物が幾らでも、6分の1、7分の1出たということは、相当響きますからね。これは県のインターネットに出ているんですよ。

この間、うちの遠縁に当たる方に聞きました。どうですかと。そしたら、やはり風評被害の影響を受けているというようなことで、そういう組織のない、個人のあれなんかは、どういうふうに指導をしてバックアップできるのか。これはバックアップしなくちゃならないです。それが行政の役目だと私は思っています。

それから私は、放射線量をね専門部署でもって密に測定したほうがいいんだというようなことを言っているのは、どういうことかと。今公表する、しないは別として、20年、30年たって、必ず病気が出てくると。全部が全部じゃないでしょうけれども。じゃあその因果関係の認定となつたらば、非常にこれは厳しい。そのためにも市としては、そういう資料を残して保管しておくべきなんですよ。それが市の本当の役目だと思っています。市民に対する答え。斎場とか何とか、

新聞をにぎわしているけれども、そういう細かなところへなぜ目をつけられないのか。

公表する、しないは、これは別問題です。公表していいか悪いか、これは非常に難しい問題です。学校なんかも、教育長ともよく話していますけれども、非常に難しい。下手に数字を出せば、全部が全部ではないんでしょうけれども、これは真剣にならなくちゃならないと思います。

そういう観点から、専門部署でもって測定させる。その測定させる測定器ね。みんな貸してくれて、たらい回しで使っている。たらい回しで使えば、使い方がみんな違う。やはり専門職を置いてはからせる。これは一番大事なことなんですよ。そういう観点から、市長はどういう考えを持っているか、お伺いします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

栗山議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、農畜産物の被害等につきましては、ご案内のように、かすみがうら市の農畜産物の対策協議会のほうで対応しているところでございます。農畜産物については、農協以外の方々でございますが、個人で出荷者の農家の方をバックアップするというような形で、農林水産課のほうで毎日対応をしているというようなことでございます。その辺の補償額が、前にも一般質問の中で答弁申し上げましたように、7000万ほどあるわけでございます。

さらに、水産物につきましては、漁業協同組合に加入されている方については漁業協同組合のほうで取りまとめをしまして、東電のほうにされているかなと思います。栗山議員さんのおっしゃるように、それ以外の個人の漁業者の方、これにつきましては、漁業協同組合のほうでも対応されていないというようなこともあると思いますので、今後、環境経済部のほうで精査をしてご案内申し上げたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、専門部署の設置でございます。

[発言する者あり]

○環境経済部長（山口勝徑君）

いいですか。はい。わかりました。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

放射能に対する、放射能対策課とかそういった専門部署、放射能の専門家的な、専門家というか、例えば人体に対する影響を長期間蓄積して、20年、30年後にデータとして使えるようにしたらどうか。あるいは農畜産物の、あるいは水産物も含めて、今きちんとしたデータをとって、20年、30年後に備えたらどうかというご質問かと思うんですが、そういった部門については、市単独でやるということではなく、専門の機関が国・県にあるわけでありまして、そういったところにお任せをしたいと。市としては、当面对応するべきところを対応すると。そういった考えであります。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、線量調査をきちんとして、データとして残しておいてと言ったんですよ。病気とか何とかというのじゃなくて、20年、30年先にはがんとかいろいろなものを発症したときに、1つの市でそういうデータを持っていれば、判断材料の1つになるんじゃないのかと。それが市民に対する行政の本当の姿だというように私は思っているわけですよ。それはなぜかといったら、私は申し上げますけれども、福島県の白河とか福島市とか、線量がことほとんど変わらないんですよ。茨城県でも、新聞紙上よりこのほうが高いんです。だからそういう線量を各所ではかって、書類で残しておけと言っているんですよ。そんな難しいことは、私は言っていないんですよ。

それから、あの風評被害の関係なんですけど、今かすみがうら市には、これは原発事故に伴う風評被害対策会議というのが、1回目はいつやったからわかっているんだけど、その後でどういう会議をやって、どういう結果が出たんだか、お示し願いたいと思います。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ご答弁申し上げます。

かすみがうら市の損害賠償対策協議会は、発会式、それとさらに、損害賠償の対策の請求の報告並びに審査というような形でもう1度、2回実施しております。さらに、この対策協議会の中には幹事会がございまして、幹事会の中で損害賠償対策や損害賠償の書類の審査、あるいは県のほうの損害賠償対策協議会のほうに進達するというようなことで会議を行っております。本部会は2回ほど、それと幹事会は1回ほどというようなことでございますので、ご答弁申し上げたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

[発言する者あり]

○副議長（中根光男君）

じゃ、暫時休憩します。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時38分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

大変ご答弁漏れがあったようで、失礼申し上げます。

先ほどの答弁の中で、かすみがうら市は小学校、中学校、保育所あるいは幼稚園、さらに公園を測定して、現在、環境保全課のほうで記録は鮮明に残してございます。さらに、今後も同じような形で放射線を測定してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これは先ほど言いましたけれども、福島市、あるいは茨城県の測定結果はこれ、新聞に出ているんですよ。この数字より何でここはそんなに高いのか。これは県なり国なりに申し入れして調査するのが当たり前だと思うの。これは新聞等に公表してるんですからね。そういう気があるのかないのか、お伺いします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

先般、新聞等で掲載されてございましたが、文科省と茨城県、茨城県のヘリコプターによりまして、地上1メートルというところの放射線の観測を面的に測定し、公表されてございます。その中では、茨城県については茨城県、いやかすみがうら市につきましては、茨城県全体と同じような値というようなことで、そんなに心配することはないというような値が出ております。一部、高萩市の北のほうですか、若干高いというところがございますが、かすみがうら市としては、そんなに高くないというような数字でございますので、安心しているところでございますが、ただ今後、現在のスタイルで実施をして、測定結果を今後、後継者と申しますか、保存してまいりたいというように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

かすみがうらは大体はかっても、0.2マイクロシーベルトあるんですよ。場所によっては2マイクロシーベルト。1マイクロシーベルトのところもあるの。今、高萩と言ったけれども、高萩は1.16ですよ。高萩が0.116、東海が0.112、鉾田で0.140、それから来れば、ここ、かすみがうらは高いんですよ。全部これは地上1メートルのところですよ。

そういうことがあるから、もしかすみがうらの機械がだめであれば、県なりどこなり、こういう結果なんだけれどもはかってももらえないか、というのが行政の姿だと私は思います。いかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

茨城県の公表された数字は、それぞれの市町村で単独で測定している結果と大分、大分というか、倍ほどは違いませんが、違ってきております。この数字につきましては、まず茨城県は固定局で測定してございます。私どものほうでは、地上より30センチあるいは50センチ、1メートルというような形で測定しておりますので、若干、公表した数字の中の数値が、差異があるというようにございまして。

ちなみに、私どももそんなに数字が違っておられますので、鉾田市のほうには固定局がありますので、鉾田市のほうに確認したことがございまして、固定局は地上から3.5メートルのところまで測定しているというようなことで、若干地上より高いというような、私どものほうの数字よりも低いということの結果が出ています。また、鉾田市も若干、固定局の観測の値と、鉾田市で茨城県からいただいた測定器での値が、やはり高低によって、高さによって違うということが、担当のほうからの回答があったわけでございます。

若干、はかる位置によって違ってくる。あるいは機種によっても違ってくるというようなこととございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

鉾田市の場合には、茨城県で一番高かったんですよ。これは県でも認めました。

ところがここ、低いんですよ。鉾田市は測定する場所が何カ所かありまして、新聞紙上に出したのは、鉾田市内の小学校の校庭で測定してきていると。ところが、ここはずっと下がってきているんですよ。

その辺を踏まえても、鉾田市が下がってきた、ここはそのままだというんならば、おかしいなと思うのが普通だと思うんですよ。私らは先がないからいいんだけど、これからの子供たちを心配して、私はお伺いしているんですよ。けんかしているわけでも何でもない。そういう観点から、きちんと県でも国でも話をすれば、測定してくれると思うんですよ。また固定局をつくってくれるかもしれない。

また逆に、固定値の測定器。これは当然、申請すれば出るかもしれない。あれは民間の方が買ったのは、東電で出るみたいで、申請するんだというような話もしているわけで。

市民のために前向きで検討してくださいよ。意地悪で言っているんでも何でもない。これは市長が先頭を切って指示を出すのが当たり前だと私は思っています。

次に行きます。補助金と職員の教育、同じようなものなんです、アンテナショップの関係の書類。農林水産部長は、関係者の話を聞きながら職員がつくったというような話なんです、これを見ていると本当にあきれちゃう。これが職員がつくったのかと。こういう職員がいる限りは、かすみがうら市はよくなりません。私は、使えない職員は、給料を幾ら下げてもいいと思う。使える職員はどんどん上げていいと思う。職員の教育というのは本当に、市がよくなるのも悪くなるのも左右するものです。徹底した職員の教育ができるかできないか。市長、お願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職員教育については、もちろん指示をしております、先ほども答弁の中で申し上げましたが、いろいろな市民からの苦情等が上がってきている部分もありまして、緊急に接遇向上、マナー向上のキャンペーンを展開しようということで、先般、庁議で決定をいたしまして、10月から12月の区間を限って、全職員で取り組もうという体制を今とっております。

そのほか、職員教育というのは大変難しいところでありまして、行革の中でもその取り組み方法について、いつも議題になっているわけでありましたが、今後もさらに充実するように努めてまいりたいと思います。

また、先ほどの答弁、ちょっと元の話に戻りますが、今回補正予算で出しております、小学校等に全部放射能測定器を設置するという費用を補正予算でお願いしておりますので、あわせて、ぜひとも補正予算を通していただきたいと、こういうふうに思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

大分、幾らかおちよくられているような気がしてきたんだけど、しょせん安飾中学校だから、何を言われてもしようがないけれども、もう少し能なしな議員でも真剣味を持って答弁してもらえればいいのかというふうに思っています。

石岡斎場については、これ以上議論しても平行線だから議論はしませんが、それに選挙公約と行政運営についても、これも省略します。

次に、宍倉出張所の解体について。内容証明の通知文は公表できないというようなことで、これは地権者に私がお伺いしたところ、公表してもいいということで、今、総務部長にも聞いたところ、問題はないだろうという話なので、これを読ませていただきます。

平成23年8月24日、茨城県かすみがうら市宍倉6403番地、だれだれ様。かすみがうら市上土田461番地、かすみがうら市長宮嶋光昭。通知書。貴殿とかすみがうら市間の平成20年4月1日付、かすみがうら市宍倉出張所敷地賃貸契約書について、貴殿より賃貸期間の延長はしない旨の通知があり、かすみがうら市でも、それについて了承していることをご承知のことと思います。

2番。本件賃貸借終了に伴い、当方の建築物について、撤去の上、現況を回復することの了解がとれていることも、ご承知のことと思います。しかるに貴殿は、本件賃貸地上の進入路に資材、ミニハウス等を配置し、出入り口ができない状況になっております。当方としては、本件物件を早急に撤去し、現況を回復しようと思っておりますので、本件敷地についての貴殿の妨害物の撤去を早急にしていただきたい。撤去できた際は、文書にてご連絡くださいと。原状回復のための撤去期間として、12カ月分の賃料相当額、金18万7549円を、平成23年4月の21日に法務局に供託してありますと。ご承知ください、というのがこの内容証明です。

その中でお伺いします。ここで言う本件借地上の進入路について、資材、ミニハウス等を設置し出入り口ができない状況になっておるので、当該妨害物の撤去を早急にとの申し入れであります。本件借地上とはどこの土地を指すのか不明、かすみがうら市との土地賃貸契約は存在していませんが、いかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの再質問にお答えを申し上げます。

先ほど、第1回目のご答弁でも申し上げた部分が重複することになるかと思っておりますけれども、宍倉出張所として借地をしておりました土地3筆、この中には合計で765平米あったわけですね

れども、この中に、ただいま申し上げた箇所の部分が含まれているということから、今回の内容証明に至ったものと思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

賃貸契約は切れているんです。これはあなた、答弁の中でも答弁しておりますけれども。賃貸契約が切れているのに、本件借地上の進入路。この賃貸は現状でもって撤去しないで、本人に返しているんですよ。固定資産の課税もこの何番地の幾つになっているんだけれども、今はこれ、111平米です、ここの部分は。1筆になって固定資産を課税しているんですよ。ほかの部分については、何番地の幾つという2筆が借り入れされている。全くこの意味がなさないでしょう。市の顧問弁護士がこれをつくったらしい。おそらくあなたも行っているんでしょうけれども。いかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの質問についてですけれども、まず宋倉出張所の賃貸借契約書、これは一番最後に契約締結されたものが平成20年4月1日付で締結された、かすみがうら市宋倉出張所敷地賃貸借契約書というのがございます。この契約書で、先ほどから言っていますように、22年3月31日をもって契約期間が終了したということも、私、申し上げております。

ただ、ただいまの契約書第7条に記載されております内容というのが、第7条に記載されておりますのが、賃貸借期間が満了した場合、乙の負担、すなわちかすみがうら市が負担をして、この物件、これは出張所の建物あるいは舗装、フェンス、あとカーポートとか工作物がございますけれども、これらをすべて撤去・解体して更地に返還するということになっておりますので、賃貸期間は終了はしていても、返還するまでは、まだすべてのものが完了ということには至っていないと思います。

それともう1点。課税の件なんですけれども、確かにただいま栗山議員がおっしゃいますように、たしか一昨年8月だと思いましたが、土地所有者の方からの申し出がありまして、進入路に使われておりました110平米の部分について、工作物と花壇等があったんですけれども、そういうものを撤去していただいての一部という部分を、現在の用途と同じような使い道をなされておりました。そういうことから、平成23年1月1日現在の固定資産税については、現況課税の趣旨に基づいて、一体的な雑種地課税をしております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これ、全部読み上げなけりゃわからないね。

原状回復は土地賃貸契約上、かすみがうら市が負っている義務です。17カ月を経過した今日に

至るも実行されないことは、信義誠実にもとるものであり、一日も早く撤去されることを願うものである。撤去作業に着手するときは、あらかじめ連絡を願いたい。資材、ミニハウス等に使用しているのは、かすみがうら市宍倉6394-1029のうちの一部です。解体・撤去する建築物は、かすみがうら市宍倉6395-2、それに6396-3にあっては、この2筆とも公道に面しており、現状で撤去・搬出は可能です。このたびのお申し入れは、撤去のおくれの理由とされるとすれば心外です、というのが地権者です。

さらに、原状回復のための撤去期間として、12カ月分の賃料相当額、金18万7549円を供託したとのことですが、これはかすみがうら市の一方的な措置でして、水戸地方法務局土浦支局からの通知によって、初めて知ったのです。市民の目線に立った行政運営を望みますと。

あんたらのこの内容証明と、この回答。このギャップは大きいでしょう。これは弁護士がつくったそうですが。原状回復のための撤去期間として12カ月分の賃料相当額を、18万七千何がしを4月21日に法務局に供託したというんですよね。これはまだ意味不明なんですよ。これからの12カ月なのか。私は昨年度の方だと思っています、これは。

どうですか。お伺いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまのご質問につきましては、先ほども情報公開条例の第9条に基づく意思の形成過程における内容でございますので、本日はこの席での答弁はご容赦をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

撤去はね、わきの公道からできるんですよ。昨年1年間、何をやっていたんだというの。おかしい話でしょう。わきからできないですか。入り口の部分はそのまま、現状でいいと担当がオーケーを出して、土地所有者に返しているんです、そのまま。

今の現状のままで、わきからできないんですか。お伺いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは1点だけ、お答えしたいと思います。

現在の状況で工事ができないかという点ですけれども、確かに新生道路と言われる土地の高低差からすると、側道については段差もあり、あえて正門といいますか、通常今まで使われていた通用口といいますか、それがあるわけですけれども、それを通らないで、通行しないで建物解体にという点について、やはり疑義がございますので、できましたらばあけていただきたいというのが市側の要望といいますか、要求という形になったものと思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

部長ね、段差もあると言うけれども、今の技術であのくらい、結局はあの土地を下げなくちゃならないでしょう。原状回復しなくちゃならないんですよ。下げれば幾らでもできるでしょう。それで何、この妨害物っていうのは。妨害なんか関係者はしていないですよ。市の担当の合意の上、扱っているんですよ、あれは。返してもらってるんですよ。契約は切れているんですよ。

それに、18万7549円、12カ月分払ったと言うけれども、これはいつからいつまでの分なんですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

まず、18万何がしの4月に供託した分についてですけども、現在のところ市として考えておりますのは、工事をする際に、すなわち昨年ですか、8月にも随意契約で、不調にはなりましたけれども、発注という形をとらせていただいたんですけども、そういうことの土地に立ち入る、そういう市側の補償金といいますか、そういう形での賃借料相当額という形で積ませていただいた。今後工事が発注されることになれば、そのときに積まれたものでもって了解を得るというような形になろうかと思えます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

部長ね、原状回復のための撤去期間と言って12カ月分の賃料相当額と言っているんですよ。弁護士のところはどういうふうに説明して、こういう内容証明をつくってもらったのか知らないけれども、この内容から推測できるのは、4月1日から来年の3月31日と私なら推測するんですが、この文言をどういうふうに理解しますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

現時点で私どもの聞いているのは、工事期間に要する代償としての賃借料相当額であるということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

工事に要する期間ということは、23年の4月1日から24年の3月31日ということですね。そうなると、昨年度の賃料は払っていないということになります。あんたらが昨年の当初予算に組んだのは9万何がし。先決でもってその残額を加えて供託したというふうに私は聞いております。

前のものか、これからのものか。これ、はっきりしてください。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

私1人の一存で決定づけたような回答はできませんけれども、私が聞いているのは、とにかく工事期間における賃借料相当額であるということで理解をしております。

以上です。

[栗山議員「議長、答弁になっていないよ」と呼ぶ]

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時08分

再 開 午後 3時18分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

栗山議員の再々質問というような形ですけれども、現時点での私がお話しできる内容は、先ほども申し上げておりますように、今回供託しました18万何がしのお金については、工事期間中における賃借料相当額ということしか、現時点で公表できません。申しわけありませんけれども、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

公表できないといっても、これは聞かなくちゃならない。イソヤマ弁護士のところに行ったのは、だれとだれとだれが行ったのか、お伺いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの質問ですけれども、個人名につきましてはご答弁を控えさせていただきます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は職員に聞いているんですよ。いやしくもこれ、内容証明ですよ。だれが見ても、この文言で、何だよこれと。私みたいな浅学非才の中学しか出ない人間でも、おかしいんじゃないのかと。これは弁護士がつくっているんですよ。内容証明というから、おそらく裁判を前提としているけれども、これは裁判にならないです。賃貸借は切れている、工事はわきから入れれば幾らでもできるんですから。そこですね。

最後に、これだけの内容証明を出しているんだから、市長は決裁して出していると思います。これを見ると、かすみがうら市長宮嶋光昭って、これ出しているの、市長の考えをお伺いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

極めて微妙な問題であります。複雑怪奇というか、この案件は、この西部出張所の案件は、私は前任者から引き継いだわけでありましたが、土地所有者はお父さん名義になっているようですが、そのご子息が経営する会社が市の指名業者ということで、大分大きな仕事も市でやっていたらいいわけでありまして。

そういったところとの紛争でありますので、そういったことも今後は十分参考にしながら、行政運営を進めてまいりたいと思います。微妙、繊細な部分につきましては、弁護士の指導を仰ぎながらやっておりますので、その弁護士がつくったものについて私が云々かんぬんするものではないと思いますので、よろしくをお願いします。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

部長ね、工事期間、工事期間といたら、今、工事をやっていないんだからね。これから工事をするわけですから。どう考えたって、4月1日から来年の3月31日。

しかしこの供託金。これ、17万9320円、それに延滞損害金が8,229円かかっているんですよ。そうすると、これからの工事期間ではなくて、ありありと前の金だというのは、これははっきりしているんですよ。これ、あんたも行っているでしょう。課長も行っているでしょう。これ見ればおかしいと思うでしょうよ。

あえて私は監査委員にきょう来ていただいたのは、監査委員に質問するつもりはないけれども、やはり行政運営の、行政監査の上で、こういうことも大事だなと思ひまして、事務局長、次長にお願いして監査委員に来てもらっているんですが、これ、ありありと昨年度の分というのはわかっているんです。これからの工事分じゃないんですよ。どうですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

先ほどから申し上げておりますように、私がこの席でご答弁できる内容は、工事期間中の賃借料相当金であるということしか言えませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私はこの内容証明が、代理人弁護士が出してきたんなら話はわかります。代理人じゃないんですよ、これ。宮嶋光昭で出しているんですよ。わかるとかわからないの問題じゃない。つくったのは弁護士かもしれないけれども、本来ならば代理人弁護士が内容証明を出すんですよ。今回は

異例なんですよ、これ。だれが答えればいいんですか、これ。弁護士は関係ないですよ。

お伺いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの質問ですけれども、私が申し上げているのは、今の時点でお答えできる段階ではないということを申し上げております。ですから、宍倉出張所、旧宍倉出張所が解体という事業終了の時点になれば、それなりに回答はできると思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今の時点と言うけどね、これだけの内容証明を出しているんですよ。暫時休憩しても協議したらいいですから。議長、暫時休憩して協議してもらって、関係者で。弁護士が代理人弁護士で出したんなら、私、聞きません。市長名義で出しているんですから。

○副議長（中根光男君）

じゃ、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時27分

再 開 午後 3時38分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、栗山議員から再三再四、18万八千何がしかのお金についての年度の取り扱い等ですか、そういうことについてご質問を再三再四受けているわけですけれども、私としましては先ほども申し上げましたように、現時点で答えられる内容の限度を超えておりますので、工事期間中における賃借料相当額ということでご容赦をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

いやしくも公務員ですよ。現金を支出しておいて答えられないということは、絶対あり得ないの。

そこで、会計責任者。この金額、いつの分なんだか。それをお伺いします。

○副議長（中根光男君）

会計管理者 大塚 隆君。

○会計管理者（大塚 隆君）

会計支出上、いつの年度の分かということのお尋ねでございますが、手元に今、資料がございませんので、確認ができませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議員をどこまでなめているか知らないけれども、市長の教育がなっていないから、こういうことになるんですよ。決算書に書いてあるじゃない。どこまでしらばくれるの。何で市民のためにならないんですか。議会軽視も甚だしいですよ。

私は決算の認定で、またこれを聞きます。あとは議長の裁量にお任せします。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時41分

平成23年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第4号

平成23年9月6日(火曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第4号

日程第1 一般質問

(6) 中根光男 議員

(7) 古橋智樹 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

(6) 中根光男 議員

(7) 古橋智樹 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(6)	中根光男	1. 緊急時の適切な対応に、緊急カードの作成、交付について
		2. 農業後継者の技術向上について
		3. 小中学校の統廃合について
		4. 児童虐待の現状と課題について
		5. 公共施設AEDの管理状況及び使用状況について
		6. 災害時に被災者の情報を一元管理する「被災者支援システム」の導入について
(7)	古橋智樹	1. 市長の公約強行が生む利益と弊害について
		2. 財政改革の公約決意と基金大幅取り崩しのギャップについて
		3. 復興の今こそ市税収幅拡大をめざす意思について
		4. 市内産業の震災後状況・中長期対策と湖山の宝ブランド推進について
		5. 神立停車場線と神立駅前区画整理について
		6. 消防団分団統廃合の計画公表について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、発言する議員らが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から簡明な答弁をされますようお願いいたします。

また、答弁に当たっては、担当部長の範囲を超える答弁については市長が答弁するようお願い

いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、前回に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

皆様、おはようございます。

平成23年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

東日本大震災のつめ痕が今なお生々しく残る中、防災の日を迎えました。東日本大震災は自然災害に対する私たちの考え方を一変させました。大災害はどこか遠くにあるものではなく、今ここにあるものであることを思い知らされました。防災意識を高めるための第一歩は、この恐怖感に対して率直であること、正直であるところから始まり、地震、津波に限らず、台風、集中豪雨など日本は災害多発列島であることを改めて認識することが重要であります。その上で被害を最小限にとどめる減災社会をどう築くか、自助、共助、公助の視点から知恵を絞らなければならないと思っております。

例えば岩手県釜石市は、津波被害で千数百人が死亡、行方不明になり、沿岸部の学校もすべて被災しましたが、小中学生たちはほぼ全員が助かりました。これは、釜石の奇跡と呼ばれるこの成果を可能にしたのは、市を挙げて日常的に防災教育、防災訓練に取り組んできた備えにありました。女性の視点からの防災対策の推進、耐震化の強化など、東日本大震災が残したさまざまな教訓に学びながら、新防災対策の確立に全力を注いで、市民の安心・安全を守るため取り組んでいただきたいと願っております。

最初に、緊急時の適切な対応に緊急カードの作成、交付についてをお伺いをいたします。

高齢者や障害のある人が緊急時にみずからの情報を正確に伝える手段として、災害や万一の事故、急病などで意識を失った際に救急隊員や医療機関が的確な情報把握や適切な措置を素早く行えるようにすることが不可欠であります。必ず多くの命を救うことができると確信をいたしております。

その観点から、①氏名、住所、連絡先、血液型、持病、アレルギー、かかりつけの医療機関、緊急連絡先を記載し、早期対応ができる内容のカードの作成について、2、案といたしまして、65歳以上、年齢にかかわらず障害のある人であれば作成ができ、福祉課で必要事項を記載し、カードを郵送し、本人は常に携帯していただく内容で安全を守れると思うが、取り組みについてお伺いをいたします。

次に、農業後継者の技術向上についてお伺いいたします。

農業後継者が夢と希望を持って農業経営に取り組むためには先進地への研修が重要であります。

今までの遊び半分の研修ではなく、集中的に実のある現場研修を実施し、核となる人材育成をすることが地域に大きな波動を起こし、農業の活性化につながると考えております。

1、農業の先進地への視察、研修、交流を積極的に推進する考えはあるのかどうか、2、費用については市が全額負担し、人数についても制限を設け、必ずレポートを提出することを条件としてはいかがでしょうか伺います。

次に、小中学校の統廃合についてお伺いいたします。

少子化の進展で全国的に統廃合が検討されているところも多々ございます。しかし、地域にとっては深刻な問題になっております。国や県の方針も統廃合を推進しております。私は教育に大事なことは、児童・生徒の確かな学力や生きる力をはぐくむために一人一人の個性や能力に応じたきめ細かな教育の確立、特色のある教育、魅力ある学校づくり、教育環境の確保が最も重要であると考えております。統廃合に対する説明会、話し合いを早急を実施し、理解をしていただく観点から、1、計画案の内容提示はいつになるのか、2、学校区の説明会実施について、3、スクールバスの運行計画はどのように作成するのかをお伺いをいたします。

次に、児童虐待の現状と課題についてお伺いをいたします。

全国205カ所の児童相談所が2010年度に対応した児童虐待に対する相談件数は、前年度比1万941件、24.7%増で、過去最多の5万5152件に達しております。親の虐待から子どもを守るために、2008年1月に改正児童虐待防止法が施行され、児童相談所の家庭への立ち入りが強化をされました。しかしながら、毎年増加しており、学校と地域社会の連携強化が求められております。

1、現在までの虐待の状況について、2、対応内容と課題について、3、今後の防止策について具体的にお伺いをいたします。

次に、公共施設AEDの管理状況及び使用状況についてお伺いいたします。

心臓の収縮がおさまる直前に外部から衝撃が加わると、心臓がけいれんをし、血液が送れなくなる状態で、これを心臓震とうと呼ばれております。救命率につきましては、1分間に10%ずつ低下して、10分後には救命率はほぼゼロとされております。なるべく早く電気ショックを与えるのが効果的で、早ければほとんど助かるとのデータが出ております。

1、定期的な点検状況について、2、緊急時を想定した訓練内容について、3、市民が多く集まる野外会場に移動AEDを設置しているのかどうか、4、今後の対応についてお伺いをいたします。

次に、災害時に被災者の情報を一元管理する「被災者支援システム」導入についてお伺いをいたします。

災害発生時に被災者支援の行政サービスを迅速に行うため、被災者支援システムの導入が必要です。まずは、このシステムの中に障害者の情報や要介護者、ひとり暮らしの高齢者、乳幼児などの災害弱者を事前に把握し、迅速に支援を行うために、福祉情報も一元管理できる内容も重要であります。

1、現在の対応状況について、2、被災者支援システムの認識について、3、今後の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目、緊急時の適切な対応に、緊急カードの作成につきましてお答えいたします。

22年第3回定例会でご質問をいただきました緊急医療情報キットと同じものかと考えますが、緊急時に必要な個人情報を自宅の冷蔵庫等に保管し、万が一の緊急時に備えるものとして認識しております。高齢化が進む中、高齢者に対するこのようなサービスは大変効果のある手法の一つとして認識しております。

詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、農業後継者の技術向上につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、小中学校の統廃合につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

4点目、児童虐待の現状と課題につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、公共施設AEDの管理状況及び使用状況につきましては、総務部長及び教育部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、災害時に被災者の情報を一元化する被災者情報システムの導入につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

3点目、小中学校の統廃合についてお答えいたします。

小中学校の統廃合につきましては、これまで学区審議会に小中学校の適正規模及び適正規模化の検討を要する学校についての諮問を行いまして、答申をいただいております。今年度におきましては、これから再度学区審議会へ諮問を行いまして、下稲吉小学校、下稲吉東小学校、下稲吉中学校、この3校は適正規模化の検討を要しない学校でありますから、その3校を除いた14校につきまして適正規模化の方法等について検討を始めていただく予定でございます。

今回の諮問におきまして、適正規模となる学校の配置など、より具体的な統廃合における手段、方法を検討いただきたいと考えております。

なお、ご質問にありました計画案、学区の説明、スクールバスの運行計画等につきましては、答申の内容を踏まえながら計画を策定する上で、地域の方々のご意見を広く聞きながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

中根議員の質問にお答えいたします。

1点目の緊急時の適切な対応に緊急カードの作成、交付につきましてお答えいたします。

初めに、1番の氏名、住所、連絡先、血液型、持病、アレルギー、かかりつけの医療機関、緊急連絡先の記載をし、早期に対応できるような内容のカードの作成についてでございますが、これらについては、ただいま市長も答弁申し上げましたように、カードの作成につきましては、高齢化が進む中で、万が一の場合に、あるいは災害時に非常に効果がある手法の一つとして考えてございます。

次に、2番目の65歳以上の高齢者や障害のある人に必要な事項を記載し、配布するという具体的なご提言をいただきました。これは高齢者や障害者などの要支援者に緊急カードを配布し、万が一に備えるもので、以前にも、緊急医療情報キットについてのご質問をいただいたところであります。これは所定の場所に配置し、万が一に備えるもので、それぞれ一長一短があるようでございます。

いずれにしましても、緊急時の備えは大変重要と考えておりますので、どのような方法がよいのかデータ管理など、あるいは運用面など、さらには補助制度の活用なども検討しながら実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の児童虐待の現状と課題についてお答えいたします。

初めに、現在までの虐待の状況でございますが、平成22年度の茨城県児童相談所で受理した茨城県の虐待件数は928件で前年度比で29.2%の増ということで、年々増加している状況でございます。内容的には、身体虐待が最も多く48%、養育しないネグレクトといたしますのが28%、次いで心理的虐待が22%等となっております。年齢別で見ますと、最も多いのが小学生37%、2番目が幼児25%、3番目が乳児18%、次いで小学生15%、高校生5%というふうになってございます。

当市においては、虐待通報は、昨年度は年間12件ございました。その中で自宅訪問をし確認したところ、そのうち6件が虐待と判断できるものでございました。

次に、対応内容と課題ということでございますが、市では関係機関との連携を密にしたかすみがうら市要保護児童対策地域協議会が設置されております。要支援児童とその保護者の適切な支援を図るため、関係機関の相談援助活動に関する深い理解と、そうした役割や考え方を相互に共有するケース検討会議を実施するなど、虐待防止に努めております。万が一地域等から身体に危険が及ぶような虐待と思われる通報があった場合は、児童相談所または警察署、子ども福祉課が連携をとり、一時的に保護するという対応をとっております。

また、児童虐待は特別な家庭に起こるものではなく、大人も自分の苦しさに気づいていないことが多く、子ども自身も虐待と気づかず、自分から助けを求めない場合がほとんどでございます。地域の住民一人一人の虐待に対する認識を高めるなど、地域に根差したネットワークづくりを目指しているところでございます。

防止策についてでございますが、児童虐待は家庭内で生じ、被害を受ける子どもみずからは声を上げにくいということがあります。発見が容易でないことが改善を難しくしている状況にご

います。さらには、世代間連鎖を起こすということも言われておりまして、継続的に手厚い支援が必要となるため、早期発見、早期対応のみならず、発生予防に向けた対応を行うことが重要と考えております。

これらを踏まえまして、平成22年度から家庭児童相談委員を2名から3名に増員し、専門性の高い保健師を採用しているところでございます。虐待の受けやすい年齢が低年齢化している背景から、保健センターの赤ちゃん全戸訪問事業と連携を図りながら養育支援訪問事業を実施しております。

また、虐待防止の強化をねらいとした産後うつなどの支援、また、子育ての悩みなどを持つ家庭に、ゼロ歳児から就学前までの育児のポイントを集約した子育てガイドブックを作成いたしました。生まれたての赤ちゃんが6歳になるまでの脳の発達を見ながら育児の楽しさを知ってもらうために作成したものでございます。既に市内の全保育所、私立保育所、幼稚園、民生委員児童委員さん、そのほか子育て支援センターに配布しているところでございます。

今後もさらなる虐待防止に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

2点目1番、農業の先進地への視察、研修あるいは交流を積極的に推進する考えはあるのかにつきましてお答えいたします。

農業の先進地等への視察、研修、交流については、市内の各種生産団体ごとで現在実施しております。農業委員会が事務局となっている4Hクラブでも実施しているところでございます。

また、茨城県の農業改良普及センターが窓口となって各種の短期研修から、いばらき営農塾で農業者営農支援研修として本格的な農業経営を目指す方を対象とする3カ月程度の研修制度もありますので、これらの制度を活用することによりまして、農業技術の向上や交流につながると思われれます。

2点目2番、費用についてでございますが、市が全額負担し、人数についても制限を設け、必ずレポートを提出することを条件としてはどうかにつきましてお答え申し上げます。

現在のところ、本市ではこのような制度は設けておりませんので、農業後継者の農業技術向上という観点から十分に検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、お答えをいたします。

まず1番のAEDの定期的な点検状況でございますが、AEDをいざというときに正常に使用できるように正常値を示すインジケータの日常の確認、それから電極パッド、バッテリー等の

消耗品の交換時期の確認と適切な交換が必要とされております。現在、各施設等に設置されておりますAEDにつきましては、各所管課において管理をしている状況でございます。

次に、2番の救急時を想定した訓練内容につきましてお答えをいたします。

市内の公共施設にAEDを配置してございますけれども、その施設に職員が常駐している場合、その職員がAEDを適切に使用することができることがまず人命救助の最善の方法であることを踏まえまして、市では職員に対しまして年に1度、消防本部において救命処置に関する講習会を実施をしているところでございます。内容としましては、倒れている方を発見した場合の意識の確認から始まりまして、人工呼吸あるいは胸骨圧迫等を経て、AEDを使用するまでの一連の処置を学ぶものでございます。今後ともこの講習会を実施をしながら、全職員が適切な救命処置を施すことができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

次に、市民が多く集まる屋外の会場への移動AEDの設置でございますが、設置済みの公共施設には多目的運動広場、わかぐり運動公園を初めとする体育施設もございます。有事の際は使用することができる状況でございます。

また、主に各種イベントを担当しております観光商工課におきましても1台所有しており、担当するイベント開催の際には会場に設置し、常時使用できるような対応をしておるところでございます。

次に、4番の今後の対応についてでございますが、AEDが必要とされる事態が発生した場合、人命にかかわることを十分認識しておりますので、このような際には正常に使用できるよう、また、AED設置施設の中には体育施設のように職員が常駐していない施設もございますので、管理状況の再点検を実施しながら管理の徹底を図ってまいりたいと思っております。

次に6点目の関係でございますが、災害時に被災者の情報を一元管理する「被災者支援システム」の導入につきましてお答えをいたします。

同システムは、阪神・淡路大震災直後、西宮市によりまして開発されたシステムでございます。その構成は、被災者基本台帳を有し、被災証明、罹災証明、義援金配分処理などを行える被災者支援システム、これを一つの中心としまして、避難所情報を管理する避難所関連システム、仮設住宅の管理、入居・抽選機能等を備えた仮設住宅管理システム、災害による犠牲者、遺族情報を管理する犠牲者・遺族管理システム、そして救援物資、避難所関連システムと連携し供給する救援物資の管理システム、家屋の全半壊、滅失処理を管理する倒壊家屋管理システム、被害状況に応じた復旧・復興計画を作成するための資料となる被災状況図などを作成する復旧・復興計画のシステムのように7つのシステムで構成されたものでございまして、災害によりもたらされる情報を一元的に管理することが可能となっております。

災害に対応していくためには、情報の収集、分析と活用が大変重要であるということになっております。それらを一元的に管理できる本システムは、災害対策の有効な手段の一つと認識をしているところでございます。今後は、本システムと本市の住民基本台帳との兼ね合い、あるいは運用の方法につきまして十分に調査をし、そして、さらに研究をしながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

[教育部長 仲川文男君登壇]

○教育部長（仲川文男君）

中根議員の質問にお答えいたします。

私からは5点目、公共施設AEDの管理状況及び使用状況についての質問のうち、今後の対応も含めまして小中学校に関することにつきましてお答えを申し上げます。

最初にAEDの設置状況につきまして申し上げますと、全17本市の小中学校へ、平成19年度から、リースではございますが、各学校1台ずつ設置をしております。

定期点検につきましては、機器が常時使用可能な状態にしておくことが必要でございますので、機器本体のセルフチェック機能により実施をしております。また、消耗品であるバッテリーや電極パットにつきましては、リース品であることから、期間内で定期的な交換等が実施され、維持管理が図られているところでございます。

また、学校における緊急時に対応するための訓練といたしましては、毎年夏休み期間中に、消防本部のご協力をいただきまして、学校職員を対象としたAEDの使用法を含む普通救命講習を実施しております。本年は48名が受講いたしました。より多くの学校職員が受講することにより、緊急時の対応が図られるよう努めているところでございます。

今後も、緊急時に対応できるよう、AEDの設置の継続や救命講習の継続並びに受講啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、第2回の質問をさせていただきます。

緊急時の適切な対応に緊急カードの作成、交付について質問させていただきましたけれども、私は平成22年に医療キットを一般質問の中で取り上げておりました、その当時、いろいろと医療問題が浮上してきまして、死に至るといことがたくさん社会的に問題になっておりました。そういう中で、私が今回取り上げたのは、医療キットにかわる、できれば免許証サイズの大きさにして、これはやはり本人が常に携帯する、医療キットの場合は冷蔵庫とかそういうところに、大体一定の場所に保管するというのが主なのですが、今回のカードというのは、もしも本人がいろんな持病を持っておりまして、散歩中、また農作業をしているときに倒れたときに、救急車が到着したときに、すぐに医療機関もわかる、持病もわかる、血液型もわかるということによって、救急車の中で初期対応ができるというメリットがあるわけでございます。

つい先日にも問題になりましたけれども、救急車が駆けつけたけれども、病名もわからないで、実際にかかっている医療機関もわからない状況の中でたらい回しのように、あちらこちら、あちらこちらにやっ、最後は死亡したという、そういう問題が2件ほどございました。そのためにも、私はこのカードを、別に予算がそんなにかかるものではありません。だから、私はこれは丁寧に交付していくことが本人の身を守ることであり、救急車も即対応できるというメリットがございますので、市長は、先ほども答弁をいただきましたけれども、これは本当に今すぐにも私

は実施することであると思います。私はいろいろな現場、細かいところまで歩きますから、そういう、要するに弱者の方からそういう相談なり要望等もいただいております。市長がすぐに対応するかどうか、その辺、市長の思いを再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

カードは本人携行なのだというので今お話を伺いましたが、大変有意義なご提言でありますので、担当課とも十分協議しながら検討していきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

ただいまの中根議員のカードの件ですけれども、救急業務としてはそのようなカードを記載していただければ、業務上聴取する部分が完全にわかりますので、非常によいものではないかと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、緊急に対応していただきたいと思います。それで、やはりこの周知徹底については広報かすみがうらの中で、できれば大きい文字で周知徹底をしていただいて、早急に対応していただきたいと思います。

次に、農業後継者の技術向上についてでありますけれども、やはり今全国的に後継者については深刻な問題となっております。かすみがうら市においても、荒廃地の増加とか高齢化で将来の農業に対する危機感が懸念されている、そういう状況の中で、このまま放置した場合には大変な状況になる。10年、20年先、荒廃地が今の2倍、3倍とふえていく。そういう状況になった場合に、これは農業を再生する場合に大変な労力がかかってしまう。これは市の問題でもありますけれども、国の問題でもありますけれども、やはり我が地域、我が市は我々が守るしかない、そういう意識に立ってそれに取り組むことが大事ではないかと思っております。

そして、先ほど市としてもそういう技術の研修というのはまだ具体的になっていないということでもありますけれども、4Hクラブとか、各種団体でもって研修を実施している話は伺っておりますけれども、やはり従来の研修ではなくして、研修が本当に短時間で終わって、それで研修だという形が今まで多かったわけですけれども、そうではなくして、やはり集中的に実のある研修、そして、それが本当にその後継者に役立つ研修でなければ、私はやる意味がないと。それはかえってむだ遣いになると、私の持論であります。

ですから、あくまでもこのかすみがうら市の状況に合わせた研修、そして後継者が夢と希望を持って新しい情報を得て、そして新しい発想の転換をしていく中で地域に大きな波動を及ぼしていくという、そういう観点に立って農業再生に取り組むことが私は大事ではないかと。要は、今の状況では後継者がなぜこんなに育たないのかという観点から見ても、収入が安定しない、価格

がどうしても不安定だという、そういう部分でどうしても生活の不安定から農業後継者の方が育たないという、これは当然なことだと思うんです。そういう中で、やはりそういう工夫をしていく、そして本当に先進地のそういう成功した事例も含めて我が地域に合った農業再生をつくり上げていくことが大事かと思うんです。

来年の2月の1日にJA土浦とJA千代田が合併になりますね。そういう中でやはりJA土浦さんは、本当にいろいろな面で、経営面で多角的に努力し、そしていろんな事業を展開しております。私も興味がありますので、土浦のそういうJA関係とは随分私も足を運んで話を伺っておりますけれども、それはかなり努力もしていますし、農業に対する力の入れようが全く違う。

そういう中でこの合併を機会に、やはりJA土浦のノウハウを取り入れていく中で、いろいろな面で合併を機会とてかすみがうら市の農業再生に取り組んでいただきたいと思っておりますが、市長の思い、また市長の決意、そして市長の、これから市長がもしもこういうことで農業再生、活性化に取り組んでいきたいという、そういう考えがあったらもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今の今後生き残っていける農家というのは、みずから積極的な考えを持っている人でないと当然生き残れないと思います。市で計画をして、はい、どうぞという研修などに市のお金を使って今より以上にやるということには、私は余り積極的ではありません。私の経験から申しますと、私も牧場を持っておりますが、従業員等にはしょっちゅう研修に行かせておりますが、別にそれは行政の支援を求めるとか、そういうことは一切ありませんで、自分の金もうけのためにやることでありますから、やはりみずからやるということで初めて意義があると、そういうふうに私は考えております。

JA土浦とJA千代田との合併であります、お互いにいい面を持っていると思いますので、JA千代田のほうもいい面を持っていると思いますので、お互いに啓発し合いながらより大きい枠組みで前向きに取り組んでいく方向だと思いますので、これも行政もぜひあやかりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

市長の考えていることはおおまか理解できますけれども、農業でいろいろ成功している地域というのは、やはり市もしくはJAとタイアップしている中で、市はあくまでも個人の責任だよと、こう言ったら身もふたもないわけでありまして、やはり市としても真剣になって取り組む姿勢が見られなければ私はいけないと思うんです。荒廃地問題にしても取り組んでいる段階でありますけれども、あくまでも最終的には個人の責任で経営はこれはしていかなくちやならない。しかしながら、今日本の農業を取り巻く環境というのは非常に厳しい。だから、我が地域は、我が市はいかにして農業再生に取り組んでいくかという、そういうきめ細かな行政の取り組みもないと

私は難しいと思う。

市は、あくまでも個人の責任だからという、確かにそれは、あくまでも個人が努力をし、個人が挑戦し、そして経営を本当に黒字に導いていく、これが基本でありますけれども、私はそういう行政の本当に、行政が一生懸命農業に対してバックアップしてくれているという、そういうもの、それが目に見えるような行政というのが私は大事じゃないかと思っておりますので、市長の考え方の持論というのは確かにそれは一理ありますけれども、私としては農業を、若干でありますけれども、農業を経営している私にとっては、そういうもっとなんとするもの、行政がこれだけみんな一生懸命私たちにバックアップしてくれるんだという、そういうものが農業に対する、後継者に対する勇気を与え、希望を与えていくことになるわけです。ですから、そういう点も踏まえて十分検討されて、お願いをしたいと思います。

次に、小中学校の統廃合についてでありますけれども、石岡市は早くから地元説明会を実施しております、そういう中で何度も説明会を実施したと伺っておりますけれども、そういう中で、ある程度大枠ができて、今実施に至っている、そういう状況でありますけれども、私は2年、3年前からこの統廃合について具体的に検討しないのかという話をしていましたけれども、やっとなんとし後半になって検討していくというような方向が見えてきたわけですがけれども、説明会はやはり丁寧にやっていきませんと、私は地元の不満が爆発してくるかなと、このように思います。

そういう中で、なぜ今統廃合なのかということも丁寧に、具体的に国の方針、県の方針も踏まえて、やはりマン・ツー・マンなり、そういう丁寧に話し合いをしていく、懇談をしていくということがないと、ただ国の方針だから、県の方針だから、適正規模だから、規模でなければいけないから、また少子化だから、ここの学校はもう廃校にするしかないという表現ではなくして、やはり地元の人々が納得するような説明の仕方、なるほどそれでは統廃合もやむを得ないかなという、本当に過激な人もたくさんございますので、そういう人たちも理解をしていただくということがまず前提になるかと思うんです。

それから、この統廃合についてもばらばらの統廃合をやるのではなくて、一気にかすみがうら市全体の大枠を決定していただいて、そういう中で一気に発表していく、こういう流れでお願いしたいと思います。その発表の仕方、大枠の発表の仕方はどのように考えていますか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

かすみがうら市のほとんどの小学校は、ご存じのとおり明治の初めに始まって130年から140年も続いている、いわゆるおらが学校、地元の、地域のシンボルであります。ですから、地域の人たちがその学校にかける思いというのは、本当に強いものがあると考えております。私も自分の出た小学校や中学校がなくなっちゃうということになったら、やっぱりこれは寂しい思いはいたします。ですが、また現在小規模の小学校、中学校でも、それぞれの特徴を生かしたいいい教育を施してくれているということは認識しておりますが、先ほど中根議員さんがおっしゃいましたように、これからを生きる児童・生徒にいわゆる生きる力をはぐくむためにはやっぱり適正規模が必要ではないかと考えているところです。

私も教員生活の中で小規模校も経験しましたし、大規模校も経験いたしました。そのよしあしについてここで述べることは時間が限られておりますので差し控えますけれども、やはり経験上も適正規模というのは必要だと考えているところです。今度学区審議会をなるべく早い機会に行いまして、今度は定期的に何回も行って、そしてそれをもとに丁寧に地元の方にもご理解をいただくように説明会なり話し合いをしていきたいと考えているところですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

再度質問しますけれども、要するに大卒な統廃合の計画ができ上がった場合には、これは一気に発表するという、その辺ちょっと答弁をもらってないのでお願いします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

できれば、3月議会あたりまでにはその大卒については皆さんにご提示を申し上げたいと。実行するかどうかについては、一気にいうわけにはなかなかまいりませんが、この枠組みでというのは、出てくるのではないかと考えておりますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

次に、児童虐待の現状と課題について再質問させていただきます。

調査に当たった厚労省の専門委員会は、死亡した事例からどういう例が多いかといいますと、母親が望まなかった妊娠とか、それから、妊婦検診に未受診の場合が大半を占めているという一つのデータが出ております。こうした母親の状況を把握しますと、やはり社会とか地域から孤立している場合が多い。交流も全く地域とない。そういう中で孤立している方が多いという、そういうデータが出ているわけでありませう。

今専門部会のほうでも、悩みを相談する体制整備などが、支援強化が必要であるということでもありますけれども、各自治体とも体制が不備であって、なかなかそこまで手が届いてない、相談窓口もない、そういう現状であって、できる限り自治体ではそういう体制をとっていただきたいという話を専門部会のほうではしておりますけれども、やはり虐待については、各家庭で、現場でもって虐待が行われる例がほとんどなわけですが、発見する場合は、隣近所とか地域の方とか、または学校で発見する場合は非常に多いということで、いじめもそうでありますけれども、子どもさんの今までと態度が違ふ、元気がない、何か消極的だという、そういう場合、何か悩みがあったり、家庭内に問題がある場合が多いわけですね。

そういう場合でも、担任の先生なり、きちっと周りの大人の目線でもって子どもさんの変化を的確にとらえていく。そして、子どもさんに問いかけていく、そういう作業が私は一つ防止でき

る方法かなと思うんです。だから、例えば体にちょっと傷があるとか、ちょっとしたことから発見する場合が非常に多いわけですが、かといって家庭のことを子どもさんも、親にまたしかられるから言えないということもあります。だからこそ、虐待がなかなか表面化しない部分が多いわけですが、死亡に至るケースがここ最近多いわけですね、虐待で。今、先ほど発表したように、平成22年で928件茨城県内にあったということで、前年比29.2%も増加しているということで、毎年毎年児童虐待が多くなっている。そういう状況を把握する上で、地域、そして学校が本当に真剣になって取り組んでいただきたいと思います。

それから、相談体制というものについても、市としてある程度具体的に考えているのかどうか、また、これからどのような方向でいくか、そういう考えがもしもあったら答弁を願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

ただいま虐待に関する相談体制ということでございますけれども、先ほどの答弁の中でもちょっと触れましたけれども、ゼロ歳児は保健センターで保健師が伺うようにしております。さらには、定期検診時、そういうときにも当然、定期検診に来ない未受診の方、そういうこともチェックしながら、さらにはそういう検診時の対応とか、あと、学校とか、ほかの民間保育所等との連携も当然としております。そういう中で情報交換しながら、例えば学校の生徒さんで、学校で様子をうかがいに行きづらいというような場合には家庭相談員さんが行くとか、そういう連携をとりながら未然に防ぐ、早期発見という形で対応するようにしております。

そういう中で、今言いました要保護児童対策協議会の中で福祉事務所、児童相談所、保健センター、民生委員さん、主任児童委員、保健所、あと保育所、各小中学校、さらには医師会とか、警察署とか、そういうところが連携をとるようにしております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、その対応をきちっとやっていただいて、かすみがうら市で6件そういう虐待が確認されたということでもありますけれども、一人の犠牲者も出さない、そういう構えで対応していただきたいと思います。

次に、公共施設AEDの管理状況及び使用状況についてでありますけれども、私は議員になった8年前からAEDの主張をしてまいりました。その当時は、市ではほとんどまだAEDは設置しておりませんで、その当時も全国でそういう事故が起きて、私は一番先に取り上げたわけですが、そういう中で8年間、一般質問でも4回ほどずっとしております。そういう中でほとんどの公共施設に設置していただきまして、私は市民の安全を守れたということで、本当に感謝をいたしております。大変ありがとうございました。

しかし、配備されましたけれども、大事なことは一秒でも早く使用することが救命率を上げることになるわけです。皆さんもご存じのように、先日、サッカー選手が心肺停止で倒れて、そし

て、一時的に人工心肺でもって数日間何とか対応しておりましたけれども、最終的には自分自身の機能が回復しないために死亡に至った、こういうことが報告されました。これもやはり現場にAEDが設置されてなかったんですね。専門家によりますと、AEDがその近くにもしもあれば、もうほとんど90%以上の確率で助かったであろうと、このように言われているわけです。救急車が来るまでにはほとんど心肺停止で回復もしなかったということで、人工心肺で何日か生きていたわけですが、それが最終的には死亡に至った。これもやはり私が今主張している内容と同じような事故が起きたわけです。

やはり昨年の6月ですか、ある会場で倒れた方がおります。そのときにAEDが近くに設置してあったんですね。ところが、それを使おうとしたら動かなかった。起動しなかった。そのことによって死亡したという事件がありました。昨年のたしか6月だったと思いますね。

そういうことがありますもので、私はせっかく配置して、それを緊急のときに使えない場合には、これは何のために設置されたのかわからないわけです。だから、定期点検についても業者にも委託しているわけですね。だから、その業者のほうから点検内容状況を報告書として市のほうに提出しているのかどうか、その辺をちょっと伺います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

これにつきましてはリースでございまして、管理は私どものほうで実行しております。特に電池の切れとか、起動しないというような状況は、そういうことでそれぞれの部署で管理をしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、この点検はどのくらいの期間に実施しているのか、また各部署でもって緊急事態を想定した、そういう訓練というのは、年何回ぐらい実施しているのか、その辺を再度伺いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

訓練と申しますか、訓練にかえて講習会の中で先ほど答弁いたしましたような年に1回の研修をして、受講者を多く輩出できるようにしているところでございます。職員で言えば、これまで数年間実行してきましたけれども、117名が受講しております、そのほか小中学校の先生方、それから一般の方も受講しているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

やはり講習だけでは私は万全な体制だとは言えないと思いますね。やはり実際に、例えば職員でもいいと思うんですね。そういう各部署でもってだれかがもしも、一つの人形でも何でもいい

です。そういう中で実際にその機械を使わないと、講習を受けて、万が一のときに一秒でも早く使わなくちゃ意味がないんですね。慌てて1分も、2分、3分もかかったら、どんどんどんどん救命率が低下してしまうわけなので、やはり敏速に一秒でも早く使うことによって命を救うわけですから、万が一のときに研修だけで対応ができるのかどうかという部分。

だから、私は定期的に年に3回とか4回とか、そういう人形を使ってでもいいから、現場で実際に想定して私は実施することが緊急事態に備える、安全を確保する観点から重要ではないかと、こんなふうに思いますが、その辺、これからどう考えますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

ただいまご指摘のようなことで対応を考えていきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、そのように具体的に推進していただきたいと思います。私はあくまでも一人の犠牲者も出さない、とうとい命を失うことは家族も親族も友人もみんなが悲しむわけです。そのためにかすみがうら市としてはそういう施設の中、野外運動場も含めて犠牲を出しちゃならないというのが私の基本的な考えであります。だから、緊急時に備えて、万が一対応が悪くて死亡したら、これは本当に責任が重大だと思いますので、その辺をよく自覚した上で対応をお願いをしたいと思います。

では、最後になりますけど、災害時の被災者の一元管理する「被災者支援システム」の導入については、全国でもかなり今実施している自治体がございます。そういう中で、群馬県の高崎市も2009年から導入をしております。今回の3・11の大震災において非常に役立ったという話も直接私は伺いました。だから、そういう観点で中身も含めてどのように立ち上げたのかどうか。いろいろな自治体を参考にしてこういうシステムをすぐ導入していく。立ち上げるまでは大変な労力が必要になるかと思えますけれども、やはり万全に備えていくということが、これは行政に課せられた責務、責任ではないかと、私はこう思いますので、再度、市長がこれからこのシステムについて取り組む意欲、決意を再度確認して終わりにしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

「被災者支援システム」につきましては、今後十分検討して前向きに進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前 1 1 時 1 4 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて発言を許します。

5 番 古橋智樹君。

[5 番 古橋智樹君登壇]

○5 番（古橋智樹君）

平成23年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

第1点目として、市長の公約強行が生む利益と弊害について質問いたします。

昨夏の市長選挙における公約を根拠に、宮嶋市長は従来の石岡地方新斎場事業計画における当市の負担を白紙とし、昨今の石岡地方斎場組合の管理者会議にまつわる新聞報道では当市議会をないがしろにして市長の職権を行使した強硬姿勢が当市の外聞を下げていることがほとんどであろうと察するものであります。これまでの答弁における市長のこの見解は、評価を得ていると確信したとの発言もありましたが、いま一度冷静に客観的に顧みることを求めます。

1 つに、市長公約の強硬姿勢が、市政に利益と弊害を生んでいるのか現状について伺います。

2 点目に、石岡地方斎場移転計画に伴う単独火葬場整備に見受けられる広域及び市内各地区の評判、地域の生産力停滞への影響や実態について伺います。

続きまして、第2点目として、財政改革の公約決意と基金大幅取り崩しのギャップについて質問いたします。

これは北海道夕張市の破綻例をもとに危惧する質問であります。さらには、かつて宮嶋出島村長時代の村政を顧みての質問でもあります。宮嶋市長は、さきの当市の市長選挙において、当市の起債累積額340億円を根拠に、今すぐにも夕張市のような財政破綻の危機があり、ご自身がその破綻を回避させるという公約を掲げたことは、皆さんも十分ご承知のことと存じます。

さて、その夕張市であります。5年前の2006年に財政再建団体となった真相は、映画祭などの挙行の裏に隠れていた一般会計と特別会計の出納整理期間における基金等を用いた貸付資金繰りであるという実態がございます。各会計の決算の締切日は、その締切時間までを規定するものではありませんし、議会における決算審査では、時間まで証明させることも難しいものであります。夕張の財政再建の一件後、新たな財政指数として示すことになった将来負担比率等でさえもつかみ切れない資金繰りというものもあるのでございましょう。

宮嶋市長就任前の財政運用は、その貸付の原資ともなり得る財政調整基金等の取り崩しは、予備費として最低限に徹底した金額でありましたが、宮嶋市長就任後は、早速も大幅な基金取り崩しを行い、さらには水道企業会計の留保資金にも目を向けられ、ご自身の選挙公約の強行やご自身の財産公開までを履行することと何ら関係はあるのか否か、市長選挙において反対の立場であった私にとっては不信感を募らせてしまうものであります。

国保税率を近隣市町村並みに下げた当市の国民健康保険特別会計への一般会計からの繰入金金は、決算としてはもちろん、一般財源に限らず、国庫負担金や県負担金を最終的に財源とするものですが、それらの負担金の入金時期や毎月膨大する国保加入者の皆さんの診療給付費の出費の資金

調達は、さきの文教厚生委員会におきましても、担当部においてその資金繰りの憂慮をこぼすものでもありました。

したがって、宮嶋市長の公約強行による財源不足も財政調整基金の大幅取り崩しを当てにするほかすべはないのではないのでしょうか。ギリシャやカリフォルニアの財政危機は対岸の火事でありましたが、急激な円高や東日本大震災からの復興財源が厳しいさなか、次世代に負担を残すなと言うのならば、ますます財政改革を長期的な財政計画とてかすみがうら市民に示していただくことが先決すべきことではないのでしょうか。

1点目に、市長就任の1年を経過しての財政改革の成果について伺います。

2つに、国民健康保険の資産割と固定資産税のこれまでの二重を相殺する意義としても、市長の国保の大幅値下げは意義として理解もできますが、昨今の国保会計への基金からの4億の投入についても次年度以降の取り扱いについての意思と、そして我々現世代と子どもたちの次世代間の公平性についていかなるものであるか伺うものであります。

続きまして、第3点目として、復興の今こそ市税収の幅拡大を目指す意思について質問いたします。

さきの3月11日に起きました東日本大震災時におかれましては、当市役所の公務員の皆様も含めて、各公務員の皆様方におかれましても、各家庭で、ご自宅で被害がありながらも、大事なご家族や財産が気がかりで、気が気でないでありながらも、公務員である以上、国民、県民、市民のために連日休みなしの震災の対応に心から手を合わせて感謝するものであります。

私ごとでございますが、私もかつての公務員出身であります。現在野に下り、この戦後最悪・最低の景気の低迷の真ただ中において社会の厳しさをまさに生きるか死ぬかと日々痛感しているところであります。市役所の皆様方には、いま一度どういった視点を持ってこの震災後の状況において仕事に臨んでもらうべきか、僭越ながら私からの愚見を申し上げる次第であります。

今回の一般質問の答弁でもございましたが、市民目線で働く、マナーを向上させる、能力を上げるとの宮嶋市長の答弁もございましたが、それら抽象的な視点や人と人とのおつき合いの中での建前の視点より、もっと本質的な視点として税収の幅、税収の安定を拡大していただきたい。事業の費用対効果を具体的につかみ取っていただきたい。事業の採算性をつかみ取っていただきたいと申し上げるものであります。

これらを実践していただけるのならば、市民はだれも文句は言わないはずであります。これらを実践していただけるのならば、公務員の皆さんに給与を下げろとは、市長さえも言わないはずであります。これらを実践していただけるのならば、当市の復興のみならず、被災地全体の復興につながるはずであります。これらを実践していただけるのならば、かすみがうら市の次世代に借金を膨らませないはずであります。

そこで、1点目に、震災による1次的被害の産業に限らず、幅広い産業への公平な支援による税収向上と税収の幅を開拓する意思について伺います。

2つに、当市役所各部局における施策・事業計画の税収幅拡大や貢献の意思について伺います。

続きまして、第4点目として市内産業の震災後状況・中長期的対策と湖山の宝ブランドの進捗について質問いたします。

議員諸先輩方からも震災後の風評被害対策として質問がございましたが、各放射線のモニタリ

ング作業は、目に見えない敵との戦いでもあり、当市に限らず市役所、地方自治体の対応に当たっては、辛抱強く、さらに持久戦必至の形でございます。市内の各種産業においては、東日本大震災による営業ダメージがいまだに尾を引いているのが正直な実態でございます。ひいては、そのダメージがこのかすみがうら市の財政としてもダメージとなることを忘れてはなりません。震災後、一つ一つの対応が積み重なり復興のために成果を上げなければなりません。そのためにも中長期的な対策を復興計画として当市も実践しなければなりません。そして、震災の被害についてマイナスをゼロに戻すだけでなく、復旧から復興にするためにも、量的な成果だけでなく、質的な成果も復興のためには目指さなければなりません。

その1つとして、当市がここ近年に取り組む湖山の宝ブランドを、パフォーマンスだけから最終的には当市の財政、税収へ成果品のサイクルを生み出す開発としてつなげなければなりません。さらには、この景気の低迷の中の追い打ちをかける円高不況において、日本の内需停滞の見通しもあり、当かすみがうら市内において海外輸出産業の糸口を目指して開発することも、我々市民の次世代のための責務でもあります。

そこで1つ、市内の各産業の震災後の放射能を初めとした節電、自粛等による影響と現状の中において中長期的な対策を伺います。

2つに、市内の1次産業から3次産業にわたる当市の海外輸出入の依存割合、そして、当市のブランド湖山の宝についての進捗をお伺いいたします。

続きまして、第5点目として、神立停車場線と神立駅前区画整理について質問いたします。

神立駅前2.2ヘクタールの区画整理一部事務組合が、総事業費43億円において、当かすみがうら市の負担は11億3800万円という石岡地方新斎場計画の案件である差額をも一蹴してしまうほどの大変大きな課題に加え、延長1.1キロメートルの当市内の神立停車場線として概算事業費は17億1000万円、メーター当たり150万円でしょうか。このようなさらに途方もない課題もございます。

しかしながら、この神立停車場線は昭和38年からの都市計画路線でもあり、いつ便利な道路として日の目を見るか定かではありませんが、必ずや何年かかっても当市のためにも開通させなければなりません。この神立停車場線の資産としては、現状宝の持ち腐れとなってしまうようですが、開通したならば、周辺の財産価値を上げることも確かであり、ひいては、当かすみがうら市の財政、税収を向上させるためにも確かなものでございましょう。神立駅から国道6号線方面への渋滞が依然ございますが、こういった課題に対しても当市は取り組まなければなりません。

さらに、この神立駅周辺の開発は、ここ数年においても取り巻く環境にも変化がございます。皆様もご承知の土浦協同病院の移転計画がおおつ野地区となるならば、神立駅は病院まで土浦駅とほぼ同じ直線距離となり得るものでありまして、北方面からのアクセスも順次検討させられるものと考えられるものでございます。

そこで、1つに、総合病院の移転計画や周辺県道や近隣市道が年次的整備が進められている中、この当該整備計画の現況についてお伺いいたします。

2つに、本計画路線が整備される場合、周辺土地の資産の価値向上、渋滞緩和等も含め、効果、さらに税収向上の当市の意思についてお伺いいたします。

最後に、第6点目として、消防団分団統廃合の計画公表について質問いたします。

当市議会には藤井団長や、元消防長の岡崎議員もおり、また先日、全協と総務委員会において説明があり、私からこの件について伺うことは大変僭越でございますが、身の上ご容赦いただきたいと存じます。

1つに、消防団の統廃合計画が公表されずに準備が進められたため、東日本大震災時にボランティアの意思を持った団員たちに不安が募ったことから、この消防団分団の統廃合計画の公表をお伺いするものでございます。

以上、私からの1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番、私の市長公約の強行について、行政運営の利益と弊害の現状につきましてお答えいたします。

選挙公約につきましては、市長報酬の50%カットを契機とした行財政改革、国保税の近隣市町村並みへの引き下げ、中学生以下医療費の無料化、幼児保育・学童保育の拡充など子育て支援、石岡地方斎場移転計画の見直し、常設型住民投票条例の制定の5つを掲げております。

市民が主役の市政運営を進めるに当たり、むだな事業や仕事を廃止して借金体質を改善し、大切な税金は市民の生活のために、将来のためだけに使おうといった観点から、市民の皆様にお約束をしたものであります。

これらを着実に実行していくことが市民への利益につながるものと確信し、取り組んでいるもので、皆様方の一層のご理解をお願いするものであります。

1点目2番、石岡地方斎場移転計画に伴う単独整備等に見受けられる広域及び市内各地区の評判、地域の生産力停滞への影響や実態につきお答えいたします。

石岡地方斎場移転計画の見直しについても、市民が不利益を受けないため、関係市との協議を進めているところでありますが、ご承知のように合意に至らないのが現状であります。古橋議員が危惧するよう、このことが原因で近隣市との関係が悪くなり、他の広域的な事業や計画が推進できない状況は避けなければなりません。

それぞれに考え方や背景があり、単純に合意形成が図られないことは多々あるものであり、一つ一つの案件に対してもかすみがうら市民の利益を常に念頭に置き、今後とも良好な関係づくりのため話し合いを進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜ります。

2点目、財政改革の公約決意と基金大幅取り崩しのギャップにつきましてお答えいたします。

国の財政状況については、議員もご承知のとおり国債発行がますます増えていく中で、少子高齢化により社会保障費もますます増大しておりますが、財政再建の方法については、なかなか方針が定まらない状況にあります。

本市も国と同様な状況にあり、税収が伸び悩む中では、歳出抑制が必要であると考えております。

そのため、まずは人件費の抑制に取り組みました。議会の協力により、議員定数の削減ができ

ました。職員の新規採用もとりやめ、給与の削減も行っております。

加えて、昨年度と今年度と補助金審議会を開催し、市民の立場からの補助事業について検討を加えさせていただいております。財政改革は短期間で見える成果が出るものではないと考えますが、歳入、歳出とも見直しを行い、本市の財務体質の強化を進めてまいります。

詳細につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番、1次的被害の産業に限らず、幅広い産業への公平な支援による税収向上と税収幅を開拓する意思につきましてお答えいたします。

3月11日の東日本大震災においては、家屋や工場等の損壊、または原発等による放射能被害や風評被害等、これまでにない大きな被害を受けましたが、原発問題などはまだまだ解決の糸口すら見えてこない現状であります。

1次的な被害につきましては、農作物のみならず、さまざまな被害が出ており、被災された皆様に対しては、国や県等より特別相談窓口や特別融資、償還期間の延長、つなぎ資金や特例融資、利子助成など各種施策を展開し、さまざまな支援を行っているところであります。

ご質問のように税収向上と税収幅の開拓につきましては、これまでの企業誘致活動などを初めとして、さまざまな角度で検討を重ねてまいりたいと考えております。

3点目2番、各部局における施策・事業計画の税収拡大や貢献の意思につきましてお答えいたします。

地方財政のキーワードは、地方税財政改革・健全な財政・自主財源の確保であり、財政力の確保の観点から、財政健全の向上が喫緊の課題であり、さらには税源移譲後の徴収率の確保が財政力向上につながる基本的な姿勢であると考えます。

各部局の施策、事業計画としては、商工業や農林水産業の活性化、並びに現在進めている神立駅の周辺整備などを積極的に行っていきたいと考えております。

4点目、市内各産業の震災後状況・中長期対策と湖山の宝ブランド進捗につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、神立停車場線と神立駅前区画整理につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、消防団統廃合の計画公表につきましては、消防長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 島田昌男君。

[市長公室長 島田昌男君登壇]

○市長公室長（島田昌男君）

それでは、古橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

2点目、財政改革の公約決意と基金大幅取り崩しのギャップにつきましてお答えをいたしたいと思えます。

国保特別会計の歳入は、被保険者の負担する国保税のほか、国庫負担金、県補助金、一般会計からの繰入金などにより構成されております。

ご質問にありました、今年度一般会計から国保会計への繰り入れとして計上いたしました4億5152万5000円の内訳については、一般的にルール分と呼ばれる法律や政令において一般会計で負担することとされている給与費、事務費、医療福祉費波及分、出産育児一時金及び国保財政安定化支援事業分、さらには国県の保険基盤安定負担金が一般会計を通じて国保会計に繰り入れるものなどの合計額が2億6592万4000円であり、差額の1億8560万1000円が市独自の施策として国保税軽減のために一般会計から繰り入れを行っているもので、このうち今年度の税制改正に伴い増額となった額は7560万1000円であります。

財政調整基金の取り崩しが前年度より増加していることについては、石岡地方斎場組合の負担金の財源としたためのものであります。

次年度以降と次世代との公平性については、医療費は受益者が負担すべきものであり、制度維持のために受益に見合った負担が求められています。しかし、税の収入率が上がらない中で、医療給付を受けていないにもかかわらず税負担をしている加入者も多数おります。このため、必要額すべてを税負担に求めることは、納税者から制度に対して不公平感を持たれることも考えられます。

税負担の軽減のために、繰り入れについては、加入者間においてできる限り不公平感を生じることのないように、あくまでも調整の範囲として行い、次世代に負担を残すことがないようにしてまいりたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 1時33分

再 開 午後 1時36分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

4点目1番、市内各産業の震災後の放射能を初めとした節電、自粛等による影響と現状の中長期的な対策についてと、2点目の、市内1ないし3次産業における海外輸出入の依存割合、当市ブランド湖山の宝の進捗につきましてお答え申し上げます。

放射線量につきましては、市内小中学校、保育所、幼稚園、公園、市役所庁舎等を定期的に測定し、ホームページ、広報誌等で随時公表しているところでございます。

また、節電につきましては、かすみがうら市節電対策取組計画を策定し、7月1日から9月22日の期間を定め、夏期の電力需要対策を実施しております。

また、8月30日、経済産業省通知により9月2日を最後に電力の使用制限を終了したところでございます。15%節電目標になっておりましたが、市内公共施設の7月分の電気使用量を見ますと、前年同月比で31.5%の節電をすることができ、目標の15%を大きく上回っているところでございます。

また、茨城県内につきましても、7月18日午後1時から2時のピーク時において、15.15%の節電結果となり、県全体でも目標の15%を上回っているところでございます。

なお、産業別、規模別の節電結果を東京電力に確認しましたところ、集計することが難しいとの回答でありました。皆様のご協力に深く感謝申し上げます、引き続き節電に対しましてご理解、ご協力をお願い申し上げます。

福島原子力発電所の事故による農畜産物等の風評被害による被害額は、JA土浦、JA茨城千代田、酪農組合関係、水産加工協同組合、そしてかすみがうら市が東京電力に損害額として3億5000万円請求いたしました。現在、福島第一原発事故収束の見通しがつかない中であり、風評被害損害賠償請求はもとより、茨城県東京事務所、また板橋区の商店街等からの情報をもとに、積極的に各種イベントに参加しまして、茨城の農産物、かすみがうら市の農産物等の安全やおいしさのPRを今後も実施してまいりたいと考えております。

市内1次産業から3次産業における海外輸出入の依存割合については、商工会等により調査しましたが、ほとんど確認できないことから、仮にあっても非常に少ないことと考えております。今後、輸出入についても可能性等を検討してまいりたいと思っております。

新たに新設された震災関連融資では、直接的な被害による売り上げの減少では、2件で3700万円の借り入れ、風評被害等の売り上げ減少による借り入れにつきましては、47件で8億9970万円、合わせまして9億3670万円の借入額となっております。この借入額につきましては、県によりまして、保証料の助成がございました。

このような状況を踏まえ、震災の影響により市内中小企業等の皆様方には、資金繰りの支援措置といたしまして震災関連融資等の借り入れを商工会と金融機関との連携により速やかに対応するとともに、各企業の経営状況や復興状況の情報収集を行い、震災関連融資制度の情報提供に努めてまいりたいと考えております。

4点目2番、地域振興策として事業展開する美味多彩「湖山の宝」発掘プロジェクトは、観光商工業と農水産業の連携における地場産業活性化による地域振興を目指すことで、いろいろな趣旨の政策を推進してきました。中でも地元産の食材の活用は、農水産業振興の基軸となるものであり、特に重点的に推進してきたところで、市内16の飲食店による新たなご当地グルメ「おもてなしハンバーグ料理」の提供や、市ブランド化推進会議が認定した推奨品のPRなど、観光消費

の側面も踏まえて、新商品の開発や地域に埋もれている商品の品質向上に対する支援を強化してきたところでございます。

また、今年度につきましては、かすみがうらマラソンランナー約2万7000人をターゲットに、本市ならではの食材にこだわった弁当を開発し、24年度の大会で販売を予定しております。

また、茨城空港の利活用による国内外に目を向けた商品発掘・開発も有効であると考えております。このため多種多彩な加工品の製造販売に対する支援策の検討、観光業とのタイアップによる体験学習型の地場産業の育成など、他の商品との差別化や販売戦略を研究し、全国に通じる湖山の宝ブランドの確立を目指して積極的に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

○土木部長（大川 博君）

5点目1番、総合病院の移転計画や周辺県道、近隣市道が年次的に整備されている中で、整備計画の現況についてお答えをいたします。

神立停車場線は、昭和38年に都市計画決定されて以来、国道6号から木田余神立線との接合部までの約900メートルが整備され、供用開始されております。未整備部分につきましては、土浦市区域が350メートル、かすみがうら市区域が1,110メートルとなっております。現時点においては、具体的な整備年度は決定しておりません。

当路線につきましては、土浦市との一部事務組合で施行している神立駅西口地区区画整理事業とも関連し、神立駅周辺整備の中で重要な路線と認識をしております。大きな財政負担を伴いますので、今後、神立駅西区地区区画整理事業の進捗状況を見ながら、土浦市と協議をし、年次計画を定め、段階的に整備していく必要があると考えております。このような中で、測量の実施時期を検討してまいりたいというふうに考えております。

5点目2番、本計画路線が整備される場合のさまざまな効果につきましてお答えをいたします。

先ほど古橋議員も触れられていますが、平成20年第4回定例会においてご指摘、ご意見を古橋議員からもいただいているところです。その中でも触れておりますように、にぎわいのある市街地が形成され、土地資産や税収の向上等につながるものと考えております。

神立駅前の渋滞緩和につきましては、神立駅西口地区区画整理事業や神立停車場線の整備により、慢性的な駅前の渋滞緩和が図られることと思っておりますが、将来的には駅西側に集中している通過交通の分散を図るには、駅周辺地区の広域的な交通体系の整備が重要と認識しております。

先ほどおつ野に立地される協同病院の話も出てまいりましたが、その中で広域的な道路の連携を模索してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

6点目、消防団の統廃合計画が公表されずに準備が進められているため、災害時にボランティアの意思を持った団員に不安が募っていることから、計画の公表を伺うについてお答えいたします。

本件の統廃合計画につきましては、平成20年12月に作成し、団幹部会議に議題として提出しており、平成21年2月から幹部役員会にて協議を重ねてきております。21年度に3カ年の期間を定め統廃合計画を作成しましたので、本年度が統廃合の年となります。

事務局で作成しました統廃合計画につきましては、地域性の部分がありますので、各分団の責任者から関係者への説明をお願いし、区長会の総会につきましては、平成22年、23年の2年間説明を実施しております。

しかし、市民の皆様や消防団の末端まで計画が届かなかったことにつきましては、反省しております。今後、統廃合計画が実施される時期には、広く市民の方に広報を実施してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。

まず、市長の公約強行という点についてお尋ねいたします。

まず宮嶋市長にお伺いするのですが、先ほどご答弁の中で議会の定数を減らさせた、ご自身の報酬を減らした、補助金審議会等でこれまでにない形の審査を行ったということでもありますけれども、先ほども1回目の私からの壇上で申し上げた形の中で、選挙公約として行財政改革の断行ということをお断言して市民の皆さんにお訴えになって、その思いが届いて市長に今なられているわけですから、いろいろ各種公約を、石岡地方斎場なども含めまして掲げられておりますけれども、まずそれらの公約に財源がすべて絡んできますから、その財政改革をこのように建て直すのだということ、本来ならば、議員定数削減を迫る前にしっかりとした根拠を示すべきだったと私は考えております。

しかしながら、1年が経過した中でその財政計画の進捗が全然示されてないんですね。本当に財政計画、中長期的に改革として、柱として組み直すという、そういう意思はあるんですか、まずお尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

就任以来、財政改革には一生懸命取り組んできているところであります。こういう3月11日という非常に今までにないショックがあったわけですから、さらに踏み込んで進める必要があると考えておまして、そういった成果は徐々に出ていますと私は考えております。

細かい数字等についてもし必要であれば、決算審査等でも十分ご審議をいただけるのではないかと思います、どこの部分が必要であるということであれば、お示しをいたしたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私はまず財政計画を示すことが先ではないかということで申し上げているんですね。財政計画を再度つくるには時間もかかりますから、それと並行してまずは歳出削減に取り組むという、ある意味合理的であろうということは理解できます。しかし、1年たった中で、財政計画の方針、ビジョンすらも示してない。ただ、財政破綻するんだと、あれほど選挙で訴えられた形が1年たって何も成果品がない。ただ、石岡地方斎場の負担金を出さないとか、いろいろ各方面で、消防署を統合するだの合理化を訴えられていますけれども、トータルの財政計画で、いつ大変この財政が厳しくなるとか、地方交付税がいつ縮小の形になるから、こういう痛みが伴うんだとか、まずはそういう財政計画が柱になるんだということで私はお尋ねしているんです。

財源なくして政策なしという我々にとっての言葉がありますけれども、財源を明らかにしないまま、石岡さんなどにも、それは出せないんだと。だから、理解いただけない部分もあると思うんです。本当に市民の皆さんに財政破綻するんだということでお示しするつもりは今後もないんですか、お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今現在、もう既に財政的には、国の破綻を受けて、実際上もう地方交付税もまともに出せないような状況になっているわけですから、本来の意味での地方交付税あるいは譲与税とか、そういったものを含めて出せない状況になっているわけでありまして、それを受けている我々の地方財政というのは非常に厳しいものがあるわけです。本来であれば、交付税でもらえる去年、22年度についても9億何がしですか、それが臨時財政対策債ということで置きかえられちゃっているわけですから、本来これは国が振り込んでくるべきお金なんですね、もともとは。それが民間で言えば手形みたいな形になっているわけですから、これは現実的には破綻状態にあるのではないかと私は認識しております。それをそういう手形、手形という形で覆い隠しているわけですが、それは計算上のことであって、実際上はもう追いついてない状態であると。ですから、一生懸命少しでも歳出削減に取り組んでいかななくてはならない。また、税収あるいは歳入増に取り組んでいかななくてはならない、そういうことだろうと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ということで、財政計画は今後策定する意思はあるのですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

財政計画というのは、既に総合計画や3カ年計画の中でうたわれていると思います。その中に、細かい数字を入れるということは、これは従来もしてないことでありますし、そこに細かい数字

を入れたところで、あんまり意味がないのではないかと思います。従来もそうやってやってきたわけでありまして、今の段階ではまだそういうことは考えておりません。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの財政計画については、大きな計画の中で、総合計画とか、そういった中ではありま
すけれども、そのときそのとき、そのときといいますか、年度の政策の中で予算等の積み上げ、
そういった中で進めているようなところで、一つ一つの詳細の財政計画というのはありません。
大きな中の財政計画ということでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の市長と市長公室長の答弁を聞くと、選挙であれほど財政破綻、危機的状況だと言いな
がらも、特段財政計画、新たに策定する意思はないよということなのかなと理解しました。市長は、
今まではそんな財政計画をつくったことないということでおっしゃっていましたがけれども、私も
1期目のときに財政計画、財政課のほうからお示しいただきまして、その中で合併特例債を見直
したという明らかな経過もありますので、その辺は申し添えさせていただきます。

再度お尋ねしますけれども、選挙のときに再三財政破綻、夕張市の二の舞になるんだとい
うことで、市民の皆さんにかなりお訴えになっておりましたけれども、ここに、手元に「市町村早
わかり」ということで、市長がよく言うようにですね、県内44市町村の中で何番目だということ
で、さまざまな統計データを用いて、それを根拠に政治団体の活動のほうもされていたと思うん
ですけれども、ここに最新版、23年3月発行の茨城県の統計の資料があります。その中に実質公債
費比率、これは3カ年の形の中で平成21年度を基準に出したものがあ
るんですけれども、まさしく前回の市長選挙のときの数字だと思
うんですけれども、三百四十何がしの市債があるということ
でお訴えになっておられましたけれども、21年度の実質公債費負担比率、県内何番目ぐら
いに位置しているということでご認識されているか、ご答弁いただければと思います。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

お答えを申し上げます。

ただいまの県内44市町村の中の公債費負担……。

○議長（小座野定信君）

簡単に答弁してください。

○市長公室長（島田昌男君）

はい。

公債費負担比率なんです、22番目になっております。

[「それは何年度ですか」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（島田昌男君）

22年度です。これは速報値でまだ県の途中経過といたしますか、22年度の数字でございます。
以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

その44市町村中23番目というのは間違いないですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

44市町村中の公債費負担比率は22番目です。
以上です。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時02分

再 開 午後 2時09分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

それでは、ただいま資料ちょっと遅くなって申しわけございません。実質公債費比率ということで、速報値でございますけれども、かすみがうら市の場合は、県内で……。

[「何年度？」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（島田昌男君）

22年度です。22年度の最新版でございます。44市町村の23位で11.7ということになっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、休憩時間中のお話の中で意味が理解できたわけではありますが、いわゆる財政シミュレーション的なものを私が就任してもう1年になるんだから塗りかえたのかという仰せだというのがよくわかりまして、幾ら私が独断専行といえども、総合計画の見直しから、後期計画を今見直しをやっているところでありますが、ある程度の事務手続はやっぱり必要でありますから、後期計画の見直し、さらにその中で3カ年計画、さらには単年度計画ということで財政シミュレーションはしているわけでありまして、それは今年度中には大体後期計画はできるわけでありますから、その中で後期5カ年のものは、大まかなものは出てくると思います。そういうことでよろしいで

しょうか。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

先ほど暫時休憩の中のご答弁より大変慎重な形になりましたけれども、先ほどは、私、市長の立場でも早々に総合計画などを変えることはできないというふうなご発言をしていたと思うんですけれども、それは間違いないですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

簡単に変えることはできないと思います。恐らくおっしゃるのは単独整備のことについてのことであろうと思いますが、それはそういう方向性がはっきりした段階で、今後期計画に入れるべく作業を進めているところでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

先を読んでお答えいただいたかと思うんですけれども、先ほど市長公室長から22年度ということで、23番目ということでおっしゃいましたね。22ですか。22番目？

○市長公室長（島田昌男君）

23番です。

○5番（古橋智樹君）

23番目ですね。11.7ですね。ちなみに、先ほど、戻りますけれども、市長選挙のとき、21年度、これが、かすみがうら市、指標値が12.1で28番目だったんですけれども、数値が借金の比率が小さくなったのに順位が上がったというのは、どういうふうに市長公室長、ごらんになっておりますか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

実質公債費比率について、合併特例債とか、そういった部分が償還が、3年据え置き償還が、据え置き期から償還時期に変わってきているのも原因かと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私はほかの市町村がより実質公債費の率が減っているということとしてご答弁をもらいたかったんですけれども、私もそこを精査しているわけではないので、市長公室長なら把握しているかなということでお伺いした次第です。ただ、今のご答弁では何もわかりませんでした。

話は戻りますけれども、22年度で23番目、21年度で28番目に位置する、これでも財政破綻、喫

緊の財政破綻の状況であったのでしょうか、市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今の国家財政も含めて、それに大部分の財政を国の財政に依存している私どもかすみがうら市なんかは、これはもう世界一ですから、現に現象としてイタリアとかスペインとか、北欧とか、そういう形で財政破綻、完全に財政破綻という形としてはまだ見えてはいませんが、数字的にはもう完全に財政破綻の状態だと私は思っております。これは国際的に見ても、世界一の水準でありますから、国家財政、地方財政を入れた、いわゆる比率ですね。収入、歳入に占める比率が世界一の水準であります。それを何が支えているかといったら、いわゆる自国民の預貯金、そういったもので支えているから、外国に依存していないから、まだ内部で虚構的にやっていると。だから、野田総理が言ったように、いわゆる国家的詐欺行為だと。虚構的にやっているから国家的詐欺行為だという言葉が出てくるんだと思います。虚構なんですよ、一つの虚構。蜃気楼みたいなものだ、そういう話だと思います。だから、これを私はもう既に財政破綻の状況だと、そういう認識をしております。しかし、現実には虚構でありますから、まだつながっているわけですね。追い銭というか、まあ追い証みたいなもんだね。追い証、追い証でつないでいる、そういう形だと私は思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういたしますと、市長からいたしますと、このかすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率、こんなのは全然参考にならないということですか。これをもとに国や県はいろいろな交付税の算定をしているかと思うんですけども、これは全く当市の財政状況をあらわしていない、そういうふうに解釈してよろしいんですかね。お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、日本で基準にしている健全化比率であるとか、そういう基準というのが国家的に見れば一つの虚構であるという大きい話を私はしているのであって、大きい話をしているんです。だから、今、健全だから、今の虚構的な数字の設定によって健全だから、何の心配もないのだということは、それは認識が違うと思います。それは話の、何というんですか、いわゆるスタンスが全く、別のところに立って見ていると。国際的なグローバルに見ているか、それとも井戸の中だけ見ているかの違いだと思います。だから、井戸の中だけ見ていると、それは健全だという、それが一つの健全化比率の数字だと思います。でも、それはもっと国際的にグローバルに見れば、もう破綻だと。国民もみんな、あるいは内閣総理大臣まで国家的詐欺だと、後世に負担を残す国家的な詐欺であるという言葉が出てくるんだと思います。だから、スタンスの違い。視点の違い、そういう視点でやっぱり自分らの財政を見ていかないと、私は大きく誤ると思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長の言っていることもわかることはわかるんですけどもね。わかりますけども、ただ、我々、執行部も含めて議会は、よりどころが必要なんです、市長が事業の見直しをするということで。そうしますと、そういう虚構という形を根拠に事業の見直しを認めますということ、それを市民に説明できるんですかね。できませんよね。ですから、私は宮嶋市長がそれほど虚構という形をよりどころにするのであれば、この財政健全化判断比率、これに値するような独自の財政計画をつくってほしいということを申し上げたんです。けれども、市長は特段やらないよということだと思わなすけれどもね。

時間もなくなりますので、もうちょっと再質問的なものをお伺いしたいと思います。

そういった中で地方交付税が減っていくというようなお話がありました。これまでも地方交付税が合併特例債の措置として返ってくる保証もないのだということをお伺いしたんですけども、そうは言いつつも、単独斎場は合併特例債を財源としてお考えになっているんですけども、私からすると、大分ご都合がよろしい話に聞こえてくるんですけども、そのあたりの解釈というのは、適宜やっているということなんでしょうかね。お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ですから、申しているとおおり、現実の財政運営は、日常の財政運営は、現実に対応してやっていかなくちやならないわけですね。今の制度にのっとって、虚構の上であっても、それを認識しつつきちんと、これは虚構だよと、だけど、その虚構の中身をよくわかった上で、その虚構を利用していかないと、今は日本全体がそういうことになっているわけですから回っていかないですね。しかし、より大きな、グローバルな視点というのは絶えず持って財政運営に当たっていかないと、あるいは市政に当たっていかないと、大きく見間違ふよと、そういうことです。これは今の制度がこうなんだから、この制度を全く信用して乗っかっていっていいんだということには絶対ならないと私は思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

我々もそういう基準の中で賛成しろということでご提案いただいても、賛成できないのが正直なところなんです。ですから、財政計画をつくれればよろしいんじゃないですかということを、提案も含めて言っているんです。市長自身がパソコンを構えてやるわけではないんですから、市長公室長に財政計画をつくらせろと言えいいだけだと思わなすけれども、それも特段お考えはないということで理解したいと思います。

幾つかそういう状況の中で、選挙の中で掲げていた公約を、私は強行しているということでこのたび質問していると思わなすけれども、市長ご自身として、議会から反対の決議なども含めて出ている中で、その決議も特段真摯に受けとめずやっていること、これは強行だと思わなすけれども

も、ご自身として公約を強行しているというご認識、感覚とか、そういったものはあるんですか、お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

さっきのお話にちょっと戻りますが、いわゆる財政シミュレーション的なものですね、5カ年計画あるいは3カ年事業実施計画、その現実的なものが単年度の予算になるわけですが、そういったものは、当然後期計画の見直しの中で出てきますから、それをやらないということは全然私は言っていません。古橋議員がさっきから私に言っているのは、市長になったんだから、それも無視して新しくつくっちゃえというお話、それはできないというお話を申し上げただけでありまして、誤解のないようお願いしたいと思います。

それから、政策の強行云々の話ですが、私は政策を強行しているとか、そういうつもりはありませんで、これは一人でできるものではありませんし、議会が同意してくれないことにはできないわけでありまして。ですから、私が提案をして、議会のほうがそれにいいとか悪いとかという判断をしていただくわけでありまして、そういう手順で今までもやってきています。私にすれば、皆さん、何人かの議員さんにすれば、宮嶋が出している議案は少し強硬だと、こう印象をお持ちなのかもしれませんが、私にすれば、皆さんの決議案が、これは強硬だと、そう思っているわけでありまして、例えばここ数日間の質疑の中でだんだん明らかに私もさせていただいておりますが、五輪堂橋の決議文であるとか、要するに事実に基づかない、そういった決議文というのは、これはかなり強硬だなと私は認識をしておりまして、お互いに大分隔たりがあるとか、ねじれがあるとか、今のところ、そういう状態ではあるかと思いますが、これはまだ1年間のおつき合いでありますから、今後、徐々にご理解をいただくような方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

どうもかみ合わない形になっておりまして、私もこのことばかりじゃなく、市民のために論議したいので、ほどほどに先に進むほかないのかなというふうに市長の答弁からは察する次第でございます。

先般の全員協議会の中も含め、諸先輩方の質問の中でも新聞報道さまざま、単独齋場に関しては報道をなされておりますけれども、それがよい評判を得ているというようなご答弁がありましたけれども、その割合というのは、どのぐらいにお感じいただいているんですかね。私は批判のほうが多く、いろいろ選挙の絡みもありますので否定しているような評判のほうが多いと思うんですけれども、本心で本当によい評判のほうが広域的にもあるんだということでご認識されているのかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は短期的なというか、いわゆる何というんですかね、人気取り的な評判で短期的に動く気はもともと持っておりません。ただ、今やっていることが市民に評価されることだとは私は信じてやっているわけでありまして、その斎場のことについて言えば、私は選挙戦のときに火葬施設だけをつくれれば10億以下でできるんだと。選挙中は五、六億と申しておりました。現在地に火葬施設だけつくれば五、六億で済むんだと。かすみがうら市の負担金は、そうすると、1億5000万ぐらいなんだよということで選挙中は申しておりました。

そういう信念でスタートしたわけでありまして、就任のときにはほぼ6町歩という土地が購入、2人ほどの地権者が残っておりましたが、それも就任して2カ月ぐらいの間に全部判こがもらえて土地が買えた。そういう中で現実的に5億、6億でという現在地での建てかえというのは不可能になってきているわけでありまして、そういったことを踏まえて、今ずっと交渉してきたんですが、あとは先般来お話ししているとおりであります。

そのことについては、まだ現在進行形でありまして、6月6日に一たん単独施行ということで動き出したわけでありまして、7月1日以降のお話で、少し変な形にはなっておりますが、まだまだいろんな選択肢はあります。その中には3市施行ということも入っておりますし、きのうの田谷議員のご質問のように警察も農協も土浦なんだから土浦に行ったらどうだという話まで出てくるような始末でありまして、また混沌とはしておりますが、基本的には市民の、いわゆる市民からお預かりする税金を最大限有効に市民のために使っていく、そういう基本的なスタンスで市政に当たっていきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

特段ご自身の新聞発表も含めて評判について見解はなかったようではございますけれども、私が察するには、敵半分、味方半分というようなことでとどめたいのかなというふうに、ご自身の選挙の票数も含めて、そういう形がありますので、全協などの説明の場において評判がいいんだというようなご意見もいただいているんだという、激励もいただいているんだというお話がありましたけれども、私はもっと評判の感覚を正しくご認識いただいて事業を強行することなく、弊害もつくり出さずに、利益を市民のために目指して運んでいただくよう努力していただきたいということを申し上げます。

続いて、公約の強行にも絡んでくるんですけれども、市長として、私はこれまでの単独斎場も含めて、意思決定方法というのは非常に独断であるなということをご指摘させていただきたいなと思います。本来であれば、こういう計画をやりたいんですけれども、執行部の皆さん、どうですか、議会の皆さん、どうですかとやってからマスコミに発表するのが筋だと思うんですけれども、どちらかというと、勢い余って管理者会議の後に一方的に、我々も知らずに市長の頭の中の考えを発表されているようではございますけれども、その一方的に発表されている形と、正式に市民の方も含めて、執行部ももちろん納得させて、議会も納得させて、それからご自身のやりたいことを切実に思いを伝えて、それから発表するという、これが本筋だと思うんですけれども、このことについてはいかがですか。今までの発表の事業の展開、今回の定例会の中に幾つかありましたけれども、神立消防署の形に委任しての統合も視野に入れているんだとか、あとは、今回上程されて

いますけれども、教育委員会にあじさい館の仕事を事務委任して、行く行くは霞ヶ浦庁舎をあけて何かやりたいんだって、これ全然執行部の中でも協議していない形ですね、そこまで。ましてや、我々議会もこういう形でやりたいというご相談も受けていない。それでいきなりそういったマスコミの形の中であつたり、答弁の中でこういうことをやりたいと急におっしゃっているかと思うんですけれども、それでも道義的な筋が通っているというふうにおっしゃるんですか、お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

政策の遂行に当たっては、予算をご審議いただいて、その予算の中でいろいろ運営をしていくわけでありまして、ですから、基本的には補正予算も含めて、予算の裏づけがないと、一部専決を除いてはできないわけでありまして、基本的には執行権の中で予算運用を図っていくと、そういうことだけでありまして、ただ、政策の変更とか、そういった大きいものについてはリーダーシップを発揮していきたいと。そのリーダーシップについては何も恐れることなく、大きい行財政改革に向かって、市民の皆様には選挙のときにお約束した方向で進んでいくと、そういう大きい方向は持ってはおりますが、現実的には議会の皆さんとこういったやりとりの中で事が進んでいくんだろうと、こういうふうを考えております。議会がないわけではありませんから、議会があるわけですから、当然執行部の内部でも協議もしますし、議会の皆さんにも相談していかないと事は進まない、そういう現実には十分踏まえているつもりでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長はご就任時の施政方針の中で、盛んに一致団結という言葉を用いられていました。ところが、1年たってみましたが、この一致団結ですね、何か一致団結したものはあるんですかね。我々も3月11日の東日本大震災の中では、多少は譲歩して予算を確定しないことには市民にご迷惑がかかるということで、こちらから歩み寄っている部分も多いにあるかと思えます。そういうことも含めて、今後、そのご就任時の一致団結という言葉は一体何だったのか、ご説明いただければと思いますけれども。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

一致団結ということはもちろん極めて大事であります。しかし、くそもみそも一緒という話もありますし、やはり一致団結の中には、きちんとした整理をして、正しい道に進んでいく、そういうことが必要であろうかと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今のご答弁とその前のご答弁を踏まえれば、やはり宮嶋市長も人間であったのかなと少しは感

じたいところです。ですので、ぜひご計画は、執行部はもちろんのこと、市民のさまざまな角度の意見ももちろんです、ぜひ議会と相談してから報道発表などはやっていただきたいというふうに強くお願いします。

続いて、なかなか2つ目の質問に移らず失礼いたしましたけれども、市長公室長の1回目の答弁、私が全然今回の質問に当たってご相談をさせてもらっていませんから、結果としてお門違いのご答弁をしていたようですけれども、私も一応文教厚生委員会の、今委員長をやっていますので、そういった中で、川島部長からも国保の繰り入れの財源内訳表とか、こういう書類ももらっております。私はそういう答弁をまず取り組むということが非常に消極的だというふうに指摘させてもらいたいなど。私がなぜこういう質問をしているかということに全然お考えにならないで答弁をつくられたと思います。今後は、市民の代表として我々が選ばれている以上は、その代表がどういうふうな考えのもとにこの質問を出してきたということをよくお調べになってから、今後は取り組んでいただきたいと思います。

その中に今回の財政基金の取り崩し4億5000万ほどですか、その中で、先ほど島田市長公室長の答弁の中でありましたけれども、石岡地方斎場の負担金の財源、それから予備費というような形ですけれども、これは震災前からこの金額を上程されていたわけですけれども、なぜゆえにこれだけ取り崩したのか。1つは、察するところは、いろいろ経済情勢が悪くて、税収もなかなか実効性が鈍いというところもあって、資金繰りの現金が欲しいということはわかるんですけども、そのほかの意図、石岡地方斎場の財源として置いたというのは、これはどういうことかご説明をいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この基金取り崩しは、もともと石岡斎場の建設工事費があったわけですね。いわゆる予備費に入っていたわけですね、最初。議会のほうで組みかえて建設費に回したわけですね。予備費に入っていた1億6000万、一億六千何がしなんですけど、それを議会のほうで組みかえたわけですね。歳出だけを斎場建設費に回したわけですね。通常は予備費というのは、まあ3000万ぐらいですね、通常当初予算で計上するのは、それを2億、1億9000万でしたか、あれ最初のときに。そうですね。1億9000万。で、何でこんな予備費を計上するんだと。その予備費に見合うものが基金から取り崩してあったわけですね。1億6000と単純に言いますが、1億6000万が斎場建設費に行く。そうすると、今度は歳入側で合併特例債が、5%という少し半端はありますが、合併特例債が1億6000万入ってくるわけですね。入る計算になるわけですね。歳入側に1億6000万、歳出側に斎場建設費と。それでバランスするわけですね。

ところが、今現在は斎場建設費だけが1億6000万いっちゃっているから……、わかりますか。合併特例債はまだ借りてない、合併特例債は全然今のところ、当てにしていないわけですから、だから、基金からとりあえず1億6000万がいくことになっているわけですね。ですから、斎場建設費が今度なくなりますから、基金の取り崩しもなくなるということになるわけですね。ですから、本来の基金は全然減らないと。形の上で減っているわけですね。わかりませんか。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

まず1つは、いろいろ国から地方交付税の特例債制度における措置は、当てにしないと云いながらも当てにしているということ。それが本当に従来どおりの計画としてやるならば、特例債の制度を申請して起債を起こす。しかし、今回は石岡地方斎場の計画の見直しを迫っていた形で予備費として上げたので、とりあえず基金として出る・入るをそろえたということだけですね。

○市長（宮嶋光昭君）

そうそう。だから、両方とも減ってないんです。

○5番（古橋智樹君）

わかりました。私はそういう基金の使い方を、かつて出島村長時代も大分私も昔のピラを見せていただいたことがあるんですけども、村長時代はかなり基金を取り崩して、そのまま決算として穴埋めできずに減っていったのを見たことがあるんですけども、そのときと今の切り崩しとは違うということでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

村長時代にちょっと基金がどうなっていたかというのは、今記憶は定かではありませんが、その当時は、財政が全然今と違いまして、年間の財政規模の、要するに私の記憶によりますと、1年間の財政規模、当時出島村の1年間の財政規模と借入金残高は、借入金残高のほうが少なかったんです。基金の残高は、一般会計の財政規模の半分ぐらいあったかなという感じがしています。もう今の財政状況と全然違います。ですから、基金はそのときそのときによって、出たり入ったり、出たり入ったりしている、一方的に取り崩したという思いはありませんが、その後、私のときはまだバブルのちょっと悪くなり始めのころで、まだ税収はほとんど落ちてない時代です、私の時代は。その後、今度、私の後任者の時代になって、もう雪だるまが、野田さんの話をかりれば、雪だるまが坂道を転がり落ちるようになったという状態であります。

ですから、私の出島村長時代は今言ったようなことでありまして、ちょっと定かではありませんが、今、本題は何でしたっけ、基金が、言っているうちに本題を忘れてしまった。

○5番（古橋智樹君）

村長時代と、今の取り崩しはどういうふう違うのか。

○市長（宮嶋光昭君）

今回の基金取り崩しは、基金、今、財調基金は6億ぐらいでしたっけ、今4億だね。取り崩しが1億6000やったから、だから、5億6000ぐらいのやつを4億に。

〔「ことは4億5000です」と呼ぶ者あり〕

○市長（宮嶋光昭君）

4億5000。いずれにしても、四、五億なんですけど、5億前後のやつから、とりあえず5億基金がありますね。その5億の基金の中から1億6000だけをとりあえず予備費に回しておいただけなんです。その予備費は、斎場問題が解決すれば、斎場の建設費に1億6000万が行って、基金の取り崩しはもとに戻して、予備費から基金のほうへ戻して、5億へ戻して、それで合併特例債を今

度充てると、そういう仕組みになっていたわけです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今のご答弁を聞いて、ぜひ財政計画をおつくりいただきたいなというふうに改めて思いました。私からすれば、村長時代も今も同じような感覚でお使いになっているかなというふうに思います。そのあたり、今後議会の立場としてよく注視してまいりたいなというふうに思う次第でございます。

さて、もう一点、この中で②番でお尋ねしましたのでお伺いしますけれども、宮嶋市長の選挙公約というのは非常に社会保障が強い形になっております。ともすれば、我々現役世代の中で、その貴重な財源を先行して使ってしまうというふうに私は思う次第でございます。法定外繰り入れだけでも、ご答弁であるとおり前年に比べて六千何百万ですか、7000万さらにふえているわけですね。今ますます医療費がふえている中で、これに合わせてどんどん使った場合、非常にこういった1億近い形でどんどん減っていきますと、積み立てが全然間に合わない。いざまた何らかの災害があったときに資金繰りができない、問題があったときにほかの会計と調整することができないというふうになると思うんですが、その公約の、先ほどの強行も含めて、過度に近隣市町村並みにすることで今後我々の次世代に貯金を減らして借金しか残さなくなってしまうのではないかと危惧するわけですが、今後、この国保に限らない話なんですけれども、法定内繰り入れ、さらには地方交付税が減っていく、そういう中でどういうふうに、財政計画もおつくりにならずにどうやって、今後私らも判定すれば迷うところなんです、市長として今後どのようにやっていくんですか。医療費がふえていく中、お年寄りもたくさんふえる、ますます持ち出しをどんどん使ってしまう。だからこそ、私は財政計画が必要だと思うんですけれども、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ようやく話がかみ合ってきたというか、古橋議員にも今の財政状況が非常に厳しいのだということをおわかりいただいたようでありまして、ようやく同じ土俵で話ができるようになりました。そういう中で、あとは限られた財源をどこへ配分するかの話になるわけでありまして、ことし国保のほうへ昨年よりは七千何がし多く一般会計から繰り出すと、こういうことをお許しいただきたいと思いますが、あくまでもこれは予想、予定であります、そういった中で、じゃ、歳入もきちんと確保していくよと。いわゆる滞納整理とか、そういったこともきちんとやっていく。さらには、むだな支出は一銭たりともやらないよと、そういうスタンスで財政運営をやっていく。そういう中での斎場の対応であるとか、あるいは人件費削減、補助金、事務事業の見直しと、こういうことが対応していくわけでありまして。

○議長（小座野定信君）

宮嶋市長、ちょっと質問の内容と答弁の内容がかみ合っていないようですが。

○市長（宮嶋光昭君）

そうですか。財政シミュレーションの話も今出されたので、財政シミュレーションもそういう中でことし、繰り返しになりますが、5カ年計画の見直し時期に当たりますので、あわせて3カ年事業計画と実施計画とあわせて見直しをしていくと、そういう中で財政シミュレーションも変更をしていこうと、こういうふうな考えでおります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういうことで、次世代に借金を残さないという形の中でぜひ掲げられている社会保障にも取り組んでいただきたい。

そこで、1点お伺いしますけれども、財政計画、いつできるか存じませんが、国保がこれだけ大変な財政の中で課題であるということですから、国保の財政基金を設ければ、私の質問ももっと、こんなに面倒なことにならずに聞くこともできるんですが、国保の財政基金、かつては霞ヶ浦町もあったんですか。そのことも含めて、ほかの社会保険等の方々にもお示しができるような形で基金としてやりくりすべくご検討いただくべきだと思うのですが、市長でも、市長公室長でも市民部長でも結構ですので、ご答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

合併前は旧霞ヶ浦地区は多額の国保の基金を持っておりました。しかし、そういうものも、今はほとんどゼロに近い状態になっておまして、この国保については、私どもは今かすみがうら市だけで運営をしているわけでありまして、しかし、一つの町で、一つの市で、いわゆる一つの自治体で国保を運営すること自体に問題があるわけでありまして、これは国家的な規模で議論していただく必要があるわけでありまして、ここそういう議論がちょっと低調になっております。それどころじゃないもっと大きい問題があるわけで、そこにいかないんでしょうが、少なくとも茨城県単位ぐらいの国保の会計規模というのが必要ではないかと。いわゆる短期的に変動が非常に多い、そういう状況、またほかの社会保険とかに比べると、あるいは公務員の保険制度なんかに比べると、非常に構造的に医療費が高くなる構造上の欠陥を抱えているわけでありまして、こういった問題にもやっぱり国家的に取り組んでもらう必要があるかと考えております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ぜひ国が動くまでの間は、財政計画として国保の運用を市民にお示しできるようシミュレーションをしていただきたいと思います。

続いて、3つ目の復興の今こそ税収幅拡大を目指す意思について再質問いたします。

3月11日の震災の中で、市民も含め、法人も含め、非常に厳しいやりくりをしているということは、市長もご推察いただいているかと思うのですが、そういった中で、非常に納税相談のほうも、そういった厳しい状況の中、あれだけの納税推進課の人手をかけながらも、なかなか相談しがたい状況であるかと思われるのですが、今、その納税の状況というのは、例年並

みなんですか。それとも震災の影響を受けて非常に相談しにくい状況なのかお尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいま古橋議員のご質問ですけれども、たしか資料をつくったような覚えはあるんですけれども、手元にないものですから、覚えている範囲で、近々といいますか、8月末あたりの収納状況を見ると、昨年度に比べると、一般あるいは法人等の状況は多少落ち込んでいるような気がしております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

この状況は経済情勢もこれまでの形も踏まえれば、そういう状況かなと察しているところあります。さらに、今後、円高の不況も加わりまして、市民の中にも多数所得が下がってしまうような方もおります。ひいては当市の税収も落ち込む、そういう中では本当に、再三しつこくなってしまうのですが、財政計画というのがいま一度ここで必要なものであるかなと思うわけでございます。

そういった中で、現状の税制度、市税の制度、その中をぜひ見直していただきたいということを一つご質問させていただくんですけれども、市役所の税務関係の職員の人手もありまして、従来の制度を変えるととってもなかなか難しいかもしれませんが、税収が落ち込む中で、いかに今の制度の中をうまく現況に合わせて動かすことができるかということで、納期、これはかつて私も1期目のときに質問したことがあるんですけれども、今、大体二、三カ月分を1回に、全納でなければ納めていると思います。それが月当たりになれば1万になるものが3万、4万、5万という形になっているのが実態だと思います。こういったまとまった金額になりますと、いざ払おうと思っても大変な負担で、自分自身としても非常に消極的な思いになってしまうわけでございまして、もし納税推進課のこれまでの震災前の形で歩けるのならばよろしいのですが、こういう震災後の消極的な中では納税推進課が十分に力を発揮することができないと思います。そういうことで、納期を、例えば10期に分けているものを12回にするとか、そういった方法もぜひ考えて、場合によっては、私が前回の定例会の中でも申し上げたとおり、震災後の中で非常に皆さんが被害の補修の負担が大きいということで明確に納期を先送りする、ましてや財政調整基金は例年になく大きく取り崩しているわけですから、そういう中で運用していく、そういう工夫が必要だと思うんですけれども、今、市民には、実務的な機能よりも精神的な部分でバックアップするということが非常に大切だと思います。そういう意味では、月々にしていただいたということで、少し仕事に励もうとか、そういう思いにもつながると思います。

そういうことですので、ぜひ制度の中でご検討をする余地はあるのか。なかなか難しいことだと思いますので、市民部長は答えできないと思いますので、市長にご答弁をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

納期につきましては、延納、納期の延期等は震災に伴って国と地方でやったわけでありますが、さらに納期を細切れにしていくと、そういった方法もあるわけでありまして。税務当局のほうとよく相談をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、ただいまの古橋議員の質問にお答えします。

まず、現在、固定資産税、あと住民税、市・県民税については、年4回という制度がもう決められていますので、ただ、特別徴収、すなわち勤めで会社のほうで天引きする方は年12回というような引き方ができるような状況です。あと、軽自動車税については年1回、それと、一番先ほどから話題になっています国保税、これについては毎月資格算定等を行っておりますので、極端に言えば12回ということも可能だと思います。今現在、かすみがうら市は、本算定までの時期について2回というような形で取っておりますので、9回という制度でやっております。以前、霞ヶ浦町ですと、たしか6回だったと思います。そういう内容です。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

あと、私も普通徴集で納めていることが多いんですけども、今、働けど働けどなかなか金にならない、この景気の悪さの中ですので、私も結構うっかり納期を過ぎてしまったようなものも、お恥ずかしながらありまして、そうすると、すぐさま100円の督促料がいや応なしにつくわけでございまして、通常ほかの公共料金ですと、1回、今度いつまでに払わないと、次から督促料が加わりますよとか、そういう形になっているかと思うのですが、当市の公共料金は、一回期限を過ぎたら、もういや応なしで100円が載るわけでございまして、非常に私も、幾らなんでも、うっかり忘れたんですから、100円は高いなと本音は思いますので、そのあたりもクレーム等がありましたら、十分ご説明できたり、今後、それが改善しているような先進事例がありましたらご検討いただければと思います。

また、この税収幅拡大の質問の中で再度お尋ねしますけれども、今市民の皆さんから固定資産なり所得税なりをいただいている中で、当市は、例えば隣の土浦市に比べれば、固定資産の割合が大きいわけでございまして、その中でもやっぱり所得税が景気によって浮き沈みがあるわけでございます。市の行政サービスとしては、市民の皆さんにたくさん所得を得ていただければ、当市の税収もプラスになるわけでございます。そういった中で、先ほどご答弁の中で環境経済部門と土木あたりとして税収幅拡大として事業をより精査検討してみたいというような答弁がありましたけれども、私は以前から申し上げておおり、福祉部門も、前回は生活保護関連のことだけにスポット的にお尋ねさせていただきましたけれども、例えば延長保育をやれば、さらにお父さん、お母さん方は働けるわけですね、子どもに接する時間は減りますけれども。そういった中で所得がふえるということ、ひいては税収にもつながる。

ですから、1回目の質問で言ったとおり、福祉部門に限らず、総務部門も、ほかの部門もぜひ
税収向上のために、いま一度ご自身の担当のお仕事がどういうふうに税収向上につながるかとい
うことも思っただければというふうに願うわけでございます。

それで、市長の答弁だったんですか、税収幅拡大というと、単に企業誘致ということがあっさ
り出てくるんですけども、それは法人関係は非常にどこも厳しいです。単に企業が来れば法人
税が入って、建物の固定資産が入ってということで大きいかもしれませんが、やっぱりそ
ういう企業誘致にかかわらず、個人のご自宅、そういった開発がふえれば税収が入ってくるわけ
ですから、これまでの常套句のように企業誘致に頑張りますということなしに、ぜひ頑張って市
役所として、この厳しい経済情勢の中で頑張っていたいただきたいということをお願い申し上げまし
て、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時09分

平成23年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第5号

平成23年9月7日(水曜日)午前10時01分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

- 日程第 1 議案第52号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第48号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について
- 議案第49号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第50号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第55号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

日程第 3 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第52号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第48号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について
- 議案第49号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第50号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第55号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

日程第 3 休会について

開 議 午前10時01分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 議案第 52 号

○議長（小座野定信君）

日程第 1、議案第 52 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

説明をしていただいたんですけども、なかなかわかりにくいところがあるんですけども、これは、今現在、かすみがうら市は小学校 3 年生まで県に準拠してやっていると。ただ、自己負担分は、外来は 1 日 600 円、入院が 300 円と聞いておりますけれども、この自己負担部分は、今現在はどういう形になっているか。償還払いになっていると聞いていますけれども、現物支給なのか償還払いなのか、それをまずお聞きしたいのと、今回出させていただきましたけれども、所得制限を撤廃するというふうにも判断できるんですけども、所得制限が撤廃された場合に、どれだけ対象者が拡大されて、その分がどのぐらい支出がふえるのか、それを教えていただきたい。全体として市税が、この部長がつくった中身だと、前は 8126 万だったのが、今回、計算をすると、国民健康保険の階層別だと 3035 万程度に積算されると。なべて考えると、4740 万であろうと、国民健康保険以外のものも入れてこういう形になるだろうということなのかどうか、その点を確認したいと思います。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの佐藤議員の質疑にお答えを申し上げます。

まず外来自己負担金のかすみがうら市の制度の扱いですけれども、先ほど佐藤議員が申しとおりましたように、一般の外来負担金、通院という形になると思いますけれども、その際は 1 日当たり 600 円を県の制度としてご負担いただくようになっております。かすみがうら市においても、県同様、一月当たり 2 日を限度としておりますけれども、月 1,200 円を限度でご負担いただく。なお、そのご負担いただいたものについては、後日、償還払いということでご父兄の方、あるいは保護者の方に市のほうから振り込んでいるという形です。

なお、入院の分、1 日 300 円で 10 日を限度というのが県のほうにございますけれども、かすみがうら市では、入院の分についての 300 円は、現在、実施しておりません。

あともう 1 点、所得制限の関係ですけれども、所得制限につきましては、この前、8 月 24 日の全員協議会でお配りしております一部改正条例案の説明資料があると思いますけれども、1 枚目の一番下にある……。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前 10 時 07 分

再 開 午前10時10分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

まことに申しわけありませんでした。ただいまの所得制限にかかわる関係ですけれども、今回住基人口、年齢等の構成、あるいは所得制限等に該当している対象者の関係から算出いたしますと、前回は1,200人ほど該当したんですけれども、今回の平成23年の状況からしますと、850名程度が所得制限に当てはまるということでしたので、今回の所得制限撤廃によりまして、このおおむね850名の方が医療費を無料でできるということです。

あと、その費用なんですけれども、まことに申しわけありませんけれども、前回ご提示申し上げました約990人で3560万円という必要総額が見込まれております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

前回、1,200が所得制限の対象者だったのが850人になって、今、990人という数字はどこにあるのかわからないんですけれども、その990人が所得制限の対象者ということですか。そして、それが3600万円ぐらいだと。そうすると、1人当たり幾らか出てくるから、それに850人掛ければいいんですよということなんでしょうか。まずそれを確認したいんです。

それと、私も認識不足だったんですけれども、入院は1日300円、10日間。これは当市では実施していないと。ですから、自己負担の支給はされていない、いわゆる償還払いもされていないということですね。

もう1つですけれども、今度の改正についても、入院は対象外というふうに考えてよろしいんでしょうか。あくまでも通院ということなんでしょうか。その点もお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

お答え申し上げます。

先ほどの私の答弁の中で、人数でちょっと紛らわしい表現をしてしまいました。今回、平成23年の状況で算出した際に、人口的、あるいは年齢構成で1,200人が850人ぐらいになりますということを申し上げました。それで、先ほど事業費的にはということでお答えした990人は、昨年4月1日の基本台帳から試算して、必要総額が3500万というような形で算出されておりましたので、現実的に所得制限を撤廃した場合の総額が950人、すなわち今回の850人に算出し直しますと、3,500から500近く下がるのかなというようなことですので、申しわけありませんが、ご理解いただきたいと思っております。

それと、外来負担金の関係ですけれども、ただいま佐藤議員もおっしゃってございましたように、あくまでかすみがうら市は通院の際の1日600円を月2回までという償還払いを実施しておりま

す。あと、入院について該当しないのかということですが、入院はあくまで治療費という形になってまいりますので、入院については療養費の中から支給される形になると思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私からも議案第52号に対しまして、質疑を申し上げる次第なのですが、この医療福祉のマル福の拡大ということで、適用は24年4月1日からということで、施行と同日に適用になるということで理解はしておるのですが、そういったしますと、この制度につきましては、一時的な事業ではなくて、ずっと以後予算措置をしなければならないということで、恒常的な財源が必要になってくるかと思われるのですが、その拡大した分の財源、改めて年間24年度以降はどういう額が発生するのかいまいち確認したいので、ご説明をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、ただいまの古橋議員の質疑にお答え申し上げます。

先ほど全員協議会資料ということで申し上げましたけれども、同様に全員協議会資料の3ページ目をお開きいただければと思います。その3ページ目に、最後の④というところで事業費合計という表があると思います。前回の算出につきましては、平成22年7月現在の人口、あるいは国法により対象児童が医療費としてかかった際のものをもとに算出したものが、昨年第3回の際にご説明申し上げました総所要額として約8500万円程度というような形でご説明申し上げましたけれども、今回、平成23年4月の統計、あるいは人口等、対象児童等を参考に積算し直しましたところ、今回については合計3000万強というような形で、単に1年違いなんですけれども、統計的な数字で算出してまいりますと、5000万からの額の差が出てまいっております。

そこで、現在、県の医療福祉費の県補助を受けるに当たって、医療福祉費の実績を参考に挙げてございます。この医療実績に基づきますと、4月から3月までの実際の平成22年度中にかかった対象児童の医療費が小学校3年生まで、それを基礎として中学生までに算出し直した場合には、4700万円を超えるというような形ですので、今後、見込める毎年度の負担は従来の制度を改めまして、5000万円前後の増額が見込めるのかなと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

昨年の議会改選前の9月定例会において8500万円だったものが、このたびは上程はしていないが、当初予算としては3000万円強という形であろうというご答弁で、恒常的な形で改めてその金額を述べていただいた形では5000万円というような形で、いずれにしても、大きな出費であることは間違いございません。私も、僭越ながら昨日の一般質問で市長の公約を組み立てるに当

たつて、我々もそれを審査する上では、やはり財政計画を示していただくことが必要だということ
とで申し上げさせていただきます。

本来この52号、地方自治法の222条という形で、本来は予算とセットで出る形なんですけれども、
施行が来年度の初めからということですので、このあたりの扱いについて、ちょっと本来補
正と一緒に出るところなんです、4月1日だから出さなかったのかなという解釈もしているん
ですが、そのあたりを市長公室長にご説明いただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

4月1日から施行ということで、新年度予算で組み込むということで考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それは理解できるんですけども、なぜこの222条に準じなくてよいのかというご説明をいた
だければと思います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時24分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

次年度の予算については、現在も事業仕分け、補助金の見直し等、そういった中、またそのほ
かの歳出の削減の中で対応したいと考えておりますので、よろしく願いします。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、皆さんのほうで地方自治法の逐条解説があると思うんですが、そのあたりを引用してご
答弁いただければと思います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時29分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

大変申しわけございません。解釈でございますけれども、当該年度、今年度だったら23年度中の議案については予算が伴うと。そして、次年度については講じられる見込みがあるということで、今回は24年から施行ということで、そういった形で解釈しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

逐条解説の引用、ありがとうございます。市長が隣で盛んに常識の範囲だということで、時にはアバウトな行政運営も必要だということを唱えられていますけれども、いずれにしても、我々のほうは法に沿った形で、ある範囲は審議させていただかないとなりませんので、確認させていただきました。

今のご答弁の前の形の中で、補助金などを削減して財源を充てていきたいということのご答弁がございましたけれども、その考え方は財政計画が、今、できていないから、基本的にはスクラップアンドビルドだということだと思えますけれども、そうしますと、5000万円、3000万円にしても補助金を主体に補助金等審議会等で削減したということなんですが、補助金等審議会ですれだけの金額をもう削る見込みが出たんでしょうか。そのあたり、ご説明いただければと思います。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

補助金等審議会のほうは、今、進めているところでございます。全部補助金を削減するということでは、この5000万をということではございません。事業仕分け、補助金等審議会も最初から削減といったことではなくて、見直しという中でできるだけ削減ということで考えております。

そのほかの歳出の削減等についても考えながら、この予算を捻出していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういたしますと、この定例会の中で今回無理やり根拠が、いま一つ財源がないまま判定するというのは疑義があるのかなと感じた次第でございます。ぜひこちらの条例案につきましても足踏みをいただいて、財源もご精査いただければと思う次第でございます。

以上で終わります。

[栗山千勝議員退室]

○議長（小座野定信君）

そのほか、質疑はありませんか。

以上で議案第52号に対する質疑を終結いたします。

次いで、委員会付託省略についてお諮りいたします。

今回の議案第52号の提案は、平成22年度第3回定例会に提案されたものと同様、条例改正に伴った予算案の提案がなされておられません。地方自治法第222条では、財政上の負担を伴う条例の改正に対する執行機関の自己規制を課しております。つまり、予算を伴う条例案の議案提出は、条例と予算が一体であることを厳しく制限しております。これは申すまでもなく、財政的な裏づけのない条例提案は、健全な財政運営を明らかに阻害するからであります。

私といたしましては、今回提案された議案第52号は、明らかに地方自治法第222条に抵触しており、あわせて前回の審議経過を踏まえれば、同様な審議が続くことは明らかであると推断いたします。また、同法の「予算上の措置が講ぜられるまで」とは、関係予算案が議会に提出されるときであると、昭和31年9月28日行政課長通知により明示されております。

議会は、政策を議論する場ではありますが、その前に、法の遵守を監視するチェック機関でもあります。つまり、今回の案件は、審議前の基本的な事項の問題ということであり、「法を遵守した提案権の審査が不備である」ということに着眼し、「委員会への付託を省略し、本会議で採決すること」が賢明な対応であると考え、議会運営委員会に諮問し、付託省略の答申をいただいております。

それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議がありますので、採決により決めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時38分

○議長（小座野定信君）

会議を開きます。不手際がありましたこと、おわびいたします。

本件につきましては、異議があるため、起立により採決いたします。

議案第52号の委員会付託省略に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

賛成多数であります。

次いで、議案第52号の討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第52号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。今、私が質疑をしましたように、まだまだこの内容については精査が必要だと思っている次第であります。古橋議員からも財源の問題も言われておりました。そういう意味では、委員会で十分に審議する、これは別に当然のことではないでしょうか。そのことでまず今の222条の条例との整合性なんかも考えて議論すべきだったと私は思います。

今回の議案第52号は、当市の医療福祉費無料化の対象者を、これまでの乳児から小学校3年生までだったのを中学3年生まで拡大する条例の改正であると理解できます。子供の医療費無料化を願う声と運動を受けて、今、拡充する自治体が広がっており、日本医師会も子供の医療費無料化を掲げております。

しかし、今回の改正は、所得制限を撤廃するものの、外来自己負担金の支給をなくし、外来1日600円を復活させるもので、お金の心配なく、安心して医者にかかれるという子育て世代の思いとは逆行する面があり、問題を残しております。

私は、今、子供の貧困が広がる中、本当の意味での子育て支援とは子供の医療費完全無料化であると確信しております。一方では、安易な受診がふえ、医療費がかさむという意見も出ておるようではありますが、医療機関や多くの医師は、実際には患者数はほとんど変わらない。むしろ早期の受診で医療費は抑えられていると述べております。

一部自己負担の復活には反対であります。今回の改正では、総じて医療費負担の軽減につながると考え、賛成をいたします。私は今後とも引き続き医療費の完全無料化に向けた運動を広め、実現に向かって頑張る決意を表明して、討論いたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、反対討論はございませんか。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

議案第52号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

先ほど私から質疑をさせていただいた答弁の中にございましたとおり、恒常的な財源として5000万円を要するという内容でございますが、当市の規模からすると、5000万円というのは大変大きな財源でございます。そういったことから、単独火葬場の案件も含めると、1500万ほどのランニングを火葬場も見込んでおり、さまざまなランニングコストが当市には負担となるわけですから、そういたしますと、やはり財政計画、財政シミュレーションをもとに我々は判断しなくてはならないのかなと。

お子様が安心・安全のまちづくりの中で、病院に通院して、無料で受けられるという大変あ

りがたい話ではあるんですけども、過日の委員長報告の中でも申し上げたんですが、当市の高校進学率が悪いということで申し上げたんですが、その教育委員会の説明で、経済的な理由で高校に進学しないというのは全くいないということですから、ふだん、病気、けが等に気をつけて生活される中では、自己負担いただいても特段問題ないのかなと思う次第でございます。

いずれにしましても、この医療福祉費支給に関する条例改正でございますけれども、先ほど佐藤議員の賛成討論にありましており、財源面でも、そしてそういった実用的な面でも精査をしなければならない。市長は補助金等審議会等で大変厳しい査定をなさっておりますから、我々もこの恒常的な5000万円に対しても同様な慎重審議が必要であるということを踏まえまして、いずれにしましても、そういうことが地方自治法の222条の根底にあるのかなと思う次第でございます。

そういった観点から、私は本案に対しまして、否決すべきものとして反対をさせていただきます。議員諸公のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第52号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第52号は否決されました。

日程第 2 議案第 4 8 号ないし議案第 5 1 号及び議案第 5 3 号ないし議案第 6 7 号

○議長（小座野定信君）

日程第 2、議案第48号ないし議案第51号及び議案第53号ないし議案第67号までの19件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

なお、本会議における議案質疑につきましては、議会先例により、所属委員会の所管外のものとすとなっておりますことから、ご留意願いたいと思います。

これより、質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

お手元に議案の質疑の中身があります。

それから、今、一般会計のほうについては、私は一般会計の特別審査のほうに入りましたので、資料提出ということだけで、お手元に配ってあるものであります。

それ以外のことについて、質疑をいたします。

まず、議案第48号です。かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定なんですけれども、今、設置する理由について詳しく説明をしていただきたい。

議案第50号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について。この条例は、法令の改正によるものなのか、市独自の改正なのか、お尋ねをします。

議案第54号の平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）。まず1つ、繰入金の内容について、これは決算で確定したということで、前年度繰越金にかかわる一般会計の繰り入れなのか、お尋ねをします。

○議長（小座野定信君）

傍聴人の方、お静かにお願いします。

○8番（佐藤文雄君）

2番目、国県支出金が大部分を占めておりますが、この国県の支出金について、ご説明をお願いします。

3つ目、歳出についてです。総務費の増減内容が非常にわかりにくいので、これについて簡単に、簡潔に説明をお願いします。

4番目、衛生費であります。瓦れきの撤去、処分業務委託、これは総合計、幾らになったのか、お尋ねします。

農林水産費の農業総務費であります。この人件費増の理由について、お尋ねします。

商工費、湖山の宝巡り開発事業というのはどういうものなのか、概略を説明いただきます。

土木費、人件費の減と道路改良の工事増の内容、概略をご報告願います。

都市計画について、建築確認、開発行爲、市街化区域データ作成業務、これはどのような内容なのか、お尋ねします。

消防費については、災害対策備品になっておりますが、具体的にどのようなものなのか、お尋ねをします。

議案第57号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

1つは、放射能汚泥仮置き業務委託とはどういうものなのか。

第2番目に、管渠布設替工事の場所、これは災害となっておりますが、具体的に何カ所なのか、そしてどういう中身なのかを教えてください。

議案第58号は、平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。これは、議案第57号と質問は同じ内容でございます。

議案第63号について、決算のほうの特別委員会になると思いますが、平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、お尋ねします。平成20年度から平成22年度までの1世帯当たりの所得額と保険税これについて、ご説明をお願いします。

同じく所得額に対する保険税の割合、そして滞納状況とその割合、平成22年度と累計額はどうか、さらに短期保険証の発行数はどうなっているのか、お尋ねします。

これは追加であります。特別徴収の被保険者数と普通徴収の被保険者の数、全体は4,932人と報告を受けていますが、その割合について、お尋ねします。これは追加です。

それから、滞納者の実態は普通徴収被保険者となります。特別徴収は天引きですから関係あり

ません。そういう点では、滞納者の実態、数的には何割の人が滞納となっているのか、お尋ねをします。

議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。1つには、建設費分担金、負担金及び使用料及び手数料について、過去5年間のデータ、徴収率などの中身が改善されているかという質問であります。

これは具体的にお聞きします。まず、下水道の分担金の過年度、いわゆる滞納です、この収入率が落ち込んでおります。平成21年度と比べると極端に落ちております。同じく収入未済額についても、これは21年度と22年度の比較について、どうなっているのか教えていただきたい。

それから、下水道の負担金の過年度分、今度は負担金です。この収納率が、やはり21年度と比べると極端に落ち込んでおります。収入未済額についても、金額については述べていただきたいと思います。

一方、公共下水道の使用料の過年度、いわゆる滞納の収納率は平成21年と比べて若干改善されております。しかし、一方、収入の未済額はふえております。これについてのご説明。それから、特環公共下水道の使用料の過年度分、滞納です、収納率、これも一定程度改善をされております。しかし、一方で収入未済額がふえております。

総合的に、過年度、いわゆる滞納です、収納率の改善が見られます。しかし、収入未済額が21年度と比べてふえております。こういう収入率の落ち込みと一方での改善、これについて具体的にお教えいただきたいと思います。

それから、加入状況の進捗状況、過去5年間のデータであります、資料を提出してもらいましたが、加入の伸び率について、前年度と比較して伸び率が非常に悪い、その原因は何なのか。特に私がいつも指摘しています、加茂・牛渡流域特環が悪いんですが、これはどうしてでしょうか。何回も私は指摘し続けてまいりましたが、これについてお答え願います。

それから、議案第65号であります。平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算であります。これも分担金と使用料、どう改善されているかという中身です。

これは具体的にお聞きしますと、やはり分担金の過年度、いわゆる滞納分、これが、収入率が落ち込んでおります、極端にです、収入未済額が若干減っておりますが、金額は余り変わっておりません。

それから、使用料の件についても、使用料については改善されております。このパーセンテージが若干伸びております。しかし、一方で、収入未済額がふえている。総合的に過年度、いわゆる滞納、収納率の落ち込みという、数字的にはなっております。そして、収入未済額が前年度と比べてふえておりますが、これに対してお答えをお願いしたいと思います。

加入についても、加入がなかなか改善されてないように見受けられます。この改善策がどうされているのか、これに対してお答えを願いたいと思います。

議案第66号、平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。まず1つですが、保険給付費の予算と決算の差額についてお尋ねをいたします。過去5年間の給付費の予算と決算及びその差額についてデータで説明をしていただきたいと思います。

特に、この中でお聞きしたいのは、不納欠損がございます。この不納欠損について、不納欠損の階層、どういう方が不納欠損になっているのか。介護保険の場合は2年間、滞納するというか、

徴収ができないと、自動的に不納欠損ということになるそうであります。この階層について、お尋ねします。

それから、保険給付費と予算と決算の差額について、今、私が質問をしましたが、過去5年間の保険給付費の予算と決算のデータを見ますと、予算と決算について、歳出で見ますと基金積立金が、22年度ですよ、6004万2000円ほどあります。積立金合計は幾らになるのか。

それから、もう一つ、繰出金が4294万6000円ございます。一般会計へ繰り出すようになっておるようですが、積立金というふうに処置ができないのか、保険給付費が予定より少なかったことと関連するのか、繰出金というのはどのように計算をするのか、お尋ねします。

介護保険料の問題で関連してお尋ねしますが、1号被保険者数は何人でしょうか。22年度です。介護認定者数は何人でしょうか。そして、その割合は何%なのか。それから、前年度と比較してどういうふうになっていますか、お尋ねします。

それから、滞納の繰り越し分があります。滞納の、いわゆる収入未済額は、1611万3500円になっておりますが、そのうち滞納繰り越し分が210万7250円となっておりますが、この滞納繰り越し普通徴収保険料の中の1611万3500円のうちの滞納繰り越し分の210万7250円とは、平成22年度に滞納になったという内容なのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

それから、特別徴収じゃなくて普通徴収の被保険者数は何人か。そして、それは全体の何割か、これをお尋ねします。

今度は水道です。議案第67号、平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、お尋ねをします。過去5年間の当年度の純利益額データと、予算と決算の差額について、説明を求めたいと思います。それから、純利益の取得分について、過去5年間の実績と、当該年度の説明。それから3番目に、給水原価の過去5年間の推移、その原価の内訳と割合についての推移、その特徴の説明を求めたいと思います。

そこで、つけ加えて具体的にお聞きします。減債積立金がありますが、これは合計額は平成22年度末で幾らになったのか。それから給水戸数がふえておるようです。これは268戸、私の計算だとふえているんですが、この給水戸数がふえた地区は、千代田地区なのか、霞ヶ浦地区なのか、その区分はされているのか、お尋ねします。そして、今後、給水量がふえる見込みはあるのか、お尋ねします。

それと、県の企業局から水道料金を払っておりますが、これの全体の額は、書いてあるんですが、中央用水水道料金が、予算では7708万7000円になっておりますが、決算では幾らなのか。県西用水水道料金、予算では2億756万円になっておりますが、決算では幾らになったのか。それと浄水場の施設費の工事請負費、2839万で遠方監視制御装置更新工事というのがありますが、これはどういう中身でしょうか、説明願います。

それと、資本的支出合計が、前年比で、21年が8億4166万5000円だったんですが、22年度は4億9565万7000円で、差額が3億4600万8000円となっております。これについての説明をお願いします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

暫時、休憩にします。

休 憩 午前 11 時 07 分

再 開 午前 11 時 08 分

○議長（小座野定信君）

再開いたします。

お諮りいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

それでは、昼食休憩に入ります。

再開は午後 1 時 30 分。

休 憩 午前 11 時 08 分

再 開 午後 1 時 30 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

議案第48号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について、ご答弁を申し上げたいと思います。

この協議会につきましては、経済事情、その他の情勢の推移により変動が生じた場合、農業振興地域整備計画の総合見直しが必要となっております。昨年度は農業振興地域整備計画の基礎調査を実施し、本年度は、現在、総合見直しの事業を進めているところでございます。

今までは、要綱において、市の関係職員により審議しておりましたが、農業振興地域整備計画見直し案の意見を広く徴するために、市議会議員、農業協同組合、土地改良区、農業委員会等の代表者による協議会を設置したく提案させていただくものでございます。

次に、議案第54号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）につきまして、湖山の宝巡り事業について、お答え申し上げたいと思います。

湖山の宝巡り開発事業委託事業費440万円は県の補助事業、緊急雇用創出事業の制度を活用し、市内の観光資源状況と、埋もれている観光資源や、新たな素材の発見、課題を整理し、次年度以降の本格実施、商品化に確実に結びつけ、交流人口の増加、経済効果を高めることを目的といたしております。

内容を申し上げますと、観光事業者の専門的な目線、また、一般観光客の目線で既存の観光施設や観光資源、観光メニューの現況調査を実施し、新たな観光資源となり得る素材を発掘し、市へ観光の素材としてフィードバックすることになります。さらに、これをもとに既存の観光コースなどのメニューの見直しや、地場産業の連携のもとに観光コース等の新規メニューとして、3つのモデルコースをつくってまいります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質疑にお答えを申し上げます。

最初に、議案第50号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、本案は去る6月30日に公布されました平成23年法律第83号、地方税法の一部を改正する法律に基づくものであります。改正点の主なものであります。従来、寄附をすれば所得税が優遇される対象となっていた認定NPO法人以外であっても、市が条例で指定したNPO法人への寄附であれば、個人住民税の控除対象にできるようになり、また個人住民税の寄附金控除の適用加減額が所得税にあわせて5,000円から2,000円に引き下げられるものであります。さらには、地方税の罰則規定が軒並み評価され、本市税条例においても強化される内容でございます。

続きまして、議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、お答え申し上げます。

1番目の1世帯当たりの所得額と保険税、2番目の所得額に対する保険税の割合については、お手元に資料を配布してございますが、平成20年度1世帯当たりの所得額は33万1156円、賦課額は3万9911円、保険料の割合は12.05%となっております。平成21年度は、所得額33万376円、賦課額3万7643円、保険料の割合が11.39%であり、平成22年度は、所得額32万9765円、賦課額3万8836円、保険料の割合が11.78%であります。参考までに、本年度は、所得額31万1643円、賦課額3万8500円、保険料の割合が12.35%となっております。

次に、3番目の滞納状況と割合、短期保険証の発行件数については、平成22年度の徴収率は現年度課税分が98.96%、滞納繰り越し分が37.96%であり、現年分と滞納分の合計では98.15%となっております。滞納状況につきましては、平成22年度の滞納繰越額は112名、406万4447円となっており、前年に比べ37名、145万8347円増加しております。短期保険証の発行件数ですが、平成22年度は21件で、前年度に比べ9件増加しております。

続きまして、本日、追加された質疑であります。被保険者4,932人について、保険料の徴収方法、いわゆる特別徴収と普通徴収の内訳と、普通徴収のうちの滞納者の人数、割合ということにつきまして、お答え申し上げます。

まず、被保険者数であります。6月下旬に資格を得るべき、いわゆる保険料課税対象者として住民基本台帳から抽出された方が、4,961名おります。そのうち、死亡、転出などの理由により、保険料負担の発生しない方が61名ございます。したがって、被保険者数を4,900名とした場合、そのうち547名、11.1%は年金からの特別徴収と、その他の所得等により、普通徴収の2通りによる納付をしている方、特別徴収のみの方が3,712名、75.8%、普通徴収のみの方が641名、13.1%となっております。

次に、普通徴収のうち、滞納者となっている方についての人数と割合であります。普通徴収で納付している方の合計が1,188名でありますから、滞納者数112人の割合は9.43%となっております。

以上であります。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

佐藤議員の質問の議案第54号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）の中で、3点ほど公室の関係でご説明申し上げます。

1点ですが、繰入金の内容について、前年度繰越金に係る一般会計の繰り越しかというご質問でございますが、これにつきましては、昨年度、平成22年度特別会計の決算に伴う精算金のうち、市の負担に定められた、いわゆるルール分を繰り入れたものでございます。

次に、2番目の国庫支出金が大部分を占めているということでございますが、国庫支出金は6513万7000円を追加することで計上しております。このうち、主なものとしては、災害等廃棄物処理事業費補助金4000万円、米軍関係の再編交付金1827万9000円があり、再編交付金については、昨年と同様の内容でございます。災害等廃棄物処理事業費補助金については、瓦れきの撤去、処分について、昨年度の予算分を含めて2分の1の国庫補助金を交付することとされたものです。

当該事業費については、平成22年度に計上した2500万円と、今回計上いたしました5500万円を合わせた8000万円となり、その2分の1に当たる4000万円を収入として見込むものでございます。また、補助残については、補助災害復旧事業として100%起債が充当可能で、元利償還金の95%が普通交付税、5%が特別交付税に歳入されるということでございます。

次に、3番目の歳出について、総務費の増減内容でございますが、総務費については、歳出において6627万1000円を追加しております。このうち、人件費以外で、先ほど申し上げました昨年度分の災害等廃棄物処理事業費補助金と起債相当額を、財政調整基金へ積み立てるための費用2500万円、再編交付金を地域づくり基金に積み立てるための費用、1827万9000円、合わせて4327万9000円を計上したことが主な部分でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、ご答弁申し上げます。

3番の議案第54号の平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）の内容のうちから、通告の④の衛生費から説明をさせていただきます。

瓦れき撤去、それから処分業務委託は、合計幾らになったかということでございます。全体では、ただいまもございましたように8000万円となる見込みでございます。内容といたしましては、瓦れきの処理が6036万9000円、瓦れきの運搬が1124万1985円、仮置場の管理が50万8450円、そして、12月21日まで受け入れる見込みがございますので、それらの費用が780万円となっております。

続きまして、⑤番の農林水産業、総務費の人件費の増ということで、理由でございますが、農林水産業費、農業総務費に係る人件費につきましては、給料、職員手当及び共済費の合計で2493万4000円の増額を計上させていただいておりますが、増額の主な理由としては、当初予算において12名分を予算化いたしましたが、4月の人事異動により15名の配置となり、3名の増員となったため増額となるものでございます。

それから、⑦でございますが、土木費、人件費の増減の内容を申し上げます。人件費の合計で1087万9000円の減額として計上しております。減額の主な理由としましては、当初予算において21名分を予算計上いたしましたのが、4月の人事異動により20名の配置となり、1名減となったためでございます。

続きまして、同じ項目のところから、⑨の消防費、災害対策備品の内容であります。ご説明します。防災備品につきましては、避難所19カ所への整備を計画しているものでございます。まず発電機19台、投光機38台、暖房機、これはストーブでございますが、57台、扇風機57台、FM放送対応ラジオ38台、衛星電話4台、なお、連絡用の衛星電話につきましては、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎及び移動2機で、合計で4台という内容でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川博君。

○土木部長（大川 博君）

議案第54号の関係でございます。7番の土木費、道路改良工事の内容について、ご説明をします。議案集では47ページに記載をされております。

この場所につきましては、市道⑦7133号線、深谷・松本線、加茂地区の御殿集落内、延長600メートルのうち200メートルを整備するものでございます。この事業には安心安全な生活道路整備市町村補助事業を活用しております。

次に、都市計画総務費の建築確認、開発行為、市街化区域データの作成業務委託内容についてですが、これまで開発行為や建築確認等のデータは紙ベースになってございます。これを雇用創出等基金事業を活用した中で業務委託を行い、電子データ化を図るものでございます。

続きまして、議案第57号の関係、平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の関係でございます。議案集では74ページとなります。

放射能の仮置き業務内容の委託の中身ですが、処理場から発生する脱水汚泥の処分ができる体制が整うまで施設敷地内に仮置きをする経費を計上したものでございます。管渠布設工事の場所につきましては、千代田地区の向原、あとは霞ヶ浦地区の戸崎地内、牛渡、兵庫峰地内、田伏中台地内を予定してございます。

続きまして、議案第58号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の関係でございますけれども、放射能汚泥の関係につきましては、先ほど述べた内容と同じでございます。管渠布設替の工事場所につきましては、霞ヶ浦地区では、深谷地区の多目的運動広場の南側でございます。千代田地区では、千代田東部地区、下志筑地区を予定してございます。

続きまして、議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての中で説明してまいりたいと思います。

先ほど佐藤議員からいろいろ質問の中で触れられている内容と重複すると思っておりますけれども、平成21年と平成22年を比較して説明をしていきたいと思っております。

まず、下水道分担金、過年度につきましては収納額、収納率とも悪くなっている状況ですが、滞納額としては減少している内容となっております。

下水道負担……。

○議長（小座野定信君）

土木部長。説明途中ですが、これは各項目ごと5年間のデータをという質問内容がありますが、もしできれば、これ、書類による提出ということで省略願いたいと思います。

佐藤さん、そのように願います。

○8番（佐藤文雄君）

そうじゃなくて、書類の提出じゃないの。書類は提出されているから、21年と22年の違いが大き過ぎるので、それを質問しているの。

○議長（小座野定信君）

比較ね。

○土木部長（大川 博君）

はい。

続きまして、下水道負担金、過年度分につきましても、分担金同様、収納額、収納率ともに悪い状況でございます。ですが、その中では滞納額としては減少をしております。

続きまして、使用料の関係でございます。公共下水道使用料の過年度分につきまして、お答えをします。収納額、収納率ともに増加をしています。これは平成21年度に発見された遡及分、すなわち下水道に接続していたにもにかかわらず賦課していない箇所があったということで、平成22年に調定を行い、その分の収納が計上されている関係でございます。

続きまして、特環公共下水道使用料の過年度につきましては、平成21年と平成22年の比較では、収納額、収納率ともに増加をしています。これは平成21年度において、現年度の収入率が多く、平成22年の過年度に加わり調定がふえたもの、その未納分の収納が多かったことが要因でございます。

続きまして、加入の関係でございますけれども、先ほど加茂地区が低いんではないかというようなご指摘がございました。ご指摘のとおり、平成21年度は42.2%、平成22年度は48%、平成23年度は51.4%、少なからずですけども、ふえている状況であります。ご指摘のとおり、まだまだ少ないというような状況でございます。この原因につきましては、公共下水道、特定環境下水とともに単独、合併浄化槽で処理をしており、設備が使用できている間は接続しない、または高齢者世帯で現在使用している設備でよいというような判断、または費用負担ができないなどの理由が主なものとなっております。

続きまして、議案第65号 集落排水の関係でございます。使用料の過年度につきましては、収納額、収納率ともに増加していますが、これは平成21年における未納額が平成22年滞納調定額として、調定額に加えたものであり、平成21年の現年度の支払いが数カ月遅れて支払われたためでございます。

順序は逆になりましたけれども、分担金の過年度の関係でございます。調定額は年々減少しているものの、収納額、収納率ともに減ったものでございます。要因といたしましては、下水道事業同様、未接続世帯による滞納が主なものでございます。これらにつきましては、さきの決算審査の中で監査員からもご指摘があったところでございます。滞納額の処理に力を注いでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

議案第66号の中で何点か質問をいただいております。その中でお答えいたします。

初めに、介護保険の保険給付費等の予算と決算の差額という内容で、過去5年分についてのデータというような内容で質問をいただいております。この内容につきまして、お手元にご配布されていると思いますけれども、22年度で見ますと、予算額24億715万6000円の予算に対しまして、決算額23億304万4726円ということで、1億411万ほどの差額が出ております。その内容につきましては、ごらんいただきたいと思っております。

次に、2点目の不納欠損額623万9200円という内容の中身ということで質問をいただいております。これにつきましては、平成18年分、4件、11万1000円、平成19年分、217件、612万8200円、合計221件という内容でございます。その主なものとしては、欠損人員217名の収入の見込みがないというようなものがほとんど、147件、その他、死亡、48件等となっております。

次に、繰出金の関係での質問がございました。4294万5000円の内容でございますけれども、これは平成21年決算、繰越金が1億720万722円出てございます。その財源といたしまして、平成21年度分の精算分ということで、9月に4719万4000円ほど補正してございます。その中で、一般会計繰り出し分が4294万5000円、そのほか国庫支出金の返還分等を合わせて、先ほど言いました4719万4000円の補正と、その残額、6000万6772円、これらにつきまして、預金利子も含めて基金のほうへ積み立ててございます。残高につきましては、3月31日現在、1億5308万8848円という内容でございます。

次に、1号保険者の数ということでございますけれども、22年度末現在で9,816名、前年対比で、30名で0.3%の伸びということでございます。さらに要介護認定者数の人数と伸びということで、1,361名、前年対比で13.9%の伸びとなっております。その内訳でございますけれども、特別徴収者と普通徴収者、これは年度の途中で変わる方がございまして、重複してございます。22年度末現在で8,982名、普通徴収者が1,711名、これはあくまでも延べ人数で、合計人数は先ほど申しました9,816名という内容でございます。

それから、滞納の繰り越し分、普通徴収額で210万7250円、この内容はということでございますけれども、これは備考欄に書いてある部分でございますけれども、決算書のです、これにつきましては、収入額と同額で収入済み額の内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についての、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

過去5年間の当年度純利益額データと、予算と決算の差額についてお答えいたします。過去5年間の当年度純利益額データにつきましては、説明資料のとおりでございます。平成22年度の純

利益は5762万5469円でありました。平成22年度予算の収益見込額、10億4703万2000円に対し、決算は10億5935万7280円であり、1232万5280円の増でありました。主な要因といたしましては、猛暑による水道料金収入、受託工事である消火栓修理工事の増加、民間の宅地分譲に伴う加入金の増加が上げられるかと思えます。

費用につきましては、費用見込み額が10億4699万3000円に対し、決算は9億9478万6336円でありました。5220万6664円の差額が生じた主な要因といたしましては、修繕工事における入札契約差金が生じたことや、希望価格1610万7000円消費税抜きの、下稲吉第二浄水場流量計交換工事が、参加業者数が5社に満たなかったため、2回ほど実施いたしましたが、未執行になったこと等によるものでございます。参考としまして、表の下側に収益、費用それぞれ平成22年度予算と決算を比較したものを記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

2点目、純利益の処分についてお答えいたします。先ほども申し上げましたが、平成22年度の純利益は5762万5469円でありました。純利益の処分につきましては、地方公営企業法第32条第1項において、毎年度利益が生じた場合において、企業債借り入れがある場合、20分の1を下回らない金額を減債積立金として積み立てなければならないとの定めがございます。決算書の剰余金処分計算書案において、純利益のうち300万円を減債積立金へ積み立て、残りの5462万5469円を未処分利益剰余金とすることを提案させていただいております。よろしくお願います。

3点目、給水原価の5年間の推移、その原価内訳と割合についてお答えいたします。過去5年間の当年度給水原価データにつきましては、説明資料のとおりでございますので、よろしくお願います。平成22年度決算において、給水原価は前年度の平成21年度に比べ2.8円上がっております。主な要因としては、前年度に比べ、浄配水施設の修繕工事費が増加したことや、水道台帳のデジタル化に着手したため、委託料がふえたためと考えられます。

続きまして、各項目の割合の推移についてでございますが、平成19年度から平成21年度にかけて、年率5.0%以上の企業債について、繰上償還及び借換を実施したことにより、支払い利息、支払い額がともに低くなってございます。特徴としては、先ほど言ったとおり、平成19年度から21年度に繰上償還がありまして、そちらが終了したため支払い利息が最大限に効果としてあらわれてございます。

続きまして、追加質問についてお答えいたします。

1点目、減債積立金の平成22年度末現在高はというご質問でございますけれども、今回の議会で承認を受けた後に3億279万962円になる予定でございます。

2点目、給水戸数が268戸増となった地区は主にどこかという内容でございますけれども、給水戸数は3月31日現在で押さえてございますので、1年中給水中止やら、給水開始やらしてございます。実際には新規としてふえた戸数につきましては、霞ヶ浦地区で51軒、千代田地区で156軒、合計で208軒が新規加入となっております。

3点目、給水量が今後ふえるかというご質問でございますけれども、既に御存じのとおり、現在、土浦千代田工業団地におきまして、土浦市から給水を受けている企業は18社でございます。18社のうち、カスミ系列のローズコーポレーションが一番大きいわけでございますけれども、それを含めまして18社、日量で大体500トンぐらい使うんですけれども、1年間で同じ量だけ使っていただければ平成24年度から約4000万円ぐらいふえる予定でございます。

4点目、受水費の中で、中央用水と県西用水の予算と決算との比較でございます。中央用水のほうから、予算で7708万6800円、決算で7595万5888円でございます。県西用水につきましては、予算で2億755万9800円に対し、決算で1億9820万4020円でございます。実際に、契約水量は申し込んでいるわけでございますけれども、県から送ってくる際に契約水量を調整しながら送ってくる関係で、若干予算と決算で差がございます。

5点目、遠方監視制御装置の内容はどういうものかというご質問でございますけれども、霞ヶ浦浄水場の配水池の水位が減ったときに各井戸のほうに信号で命令を送りまして、水位が減っているよと。すると、それで水をくむわけでございます。当然ご存じのとおり、1日水を使う量というのは、その時間帯によって違いますので、水位が減ってきたら井戸のほうに命令をかけます。すると、井戸のほうからは逆にくみ始めているよというような信号を送る装置でございます。この中で1点、2352万円の更新があるわけでございますけれども、霞ヶ浦地区において、雷によって第3取水場と第4取水場が壊れてしまい、2カ所の更新をしたものでございます。第3取水場につきましては西成井1582番地になります。第4取水場が西成井1215番地の井戸になります。

6点目、資本的支出が前年度に比べて3億4000万ぐらい減っているけど、その内容はどういうご質問でございますけれども、企業債が昨年と比較して3億6100万円ほど減ってございます。内容は、先ほど説明したとおり、平成21年度に繰上償還、借換債が3億4300万あったためでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第54号の農林水産費の12名から15名になった、3名ふえたということについての理由は述べていなかったんじゃないかなと思うんですね。3名にふえたというのは、どういう中身なのか。

それから、湖山の宝巡りの開発で、3つのモデルケースと言っていたんですけれども、3つのモデルケース、よく聞きとれなかったんですけれども、話しましたか、3つのモデルケース。この3つのモデルケースというのはどういうモデルなのか、教えていただきたいと思います。

それから、放射能の汚泥の仮置場については、きちんとした本格的な仮置場がいずれは決められるだろうと、その間の仮置場であるということですのでけれども、業務の委託はどういうところに委託をしているのか、これをお尋ねしたいと思います。

それから、64号の下水道の特別会計の問題で、建設費の分担金とか使用料とかというところをいろいろ説明をしましたが、私は、経年度で見ますと下がってきていると、分担金についても、例えば下水道の分担金が平成19年のときには滞納繰り越し分7.14、20年が7.47、21年が8.93、22年が4.64となっているわけです。同じく負担金が21年度は2.8、その前は、20年が4.94なんです。それが2.8に落ちて、それからまた22年は1.01%になっているんです。ですから、こういう具体的な数字で、なぜこうも滞納の繰り越し分の徴収が悪いのかということをごきちんと把握しないと、何のための決算かということでしょう。1年間の行動が数字になってあらわれるというのが決算なんじゃないですか。その点での説明を求めたわけです。

農業集落排水事業についても、分担金については、平成21年度は5.76から1.45になっているんですよ。そういうことで数字が行動の結果をあらわしているんじゃないかという指摘をして、どういう努力をなさったのかと、こういう努力をしたんだけど、それが結果としてあらわれなかったというのであればいいですけども、何か説明の中身が非常に、ただ数字を言っているだけではないかというところで、それを指摘して、きちんとした中身、これまでの決算というか、日常的な取り組みをどうしているのかということなんです。

加入の伸び率についても同じなんです、これ、加入の伸び率は、もう資料をつくるようお願いをして、資料をつくっていただきましたよね。私も資料をつくっていますので、それを全部データを入れてチェックをしたわけですよ。チェックをしたら極めて悪いんですよ。どんどん悪くなるんですよ。特に、加茂・牛渡流域特環が、ちなみに平成19年が6%、前年度よりも伸びたんです。20年が6.6で、21年は4.5、平成22年が5.9に。今度は23年で3.3というふうに下がっているんですよ。そこにかかなりの投資をしているわけでしょう、下水道で。その結果、こういう形では、何のために整備をしたのかということの点での反省というか、それが無いので、具体的に取り組みがどうだったのか、これを検証しなければいけないんじゃないかということなんですよ。

あわせて、時間をもったいないのでお尋ねしますが、平成22年度の、これはちゃんと質問に答えられるようにしてあると思いますから、22年度決算で、千代田地区と霞ヶ浦地区の使用料、収入、これの割合、幾らなのか、そして、これまでの建設投資総額、これは幾らなのか、そしてそれを千代田地区と霞ヶ浦地区と分けると、その割合はどのぐらいになっているのか。それと建設費総額に対する22年度の使用料の総額の比率は幾らなのかということもあわせてお答え願いたいと思います。

それから……、これは省きます。

介護保険の件なんですけれども、介護保険は……。

○議長（小座野定信君）

何号議案ですか。

○8番（佐藤文雄君）

ごめんなさい。第66号の介護保険特別会計歳入歳出決算の件なんですけれども、保険料を決めるときに、3年間を想定して決めますよね。予算のやつを出していただきました。それから、決算のやつを出していただきました。それで、実をいうと、3年間の予算、平成23年度を含む合計は、72億1822万5000円なんです。2年間の予算合計は47億6528万9000円なんです、予算はね。逆に、実績は43億7521万3000円なんです。そうすると、3年間の予算は合計ですよ、72億1822万5000円に近づけるには、何と今度の23年度は28億4312万円実績がないと、とんとんにならないんです。

何を言いたいかということ、いわゆる保険給付費を私は前にも質問して、かなり批判をしましたが、かなりの過大な保険給付費を見積もったんじゃないか、だから介護保険料を上げたんだ、ここに問題があるんだと言ったんです。今言ったように、これは結果的に当初の予算、3年間の合計をクリアするには、今度の予算に対して実績が28億4300万ぐらいにならなきゃいけないんです。そうすると、伸び率が15.9%なんです。23年度の実績がどのぐらいになるとお考えなのか、それを聞きたいと思います。

あとは、細かいことについては、また具体的に個別に聞きたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

済みません、理由を申し上げませんでしたので、申し上げます。3名、農林水産業費、農業総務費の件費増の理由でございますが、3名増となっている増員の内訳、実は前年度、途中で1名減員となっておりましたので、その1名分の増員、そして遊休農地対策及び農地利用集積事業担当として2名、合計3名を増員したものとなっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。湖山の宝巡り開発事業、委託事業費440万円、補正をお願いしているところでございますが、これによりまして、新規に、これから3つのモデルコースをつくるということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川博君。

○土木部長（大川 博君）

まず最初に、脱水汚泥の関係、先ほど処分の体制ができるまで敷地施設地内に仮置きするんだということでございます。今、仮置きを頼んでいる業者は、市の建設協会と契約をしております。建設協会の中で業者を、順番といいますか、そんな形で仮置きを行っているところでございます。脱水汚泥の処分先でございますけれども、1つはセメント会社、日立セメントのほうに委託を、処分というか、処分先はそういう形で考えていますけれども、農業集落排水の脱水汚泥につきましても、処分先がベクレルの関係で、80ベクレルの値でなければ、堆肥に、なかなか難しいということで、それ以上になっている脱水汚泥につきましても、今、本当に仮置きをしている状態、その処分先を検討しているところでもございます。

あと、先ほど下水道関係、農業集落排水の関係の滞納の関係ですけれども、これはまとめて文書にして報告をしていきたいと思っております。加入推進の状況につきましては、平成22年度におきましては臨時雇用の関係で採用しまして、戸別に訪問をしております。その成果がなかなか見えていないというのが状況かと思っております。

続きまして、事業費の関係が、費用対効果の関係で使用料というような形で述べますと、千代田地区が使用料、22年度の末ですけれども、2億4300万でございます。端数は省略してございますけれども、霞ヶ浦地区が7000万ということになっております。率でいきますと、77対23かなという状況でございます。建設に投資した総額は幾らかといいますと、238億。そのうち千代田地区が123億、霞ヶ浦地区が115億ということになってございます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

議案第66号の介護保険特別会計の中で、介護保険の制度上3年間の事業費の伸びという、どのように本年度、23年度の見込みはどのように見込んでいるかという内容の質問かと思えます。22年度につきましては、決算ベースで12.6%、21年度に対して伸びているわけでございますけれども、本年度も同様の伸びを見込んでございます。佐藤議員の、3年間の事業費を達成といいますか、消化する場合には15.9と、過大見積もりかというような内容、そういう意味でございますけれども、これらについて、21年度が前年対比伸びなかったのが主な要因と考えられております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

後で資料を出すということなので、時間のほうの関係もありますので、後の資料で、今回は許容いたしたいと思えます。

ただ、介護保険のほうについては、私が言っているのは3年間の総額が保険料を決めるポイントなわけでしょう。22年度と23年度の伸び率は同じだったら、またかなりの、総額からいったら減るわけです。それから積立金にも回しているでしょう。そういうこともあるので、来年度、24年にまた介護保険料の見直しがあるから、ここできちんとした把握をした上でやっておかなきゃいけないということで私は指摘をしているんです。3年間だ、3年間だと言っているんですから、3年間の中での保険料が一体どうだったのか、それを検証しないと、次のステップ、簡単にまた上げられると困るので、私はここで厳しく精査をしておいてくれということなんです。そうしないと、これ、私、また数字が、グラフをつくりましたら、極端に上がらないと総額が合わないんですよ。だから、そういうことで、やっぱり数字の根拠はしっかりとした根拠に基づいてやらなければいけないということですので、決算特別委員会の決算のときにはその点を留意して議論をしていただきたいということで終わりたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

ただいま答弁なされました各部長に申し上げます。

後ほど当初の答弁漏れ、また2度目の質問に対し、まだ不足があると思われるものについては書類をもって、8番、佐藤文雄君に提出するよう、お願いいたします。

8番、佐藤文雄君の質問を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

○議長（小座野定信君）

その他、質疑はありませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

時間も大分ないようなので、若干お伺いしたいと思います。

まず1つ、議案集を訂正してもらいたいと思えます。45ページの東北地方太平洋沖地震災害とあるけど、これ、ちょっと違うんじゃないのかなと私は思うので。

それで、今、昼飯を食べたら睡魔が襲ってきて、総務部長の話が聞きとれなかったんですが、ちょっと理解できなかったんですが、今度の補正でもって、これ大分人件費の減額がされている

んですよね。聞くところによりますと、10月から管理職手当を20%カットするというような話を聞いておるんですが、そのための減額なんですか。お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

まず初めに、管理職手当の関係でございますけれども、それについては、今のところでは、最終決定をしておりませんが、実行する見込みがございます。したがって、そのための予算化ということになります。そのための予算等については、この中には入っておりません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

やるかやらないか、はっきりしないわけなんです。これは市長が一番わかっているはずだと思うんですが、やるのであれば、減額補正、この議会ですらいいんじゃないのかなと私は思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まだその点については、実際に決定しておりませんので、予算としないということでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

決定していないということなんです。そういう話も聞いておるんで、そもそも人件費というのは、当初予算でもって1年間これだけの予算だということで決めているわけですよね。途中で管理職カットとなると、ちょっと考え方が違うんじゃないのかなと私、思うんです。4月1日からのカットというなら話はわからなくもないです。職員の給料がカットできないから管理職の人件費をカットするんだという話も聞いておるんですが、途中からの人件費カットというのはどうも納得いかないんですが、市長の考え。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

お認めいただいた予算をオーバーして、例えば管理職手当を引き上げて、10月から予算が足りなくなるということではできないわけではありますが、決められた予算の人件費の中での、執行権の範囲でできることだと考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

まあ、執行権の範囲でというのは私もわからなくはないです。しかしながら、執行権、執行権と言うかもしれないですけども、当初予算で決められた、提案された予算なんです。私は途中ではおかしいんじゃないかと言っているの。執行権を行使する、執行権、執行権と言うなら何でもできるはずですから。再度お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私の認識では、何ら別に問題はないと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これ、市長と幾ら議論をしても話にならない。これは平行線だ。これは何ぼやっても同じ。これは決算書のほうの、私の一般質問の中で宍倉出張所の関係、はっきりと、これ、昨年度の予算執行として残っているんですよ。会計責任者はわからない、市民部長は答弁を控えさせてもらう、これはおかしな話だと思う。市長、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

暫時、休憩とします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

決算書のとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうしたら、これは通知書、原状回復のための撤去期間として、12カ月分の賃料相当額、18万7549円を平成23年4月21日に法務局に供託してありますので、ご了承くださいという意味はどういうことなんですか。市民部長は答弁できませんと言うんです。これ以上の答弁はできません。これは非常に難しい文言だと思うんです。それで、9月1日に関係職員は弁護士のところに行っているんです。その内容についてもお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その決算書の件に関しましては、決算書のとおりでありまして、あと弁護士のところに行っていることにつきましては、市民部長よりの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

14番、栗山千勝君に申し上げます。

あとは決算委員会のほうで詳細にわたって討論願いたいと思います。

[栗山議員「1回だけです」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

幾ら議論をしても、いや、議論しても話すならいいけど、いつも言い逃れの言葉しか、答弁し
かさないんですから、部長、どういうことなんですか、これ。通知書とね、これ、どういうこと
なんですか。18万7549円、去年の賃貸料でしょう。撤去期間として法務局に供託してあると言
うんですよ。部長、答弁、部長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長の答弁になるかと思いますが、決算委員会での答弁とお願いいたします。

その他、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号ないし議案第51号及び議案第53号ないし議案第67号
までの各議案の審査につきましては、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常
任委員会並びに特別委員会に付託します。

次いで、お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万が一付託違いがある場合には、議長において処
理することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第3 休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員会の開催及び議事整理のため、あす9月8日から9月21日までの14日間を休会にいた
したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月22日午後2時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

この後、常任委員会の会議を開く際は、総務委員会は防災センター2階小研修室、文教、厚生委員会は増設棟2階第6会議室、産業建設委員会は増設棟2階第5会議室でお願いしたいと思います。

本日はまことにご苦勞さまでございました。

散 会 午後2時33分

平成23年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第6号

平成23年9月22日（木曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第6号

- 日程第 1 請願第 8号 斎場（火葬炉と式場）の整備に関する請願書
- 日程第 2 発議第 6号 石岡地方斎場建設を推進する決議（案）
- 日程第 3 議案第48号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について
- 議案第49号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第50号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第55号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第61号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 請願第 6号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 7 委員会発議第6号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第 8 請願第 7号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願
- 日程第 9 『消防組織の機能を維持し、安心・安全を確保するための調査特別委員会』の設置に関する決議（案）
- 日程第10 閉会中の継続審査について
- 日程第11 閉会中の所管事務調査について
- 日程第12 議員の派遣について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 請願第 8号 斎場（火葬炉と式場）の整備に関する請願書
- 日程第 2 発議第 6号 石岡地方斎場建設を推進する決議（案）
- 日程第 3 議案第48号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について
- 議案第49号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第55号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第61号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 請願第 6号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 7 委員会発議第6号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

日程第 8 請願第 7号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願

追加日程第1 議案第68号 かすみがうら市副市長の選任について

日程第 9 『消防組織の機能を維持し、安心・安全を確保するための調査特別委員会』の設置
に関する決議（案）

日程第10 閉会中の継続審査について

日程第11 閉会中の所管事務調査について

日程第12 議員の派遣について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布いたしました議事日程のとおりであります。

会議に入る前に傍聴人の方に申し上げます。会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告を行います。

本定例会会期中の9月20日に、斎場（火葬炉と式場）の整備に関する請願書が提出され、同日受理いたしましたので、ご報告いたします。なお、受理した請願はお手元に配布した請願文書表に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 請願第 8号 斎場（火葬炉と式場）の整備に関する請願書

○議長（小座野定信君）

日程第1 請願第8号 斎場（火葬炉と式場）の整備に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第8号は、かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、ただいま付託いたしました請願の審査のため、直ちに委員会を開いていただきたいと思っております。

なお、委員会において審査結果を決定し、速やかに報告書を提出願います。

暫時休憩とします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前11時09分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会から請願第8号の審査結果報告書が提出されました。

これより委員長の報告を求めます。

かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会委員長 岡崎 勉君。

[かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証
のための調査特別委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○斎場整備特別委員会委員長（岡崎 勉君）

それでは、委員長報告をいたします。

請願第8号 斎場の整備に関する請願書については、慎重な審査の結果、採択すべきものと決しました。なお、請願趣旨と請願理由については朗読の依頼がありましたので、ご報告を申し上げます。

請願趣旨については、石岡地方斎場組合から離脱を撤回し、融和ある方法にて斎場を整備されることが請願の趣旨であります。

次に請願の理由について申し上げます。

石岡地方斎場組合の建設に当たり、石岡市と小美玉市から譲歩案が提案されておりますが、宮嶋市長は議会や市民の意思を確認することなく、単独火葬場整備を表明いたしました。また、単独整備ができなかったときの対応、公益事業の配慮など、説明責任も果たさず、市民は大変不安を抱いております。人生の最大行事を、我が住環境の中で安らかに締めくくりたいのが人の思いであり、市長にあっては、この市民の思いを真摯に受けとめ、2市と話し合い、石岡市と小美玉市とかすみがうら市が協力し合って石岡斎場の建設を推進することを求めるものであります。

続いて、請願第8号 斎場の整備に関する請願書に対する附帯決議（案）が提出され、同委員会として決議したため、ご報告申し上げます。

請願第8号 斎場の整備に関する請願書に対する附帯決議。石岡地方斎場の建設事業に当たっては、次の事項について十分配慮すること。

- 1つ、石岡地方斎場から離脱をしないこと。
- 2つ、三者で整備をすること。
- 3つ、三者で協議を行い、相互に歩み寄り、妥協案を模索すること。

この附帯決議も含め、石岡地方斎場の建設がより広域行政の発展と円滑を図るため、それぞれ、構成市がひざを交えて協議を行い、円滑な妥協案を模索するよう願うものであります。

以上であります。市民からの請願の採択であります。それに対しまして、議会としても、ただいま申し上げた附帯決議をしまして採択したということでございますので、ひとつよろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第8号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

7番 加固豊治君。

[7番 加固豊治君登壇]

○7番（加固豊治君）

私は、現在の斎場の整備に関する請願に反対の立場で討論をいたします。

今回の請願のきっかけは、宮嶋市長が選挙公約として掲げた、石岡地方斎場組合、斎場移転計画の見直しによるものであり、そのことは民意、多くの市民の声を反映していると考えます。宮嶋市長は火葬場建設そのものに反対しているのではなく、火葬炉の縮減、式場の公営ではなく民営移行などによる建設費の大幅な縮減をかねてより訴えているものであって、新しい斎場建設そのものを反対しているものではありません。この斎場計画は、当初の建設事業費は38億円であり、それがあまりにも規模や建設費が高額であると、平成19年度に現在の23億円の建設費に縮減されたと聞いております。数回にわたる宮嶋市長の話し合いの要求にも管理者は応じず、見直しの話もできない、話し合う時間ももたないと聞いておりますが、早急に正副管理者会議を開き、合意形成が図られるようお願いするものであります。

今、市民が望んでいる最優先施策は小学校の耐震化工事であると考えます。このことは以前より叫ばれていましたが、3月11日の東日本の大震災により、小中学校等の耐震化工事は、児童・生徒の生命を守り、また、市民の避難場所にもなることから、どの自治体においても最も最優先しなければならないものとなりました。東日本大震災復興のために、今後、国の財政を財源とした事業の縮減は避けられず、震災による復興や備えを最優先してほしいとの声は、偽らざる市民の真の訴えであります。そして、石岡斎場建設を現計画どおり推進するのではなく、見直しをして建設費を縮減、未来の市民負担を少しでも軽減することを第一と考えます。見直しをして、斎場建設の立場から、現計画どおりの斎場建設請願に反対するものであります。

議員各位の良識ある判断をよろしくお願いします。私からの反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

10番 鈴木良道君。

[10番 鈴木良道君登壇]

○10番（鈴木良道君）

斎場整備に関する請願書について、賛成の立場から討論をいたします。

本請願の趣旨は、石岡斎場からの離脱を撤回し、三者がお互いの立場を尊重し、協調・協力し合い、同事業を進めることを願った請願であります。

ご存じのように、石岡市と小美玉市から幾つかの譲歩案が提案されておりますが、市長は柔軟

な姿勢を示しておりません。民主党がマニフェストの実現をこだわる姿勢に対し、国民からは是非論があります。それは、政治姿勢として評価できますが、現実論として疑問があるためであります。このような時代背景も考えあわせ、特に広域行政のように、相手の事情もあるものについては、市のトップリーダーとして、高い視点から判断をしていただくことがより賢明であるものと考えております。また、これだけの署名が集まるということは、市民が大変な不安を抱いているという裏づけでもあり、その現実には直視すべきであり、また、目を背けてはならないものと考えております。

NHKの大河ドラマ「江」にも出てくる細川ガラシャは、「散りぬべき時知りてこそ世の中の花も花なれ人も人なれ」という辞世の句を残しております。これは、花も人も散りどきを心得ていてこそ美しいのだという解釈であり、死を真正面から受けとめた言葉でもあります。だからこそ、死は無条件に心に響くのではないのでしょうか、人はだれしも、死は崇高なものであり、これは大部分のかすみがうら市民が同様の考えであると考えます。この市民の心や、熱い思いを心に受けとめていただき、宮嶋市長みずからがひざを交え、話し合い、3市がともに協力をし合って石岡地方斎場の建設を進めることを願って、賛成討論といたします。

最後に、議員諸公におかれましては、この市民の切実なる声に耳を傾け、本請願にご賛同いただきますよう心からお願いを申し上げます。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。4番、田谷文子でございます。

さきの質問で申し上げましたとおりでございますが、本日は斎場に対する請願に対する反対の意見を述べさせていただきます。

石岡市、小美玉市、かすみがうら市、3市での建設する場合は、市長は、4億円以内であれば負担はしたく、4億円以上は負担したくない、参画はしないとの意見がかたいわけであります。その辺は皆様方もよくご存じのとおりでございます。負担が4億円以内であれば、合意もやむなしとの考えをお持ちのことも、皆様ご存じのとおりでございます。

過大にならない斎場は、一緒にやろうという気持ちを持った上での、石岡市や小美玉市に対する提案をしているわけで、それが受け入れられないのであれば、新しい斎場については参画できない。もし、かすみがうら市議会が改めて決議をするならば、こうした市長の提案を、石岡市長、小美玉市長が受け入れられるように申し入れるための決議をすべきではありませんか、皆さん。議長は、そのような決議文を両市に対する働きかけをすべきですよ。それが市民に対する当然の責任だと私は思います。すなわち、我々議員は市民以外のだれから選ばれたわけでもございません。皆さん、傍聴に来ている市民の皆様方も、お一人お一人、市民以外の方々の指示で動くいわれはないわけです。まず、市民のために税金をできるだけ節約して使う方向で考えるべきではありませんか。したがって、私は斎場建設についてはできるだけ節約できる方法で進めるべきだと思っております。

過大な支出をするというなら、むしろそのお金を、今回提案のあった子供医療費無料化にどこまでこたえられるかを、会期を延長しても議論すべきではなかったでしょうか。これを、今回ほとんど審議もせずには否決してしまったわけです。市民の皆さんは、こういう議会のあり方を正しいとお思いですか。子供の医療費については審議もせずにお金のかかることを心配するのなら、それに対して火葬場には節約を促すどころか、過大な計画に満額こたえていこうという姿勢は、市民から決して納得されるものではない、私はそう確信しております。現段階での、相手からのきちんとした譲歩がないままでの火葬場建設には、改めて反対の意思を表明するものでございます。

昔の人はよく言ったものです。「ないそでは振れない」のです。雇用もされず、非常勤で働く者が多い今日、負担をできないと思いませんか。自分の年金もままならない多くの市民が今後増えるのですよ。法人税も、なかなか思うに任せられない今日、市民の税金を大事に使うことこそ、市長に、私たち議員に、そしてスタッフである職員に課せられた大きな役目ではないでしょうか。2市の管理者が立ちどまって考える時間を持っていたいただいたことこそ、このことこそ、かすみがうら市長としての大きな功績だと私は思います。3市の市長が同じ机の上に立って、再度話し合っ、て、そういう話し合いの場を持つことを希望して、私の反対討論とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

[傍聴人に拍手する者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第8号 斎場の整備に関する請願書に反対の立場で討論をいたします。

宮嶋市長は昨年8月、石岡地方斎場組合の斎場移転建設計画の縮小見直しを、組合管理者の久保田石岡市長に申し入れておりました。しかし協議が進まず、いまだ合意形成に至っておりません。業を煮やした久保田管理者が、6月3日、斎場建設費の負担金を払うのか、それとも斎場組合から離脱するのか、こう迫る文書を宮嶋市長に突きつけたことが、かすみがうら市単独整備の方向を決める大きな発端であります。その後の6月6日に、斎場組合正副管理者会議がありましたが、その時点では、かすみがうら市は単独整備の方向だ、やむを得ないと判断したと市長は述べております。

宮嶋市長は、昨年7月に市長選挙で、23億円かかる石岡地方斎場移転計画の見直しを公約に掲げ当選。市長は直ちに斎場の見直しの中身として、第一に葬祭場は民間に任せて削減する。第二に火葬炉8基は過大、現有プラス1基の5基とする。3つ、これに伴い300台の駐車スペースが縮減され、既存敷地での建てかえも可能との内容で、計画縮小の申し入れを組合管理者に提出しました。現在地での改築ならば5億円から6億円以内で済みます。私は、斎場組合議員として8年間、現在地での建てかえを一貫して主張してきた立場であり、この申し入れには大賛成であり

ます。石岡地方斎場の移転建設は、平成13年7月27日の組合臨時議会で、移転先を石岡市染谷中島山にする決議を上げたことを推進の根拠にしていますが、平成14年1月に、当時の石岡市長であった木村氏が入札妨害事件で逮捕され、一時凍結状態にありました。私は、この段階で議会決議を白紙に戻すべきだったと思います。特に、移転地の共有地5万8000平米にはたまご博事件という疑惑があり、それが今度の移転建設の背景となっています。移転地は現斎場敷地面積の9倍で、買取価格も平米当たり3,700円、1反当たり370万円と異常に高くなっております。また、現斎場の火葬炉は4基ですが、計画では7基プラス予備1基で2倍、式場は150人ですが、ロビーを開放すると200人の収容が可能となっております。控室や関連施設も増設しております。

この式場建設は、民間と競合する公的施設の改革についてという、平成12年5月26日の閣議決定にも反する内容となっています。加えて言えば、霞ヶ浦地区市民は行方市にある鹿行広域組合の斎場、火葬場ですが、霞ヶ浦聖苑を利用しておりますが、式場はありません。霞ヶ浦地区市民はすべて、葬式は民間で賄っております。一方、石岡斎場にある式場の千代田地区市民の利用率は、8年間平均で7.3%、かすみがうら市全体の平均利用率は3.4%であります。式場を利用できる市民はごく少数に限られ、死亡者も多くなるにしたがって、利用率は当然低くなります。

今、葬式のあり方も、家族葬など、小規模になる傾向もあり、大規模な式場は必要ありません。宮嶋市長は当初、現在地での建てかえを主張していましたが、久保田管理者が移転先である石岡市染谷中島山の共有地、萱山の買収を強行完了させ、昨年9月、組合臨時議会が土地取得を承認したため、移転先の取り付け道路を含む造成工事の着工を容認しました。しかし、基本的な見直しの姿勢を崩さず、斎場は民間に借地として貸しつけ、建設は民間に任せることもできるとして、火葬炉の基数と、斎場本体建設の縮小での協議を、正副管理者間で行うよう要請してきたわけがあります。

しかし、ことしの2月2日に、組合管理者側から、火葬炉は6基及び予備スペース2基で合意できなければ会議には応じられないとの回答が出され、2月15日の組合議会では、現計画案で進める予算が、宮嶋市長の不同意のもとで可決されたのであります。管理者はあくまで、当初計画どおり進める方針を変えようとしていないことのあらわれであります。

6月3日に最後通牒、いわゆる、金を払うか脱退するかを突きつけておきながら、今度は、6月6日の正副管理者会議では、石岡市と小美玉市から妥協案、1つには、火葬炉は6基とし、2基分のスペースはオープンスペースとする。2、斎場、式場は小美玉市、石岡市の2市負担とするが示されましたが、宮嶋市長は、2は同意できるが、1案では当市の負担額が4億円を超える、合意できないとして、市単独の整備を表明したわけであります。

一方、久保田管理者は7月20日、火葬炉発注を約2カ月先延ばしする考えを示しましたが、8月15日の斎場組合議会では、9月半ばに本体工事を発注し、10月12日に請負工事契約のための臨時組合議会を開き、承認を受けたいと表明いたしました。市長は当然、これには反発し、建設負担金の支払いはしないことを再度表明したわけであります。

一方、もう一人の副管理者である小美玉市長は、宮嶋市長の話によると、2市による斎場建設に難色を示し、現計画のままで本体工事を発注することには反対する方向になったとのことあります。その結果、久保田管理者は9月9日の定例記者会見で、「火葬炉発注をさらに先延ばしする」と述べています。今まさに、新斎場建設は膠着状態といえるのではないのでしょうか。宮嶋

市長は、9月1日の全員協議会では、単独整備を強行する姿勢はとらないと述べ、市民が軽減されることが大事。基本調査で単独整備すれば、総事業費は確実に安くなることはわかっている、それを前提に単独整備を進めようとし、6月からスタートしたと語っております。

私は、この請願の理由にある、現計画どおり斎場建設を求めるという文面には絶対に反対であります。地方自治法では、地方公共団体が事務を処理する場合、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定められております。また、地方財政法では、地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとなっております。私は、斎場組合が進めている移転建設計画、現計画はまさにバブル的な発想による無駄遣いであります。したがって、これらの法律に違反していると考えます。

私が8月に行った市民へのアンケートでも、160人から回答がよせられましたが、結果は、「計画どおり整備する」は10.3%、「単独整備」が31%、「縮小して整備」が23.9%、「現在地での建てかえ」が30.3%でありました。そこで、今回問題があったのが、きょうの全員協議会の場において、請願の取り扱いについて諮問があったことでもあります。その内容は、この請願について、なお、請願書の執行部への送付は、個人情報の観点から請願書を送付し、名簿を送付しないこと、さらには、利害関係のある住民からの閲覧は、個人情報の観点から非公開とすることを決定したというふうに諮問をしております。請願者名を非公開扱いとすることは問題ではないでしょうか。2,816名の署名の重みがなくなることにならないでしょうか。私は、署名の集め方に関して苦情が数件寄せられたことをつけ加えておきたいと思えます。

以上、私は現計画どおり進めるという声は少数だと判断し、この請願に反対するものであります。

以上です。

[傍聴人に拍手する者あり]

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

[「退場だよ」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

12番 矢口龍人君。

[12番 矢口龍人君登壇]

○12番（矢口龍人君）

第8号 斎場の整備に関する請願に対しまして、反対の立場で討論に参加いたします。

昨日、この請願に署名をした方とお話することがありました。その方のお話では、市長は斎場をつくらないとのこと、つくってもらわなくては大変なことになるということで署名したとのことでした。私はその方に、市長は、石岡斎場建設は推進しているよと、3市での斎場建設にも否定はしていないと。市長は選挙で、斎場建設の見直しを公約として当選してきており、当初から石岡斎場組合では、23億円の巨費を投入する斎場には反対であり、この計画の事業規模を縮小するよう申し入れをしてきたが、一向に改善されず、いまだに合意形成に至らず、事業のみが進行している。一部事務組合は、構成市3市の合意により事業を推進することが原則であり、合意

のない状態での事業の推進はあり得ないはずなのに、石岡、小美玉の2市は既成事実を積み重ねて、強引に当初計画どおり実施しようとしているのが現在の状況であり、石岡斎場が3市でできない場合には、市単独での斎場建設を行うために市長は調査を実施していること。市長は、無駄をなくして効率のいい斎場建設を行うために調査を実施しております。市長の考えは、行政側からの情報が、しっかりと市民に伝わっていないとの指摘がございました。

7日の本会議で、中学生までの医療費無料化が、財源が示されていないとの理由で否決となりました。震災以後、特に厳しい経済状況と社会不安の中、子育て世代の保護者の皆さんは、子供たちのために必死に働いております。その、少しでも手助けになるはずの中学生までの医療費無料化だと思います。約5000万円の財政負担で実施できたはずですが、斎場の事業を縮小し、その削減した分で十分に補える金額ではないかと私は思います。

亡くなった方への尊厳は大事だということはいうまでもありません。しかし、これからの将来を担う子供たちに、これ以上無駄な借金を持たせることがあってはならないことだと思います。少子化対策、子育て支援に力を注ぐべきだと思います。市長の行政運営は、私も完璧であるとは思いません。しかし、行財政改革に臨む決意と行動は、歴代の首長にはない斬新さであり、評価に値するものであると思います。そのようなことから、請願理由の現計画どおりの斎場建設には反対をいたします。

以上で私の反対理由といたします。

[傍聴人に拍手する者あり]

[「議長、静粛にさせてくださいよ」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

傍聴人の方に申し上げます。

静粛に傍聴願います。

今回は、退場といたします。

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより請願第8号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

請願第8号は委員長の報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、請願第8号は採択することに決しました。

日程第 2 発議第 6号 石岡地方斎場建設を推進する決議（案）

○議長（小座野定信君）

日程第2 発議第6号 石岡地方斎場建設を推進する決議（案）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

石岡地方斎場建設を推進する決議（案）について、提案理由を説明いたします。

これまで、かすみがうら議会は、石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議を決議し、市長に要請してまいりました。しかし宮嶋市長は、石岡地方斎場組合からの離脱と、かすみがうら市火葬場単独整備を表明し、9月定例会での候補地は、三者協議の行方を踏まえ発表は控えるとしております。

一方、9月1日の全員協議会において、市長は、市民の判断の尊重と発言し、1つの選択肢としてつくらない選択肢を発表しております。この市民の判断の尊重という理念は、議会としても理解できる点であります。広域行政の枠組みの維持ということからも、円満な解決を図り、事業推進を図ることを求めているものであります。あわせて、これらの理念に基づき、市民の意思を第一とし、組合からの離脱という不安を解消していただくよう要請いたします。

よって、市長にあっては石岡地方斎場の建設を推進するという、議員諸公の思いを厳粛に受けとめ、1、石岡地方斎場建設事業を3構成員の協力のもと推進すること。2、かすみがうら市単独火葬場の建設計画を進めないことを踏まえ、石岡市や小美玉市との再協議を真摯に行い、相互に歩み寄り、3構成員によって石岡地方斎場の建設を推進するよう強く求めることをご提案申し上げます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

これより提案者に対する質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

6月3日に、宮嶋市長に久保田管理者が、負担金を払うか、それとも離脱をするか、どっちかにせよ、こういう最後通牒を出しましたよね。その6月3日というのは金曜日なんです。ところが6月6日には正副管理者会議が開かれる予定になっていたんですよ。これについてどういうふうな認識をしておりますか。

本来であれば、6月3日にこのような文書は出さずに、6月6日にきちんと話し合いをしていればよろしかったのではないのでしょうか。この点について議論されてますか。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員に申し上げます。

ただいま中根光男議員が申し上げた提案理由、内容に、はるかに離脱しておりますので、今の質問は撤回願います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

同年6月6日って書いてあるでしょ、だから質問したんでしょう。6月3日に最後通牒を出しておいて6月6日にそういう話し合いというのはおかしいでしょ、だから質問したんでしょうよ。

どういう権限があってあなたはそんなこと言うんですか。6月6日にというふうになっているから、どういうふうな認識でいるんですか、これを協議したんですかって聞いたんですよ、なぜそれに答えられないんですか。

○議長（小座野定信君）

佐藤さんの最初の質問には、「協議」という言葉は入っていましたか。

○8番（佐藤文雄君）

認識でもいいですよ、とにかく答えてもらえばいいですよ。

○議長（小座野定信君）

この発議第6号は中根議員が提案者ですけれども、その6月6日に関しては、斎場の組合長がこれを出しているわけですから。それに対しての感想というか、理由を求めるといっても、これ無理ですよ、ここの議場では。これ、当事者でないですから。

○8番（佐藤文雄君）

そういう問題じゃないでしょうよ。

○議長（小座野定信君）

いや、そういうもんだよ。

○8番（佐藤文雄君）

なぜ、こういう6月3日と、6月6日という事実についてどう認識されているんですかって聞いてんですよ。その認識を言ってもらえばいいだけじゃないですか。別に難しくないですよ。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時40分

再 開 午前11時41分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き、会議を開きます。

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、佐藤議員の質問にお答えいたします。

私も当事者ではございませんでしたし、その中身なり、その経過については認識しておりませんので、お答えはできません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに。

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

市長がね、総合的に市の予算については、市民に対して責任をとるのは市長です。だから市長に予算の提案権があるんで、この決議案とか、そういうものが可決とか否決とかってするのは、議会は全くできるわけではないと私は思います。議員には予算の提案権はありませんので。

○議長（小座野定信君）

田谷さん、申し上げます。もうちょっとルールを勉強してください。ただいま、提案者に対する質問です。私に対する意見を述べる場ではありません。もう少し勉強してから発言してください。

ほかに。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第37条第3号の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

次いで、発議第6号 石岡地方斎場建設を推進する決議（案）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願に反対を表明いたしました。市長は、市の単独整備に固執しているわけではありません。そういう意味で、しかし私は、移転地先の、いわゆる石岡市染谷中島山に斎場建設をするということには反対の立場であります。組合議会の長年の経過からも、斎場建設の場所については、当初からたまご博に絡む土地の、いわゆる共有地である染谷中島山地内に水面下で決定していたと考えられます。それを前提にした新斎場の建設となったことは明白であります。

私は、現斎場地での建設でなければ、市の単独整備も必要なことだと考えております。この決議には、かすみがうら市単独火葬場の建設計画を進めないこととありますが、宮嶋市長が、この立場を出したため、今、3市での協議が進行する状況にもなっているかと思えます。私は、一体的なかすみがうら市をつくる上でも、この単独斎場建設については、1つの有効な政策手段だと考えております。よって、この決議には反対であります。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

石岡地方斎場建設を推進する決議に対して、賛成の立場から討論いたします。

議員諸公もご存じのように、議会は3月にも石岡地方斎場建設を進めることを市長に要請して

まいりました。一方、宮嶋市長は、石岡斎場からの離脱と市火葬場単独整備を表明いたしましたが、いまだに候補地は明確となっております。このような中で、多数の市民から請願書が提出されたわけであります。この請願に託された市民の願いは、単に石岡斎場の建設を求めるだけではなく、これまで深いつながりのあった広域行政を維持してもらいたいという気持ち、円満に解決してほしいという気持ちがこの署名に託されていると思います。議員の皆さんはどのように受けとめておられますでしょうか。つまり、今、斎場問題は市民に大きな不安を募らせているのであります。

かの松下幸之助氏は、「愚人の経営もいけないが、賢人の経営もいけない、衆知による経営でなければならない」という名言を残しております。同様に、宮嶋市長は、全員協議会において、市民の判断を尊重するとおっしゃっております。ならば、この言葉が市長の政治理念であるならば、組合からの離脱という不安を解消していただきたい、議会としても、市民の願いと同様、広域行政の連携に大変危機感を持っております。このため、石岡斎場の建設を推進するための再決議の提案となったものであります。この署名を連ねられている議員諸公の思いを真摯に、かつ厳粛に受けとめていただくよう強く願うところであります。私も本決議のとおり、3市が相互に歩み寄り、円満な解決を図り、石岡地方斎場の建設を推進していただくことを強く望む者の一人でございます。

最後に、議員諸公におかれましては、この斎場問題を政争の具にすることなく、また、地域間の問題としてとらえるのではなく、市民の切なる願いを大切にするというご認識に立って、本決議にご賛同いただくよう心よりお願い申し上げます。

ご賛同、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに、反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより発議第6号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

[傍聴人に発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

そちらの方、退場願います。1、2、3人。退場願います。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

会議に入る前に、傍聴人の方々に再度、繰り返し申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、ご静粛に傍聴されますよう重ねてお願い申し上げます。

日程第 3 議案第48号ないし議案第51号及び議案第53号ないし議案第59号

○議長（小座野定信君）

日程第3 議案第48号ないし議案第51号及び議案第53号ないし議案第59号までの11件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている案件につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。これより委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成23年9月7日に付託されました議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第54号の4件について、9月7日に委員会を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第49号、議案第50号、議案第54号については全会一致で、議案第51号については、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過概要は、委員会会議録のとおりであります。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております。議案第53号ないし議案第56号及び議案第59号につきましては、9月7日に委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第53号ないし議案第56号及び議案第59号については可決すべきものと決しました。委員会におきましては、今回、教育委員会より放射能測定機器等の購入の上程があったわけでございますが、保育所と児童館等におけます不安を解消するようなためにも、放射能測定機のほう、計上はされておりましたが、購入するよう要請した次第でございます。

ほか、内容、概要につきましては委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長、矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成23年9月7日に付託されました議案第48号、議案第54号、議案第57号、議案第58号の4件について、9月7日に委員会を開催しました。各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、全議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要につきましては、配布してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で各委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第48号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第49号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第50号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8 番 佐藤文雄君登壇]

○ 8 番 (佐藤文雄君)

議案第50号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

この条例は、6月30日に国会にて改正したことに基づくもので、地方税の罰則規定が強化されたものであります。その内容は、罰則額を3万円から10万円にはね上げるもので、納税者に対する人権を無視した税務調査や滞納処分、差し押さえなど、乱暴な権力行使を一層助長するおそれがあります。

一方、この条例では大資産家向けへの証券優遇税制を、2年間延長を図るものであります。本来、証券への利益課税については20%でありましたが、これを10%に据え置く、これを2年間延長するものであります。私は、資産家への優遇税制はやめるべきだと考え反対するものであります。

以上です。

○ 議長 (小座野定信君)

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ 議長 (小座野定信君)

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ 議長 (小座野定信君)

起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○ 議長 (小座野定信君)

次いで、議案第51号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

15番 山内庄兵衛君。

[1 5 番 山内庄兵衛君登壇]

○ 1 5 番 (山内庄兵衛君)

反対の立場で討論を行います。

本案は、教育委員会を、今の霞ヶ浦庁舎からあじさい館に入れるという案でありますけれども、宮嶋市長が出島村長時代、今から20年前に、あそこにあった出島公民館と称するところに、今まで教育委員会は入っていました。

この公民館は当時、防衛庁から1億8000万の補助金を受けるということですが、宮嶋さんはそれに反対して、そのツケがずっと回って、真っ暗なところで教育委員会が置かれているわけです。そして、霞ヶ浦庁舎がやっとでき上がって、一貫して、霞ヶ浦庁舎と千代田庁舎

で仕事ができるようになりました。教育委員会も一緒にできるという喜びがありました。しかし、今度の改正によってあじさい館が空いたからといって、あじさい館に戻す、これはちょっと皮肉ではなかったのかなと思います。

教育委員会というのは、教育法に守られて独立しているわけであります。これは市長の管轄ではなくて、教育長に絶対の権限を持たせるのが教育の方針であります。しかも、あじさい館に入れて、ふろの管理、レジオネラ菌の管理までさせるというような、こんなひどい話はありません。教育委員会は教育として、この、かすみがうらの教育を絶対的な権限で教育長に与えて教育をするのが教育の方針ではなからうかと思えます。小さい学校は小さい学校なりに特色があり、大きい学校は大きい学校なりに、それぞれの課題を抱え、それぞれの教育方針で、全力で投球している教育長であります。代々の教育長も一生懸命やっている、こういうことでありますので、私はあじさい館に教育委員会を戻し、そして教育長に福祉の問題まで背負わせるというような宮嶋市政の、このあじさい館に移動することには反対をいたしたいと思えます。

議員諸公のご賛同を賜り、教育の充実と、皆さんの理解あるお力で、私にご賛同いただきますよう、よろしく願いいたしまして反対討論とします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

今の51号の件について、誤解があるのではないかなということで、賛成の立場でお話しするんですけども、あじさい館に教育委員会の施設を持つてくるというのは全く書いてないんですよ。これ誤解なんですね。今のあじさい館で公民館と、これは、公民館は教育委員会です。それから福祉館は保健福祉部がやっているわけなんです。縦割り行政じゃなくて、これを一体的に管理することによって合理的な運営をしようというのがこの条例の趣旨なんですね。ですから教育委員会があじさい館に行くんだということは全くこの条文とは関係ないということですので、誤解のないようにしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第51号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第53号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第54号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時50分

再 開 午後 1時51分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第55号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第56号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第57号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案58号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第59号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小座野定信君）

日程第4、議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。ただいまの議題につきましては、一般会計決算審査特別委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長 古橋智樹君。

[一般会計決算審査特別委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○一般会計決算審査特別委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会一般会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。本委員会は平成23年9月7日に付託され、議案第60号について、9月9日、9月12日、9月13日、9月14日の4日間会議を開催し、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第60号は、採決により賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

審査の内容におきまして、22年度の決算の概況でございますけれども、皆様もご承知のとおり、個人税収、市民税におきましては2億の減でございました。しかしながら法人市民税におきましては、宮嶋市長の前市長の工業事業所の誘致によりまして、そういった効果もあり、1億6800万ほどの増額となったわけでございます。しかしながら、リーマン・ショック以降の経済の底打ちから回復の兆しへ向かっていた22年度ではございましたけれども、3.11、東日本大震災の事態が起こりまして、22年度の3月においては、今後、非常に23年度以降の税収、これが大変厳しいであろうというところでございます。22年度の決算においては、そのような市の自主財源の動きはありますけれども、国におきましては、子ども手当をはじめとした事業が執行となりまして、子ども手当以外にも、国庫支出金として、大変当市には負担をいただいたわけでございます。

そういった状況において、今回は、議会において従来の決算書の審査に加え、事務事業シートという形で、1つ1つの事業を、費用対効果を審査するという方式に変えたわけでございます。その中では、担当課のほうへ費用対効果、事業に用いる予算がどのように働いているのか説明を

求めたものでありましたが、総括的な観点から申し上げますと、費用対効果の説明が非常に不十分であったなど感じる次第でございます。これはもとより、22年度に新たな市長となりました宮嶋市長が、行財政改革という御旗のもと、執行部各位への指導・教育がいささか届かなかつたのかなと思う次第でございます。その一例として、幾つかの事業において不用額が発生。さらには、当市の行財政改革のシステムもございましたが、こちらについても、市長がこの制度を用いず、トップダウン的な行財政改革、一部の市民の意見を用いた行財政改革に切りかえたため、担当課においては、いささか説明が欠けたものがあらわれていた次第です。

そういった状況におきまして、292の事業を1つ1つ審査したわけですが、4日間という審議の期間では、いささか審議時間が足りなかったというところが率直な意見でございます。今後は、この決算に限らず、今後、この議会におけます委員会の審査で、より効率的な審査を市民の皆様のために行わなければならないと感じた次第でございます。

なお、審査経過概要につきましては、配布の会議録のとおりでございます。

以上で一般会計決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

平成22年度一般会計における当市の地方債残高は175億円で、前年比2億3000万円増加しております。中でも臨時財政対策債が10億8000万円と、前年比で4億1000万円増加となっております。このことは、合併特例債にかかわる負担が増えていることとも関連していると思います。無駄遣い財政を改める必要性を示していると私は考えております。

平成22年度一般会計の市税における不納欠損額が379件で、5796万円となっております。これは前年度と比較して約7倍の増加であります。特に執行停止後3年経過分が極端に増加し、179件、額では4763万円となっております。このことは、市民の生活がいかに苦しくなっているかのあらわれであるとも考えられます。

しかし、市税の徴収業務では、未納額ランクで10万円以上30万円未満が、件数でも全額でも多くなっております。前年度と比較して改善されず、増えていることは問題だと考えます。このことは不納欠損処分につながることであり、22年度は前年と比較し、今述べたように大幅に増えて

いることは、職務の改善が求められていると考えます。特に時効5年経過についての対策は急務であります。

一方、入札制度の改革については、合併6年になっても、いまだに地域のすみ分けの入札が行われているのが実態であり、談合の疑いが解消されていないと考えます。予定価格、希望価格の事前公表にこだわる市長の姿勢にも問題があるのではないかと考えます。

事務事業シートの審査の中で、国保年金課の件であります。次年度の取り組み方針、税率等の引き下げを行う場合は、法定外繰入額を調整し、資産割の引き下げと応能応益の適正化を図るとしておりました。基本的方向性が出された時点で、国保運営協議会に答申する前に十分な議論を深める必要があったと考えます。答申後では改善はできません。それが、今回の矛盾した結果、収入の少ない4割以上の被保険者の負担増につながったと考えます。

同様に、保健福祉部において、子ども福祉課の問題ですが、中長期的視点での対応と、次年度取り組み方針で施設の民営化を検討するとなっております。しかし、公的施設では多様化するニーズになぜこたえられないのか、これは公的責任の放棄であると考えます。そしてまた、さくら保育所がなぜターゲットになるのか、極めて大きな問題であります。

私は、22年度の一般会計予算について、市が雇用する職員については、自治体労働者の調査によって、かすみがうら市は全体的に非正規雇用の率は低いのですが、保育士と学童保育の指導員には専門性が求められているわけですから、きちっとした正規雇用とすることが必要だと提案をいたしました。しかし、この提案に、民営化は逆行する対応ではないでしょうか。このようなやり方で民営化を促進、強行するのには反対であります。

農林水産課においては、悪臭対策について極めて消極的な態度でありました。住みよい環境という市民の要求に、真剣にこたえていないと考えます。

今回、問題になりました石岡地方斎場移転建設については、私は現在地での建てかえを一貫して主張してまいりました。しかし久保田管理者は、移転地の染谷中島山の共有地買収に執念を燃やし、手続上にも問題のある買収を完了させたわけであります。その点については組合議会で指摘しましたので、ここでは省きます。いずれにしても私は、この移転事業については認めることはできません。

さらに、消防事業の問題であります。職員の不補充による消防職員不足で、住民の安全を守るという点では問題が残るといって、こういう議論がされております。

そしてその他について言えば、観光施設利用状況について改善が見られていない点が挙げられます。歩崎ビジターセンターの見直しが必要であります。

加えて、情報公開の問題について述べたいと思います。議会の会議録が公開されていないこと、これが問題であります。このことは全国オンブズマン連絡会議でも指摘されており、会議録のホームページへのアップ、公開が求められていると思います。

以上、今回の決算認定に反対する討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

反対の立場で討論したいと思います。

宮嶋市長が当選して初めの決算審査でございます。私も宮嶋市長を支持した一人でございます。行財政改革を掲げて当選したといっても過言ではない。うちのほうの委員長からるる、いろいろ説明した中でも、指摘事項は大分ありました。そこで、これは初めての決算の認定ということで、市長の通信簿といっても過言ではないと私は思うわけでございます。そこで、やはり市長としてのリーダー、職員の教育、指導、予算の執行状況のチェックはきちんとすべきではないのかなと私は思う中で、今回の決算の認定で、不用額が今まで以上に多い。これは執行のときに、きちんとした事業計画のもとに決めて、不用額が多いというのであればまた別です。それにおいても、3月どきに減額補正もできるわけでありますよね、そういう中で、全額不用額にした案件が、五輪堂橋、宍倉出張所、五輪堂橋については、市長は議会が間違ったと主張しております。しかし議会側では関係資料を全部精査した中で、調査した中での結論でありまして、いささかも間違えない。五輪堂橋の5630万、これは全額不用額ですよ、これ、県への負担金です。これ、1つ大きな問題があるんですよ。

実は、ことしの1月12日、石岡市の土木部長と課長がかすみがうら市の土木部に来ております。そういう中で、うちのほうはこの負担金を出してもいいんだよというような話を、私の調査の中で聞き及んでおります。なぜ、そこまで、石岡市の土木部長と課長が来ていながら、職員が市長にその話を持ち込まないのか、そこがよく知りたいんですよ。市長と職員のコミュニケーションがとれていないから、そういう話を持って来ないのではないのかなと、当然これ、4300万ですか、400万ですか、石岡市が負担するものをかすみがうら市が負担するというはめになったわけです。そういう中でこの不用額が多いということは、これは大変なことなんです。議会としては、予算どきに、どうぞ使ってくださいと議決しているわけです。これは職員全体が1つになって、こんな不用額は極力なくして行政運営するのが当たり前であって、今までにない不用額をつくったことに対して私は怒りを持っています。そういう考えから反対です。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

日程第 5 議案第 61 号ないし議案第 67 号

○議長（小座野定信君）

日程第 5、議案第 61 号ないし議案第 67 号までの 7 件を、会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている案件につきましては、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 加固豊治君。

[特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 加固豊治君登壇]

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長（加固豊治君）

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の審査経過並びに審査結果について、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりご報告いたします。

本委員会は平成 23 年 9 月 7 日に付託された議案第 61 号 平成 22 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算認定について、議案第 62 号 平成 22 年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 63 号 平成 22 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 64 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 65 号 平成 22 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 66 号 平成 22 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 67 号 平成 22 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、以上 7 件について、9 月 9 日、12 日、各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第 61 号ないし議案第 67 号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第 61 号 平成 22 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

[8 番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第61号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

平成22年度は、条例の改正で税率が若干引き下がりましたが、それでも所得300万円の4人家族で40万円を超える保険税は、とても払える保険税の水準ではありません。依然として、近隣市町村と比べて高い保険税となっております。所得額に対する国保税の割合も、値上げをした平成20年度には11.07%にはね上がり、平成22年度ではさらに、12.26%と引き続き高くなっております。まさに、市民の暮らしを脅かす国保税となっているわけであります。それが滞納額となってあらわれております。滞納の累計額も6億8498万円、そして、短期保険証発行数が一気に増加をし、前年度では730件ありまして、前年度比129件増という結果となっております。暮らしだけではなく、命さえ脅かされていると考えます。

徴収不能、いわゆる不能欠損処分も前年比で増加し、4700万円となり、執行停止後3年経過分が109件で、額にして3300万円に達しております。払いたくても払えない現実があるのではないのでしょうか。問題は、本来社会保険の加入となるべき給与所得者が、会社の都合によって国保に追いやられる実態があることであります。長年続く不況によって、不安定かつ収入の少ない給与所得者が増え、当市では給与所得者世帯数は40%にまでなっている事実も真摯に受けとめなければなりません。

国民皆保険制度は、国保の理念であります。国民健康保険法第1条には、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあり、社会保障の文言があるのは国保法だけであります。市民も含め、議会も首長も、国保は社会保障であるとの認識を持つべきであります。国民、市民の所得は減っているのに、国保税は上がり続けております。滞納者が増えるのは国保税の高さが原因であります。その原因の大きいものとして、1984年、政府は国保の国庫負担を45%から35%まで引き下げました。それ以降、市町村の国保財政は厳しくなり、国保税が値上げされるようになったわけであります。国保会計を立て直すには、もう一度国保の負担率をもとに戻すことを要求すべきだと思います。議会としても、国に対して意見書等を上げることを検討することを要請し、討論といたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第62号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第62号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み、これまでの負担のなかった扶養家族を含め、一人一人から保険料を取り立てる。受けられる医療を制限し、差別する、別建て診療報酬を設ける、保険料は年金から天引きし、2年ごと引き上げる、保険料を払えない人からは保険証を取り上げるなどというものであり、高齢者の医療を差別するうば捨て制度そのものであります。

昨日も、75歳になって保険料徴収明細書が届けられた方から、「年寄り早く死ねということか」と、怒りの声が寄せられました。多くの国民が、この制度に激しい怒りを呼び起こして、一昨年の総選挙の結果、政権交代となったわけですが、民主党政権は、廃止の公約を投げ捨てて、新たな差別医療制度を導入しようとしております。平成22年度決算でも、年金などから特別徴収できない普通徴収被保険者数が1,188名、全体の24%。このうち滞納者が112名で、その割合は9.4%になっております。滞納繰越額は年々増加しております。その結果短期保険証の発行

は21名、前年度比9名であります。参考に、23年度は41名になっております。75歳以上の高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国が十分な財政負担を行い、無料にすべきであると考えます。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すとともに、必要な財政措置を行うという、この立場から決算認定に反対するものであります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第64号 平成22年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

私は、特定環境保全公共下水道整備事業費で、加茂地区の工事請負費2億1500万円が計上されているとして、平成22年度予算に反対をいたしました。今回の決算では、前年度と比較し、下水道分担金及び負担金の過年度、いわゆる滞納分ですが、この収納率が極端に落ち込んでおります。全くといってよいほど改善されておられません。加えて下水道加入率についても、千代田地区は99.7%ですが、霞ヶ浦地区は70.7%で、前年比1.8%の伸び、問題なのは、私が毎回指摘している加茂・牛渡地区流域特環下水道の加入率であります。51.4%で、前年比3.3%の伸びで、加入率が伸び悩んでおります。

市当局は、加入者の増加が伸びない原因は、公共下水道、特定環境下水道とともに単独合併浄化槽で処理をしており、高齢者世帯で現在使用している設備でよいというような判断、または、費用負担ができないなどが主な理由といたしますが、これでは何のために公共下水道を整備したのでしょうか。私はたびたび指摘してまいりましたが、霞ヶ浦地区の加入率が悪いのは、事前調査やはっきりとした同意書がないまま認可を受け、事業工事だけが進められている結果となってお

ります。まさに土建行政の典型だということでもあります。

本議会での質疑で、費用対効果についてたどしました。下水道建設に投資した額は、全体で238億円で、千代田地区が123億円、霞ヶ浦地区が115億円、割合が51.6対48.4、ほぼ同額であります。

一方、使用料については、平成22年度滞納分も含めて、合計額3億1355万円で、千代田地区が2億4339万円、霞ヶ浦地区は7016万円で、その割合が77.6対22.4となっていることがわかりました。費用対効果を考え、無理やり事業を進めるのではなく、加入促進を図る努力を一層進めること、そして当市の生活排水処理施設整備計画の見直しを早急に行うことを要請して、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第65号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第65号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第66号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第66号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

平成21年度、介護保険制度の第4期事業計画に基づく方針で、介護保険料が引き上げられました。私は、3年前の大幅引き上げ、これは57%増でありましたが、この大幅引き上げで市民から大変な不満の声が上がりました。介護保険特別会計は、連続して黒字決算だと主張しておりました。ところが今度は、この第4期の事業計画においても5.8%アップ、月額4,000円の介護保険料に引き上げられました。私はこれに反対をいたしました。

そして、21年度予算の介護保険給付費が、前年度比2億6000万円、12.4%増と、大幅に見込んでいたことがわかりました。極めて作為的な予算だと指摘し、市当局の、厚生労働省のワークシートを用いて算出したとする介護給付費は過大になっていると批判をいたしました。その結果、平成21年度決算で、介護保険給付費における予算との差額が2億8600万円も出ました。平成22年度決算でも同様に、1億411万円もの差額が出たわけであります。

私は9月7日の本会議で、平成23年度の介護給付費の予想をたじましたが、保健福祉部長は前年度並みの伸びと答えました。したがって、第4期事業計画の3年間を通せば、介護保険給付費は大幅な差額、2億円を超えることは明らかであります。このことは、介護を受けたくても、利用料1割の負担が重くて受けることができないという実態があることであります。

平成22年度決算は2562万3000円の黒字を出した上に、積立基金6004万2000円を捻出しております。その結果、積立金合計額は1億5308万9000円となりました。一方、不能欠損処分も昨年度より少なくなっているとはいえ、221件で、額にして623万9200円となっております。欠損処分において、平成19年度分の217件のうち、収入見込みがないのが147件と大多数であります。払いたくても払えない現実があるのではないのでしょうか。介護保険料が高過ぎるという声は、該当する第1号被保険者、65歳以上の方であります。こういう市民からの悲鳴とも思われるほど上がっております。

今、第5期の介護事業計画を策定中だと思います。国の言いなりではなく、当市独自の、実態に合わせた保険給付費を見直し、算定し、さらに基金積立金をも活用し、介護保険料を引き下げよう要請して、討論にかえたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほか、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

私は、平成22年度決算において、予算額と比較し、収益減の中、費用を最小限に抑えて純利益を上げたという、市当局、水道事務所の努力は認めたいと思います。しかし、その利益を減債積立金として積み立てるのではなく、あまりにも高い水だという市民の声にこたえ、市民に還元するという発想が必要だと考えます。

平成22年度末の減債積立金は3億279万962円、さらに、翌年度繰越利益剰余金が1億2841万2730円あります。私はこの財源を活用して、水道料金の値下げに踏み切るべきだと考えます。平成24年度からは、土浦、千代田工業団地などの18社が、当市の水道に編入されれば、年間4000万円の増収が見込まれるわけですから、少なくとも、市民が使ってもいない水の分までは料金をとるべきではありません。

以上、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

日程第 6 請願第 6号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（小座野定信君）

日程第6、請願第6号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第6号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、9月7日に委員会を開催し、請願紹介議員からの説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第6号については全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第6号については全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条の第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書案を提出することを決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第6号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより請願第6号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第6号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 7 委員会発議第 6号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（小座野定信君）

日程第7、委員会発議第6号 教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては委員会提案であります。

なお、発議案についてはお手元に配布してあります委員会会議録において審議が終了しております。よって、会議規則第37条第3項の規定により提案説明及び質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

次いで、委員会発議第6号の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第6号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 請願第 7号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願

○議長（小座野定信君）

日程第8、請願第7号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

〔文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇〕

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第7号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願につきましては、9月7日に委員会を開催し、請願紹介議員からの説明を求め、慎重に審査を行いました。審査の結果、請願第7号については全会一致で採択すべきものと決しました。

こちらの請願につきましては、各学校が、耐震化がまだ行き届いていないという状況においての請願であります。当市におきましても、宮嶋市長がさまざまな事業提案をなさっておりますけれども、いつ来るや知れない大きな地震に備え、早急な耐震化を進めるもの、さらには、市長が従来ご提案しております学校統廃合における教育の充実、こちらを踏まえますと、ひいては総合計画に伴う、後期基本計画に伴う財政計画が必要であります。さまざまな事業を提案なさる、さらにはこれまでの従来の事業を見直す、そういった観点はすべて、今後の財政計画をお示しただくというところに、この請願も沿うものでございます。

今後、文教厚生委員会といたしましても、学校の統廃合を教育委員会として審議され、提案されるということでございますけれども、十二分に、ほかの事業との兼ね合いを審査してまいりたいと考えております。

なお、審査の経過、概要につきましては委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第7号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより請願第7号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第7号は委員長の報告のとおり採択されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時48分

再 開 午後 2時58分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ただいま、市長から議案第68号 かすみがうら市副市長の選任についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第68号を追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いいたします。

[議案配布]

追加日程第 1 議案第 6 8 号 かすみがうら市副市長の選任について

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、議案第68号 かすみがうら市副市長の選任についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第68号 かすみがうら市副市長の選任についてご説明いたします。

本案は地方自治法第162条の規定により、かすみがうら市副市長として、笠間市下市毛994番地の2、石川眞澄氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

石川氏は茨城県の職員として34年間勤務し、行政経験が豊富であることから、副市長として最適者と考え提案した次第であります。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号につきましては、議会先例及び会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第68号は人事案件でありますので、議会先例により討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、議案第68号 かすみがうら市副市長の選任についての採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第68号はこれに同意することに全会一致をもって決定いたしました。

日程第 9 『消防組織の機能を維持し、安心・安全を確保するための調査特別委員会』の設置
に関する決議（案）

○議長（小座野定信君）

日程第9 『消防組織の機能を維持し、安心・安全を確保するための調査特別委員会』の設置に関する決議（案）を、議長発議により議題といたします。

かすみがうら市は、未曾有の大災害として3月11日の東日本大震災の被災地となりましたが、折りしも、この大震災において火災等が発生せず、幸運にも難を逃れたといっても過言ではありません。

一方、平成22年8月6日、かすみがうら市職員採用中止、応募123人を門前払いという突然の報道を皮切りとし、宮嶋市長は、平成23年度も、消防、緊急の職員採用をしないという方針を示しております。これに対し、当市議会も多数の議員からさまざまな角度で質問や提言がなされましたが、市長はかたくなに姿勢を崩しておりません。このような中で、さる9月定例会の決算審査において、平成24年度以降の消防組織の水準維持に大きな不安があることが明らかとなりました。これらの事態を議会としてこのまま放置しては、消防力や救急力の低下が危ぶまれ、もはや看過できない状態となっております。

採用凍結は目先の処方せんであり、業務を遂行するための定員管理には長期的な展望が必ず必要であります。また、この大震災を教訓とし、特にこれからの消防や緊急業務に対しては万全の備えが必要であります。このため、消防力や緊急業務の基本は人材であることを再認識し、市民の願いである安心・安全をより強固にするためにも、計画的な職員採用と人材育成を念頭に置く必要があります。よって、この東日本大震災の経験を風化させないためにも、消防組織の機能を維持し、安心・安全を確保するため、調査特別委員会の設置を提案いたします。

お諮りいたします。

この特別委員会の設置につきましては、お手元に配布した名簿のとおり、消防を所管する総務委員会の委員全員と、文教厚生委員会と産業建設委員会の中で霞ヶ浦地区の常任委員、合計9名

で構成する、消防組織の機能を維持し、安心・安全を確保するための調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中も継続的に調査できることといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、ただいま設置されました消防組織の機能を維持し、安心・安全を確保するための調査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時06分

再 開 午後 3時17分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に、消防組織の機能を維持し、安心・安全を確保するための調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、ご報告いたします。

委員長に、6番 小松崎 誠君。

副委員長に、1番 川村成二君。

以上のとおり両名が選出されましたので、報告いたします。

日程第10 閉会中の継続審査について

○議長（小座野定信君）

日程第10 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

産業建設委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第11 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

日程第11 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のあったとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

日程第 12 議員の派遣について

○議長（小座野定信君）

日程第12 議員の派遣についてを議題といたします。

まず初めに、来る11月7日及び8日の2日間、かすみがうら市議会議員全体研修として、神奈川県横須賀市の、協働のまちづくりを研修目的とした研修会を予定しております。研修の趣旨をご説明いたします。

市総合計画において、みんなでつくる連携と協働のまちづくりを目指し、具体的には市民活動の支援、男女協働参画の推進、広報・公聴活動の充実、行政サービスの向上を推進しております。これらのことを踏まえつつ、あわせて、議会議員のさらなる資質向上を図ることを目的として、議会議員全員を対象として、先進自治体である横須賀市の協働のまちづくりを視察研修するものであります。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました研修会に、かすみがうら市議会議員全員を、地方自治法第100条第13項並びに会議規則第159条第1項の規定により派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、11月15日及び16日の2日間、茨城県市議会議長会主催による、平成23年度第1回議員研修会が常陸太田市において開催されることになっております。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました研修会に、田谷文子議員、岡崎 勉議員、川村成二議員の3名を、地方自治法第100条第13項並びに会議規則第159条第1項の規定により派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で日程による審議は全部終了いたしました。

○議長（小座野定信君）

次いで、お諮りいたします。

15番、山内庄兵衛君から、9月1日の本議会における発言について、会議規則第65条の規定に

より、不適切な発言があったとの理由により、JCOからの補償関係の発言の一部を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、よって、15番、山内庄兵衛君からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

それでは、これもちまして、平成23年かすみがうら市議会第3回定例会を閉会いたします。会期22日間にわたる慎重なご審議、まことにご苦労さまでございました。

閉 会 午後3時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小座野 定 信

かすみがうら市議会副議長 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 鈴 木 良 道

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一